

第 1 編 総 則

第1章 計画の目的及び性格等

1. 計画の目的

箱根町地域防災計画は、町民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本町の地域内にかかる災害対策について災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することによって災害時における社会秩序の維持と公共の福祉を確立し、もって町勢の発展を期することを目的とする。

2. 計画の構成

この計画の構成は次のとおりである。

第1編 総則

第2編 震災対策計画

第3編 風水害対策計画

第4編 雪害対策計画

第5編 特殊災害対策計画

様式編

協定編

資料編

3. 計画の内容

この計画においては、以下の事項を定める。

(1) 総則

- ① 防災面からみた箱根町の特性
- ② 計画の目的、防災ビジョン及び計画の運用
- ③ 町及び町域内にある公共団体等の処理すべき事務の大綱

(2) 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に軽減するための措置についての基本的な計画

(3) 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防ぎ、又は災害の拡大を防止するための措置並びに被災者に対する応急的救助の措置についての基本的な計画

(4) 災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての基本的な方針

4. 計画の方針

箱根町防災会議は、地域に係る社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実状に沿った計画にするため、災害対策基本法第 42 条の規定により、毎年検討を加えるとともに、必要がある場合にはこれを修正する。

5. 計画の性格

この計画は、箱根町域における各種防災対策を推進するうえでの基本となるものであり、県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

第2章 防災面からみた箱根町の特性

1. 人口、位置、面積等

箱根町の人口は 10,951 人（令和 5 年 11 月 1 日現在）である。

神奈川県最西部に位置し、町の北西部は長尾峠、深良峠、三国山、山伏峠の外輪山嶺をもって静岡県と界し、東部は南足柄市に、南東部は小田原市、湯河原町に各々界を接し、東西 13.53km、南北 12.82km、面積 92.86 km²に及ぶやや円形の大山地帯である。

2. 気象条件

気象は、低地と高地では四季を通じて大きな差があり、特に夏季と冬季においてはその差が著しい。低地である湯本地域は西湘方面の温暖地と変わらないが、高地では夏季を中心に降水量が非常に多く（年間平均降水量で約 3,500mm）、高地と低地では年間降水量で 700mm 以上の差がある。また、冬季における気温は平均 2 度から 4 度の温度差がある。

なお、最低気温においては低地では零下 2 度前後であるが高地においては零下 11 度以下に及ぶこともある。

3. 地形・地質条件

(1) 地形条件

箱根火山は、約 40 万年以上前から活動を始めた活火山であり、箱根町は標高 1,000m 内外の外輪山に囲まれたカルデラの内側に位置している。カルデラの中心には、神山や駒ヶ岳を中心とした中央火口丘が並んでおり、早川や須雲川の主要河川が西から東に溪谷をぬって町を横断し、高地部には芦ノ湖をはじめお玉ヶ池、精進池や仙石原高原が自然の美を形成している。

総面積 92.86 km²のうち山林原野・河川・湖沼等の割合は 91.8%となり町全体が山岳地形となっている。

(2) 地質条件

箱根火山の基盤は、主に早川凝灰角礫岩と須雲川安山岩類から構成されている。

複数の成層火山群を形成した外輪山形成期は、初期に玄武岩質の溶岩を噴出し、中後期には安山岩質の溶岩が主体となっている。前期中央火口丘は、デイサイト質もしくは流紋岩質の溶岩から構成され、後期中央火口丘は安山岩質の溶岩流や溶岩ドームがみられる。また、各山体の形成に挟まれるかたちで、大規模な噴火が集中した時期があり、それによりカルデラが形成されたと考えられている。

宮ノ下から湯本にかけての早川流域に連続的に分布する土石流の堆積物、温泉荘高原の神山の山体崩壊による岩屑なだれ堆積物など、箱根火山の地質や地形は、長い噴火の歴史と浸食によって複雑なものとなっている。

(3) 活断層

当町の周辺では、南に北伊豆断層系、芦ノ湖南端付近には箱根湯河原断層、北には塩沢断層帯、平山-松田北断層帯、北東には伊勢原断層、国府津-松田断層帯などの活断層が知られている。このうち昭和5年11月には北伊豆断層系を起因とする北伊豆地震（M7.0）により当町のほか、熱海市、伊東市、三島市など広い範囲に大災害をもたらした。

このように、当町周辺には多くの活断層があるものの、現在知られていない伏在断層も推測されている。

4. 災害履歴

(1) 地震災害、土砂災害（地震に起因する。）

神奈川県に関係のある大地震は表1のとおりである。そのうちでも特筆すべきものは関東大震災である。このときの当町の被害は表2のとおりである。

表1 神奈川県に関係のある大地震

西暦	日本暦	マグニチュード	震源地	内 容
818	弘仁9	7.9	相模湾	圧死者多し
841	承和8	7.0	伊豆	家具倒壊多し、死傷あり
878	元慶2	7.4	関東	地割、家屋倒壊多数、死者多数
1247	寛元4	7.0	相模湾	津波あり
1257	正嘉1	7.0	関東	民家たおれる
1433	永享5	7.1	相模湾	被害多し
1498	明応7	8.6	東海道	東海道沿岸は津波に襲われ、鎌倉由比ヶ浜でも津波は大仏殿まで達した
1605	慶長9	7.5	房総半島沖	津波の前には千葉では4kmも潮がひいた
1633	寛永10	7.1	関東	小田原付近では城、民家の破損が多く地割、噴火もあり、死者150人
1648	慶安1	7.1	相模	箱根くずれ
1649	慶安2	7.1	江戸	江戸城破損、家倒れ、死者多し
1703	元禄16	8.2	相模湾	潰家20,000戸、死者5,000人 相模湾津波1～4kmも潮がひいた
1707	宝永4	8.4	東海道	最大級潰家29,000戸 死者4,900人
1894	明治27	7.5	東京	潰家90戸、死者24人
1923	大正12	7.9	相模湾	関東大震災死者100,000人 潰家130,000戸 津波相模湾4m
1930	昭和5	7.0	伊豆北部	北伊豆地震潰家2,141戸 死者239人
1974	昭和49	6.8	伊豆半島沖	潰家121戸 死者行方不明29人
1978	昭和53	7.0	伊豆大島近海	潰家85戸 死者85人 行方不明4人

表2 関東大震災の箱根町の被害状況

(大正12. 9. 1)

地域別	大正 12 年震災時		住 家 被 害				人 的 被 害			倒壊率 (%)
	人 口 (人)	戸 数 (戸)	全壊 (戸)	全焼 (戸)	半壊 (戸)	流出 他 (戸)	死者 (人)	行方 不明 (人)	負傷者 (人)	
湯 本	2,557	477	50		373	3	41	6	16	10.48
温 泉	1,974	382	74	30	121	2	24	15	106	21.02
宮城野	1,900	362	59		150	1	24	10	12	16.30
仙石原	640	124	16		32	1	1			12.90
箱 根	1,025	176	55		121		11		15	31.25
計	8,096	1,521	254	30	797	7	101	31	149	16.70

なお、関東大震災や昭和 5（1930）年の北伊豆地震に際して、箱根山では山崩れが多数発生したことが報告されている。

北伊豆地震では、孫助山から北への流れる大明神川の谷頭で山崩れが起こり土石流が発生した。この土石流で約 800m にわたって土砂が谷を埋め、末端部は幅 150m に達した。この土石流により 1 名の死者が出た。また、芦ノ湖南西に位置する海の平（941.5 m）北方の山麓の谷間で土石流が発生した。土砂は芦ノ湖岸に達し、湖畔の宮内省林野局の仮屋を埋め、10 名の犠牲者を出した。（土地分類調査－小田原・熱海・御殿場－、神奈川県、1985 年）

(2) 風水害、土砂災害（雨に起因する。）

昭和 56 年以降の箱根町における主な風水害、土砂災害（雨に起因する）は表 3 のとおりである。

昭和 56 年の災害は、台風 15 号に伴う豪雨により、宮ノ下堂ヶ島温泉で発生したがけ崩れ災害である。豪雨でがけの上から水が溢れて斜面を流れたのが原因といわれている。（同前）

なお、表 3 には示していないが、明治 43 年（1910）年 8 月 7 日～13 日、台風が足柄上・下郡を直撃した。このとき大和沢では地滑り性の土石流が発生し、約 2 km 下流の早川本流を埋積した。この堰止めが決壊し、下流に当たる湯本温泉場を洪水が襲い、死者 6 名、流失家屋 30 戸の被害が発生した。（同前）

また、昭和 28（1953）年、梅雨末期の 7 月 18 日～23 日に 431.7 mm の降雨があった。

24～25 日は晴天であったが、小規模な地滑りが発生し、強羅付近で雷鳴のような響きが聞かれた。26 日午前 10 時 20 分大音響とともに早雲地獄で崩壊が起こり、土石流が須沢を流れ下った（同前）。それにより、下記のような被害を生じた。

死 者	全壊家屋	流出量
10 余名	1 棟	約 80×104 m ³

令和元年東日本台風（台風 19 号）では、箱根町で総雨量 1001.5mm と記録的な豪雨となり、土砂崩れによって重傷者 1 名、住家被害としては大規模半壊 1 件、半壊 2 件、一部損壊（準半壊）4 件、及び一部損壊（10%未満）68 件の計 76 件の被害が発生した。

また、国道・県道・町道が土砂崩れ等により一時通行止めとなったほか、箱根登山鉄道の沿線が崩れ、復旧に 10 か月程度の期間を有するなど、甚大な被害をもたらした。

表 3 昭和 56 年以降の箱根町の主な風水害、土砂災害（雨に起因する）

区 分	年・月・日	被 害 状 況	
		人 的 被 害	住 家 被 害
台風 15 号	S 56 年 8 月 22 日 23 日	死者 2 人、 重傷者 2 人	全壊 1 戸、半壊 2 戸、土砂流入 1 戸、 床上浸水 2 戸
台風 10 号	S 57 年 8 月 1 日 2 日		床上浸水 11 戸、床下浸水 10 戸、 がけ崩れ 8 箇所
台風 5 号	S 58 年 8 月 16 日 17 日		全壊 1 戸、床下浸水 13 戸、 がけ崩れ 6 所
台風 12 号	H 3 年 8 月 20 日 24 日	死者 1 人、 負傷者 1 人	全壊 3 戸、土石流 6 箇所、がけ崩れ 14 箇所、 車の流出 2 台、車の損壊 2 台、床上浸水 11 戸、 床下浸水 18 戸
台風 21 号	H 14 年 10 月 1 日	負傷者 1 人	一部損壊 2 戸、床上浸水 6 戸、 床下浸水 2 戸、土石流出 33 箇所、 温泉施設破損 3 箇所
台風 19 号	R1 年 10 月 12 日	重傷者 1 名	大規模半壊 1 件、 一部損壊（10%未満）68 件、 床上浸水 19 件、床下浸水 28 件

(3) 火山災害

平成 27 年 4 月下旬より箱根火山にて、火山活動が活発化し、火山性地震の高まりにより平成 27 年 5 月 6 日に噴火警戒レベルが 2 に引き上げられ、6 月末に大涌谷周辺でごく小規模な噴火が発生したことにより平成 27 年 6 月 30 日に噴火警戒レベルが 3 に引き上げられた。この噴火による負傷者等、人的な被害は発生しなかった。

また、平成 31 年 3 月上旬から中旬にかけて火山性地震の発生頻度の高まりや下旬には山体膨張の傾向がみられ、令和元年 5 月 18 日から 19 日にかけて火山性地震が増加したため、19 日午前 2 時 15 分に噴火警戒レベルが 2 に引き上げられた。立入規制時間内の引き上げであったこともあり、初動で大きな混乱や人的被害も発生せず、令和元年 10 月 7 日の噴火警戒レベル引き下げまでの対応をおこなった。

5. 災害特性

(1) 地震災害

湖成層の粘土が厚く堆積している仙石原では地盤振動（地震の揺れ）が大きくなりやすいと予想される。

また、芦ノ湖南東岸の箱根駐在所一帯では地盤の液状化の発生が心配される。

さらに、地震の強弱にもよるが、地形上、町内各地で地すべり、山崩れ等地震に伴う大規模な土砂災害の発生が予想される。

(2) 洪水害

河川の水勢が強いことにより堤防の決壊がしばしば発生していたが、近年の河川改修工事の進捗により、洪水害危険は減少傾向にある。

神奈川県浸水想定区域図では、湯本地域、仙石原地域に洪水危険の高い地域が予測されている。

(3) 土砂災害

町の大部分を占める山岳地帯は軟弱な火山灰（ローム層）で覆われていることと、そこを流れる河川は山岳地帯特有の急流であること等からして台風や集中豪雨に対して極めて脆弱な面を示し、その都度山崩れが起き、大災害発生の誘因となっている。

また、神奈川県では、土砂災害防止法に基づき土石流の発生が予想される溪流の調査を行っており、令和5年3月の時点で101箇所の土砂災害警戒区域と、73箇所の土砂災害特別警戒区域の指定を行っている。また、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）については340箇所の土砂災害警戒区域と、294箇所の特別警戒区域の指定が行われている。

(4) 火山災害

箱根山は現在も活動を続ける活火山であり、直近では12世紀から13世紀の鎌倉時代に大涌谷付近で水蒸気噴火が起きたことが近年の研究で分かっている。これを最後に大規模な噴火は起きていないが、その後も小規模な活動は度々あったと考えられる。直近では平成27年4月下旬から活動が活発化し、6月末に大涌谷周辺でごく小規模な噴火が発生したほか、令和元年5月から火山性地震の増加や山体膨張がみられ、噴火警戒レベルの引き上げなどが発生した。

火山対策については、箱根山火山防災協議会を組織し、関係団体と連携し対策に取り組んでおり、「箱根山（大涌谷）火山避難計画」（資料編資料 - 56）や「大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」（資料編資料 - 57）を策定している。

6. 防災力等の概況

6.1 防災力の概況

(1) 管内防災関係機関等と防災力

① 町（消防本部を除く。）

ア. 職員数、参集時間等

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分		30 分 以内	1 時間 以内	2 時間 以内	3 時間 以内	3 時間 以上	合 計
湯 本 ブロック	町内者	13	0	0	0	0	13
	町外者	1	11	32	43	43	130
	計	14	11	32	43	43	143
	比 率	9.8	7.7	22.4	30.1	30.1	100.0
畑 宿 ブロック	職員数	—	—	—	—	—	—
	比 率	—	—	—	—	—	—
大平台 ブロック	職員数	1	—	—	—	—	1
	比 率	100.0	—	—	—	—	100.0
宮ノ下 ブロック	職員数	5	—	—	—	—	5
	比 率	100.0	—	—	—	—	100.0
二ノ平 ブロック	職員数	—	—	—	—	—	—
	比 率	—	—	—	—	—	—
宮城野 ブロック	職員数	11	—	—	—	—	11
	比 率	100.0	—	—	—	—	100.0
仙石原 ブロック	職員数	14	1	—	—	—	15
	比 率	93.3	6.7	—	—	—	100.0
芦之湯 ブロック	職員数	—	—	—	—	—	—
	比 率	—	—	—	—	—	—
箱 根 ブロック	職員数	6	—	—	—	—	6
	比 率	100.0	—	—	—	—	100.0
(注) 災害時は上記 9 ブロックの指定場所へ参集する。						合 計	181
(注) 休職及び徒歩免除者等を除くもの。							

イ. 非常電源

ア. 庁舎

本庁舎： 発電機 1 台（ラジエター方式）

分庁舎： 発電機 1 台（ラジエター方式）

b. 無線設備

無 線 設 備		商用電源停止下での 運 用 可 能 時 間
固 定 系	親 局	7 2 時間
	中 継 局	7 2 時間
	遠隔制御装置	7 2 時間
	屋外受信設備	7 2 時間
移 動 系	基 地 局	7 2 時間
	中 継 局	7 2 時間
	可 搬 型	7 2 時間
	携帯局 5 W	7 2 時間

② 消防機関

ア. 職員数

- ・消防本部 1 0 1 人 (令和 5 年 4 月 1 日現在)
- ・消防団 3 1 7 人 (")

イ. 消防車両 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

	消防本部・署	消防団
水槽付消防ポンプ自動車	3 台	1 台
消防ポンプ自動車 (小型水槽付きを含む)	1 台	8 台
指令車等	3 台	
救急車	5 台	
梯子車	1 台	
救助工作車	1 台	
資機材搬送車	2 台	1 台
小型動力ポンプ付積載車		9 台

ウ. 消防水利

(令和5年4月1日現在)

種別 地区	公 設			私 設			プ ー ル	池
	消 火 栓	防 火 水 槽		消 火 栓	防 火 水 槽			
		40m ³ 以上	40m ³ 未満		40m ³ 以上	40m ³ 未満		
湯 本	9 0	2 6	3	1 1	1 4	1	2	—
温 泉	6 9	2 1	5	2 0	1 6	1	1	—
宮城野	9 3	2 7	3	5 6	6 1	—	2	1
仙石原	1 3 7	2 6	1	2 8	6 4	—	—	2
箱 根	8 8	1 5	—	1 5	1 2	1	—	1
合 計	4 7 7	1 1 5	1 2	1 3 0	1 6 7	3	5	4

③ 自主防災組織（町内会・自治会を単位とした自主防災組織）

- ・ 結成率 1 0 0 %
- ・ 組織（世帯） 3 5 組織

(2) 主な広域応援協定締結状況

- ・ 災害時における相互援助に関する協定書（H8. 2. 23 県西 2 市 8 町）
- ・ 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書（S 54. 3. 31）
- ・ 県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する基本協定（H 元. 12. 12 県西 2 市 8 町）
- ・ 神奈川県下消防相互応援協定書（S 50. 7. 25）
- ・ 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定書（H9. 12. 4）
- ・ 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書（H18. 11. 30 38 市町村）
- ・ 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定書（H24. 3. 29 県下 19 市 14 町村）
- ・ 大規模災害時等の相互応援協定書（H24. 6. 30 北海道洞爺湖町）
- ・ 災害時の相互応援に関する協定（R 5. 12. 20 熊本県玉名市、和水町）

(3) 主なその他の協定の締結状況

- ・ 災害時における被害情報の収集提供等の協力に関する協定書（H11. 12. 1 日本郵政）
- ・ 災害救助犬の出動に関する協定書（H13. 1. 17 救助犬訓練士協会）
- ・ 災害応急復旧工事等に関する業務協定書（H6. 11. 21 箱根町建設業協会）
- ・ 災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定（S 54. 5. 1 県トラック協会）
- ・ 都市ガス災害対策に関する業務協約（S 57. 5. 21 小田原瓦斯）
- ・ 災害時における L P G（液化石油ガス）の供給に関する協定書（S 55. 4. 1 県プロパンガス協会）
- ・ 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（H13. 5. 24）
- ・ 災害時における霊柩自動車の供給等の協力に関する協定書（H13. 5. 24）
- ・ 地震等大規模災害時における被災建物等の解体、撤去に関する協定書（H15. 4. 28）

県建物解体業協会)

- ・災害時におけるボランティアセンターの設置等に課する協定書 (H25. 3. 18 箱根町社会福祉協議会)
- ・災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 (H26. 5. 9 町内ホテル旅館等 9 施設)
- ・箱根町地域活性化包括連携に関する協定書 (H30. 7. 19 株式会社ファミリーマート、H30. 7. 21 株式会社セブンイレブン・ジャパン)
- ・災害時の動物救護活動に関する協定書 (H31. 3. 20 小田原獣医師会)
- ・防災力の向上に関する協定書 (R1. 8. 22 コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社)
- ・災害時における相互協力に関する協定書 (R1. 11. 22 箱根町社会福祉協議会・小田原青年会議所)
- ・応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書 (R2. 7. 17 大和紙器株式会社)
- ・災害時における電動車両等の支援に関する協定書 (R2. 8. 31 東日本三菱自動車販売株式会社・三菱自動車工業株式会社)
- ・災害時における支援業務に関する協定書 (R2. 8. 31 ゲヒルン株式会社)
- ・災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書 (R3. 12. 16 東京電力パワーグリッド株式会社)
- ・災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (R4. 11. 25 株式会社ゼンリン)
- ・災害時における避難所開設の協力に関する覚書 (R2～町内ホテル旅館等 7 施設)
- ・災害時における避難所等の食品衛生の確保等の協力に関する協定 (R6. 2. 14 小田原食品衛生協会)

6. 2 要配慮者の概況

(1) 対象者数

① 高齢者

(作成日: 令和 4 年 4 月 1 日現在)

年 令 (歳)	人 数 (人)	年 令 (歳)	人 数 (人)	年 令 (歳)	人 数 (人)	年 令 (歳)	人 数 (人)
65	156	70	184	80	169	90	58
66	187	71	223	81	156	91	31
67	174	72	258	82	132	92	34
68	179	73	238	83	110	93	33
69	169	74	250	84	98	94	22
		75	171	85	106	95	22
		76	157	86	99	96	20
		77	180	87	95	97	15
		78	174	88	61	98	12
		79	164	89	73	99	4
						100～	11
小 計	865	小 計	1999	小 計	1099	小 計	262

合 計 4, 225 人

上記のうち、要支援高齢者 192 人
 要介護高齢者 566 人
 単身高齢者 1,658 人

② 障がい等（令和4年4月1日現在）

ア．身体障がい者（児） 427 人（1級-183人 2級- 66人 3級- 51人
 4級- 95人 5級- 15人 6級- 17人）
 イ．知的障がい者（児） 108 人（最重度- 13人 重度- 24人 中度- 33人
 軽度- 38人）
 ウ．精神障がい者（児） 44 人（1級-7人 2級- 20人 3級- 17人）

③ 乳児 70 人（3年度出生数）

④ 外国人町民 574 人

(2) 登録者数 315 人（平成30年4月1日現在）

6.3 観光客（令和4年）

ア．年間

総数

17,360,000 人 うち日帰客延人員 13,910,000 人

イ．1日当たり

47,561 人

6.4 災害危険箇所

「はこね防災ガイドブック」または「はこね防災マップ」参照

6.5 建築年代別・構造別建物数

① 全体

（作成日：令和3年4月1日）

	W 造		R C ・ S R C 造		そ の 他		計	
	住 宅	非住宅	住 宅	非住宅	住 宅	非住宅	住 宅	非住宅
昭和56年以前	2,443	1,360	201	429	138	358	2,782	2,147
昭和57年以降	2,356	748	331	648	337	455	3,024	1,851
計	4,799	2,108	532	1,077	475	813	5,806	3,998

（注）W造：木造 R C 造：鉄筋コンクリート造 S R C 造：鉄骨鉄筋コンクリート造

② 防災関係施設
ア. 町役場関係

(令和5年4月1日現在)

名 称	構 造	建築年	耐震・免震化 対応年度
本庁舎	R C 造 (4 階建)	S 4 4	H12 免震化
分庁舎	R C 造 (4 階建)	H 4	
教育委員会 (郷土資料館併設)	R C 造 (地下1階、地上3階)	S 5 8	
温泉出張所	R C 造 (3 階建)	S 4 8	H8 耐震診断済
宮城野 〃	R C 造 (3 階建)	S 4 9	H9 免震化
仙石原 〃	R C 造 (3 階建)	S 5 7	
箱 根 〃	R C 造 (平屋建)	S 3 0	S61 耐震診断済
環境センター	R C 造一部鉄骨造 (地下1階、地上2階)	H 5	
仙石原浄水センター	R C 造 (地下1階、地上3階)	S 5 8	
宮城野浄水センター	R C 造一部鉄骨造 (地下1階、地上2階)	S 6 3	
総合体育館	S R C 造 (地下1階、地上2階)	H 9	
総合保健福祉センター	R C 造 (4 階建)	H 1 3	免震構造

(注) R C 造：鉄筋コンクリート造
S R C 造：鉄骨、鉄筋コンクリート造

イ. 消防関係

名 称	構 造	建築年	耐震・免震化 対応年度
消防本部	S R C 造 (地下1階、地上3階建)	H 1 3	/
湯本分署	R C 造 (3 階建)	R 2	/
仙石原分署	1 R C 造・2階W造	S 4 6	
箱根分署	R C 造 (2 階建)	H 9	/

(注) W造：木造 R C 造：鉄筋コンクリート造 S R C 造：鉄骨鉄筋コン
クリート造 S 造：鉄骨造 C B 造：補強コンクリートブロック造
「/」は新耐震基準建物 ※ S56 以降建設の建物は新耐震基準

ウ．避難所（収容避難所 28施設）

避難所 \ 建築 年度	昭和 25 年 以 前	昭和 26～ 昭和 45 年	昭和 46～ 昭和 56 年	昭和 57 年 以 降	合 計
小学校		2	1		3
中学校				1	1
集会所、公民館			2	7	9
幼稚園、保育園		1		3	4
その他施設		1	3	7	11
合 計		4	6	18	28

第3章 防災ビジョン

1. 計画の基本理念―箱根町がめざす「安全・安心なまち」―

箱根町がめざす「安全・安心なまち」を次のように設定する。

箱根町がめざす「安全・安心なまち」

〔基本理念〕 ともにつくる健やかな地域社会が支える安全・安心なまち

〔将来像〕 次の三つが満たされたまち

- ① 豊かな自然の恵みや厳しさと共生する安全・安心なまち
- ② 健やかな地域社会と豊かな文化に支えられた安全・安心なまち
- ③ ともにつくる安全・安心なまち

(参考) 箱根町の基本計画の構成(箱根町第6次総合計画から抜粋)

(1) 町の将来像 やすらぎとおもてなしのあふれる町―箱根

(2) 町の基本目標

- ① 皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり
- ② 未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり
- ③ 誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり
- ④ 環境にやさしく、安全・安心なまちづくり
- ⑤ 癒しと文化を提供する観光産業づくり
- ⑥ 行政の効率的経営と官民協働体制の強化

(3) 5つの重点施策(町を挙げて組織横断的に力を入れて取り組むべき分野)

- ① 防災力の強化
- ② 若者定住の促進
- ③ 健康生活の推進
- ④ ブランド力の強化
- ⑤ 持続可能なまちづくり

この基本理念から、箱根町が企画・実施する防災施策は以下の要件を満たす必要がある。

① 豊かな自然の恵みや厳しさと共生する安全・安心なまち

箱根町の地形・地質、気象条件等の特徴に最大限配慮あるいは活用した防災対策を選定・実施することが必要となる。また、豊かな自然を生かし、景観を損なわないあるいはむしろ強調するような手法が選ばれることになる。(例えば、急傾斜地の擁壁工事において周囲の景観にマッチする工法の採用等々)

② 健やかな地域社会と豊かな文化に支えられた安全・安心なまち

健やかな地域社会はだれにでもやさしい地域社会であり、観光客も安心して来遊することができ、高齢者や幼児等の要配慮者が安心して暮らせるまちである。そのため、バリアフリー（障害がない）でフレンドリー（わかりやすく、親しみやすい）なまちをつくりあげるための視点を防災対策の中に常に織り込むことが要求される。当然このようなまちは災害に強いまちでもある。

また、豊かな防災知識と高い防災意識に裏打ちされた、うるおいのあるまちのつくり方、暮らし方、住まい方を探索し、文化ともいえるような状況にまで高める。(例えば、避難場所案内図は無味乾燥なものでなく、デザイン・色調もわかりやすく周囲の景観に調和したものとする。ブロック塀ではなく生け垣にする。井戸は残し生活の中にとりこむ等々)

③ ともにつくる安全・安心なまち

大規模災害時には、行政の対応だけでは限界がある。行政、住民、事業所等のあらゆる人々がそれぞれの高い自覚のもとに、ともに協力して安全・安心なまちをつくることが要請される。そのため、町民一人ひとりが「自らの身は自ら守る。」自助の取組を、「みんなの町はみんなで守る。」共助の取組を強化し、平常時から食糧等の備蓄や防災訓練への参加などの事前準備を行うとともに、発災時には自らの安全を守り、向こう三軒両隣による初期消火等に努め、災害時要支援者を救助し、避難所の運営等に積極的に加わるなど、近所で助け合う「近助」の力を強化する必要がある。このような共助による防災力の強化のために、必要に応じて町内の一定地区の居住者及び事業者が自発的に定める防災活動に対する計画として、地区防災計画の活用に努めるものとする。

また、住民や事業所の潜在防災力を活性化させるための方策や、あらゆる階層を対象とした系統的で効果的な防災教育のほか、方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に立ってそれぞれのニーズに応じた対応等が重要な意味を持つてくることになる。

2. 計画の前提－想定する被害程度－

箱根町域では、以下のような被害程度が予想される。

(1) 洪水害

洪水、内水、高潮により想定を超える浸水被害が多発したことから、平成 27 年に水防法が改正され、浸水想定区域について想定しうる最大規模の洪水、内水、高潮に係る浸水想定区域が発表されることとなった。箱根町では令和元年東日本台風（台風 19 号）にて記録的な豪雨となったことから算定の前提となる降雨が「日雨量 870mm」と規定され、早川水系早川・芦ノ湖・須雲川洪水浸水想定区域が発表された。

その条件下で家屋倒壊棟をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊棟氾濫想定区域）が湯本地域・宮城野地域・仙石原地域の一部にみられることから、洪水害における被害程度を表 1 のとおりとする。

表 1 過去最大規模の豪雨等があった場合の想定される被害程度

	予想される被害程度			備 考
	人命損失	生活障害	経済損失	
洪 水 害	中	中	小	近年の河川改修工事の進捗により、洪水害危険は減少傾向にある。

(2) 地震災害

この想定は、神奈川県地震被害想定調査報告書（概要版）（平成 27 年 3 月）に基づき、表 2 に示す 6 つの想定地震が発生したと仮定した場合の被害を想定している。

なお、地震被害想定調査報告書に参考地震として加えられている元禄型関東地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震、慶長型地震、明応方地震、元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震については、発生確率が極めて低いこと、あるいは津波予測のみを行っているものであり、本計画の想定地震からは除外する。

表 2 想定地震一覧

①都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード 7.3 の地震。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されていることから、想定地震としている。
②三浦半島断層群の地震	三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード 7.0 の活断層型の地震。現行の神奈川県地震防災戦略（平成 22 年 3 月策定）の減災目標としている地震であることから、想定地震としている。
③神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード 6.7 の地震。現行の神奈川県地震防災戦略（平成 22 年 3 月策定）の減災目標としている地震であることから想定地震としている。

④東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.0 の地震。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置付けていること、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策協地域に指定されていることから、想定地震としている。
⑤南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 の地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから想定地震としている。 なお、地震の規模が大きく、長周期地震動による影響について考慮せざるを得ないものの、他の最大クラスの津波が想定される地震の中では、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さいことから、津波避難に重点を置いた応急対策を検討するのに適しているため、津波避難のシナリオが作成されている。
⑥大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震。1923 年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震であることから想定地震としている。

表 3 地震発生時の想定条件

季 節	日	発生時間	風速・風向
冬	平 日	1 8 時	近年の気象観測結果に基づく平均

これらの地震による箱根町内の被害は表 4 のように算定されている。

表 4 箱根町の地震被害－１（神奈川県地震被害想定調査報告書、平成 27 年 3 月）

被害想定項目			想定地震	都心南部 直下地震	三浦半島 断層群の 地震	神奈川県 西部地震
マグニチュード				7.3	7.0	6.7
町内の最大震度				5強	4	6強
町の液状化可能性				かなり低い	かなり低い	低い
建物被害	全壊棟数	(棟)		0	0	270
	半壊棟数	(棟)		*	0	1,070
火災被害	出火件数	(件)		*	0	0
	消失棟数	(棟)		*	0	0
死傷者数	死者数	(人)		0	0	*
	重傷者数	(人)		0	0	*
	中等症者数	(人)		0	0	30
	軽症者数	(人)		*	0	50
避難者数	1日目～3日目	(人)		*	0	400
	4日目～1週間後	(人)		*	0	400
	1カ月後	(人)		*	0	400
要配慮者	避難者	高齢者数	(人)	*	0	50
		要介護者数	(人)	0	0	10
	断水人口	高齢者数	(人)	0	0	0
		要介護者数	(人)	0	0	0
	家屋被害	高齢者数	(人)	*	0	660
		要介護者数	(人)	0	0	160
帰宅困難者数	直後	(人)		2,660	2,660	2,660
	1日後	(人)		0	0	2,660
	2日後	(人)		0	0	0
自力脱出困難者（要救出者）			(人)	0	0	*
ライフライン	上水道	断水人口（直後）	(人)	*	0	520
	下水道	機能支障人口	(人)	70	0	240
	都市ガス	供給停止件数	(戸)	0	0	840
	LPガス	供給支障数	(戸)	0	0	100
	電力	停電件数	(軒)	0	0	20,550
	通信	不通回線数	(回線)	0	0	6,450
エレベーター停止台数			(台)	*	0	130
災害廃棄物量			(万トン)	*	0	3

※冬 18 時の想定。ただし、帰宅困難者数は平日 12 時の想定。

※「*」は、わずか(計算上 0.5 以上 10 未満)。計算上 0.5 未満は、0 としています。

表4 箱根町の地震被害－2（神奈川県地震被害想定調査報告書、平成27年3月）

被害想定項目 \ 想定地震			東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	
マグニチュード			7. 3	7. 0	8. 2	
町内の最大震度			5 強	6 弱	6 強	
町の液状化可能性			高い	高い	高い	
建物被害	全壊棟数	(棟)	*	10	330	
	半壊棟数	(棟)	120	200	1, 500	
火災被害	出火件数	(件)	0	0	0	
	消失棟数	(棟)	0	0	0	
死傷者数	死者数	(人)	0	0	10	
	重傷者数	(人)	0	*	*	
	中等症者数	(人)	*	10	80	
	軽症者数	(人)	10	20	130	
避難者数	1 日目～3 日目	(人)	80	130	1, 220	
	4 日目～1 週間後	(人)	80	130	1, 220	
	1 カ月後	(人)	80	130	1, 220	
要配慮者	避難者	高齢者数	(人)	10	20	150
		要介護者数	(人)	*	*	40
	断水人口	高齢者数	(人)	0	0	0
		要介護者数	(人)	0	0	0
	家屋被害	高齢者数	(人)	20	30	250
		要介護者数	(人)	*	*	70
帰宅困難者数	直後	(人)	2, 660	2, 660	2, 660	
	1 日後	(人)	2, 660	2, 660	2, 660	
	2 日後	(人)	0	0	2, 660	
自力脱出困難者（要救出者）		(人)	*	*	10	
ライフライン	上水道	断水人口（直後） (人)	30	50	1, 120	
	下水道	機能支障人口 (人)	140	140	300	
	都市ガス	供給停止件数 (戸)	0	0	840	
	L P ガス	供給支障数 (戸)	0	0	100	
	電力	停電件数 (軒)	*	10	20, 550	
	通信	不通回線数 (回線)	*	*	6, 460	
エレベーター停止台数		(台)	20	20	130	
災害廃棄物量		(万トン)	1	1	10	

※冬18時の想定。ただし、帰宅困難者数は平日12時の想定。

※「*」は、わずか(計算上0.5以上10未満)。計算上0.5未満は、0としています。

(3) 土砂災害

土砂災害警戒区域等が多いことから、雨、地震いずれの原因による場合も土砂災害の危険は高い。

表 5 予想される土砂災害被害程度

	予想される被害程度			備 考
	人命損失	生活障害	経済損失	
雨に起因する土砂災害	大	大	中	過去最大規模の豪雨等があった場合
地震に起因する土砂災害	大	大	中	大きな震度の地震があった場合

(4) 火山災害

富士山が噴火活動を休止していること、箱根火山のマグマ噴火は有史以来記録されていないこと等の状況にあるが、万が一に備えて体制の整備、箱根山火山防災協議会で定めた「箱根山（大涌谷）火山避難計画」等によって正しい火山について理解を深める。

3. 計画の目標

(1) 計画の目標－対策の緊急度・重要度－

対策の緊急度・重要度を考慮して計画の目標を以下のように設定する。

ここで、対策の緊急度・重要度にⅠ、Ⅱ、Ⅲのランクをつけ、ランクⅠ＞ランクⅡ＞ランクⅢとし、ランクⅠが最も緊急度・重要度が高い。ただし、ランクⅠ、ランクⅡ、ランクⅢは、ランクⅠの対策が終了した後にランクⅡの対策に取り組み、ランクⅡが終了した後にランクⅢに取り組むということではなく、これらの対策には並行して取り組み、予算・人員面で競合したときはランクの高いものを優先する。

① ランクⅠ

ア. 地震による人命危険の解消（対策）

「2. 計画の前提」で示した想定地震のうち、都心南部直下地震及び神奈川県西部地震についてはその発生 of 切迫性が指摘されており、要注意の状況にある。特に神奈川県西部地震では町内において大きな人的・物的被害が予想されている。

また、大正型関東地震は、発生確率が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、神奈川県西部地震を上回る被害が想定されている。

以上のことから、地震災害対策を優先することとする。また、その場合、人命危険防止対策を最優先する。

【参考】 地震による人命危険（例）

- a. 倒壊家屋の下敷き・生き埋め
- b. 転倒落下家具による人命損失

- c. ブロック塀等の倒壊による人命損失
- d. 地震時火災による焼死
- e. 地震時土砂災害による生き埋め
- f. 高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命損失・重症患者・重い持病のある人のライフラインの損壊や適切な診療機会の喪失に伴う人命損失

イ. 土砂災害による人命危険の解消（対策）

全国的にみた場合、近年の豪雨時の傾斜地を抱える地域における人命損失の大部分は土砂災害によるものとなっている。箱根町には多数の土砂災害警戒区域等があり、また、地質的にも過去の富士山の噴火活動による軟弱な火山灰（ローム層）が堆積しているため、土砂害危険は高いと考えられる。そのため、この点に留意した対策に心掛ける必要がある。

【参考】 土砂災害による人命危険（例）

- a. 長雨時や豪雨時及び地震時の斜面崩壊、土石流による人命損失

② ランクⅡ

ア. 地震による重度の生活障害の解消（対策）

ランクⅠの対策の達成状況を考慮しながら、順次、地震災害時の重度の生活障害軽減対策へ重点を移す。

【参考】 地震による重度の生活障害（例）

- a. 長期の避難所生活、ライフライン（特に、水・電力・ガス）の長期機能停止・低下。（寝食住の長期不安定）

イ. 土砂災害による重度の生活障害の解消（対策）

アに準じて対応する。

③ ランクⅢ

ア. 水害（洪水害）による生活障害の解消（対策）

水害（洪水害）については、その発生頻度と影響範囲を考慮して、中長期的に対応する。

【参考】 水害（洪水害）による生活障害（例）

- a. 床上浸水（及び頻度の高い床下浸水）

イ. 火山災害による人命危機の解消対策のより一層の充実

火山災害については、火山観測体制、情報連絡体制、警戒避難体制を点検し、必要な充実・整備を行う。

ウ. 大雪による通行不能道路の迅速な除雪（対策）

(2) 計画策定上の留意点

① 災害により地域が孤立する可能性を考慮した計画

箱根町は多くの山に囲まれ、その山間に集落や道路が形成されており、災害が発生した場合には孤立地域が生じる可能性を抱えている。そのため、孤立する可能性のある地域を以下のブロックに分類し、それぞれのブロックが自立（自律）性を持ちうるような計画とする。

- ・湯 本ブロック
- ・畑 宿ブロック
- ・大平台ブロック

- ・宮ノ下ブロック
- ・二ノ平ブロック
- ・宮城野ブロック
- ・仙石原ブロック
- ・芦之湯ブロック
- ・箱 根ブロック

② 多数の観光客を念頭においた計画

箱根町を訪れる観光客は、1日平均で47,561人（日帰り客は38,106人）（令和4年入込観光客数）となっており、箱根町の人口（10,987人、令和4年10月1日現在）の4倍強となっている。

このように箱根町においては観光客（多くの場合、地理不案内）に対する防災対策がきわめて重要である。

4. 対策の体系

基本理念、目標、ランク、基本となる対策（例）を示すと表6のようになる。

なお、ハード、ソフトの分類は、計画期間を意識したものである。（ソフトの方が取り組みやすく、即効性が高い等）

表6 基本理念、目標、基本となる対策（例） （その1）

基本理念	目標・ランク	基本となる対策（例）	
〔基本理念〕 ともにつくる健やかな地域社会が支える安全・安心なまち 〔将来像〕 ① 豊かな自然の恵みや厳しさと共生する安全・安心なまち ② 健やかな地域社会と豊かな安全文化に支えられた安全・安心なまち ③ ともにつくる安全・安心なまち	地震による人命損失の危険性を解消する。 （ランクⅠ）	ソフト対策	・初動体制、要救出現場等人命危険に係る情報収集体制の整備、迅速な広域応援体制の整備 ・職員の防災研修、自主防災組織、事業所、ボランティア等の育成・活性化等の防災体制の強化＝住民防災ネットワークの構築・強化 ・要配慮者を対象にした「安全・安心な住まい方」講座の開催、査察時の指導等の強化 ・発災後の要配慮者への援護措置（要配慮者用避難所、要配慮者サポート体制等）の充実 ・緊急地震速報の発表に対する住民への周知方法の検討
		ハード対策	・救出用資機材の地域配備 ・老朽木造住家の耐震診断・補強、立替え促進。この場合、要配慮者がおり、地形地盤条件の悪い住家を優先する。家具の転倒防止等で間に合う場合も要配慮者居住住家を優先する。 ・消防活動困難区域の解消に着手（延焼危険地域の消防水利の充実等） ・要配慮者用物資の備蓄
	土砂災害による人命危険を解消する。 （ランクⅠ）	ソフト対策	・土砂災害に対する警戒避難体制の整備 ・土砂災害警戒区域等の近隣住家建設の抑制（啓発、指導） ・土砂災害警戒区域等の指定に伴う防災ハザードマップの作成
		ハード対策	・土砂災害防止工事の推進

表6 基本理念、目標、基本となる対策（例） （その2）

基本理念	目標・ランク	基本となる対策（例）	
〔基本理念〕 ともにつくる 健やかな地域社会 が支える安全・安 心なまち 〔将 来 像〕 ① 豊かな自然の 恵みや厳しさ と共生する安 全・安心なまち ② 健やかな地域 社会と豊かな 安全文化に支 えられた安 全・安心なまち ③ ともにつくる 安全・安心なま ち	地震による 重度の生活障 害を解消す る。 (ランクⅡ)	ソ フ ト 対 策	・生活物資等の効果的な調達・輸送・配分体制、避難所の管理・運営体制の整備 ・災害廃棄物処理体制の整備 ・被災者の立場に立った応急仮設住宅等の供給体制の整備 ・最低3日分以上の水・食料備蓄の住民啓発
		ハ ー ド 対 策	・ライフラインの耐震性の向上 ・避難所のシェルター機能の向上（耐震性、居住性、自律性） ・毛布等必須物資の備蓄
	土砂災害に よる重度の生 活障害を解消 する。 (ランクⅡ)		・地震による重度の生活障害の解消対策に準じる。ただし、耐震性は耐災性と読み替える。
	水害（洪水 害）による生 活障害を解消 する。 (ランクⅢ)	ソ フ ト 対 策	・警戒監視体制の整備
		ハ ー ド 対 策	・河川改修 ・用排水路整備
	火山災害に よる人命危険 の解消対策の より一層の充 実 (ランクⅢ)	ソ フ ト 対 策	・火山観測体制、情報連絡体制、警戒避難体制の整備
		ハ ー ド 対 策	

	大雪による 通行不能道路 を迅速に除雪 する。 (ランクⅢ)	ソフト 対策	・ 気象予報及び降雪情報等の収集伝達体制、凍 結防止・除雪体制の整備
		ハード 対策	

(注1) I、II、IIIは、重要度・緊急度のランクであり、 $I > II > III$ である。予算・人員面で競合したときは、ランクの高いものを優先する。

(注2) ソフト対策：体制整備、防災教育、防災訓練、土地利用計画等
ハード対策：構造物の建設、地盤改良、資機材の配備等

第4章 町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1. 箱根町の処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 箱根町防災会議に関する事務
- (2) 災害対策の組織の整備並びに防災のための調査研究、教育及び訓練
- (3) 防災に関する施設及び設備の整備、点検及び応急復旧
- (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備
- (5) 水防、消防活動その他の応急措置
- (6) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 被災者に対する救助及び救護措置
- (8) 警報の発令に伴う伝達並びに避難の勧告
- (9) 災害時における保健衛生・文教・交通及び給水等の対策
- (10) その他災害の発生の防ぎよ及び拡大の防止のための措置
- (11) 箱根町の区域内にある公共的団体及び自主防災組織の育成指導

2. 神奈川県組織の出先機関の処理すべき事務又は業務の大綱

神奈川県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

(1) 県西地域県政総合センター

- ア. 所管区域内の被害状況、災害応急対策実施状況等の把握及び本部への報告及び本部への報告
- イ. 広域防災活動拠点及び広域防災活動備蓄拠点の運営
- ウ. 所管区域内における応援部隊活動拠点及び物資受入拠点に係る市町村との調整
- エ. 所管区域内の市町村の支援ニーズの把握及び本部への報告
- オ. 現对本部の各部が行う災害応急対策の連携及び協力
- カ. 所管区域内の市町村及び関係機関等との連絡調整
- キ. 所管区域外からの災害応急支援要請に係る調整
- ク. その他必要な災害応急対策

(2) 小田原土木センター

- ア. 災害時における県管理の道路、橋りょう等の応急対策及び応急復旧資機材の事前備蓄
- イ. 道路、橋りょうの被害調査及び災害復旧
- ウ. 河川及び砂防の被害調査・復旧
- エ. 芦ノ湖洪水防除に関する協定事務

- (3) 小田原保健福祉事務所
災害時における管内区域の保健衛生対策
- (4) 小田原警察署
災害時における警備及び交通対策
- (5) 企業庁平塚水道営業所 箱根水道センター
ア. 県営水道施設の被害調査及び応急復旧
イ. 応急給水の支援

3. 指定地方行政機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 東京神奈川森林管理署
国有林野、官行造林の森林治山事業等の防災及び災害応急対策用材の需給対策
- (2) 関東農政局神奈川農政事務所 地域課
災害時における主要食糧の需給調整
- (3) 横浜地方気象台
ア. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
イ. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表。
ウ. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
エ. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
オ. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (4) 関東地方整備局横浜国道事務所小田原出張所
ア. 道路の防災整備及び点検
イ. 災害時の輸送路確保
ウ. 道路の災害復旧
- (5) 国土地理院関東地方測量部
ア. 災害時等における地理空間情報の整備・提供
イ. 復旧・復興のための公共測量に関する指導
ウ. 地殻変動の監視
- (6) 関東総合通信局
ア. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常友進協議会の運営に関すること
イ. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
ウ. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
エ. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 東日本電信電話株式会社 神奈川事業部
ア. 公衆電気通信施設の整備及び点検

- イ. 公衆電気通信の特別取扱
- ウ. 公衆電気通信施設の被害調査及び災害復旧
- (2) 小田原瓦斯株式会社（及びプロパンガス販売業者）
 - ア. ガス供給施設の耐震整備
 - イ. 被災地に対する燃料の供給の確保
 - ウ. ガス供給施設の被害調査及び災害復旧
- (3) 小田急電鉄株式会社
 - 小田急バス株式会社
- (4) 箱根登山鉄道株式会社
 - 箱根登山バス株式会社
- (5) 伊豆箱根鉄道株式会社
 - 伊豆箱根バス株式会社
- (6) 東京電力パワーグリッド株式会社 小田原支社
 - ア. 被災地の人員輸送確保
 - イ. 災害時の応急輸送対策
 - ウ. 被災施設の調査及び災害復旧
 - エ. 鉄道施設等の整備及び保全
- (7) 一般社団法人小田原医師会箱根班
 - ア. 被災地の電力供給の確保
 - イ. 災害時における電力供給の確保
 - ウ. 被害施設の調査及び復旧
- (8) 日本郵便株式会社
 - ア. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ. 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ. 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - エ. 被災者救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除
 - オ. 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常扱い
 - カ. 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害短期融資

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 農業協同組合
 - ア. 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ. 農作物災害応急対策の指導
 - ウ. 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
 - エ. 被災農家に対する融資のあっせん
- (2) 商工会議所等商工業関係団体
 - ア. 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ. 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (3) 金融機関
 - ア. 被害事業者等に対する資金融資
 - イ. 預金者に対する非常払渡
- (4) 病院等医療施設の管理者
 - ア. 避難施設の整備及び避難訓練の実施

- イ. 災害時における収容者の保護及び誘導
- ウ. 災害時における病人等の収容及び保護
- エ. 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (5) 社会福祉施設の管理者
 - ア. 避難施設の整備と避難訓練の実施
 - イ. 災害時における収容者の保護及び誘導
- (6) 教育施設等
 - ア. 避難施設の整備と避難訓練の実施
 - イ. 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (7) 危険物施設及び高圧ガス施設等の管理者
 - ア. 安全管理の徹底
 - イ. 防護施設の整備
- (8) 箱根町社会福祉協議会
 - ア. 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資あっせん
 - イ. ボランティアの受入及び活動支援

6. 自衛隊の処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 防災関係資材の基礎調査
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (3) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要がある応急救護又は応急復旧
- (4) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

7. 町民及び企業の責務

- (1) 町民
 - ア. 「自らの身は、自ら守る。(自助)」という自主防災の観点から、最低3日分以上の食糧・飲料水等の備蓄や家具等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、町民自らが防災対策を行う。
 - イ. 「皆のまちは、皆で守る。(共助)」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努める。
 - ウ. 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した地震防災に関する知識、技能等を地震発生時に発揮できるよう努める。
 - エ. 地震が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に務めるとともに、避難するに当たっては冷静かつ積極的に行動するように努める。
- (2) 企業
 - ア. 日ごろから、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食糧、飲料水の備蓄、消火、救出救助等のための資機材の整備、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
 - イ. 地震対策の責任者を定め、地震が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確に

し、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制を整備するよう努める。

ウ．地震が発生した場合には、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努める。

第5章 計画の運用等

1. 平常時の運用

1.1 防災ビジョン及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

(1) 施策・事業の企画・立案段階での防災上の検討

各課は、各種施策・事業の企画・立案の段階において、当該施策・事業が防災ビジョン及び災害予防計画に合致したものとなっているか、又は反するものとなっていないかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行わなければならない。

このことを確実なものとするため、各課の施策・事業計画の立案に際しては、必ず以下の点を検討し、その結果を施策・事業計画書中に記載しなければならない。

① 施策・事業により予想される防災上の問題

ア. 当該地域の地形地盤条件を考慮した施策・事業となっているか。

 a. 施策・事業により、施設・設備の建設・改修等を伴う施策・事業の場合、施設・設備は耐災性（耐震性、耐水害性、耐土砂災害性）に問題はないか。

 b. その施設・設備の利用者の安全に問題はないか。

イ. その施策・事業により、対策需要（防災ニーズ）を増加させることにならないか。

 (例)・障害物（バリアー）の増加

- ・要避難人口
- ・危険箇所・地域の増加・拡大
- ・危険箇所居住人口の増大
- ・防災力の低下

② 施策・事業計画における防災上の効果等

施策・事業計画における防災上の効果あるいは防災面から配慮したこと。

(2) 施策・事業の防災ビジョン及び災害予防計画にもとづく総合調整(企画課・総務防災課)

① 各課の施策・事業計画が、防災ビジョン及び災害予防計画に照らして適当であるかどうか検討し、必要があれば原課に修正を求める。

② 複数の課の施策・事業を組み合わせることで、防災ビジョンの要求を効果的・相乗的に達成することが可能なものも多い。このような視点から、各課の施策・事業を防災面から総合調整する。

③ 防災ビジョン及び災害予防計画に合致した施策・事業への予算配分（財務課）

①、②の検討・調整を経た施策・事業（あるいはその結果、災害予防計画に登載されているもの）に予算を配分する。

1.2 災害応急対策計画及び災害復旧計画等への習熟及びマニュアル等の整備

発災時には、被害を最小限に止めるために防災活動を展開することになる。防災活動は災害応急対策計画、災害復旧計画に沿って行われることから、防災活動の成否は、こ

これらの計画の適否及び各担当課・職員が担当することとなる活動計画への習熟の程度によって左右されることになる。

そのため、関係する計画箇所については日頃から習熟しておくとともに、発災時にスムーズな計画運用を図るためのマニュアルを必要に応じて整備しておく。

1.3 防災会議への報告

各課及び関係機関は、防災ビジョン及び災害予防計画に基づいた事務の遂行状況及び今後の目標・方針を毎年防災会議に報告するものとする。

2. 発災時の運用

発災時には、応急対策計画、復旧計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

地震が発生した場合には、直後において第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期（人命安全確保期）」の活動計画により、人命安全確保に重点を置いて活動を実施する。初動対応期の活動にある程度のめどが立った段階において、第2.2章「救援期」の活動計画により、被災者の救援に重点を置いた活動を実施する。

風水害危険が接近していると考えられる場合には、第3編「風水害対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「警戒避難活動期（人命安全確保期）」の活動計画により、人命安全確保に重点を置いて活動を実施する。警戒避難活動期の活動にある程度のめどが立った段階において、第2.2章「救援期」の活動計画により、被災者の救援に重点を置いた活動を実施する。

なお、災害対策本部の設置に伴い、課、係、課長、係長等は、それぞれ、部、部長、班長を呼称されることとなる。

この際、災害発生時に町が優先的に実施すべき業務や手順等を具体的に定めた「業務継続計画」に基づき活動を実施する。

⇒ 資料編資料-63「業務継続計画」

3. 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。各機関は、関係ある事項について毎年3月末日までに計画の修正案を箱根町総務部総務防災課へ提出する。

4. 計画の周知

この計画は箱根町の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底するものとする。

第 2 編 震災対策計画

第 1 章 災害予防計画

第 1 節 災害予防計画の基本方針

防災ビジョンを受けて、災害予防計画（震災対策計画）においては以下の方針を基本とする。

1. 災害予防対策において重点を置くべき事項

(1) 人命損失防止対策の重点的推進

防災ビジョンにおいて、重要度・緊急度ランクのⅠを与えられている対策である。地震災害時には、防災ビジョンで示したような種々の人命への危険が存在する。このような人命への危険を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。

とりわけ、平成 28 年熊本地震（以下、「熊本地震」という。）において倒壊により多くの死傷者を発生させるとともに、応急対策需要の主要発生源になった老朽住家（被害）に対する対策を重視する。

(2) 重度の生活障害防止対策の推進

防災ビジョンにおいて、重要度・緊急度ランクのⅡを与えられている対策である。激甚な地震災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

(3) その他の重要対策の推進

(1)、(2)の対策を効果的に進めるためには、以下の①、②の対策に併せて取り組む必要がある。（なお、(1)、(2)の中に既に含まれているものもある。）

① 防災基幹施設の防災対策

熊本地震では、市役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障を来したことに配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。

② 人的資源の発掘・活性化対策

熊本地震は、行政機関だけでは大規模災害には対応できないことを改めて明らかにした。また、防災ビジョン（第 1 編「総則」第 3 章「防災ビジョン」の表 4）に示した被害予想量を念頭においた場合には、箱根町でも同様のことが考えられる。

そのため、行政機関における防災力の活性化はもちろんであるが、行政機関以外の人的資源（住民、事業所、各種ネットワーク等）の発掘・活性化を重視する。

なお、この場合、(1)（人命損失防止対策）に関係する人的資源の発掘・活性化対策を特に重視する。

2. 自然災害回避（アボイド）行政の推進

自然災害から住民の生命・財産を守るために、自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して自然災害を回避した安全な

土地利用を促進する。

(1) 施策展開の方向性

- ① より精度の高い自然災害に関する情報の収集・整理に努め、住民や行政が利用できる災害危険情報を整備する。
- ② 土地が有する自然災害発生の危険要因の調査研究を促進する。
- ③ 自然災害発生の危険性の高い地域については、土地利用の規制及び安全な土地利用を指導する。

⇒ 3. 安全・安心なまちづくりのための土地利用基本方針

(2) 推進事業

- ① 自然災害回避情報の提供
災害履歴や危険区域箇所等を地図化し住民に提供する。
- ② 自然災害発生土地調査
自然災害発生の危険性が高い土地を把握するための調査事業を行う。
- ③ 安全な土地利用の誘導
情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して安全な土地利用を誘導する。

⇒ 3. 安全・安心なまちづくりのための土地利用基本方針

3. 安全・安心なまちづくりのための土地利用基本方針

県における土砂災害の危険度評価を考慮した土地利用を図るとともに、町民に対して、土砂災害ハザードマップ等による危険箇所の情報を提供して、土砂災害への防災・減災を推進する。

各課は、この方針に留意して対策を進めなければならない。

4. 土砂災害警戒区域等の周知

平成 12 年 5 月 8 日に公布された土砂災害防止法に基づき、県が指定した土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）をハザードマップ等により周知し、土砂災害による人的被害の軽減に努めるものとする。

第2節 各課の災害予防事務

箱根町の各課は、以下の災害予防事務を行うものとする。

表1 各課等の災害予防事務（例）（その1）

課 等	主 な 災 害 予 防 事 務
企 画 課	1. 各施策・事業の防災面からの総合調整に関すること。 2. 関係施策・事業が地域防災性能の向上に寄与しているか、地域防災計画の考え方に反していないかの検証に関すること。 3. 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関すること。 4. 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること。
観 光 課	1. 観光客の安全な避難誘導システムの整備に関すること。 2. 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関すること。 3. 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること。 4. 所管施設の安全確保に関すること。
総務防災課 (選挙管理委員会監査 委員事務局含む。)	1. 防災会議に関すること。 2. 職員の防災研修とその効果の検証に関すること。 3. 職員の初動体制整備に関すること。 4. 動員計画の立案とその実効性の検証に関すること。 5. 避難所機能の整備に関すること。 6. 帰宅困難者対策に関すること。 7. 町民に対する防災知識の広報に関すること。 8. 自主防災組織の強化に関すること。 9. 防災倉庫及び防災資機材の点検に関すること。 10. 防災証明書の交付に伴う事前準備に関すること。 11. 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関すること。 12. 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること。 13. 庁内電話等通信施設の整備に関すること。 14. 災害救助法への習熟及びこれに係る職員研修に関すること。
町 民 課	1. 遺体の収容・処理・火葬システムの整備に関すること。 2. 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関すること。 3. 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること。

表1 各課等の災害予防事務（例） （その2）

課 等	主 な 災 害 予 防 事 務
財 務 課	1. 非常電源等電気施設の整備に関する事。 2. 庁舎の安全対策に関する事。 3. 建物等の耐震診断に関する事。 4. 所管施設並びに他課に所属しない町有施設の安全確保に関する事。 5. 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関する事。 6. 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関する事。
税 務 課	1. 住家等の被害認定調査体制の整備に関する事。 2. 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関する事。 3. 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関する事。
福祉課	1. 要配慮者避難支援体制に関する事。 2. 要配慮者用の避難所の整備に関する事。 3. 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関する事。 4. 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関する事。
子育て支援課	1. 要配慮者避難支援体制に関する事。（妊婦や乳幼児など） 2. 要配慮者環境の防災性能の向上に関する事。 3. 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関する事。 4. 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関する事。
保険健康課	1. 食料、生活必需品の確保等に関する事。 2. 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関する事。 3. 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関する事。
環 境 課	1. 災害廃棄物仮置場の整備に関する事。 2. 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関する事。 3. 災害時の的確な活動方法、体制の整備に関する事。
都市整備課	1. 道路・橋梁の防災性能の向上に関する事。 2. 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関する事。 3. 応急危険度判定に関する事。 4. 建築物の耐震化に関する事。 5. 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関する事。 6. 防災的な土地利用計画の立案に関する事。
上下水道温泉課	1. 上下水道等施設の耐震性の確保に関する事。 2. 水道関係応援協定の締結・整備に関する事。 3. 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関する事。 4. 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関する事。

会 計 課	1. 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関すること。 2. 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること。
議会事務局	1. 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関すること。 2. 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること。

表 1 各課等の災害予防事務（例） （その 3）

課 等	主 な 災 害 予 防 事 務
教育委員会 (学校教育課)	1. 児童及び生徒の生活環境、発達段階に対応した防災教育に関すること。 2. 所管施設の安全確保に関すること。 3. 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関すること。 4. 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること。
(生涯学習課)	1. 住民の防災教育に関すること。 2. 災害ボランティア教育・研修に関すること。 3. 施設利用者の安全な避難誘導システムの整備に関すること。 4. 所管施設の安全確保に関すること。 5. 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関すること。 6. 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること。
消防本部・署	1. 所管施設の安全確保に関すること。 2. 災害時の消防・救急活動体制の整備に関すること。 3. 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関すること。 4. 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること。

第3節 地盤振動災害・地盤の液状化災害の予防

1. 目的

熊本地震では、地盤振動により、木造住家を始め多くの建築物が破損・倒壊し、多数の死傷者が発生した。また、膨大な救出・救助需要が発生するとともに、住家を失った人々の救援活動に多大な人的・物的支援が必要となった。

さらに、平成23年東北地方太平洋沖地震（以下、「東北地方太平洋沖地震」という。）においても地盤の液状化により埋立地を中心に広範囲にわたって地盤の液状化現象が発生し、栈橋の損壊、落橋等により港湾機能等に著しい低下がみられ、海からの救援活動に支障をきたした。

このように、地盤振動災害・地盤の液状化災害は、地震防災対策を考える場合の大きな課題である。そのため、地盤振動災害・地盤の液状化災害による被害を最小限にするための体制・手段を整備する。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 住家の地盤振動災害・地盤の液状化災害防止対策	都市整備課
2.2 屋外工作物の転倒や落下危険物等への対策	
2.3 防災基幹施設の地盤振動災害・地盤の液状化災害防止対策	関係各課 (都市整備課)
2.4 公共建築物、一般建築物の耐震、耐火化対策	
2.5 防災街区の造成	都市整備課
2.6 箱根町都市防災基本計画の策定	

2.1 住家の地盤振動災害・地盤の液状化災害防止対策

箱根町が熊本地震や東北地方太平洋沖地震級の地震に襲われた場合は、地盤振動・地

盤の液状化等により、住家が損壊したり、家具が転倒落下すること等により膨大な数の死傷者、要救出現場が発生することが予想される。

住家被害対策には、自分の住んでいる建物が現在どのような状況にあるのかを知っておく必要がある。関係地域住民に対し、箱根町防災マップ（土砂災害及び洪水ハザードマップ）の内容等を周知する。

また、住民に対し、地震時の家具類及び備品等の安全対策として、転倒落下防止のための固定方法の普及、啓発に努める。

2.2 屋外工作物の転倒や落下危険物等への対策

(1) ブロック塀・石塀、自動販売機等の重量転倒危険物対策

1978年の宮城県沖地震ではブロック塀や石塀等の倒壊により多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が注目された。阪神・淡路大震災は、発震が夜明け前であったこともあって、その危険性がクローズアップされることは少なかったが、これらの転倒危険物は至る所で転倒しており、その潜在危険性は依然大きいといえる。

なお、これらの転倒危険物は、避難、消防、救援活動の障害にもなることから、その安全対策を急ぐ必要がある。

① 実態調査、改修指導

ブロック塀等の実態調査を行い、危険度が高いと評価された塀等の所有者に対し、調査内容の通知と生け垣やフェンス等安全な工作物への転換を依頼する。

調査は特に地盤振動危険・地盤の液状化危険度の高い地域を中心に、通学路沿い、避難上必要な道路沿い、歩道沿いを中心に行う。

② ブロック塀・石塀の生け垣化、フェンス化の推進

危険なブロック塀、石塀等は改修が必要であるが、できる限り生け垣、フェンス化の推進を図る。その際、「安全・安心なまち」像の「健やかな地域社会と豊かな文化に支えられた安全・安心なまち」をめざし、景観に配慮する。

なお、生け垣化、フェンス化は、特に次の箇所について積極的に推進する。

ア. 通学路沿い

イ. 道路の幅を超える高さ塀等のあるところ。

ウ. 車道と歩道の区別のある道路で、歩道の幅を超える高さのあるところ。

③ 関係業者への知識・技術の周知

関係業者については、安全なブロック塀等に関する知識や技術の周知に務める。

④ 住民への知識・技術の周知

①～③について中心的に実施するが、なお、日常的にも以下の方法により、住民への知識・技術の周知を徹底する。

ア. ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について、広報紙等を活用し、住民の啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方点検方法及び補強方法等について周知を図る。

イ. ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導する。

ウ. ブロック塀を新設又は改修しようとする者については、建築基準法に規定する基準の遵守を指導する。

(2) 落下危険物対策

地震発生時には、下表のような多くの落下物により死傷者が発生する恐れがある。

・窓ガラス（の飛散） ・ウインドクーラー ・高架水槽	・外装材（外壁タイル、モルタル等） ・屋外広告物
----------------------------------	-----------------------------

そのため、以下のような対策を行うものとする。

都市整備課	窓ガラス等の落下物については、町内にある３階以上の建物について調査を実施し、改善の必要なものに関しては、その旨指導を行う。
関係各課	多くの人が集まる公共施設について、強化ガラスへの改修、飛散防止フィルムの貼付、物品等の倒壊防止、蛍光管の散乱防止等の施策を講ずる。
教育委員会 （子育て支援課）	町立幼・保・小・中学校の窓ガラスの強化ガラス化について、改築計画のなかで推進していく。

2.3 防災基幹施設の地盤振動災害・地盤の液状化災害防止対策

過去の大規模災害では、市役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路・橋等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障を来したことに配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。

この場合、地盤振動・地盤の液状化危険度を考慮して対策を進める必要がある。

(1) 町関係既存防災基幹施設の耐震診断と補強

役場庁舎、避難所、消防各署、消防団詰所、無線施設、水利施設、町管理重要道路・橋梁等の耐震診断を実施し必要な補強を行う。

耐震診断は、建物の堅ろう性だけでなく、機能面や収容物が耐震性を有しているかも含めて診断する。

- ・非常電源の耐震性の状況（断水に弱い水冷式発電機でないかどうか。）
- ・ロッカーの固定状況
- ・その他の重要機器の固定状況（無線関係、重要データを蓄積したパソコン等）

(2) 建設予定の町関係防災基幹施設の耐震性の確保

(1)に準じて対策を実施する。

(3) その他の町関係既存施設の耐震診断と補強

(1)に準じて対策を実施する。

【参考】

地盤振動、地盤の液状化の被害態様

地盤振動（地震動）危険度及び地盤の液状化危険度の高い地域では、地震時には以下の理由から被害が生じやすい。

(1) 地盤振動危険度の高い地域

- ① 軟弱な地盤は、他の地形より強く揺れるため被害が大きくなる。
- ② 軟弱な地盤は、地震時に大きく変位しやすく、従って地盤内に埋設された線状構造物の被害が大きくなる。さらに、変位の少ない良い地盤との境界で、相対変位が大きくなり、被害が集中する。
- ③ 地盤の沈下により被害が生ずる。

(2) 地盤の液状化危険度の高い地域

地下水位の高い砂質地盤では、地盤の液状化現象を生じやすい。

地盤の液状化現象とは、平常時は安定していた地盤が、地震のとき液体のようにゆるんで動くことであり、流動化現象とも呼ばれる。そして、水、砂、泥を高く吹き上げる噴砂、噴泥によって地盤が盛り上がったたり、陥没を生じる。その結果、次のような被害が生じる。

- ① 地中のガス管・上下水道管、地下タンク等の軽量構造物の浮上
- ② 深い基礎のない建物、橋台等の重量構造物の沈下・傾斜
- ③ 堤防沈下
- ④ 盛土の基礎地盤の液状化に伴って盛土に発生するすべりによる水平方向変位及びそれによる施設の被害
- ⑤ 地盤内の変位の残留による地中構造物の被害
- ⑥ 護岸、擁壁の押出
- ⑦ 沈下地盤と堅ろう構造物の境界付近での配管類等の被害
- ⑧ その他支持低下による種々の被害

2.4 公共建築物（2.3の防災基幹施設を除く。）、一般建築物の耐震、耐火化対策

2.3の防災基幹施設を除くその他公共施設についても、積極的に耐震耐火建築とし、災害防止に努める。

また、観光地の特殊事情等を考慮し、一般の既存・新築建築物についても耐震化を確保するよう、箱根町耐震改修促進計画に基づき指導・啓発するものとする。

2.5 防災街区の造成

(1) 公園・緑地及び道路の整備

避難路及び防火帯等の機能を有する公園や街路を系統的かつ計画的に整備し、住民・観光客の安全確保のための避難地及び安全な避難ルートの形成を図るほか、狭あい道路の整備促進等により、消防活動の円滑化を図るものとする。

(2) 市街地の不燃化

本町では、建築物が密集し、温泉街の中核となる商業地域（容積率 400%以上の一部）に防火地域を指定するとともに、建ぺい率 60%以上かつ容積率 200%以上の地域に準防火地域を指定して、不燃化の促進を図っている。今後、この効果を見定めながら、必要な措置を講じるものとする。

⇒ 第5節「地震火災の予防」

(3) 防災空間の確保

① 市街地の整備

市街地においては、地区の特性に応じた都市基盤の整備を積極的に進し、公園、緑地等の防災空間の確保に努めるとともに、地区計画制度の活用により隣接建築物との間隔を確保する等延焼防止対策を講じるものとする。

② 道路の整備

道路は、交通機能のほか、防火帯、避難路、緊急輸送道路等の防災空間としての機能も持っているので、幹線道路の整備に努めるものとする。

⇒ 第20節「重要道路確保体制の整備」

③ 応急活動用空地の整備

大規模災害時には、避難場所、救援物資輸送車両集結場所、給食給水拠点、応援部隊集結拠点、災害用仮設トイレ設置場所等の活動に多くの空地を必要とするため、これらの応急活動用空地を計画的に整備する。

2.6 箱根町都市防災基本計画の策定

神奈川県都市防災基本計画の基本目標である「安心居住都市の創造」を目指し、町の災害特性を踏まえ、災害に強いまちづくりを都市構造的に強化するための箱根町都市防災基本計画を策定する。

第4節 土砂災害の予防

1. 目的

土砂災害は大雨時に多いが、地震によっても発生する。そのため、大雨時の土砂災害対策に準じて対策を講じておく。

なお、第3編「風水害対策計画」第1章「災害予防計画」第4節「土砂災害の予防」を参照のこと。

第5節 地震火災の予防

1. 目的

阪神・淡路大震災では木造密集地域で大火が発生し、家屋の下敷きになった人が逃げ遅れて焼死したり、火災で住家を失った人々の救援活動に多大な人的・物的支援が必要となった。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震では、昼間の地震だったこともあり、火災が多く発生した。このように、依然として地震時の火災は地震防災対策を考える場合の大きな課題である。

ところで、第1編「総則」第3章「防災ビジョン」の表4に示したように、県の被害想定では、発生 of 切迫性が指摘されている神奈川県西部地震においても、町内で火災は発生しても火災による木造焼失棟数は0件（0.5未満は0とする。）とされている。ただし、この数字は種々の条件を仮定して算定されたものであることから、条件が異なれば火災件数、木造焼失棟数が増大する可能性をも有している。例えば、県の被害想定では気象観測結果に基づく地域毎の平均的風速と仮定されているが、これ以上の強風を想定して算定すれば焼失棟数は増大することが予想される。

以上のような状況を考慮して、地震時の火災発生を防止するとともに、万一火災が発生した場合でも延焼拡大を防止するための体制・手段を整備する。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 延焼危険地域の把握	消防本部・署
2.2 延焼危険地域における出火延焼防止対策 2.2.1 出火防止対策の強化 2.2.2 初期消火対策の強化 2.2.3 火災の拡大防止対策	消防本部・署 (消 防 団) (総務防災課) (都市整備課)
2.3 その他の地域における出火延焼防止対策	

2.1 延焼危険地域の把握

木造家屋密集地域、消防車両の進入困難な道路狭隘地域、耐震性消防水利の不足地域等の理由から地震火災が延焼拡大するおそれの高い地域を把握する。

2.2 延焼危険地域における出火延焼防止対策

2.2.1 出火防止対策の強化

(1) 住民の防災意識の高揚

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、火災予防広報等を行い、防災意識の高揚を図る。内容は以下のとおりである。

① 箱根町防火ポスターによる普及・啓発

② 耐震安全装置付火気使用器具の使用促進

ア. 地震時出火防止装置付きの電気・ガス・石油等の火気器具の普及

イ. 通電時火災を防ぐための漏電防止装置付ブレーカーへの取り替えや感震ブレーカーの取り付け

③ 消火器設置の奨励

④ 地震時火災の原因に対応した啓発

ア. 避難時の留意点

・ブレーカーを落として避難・・・通電時火災防止

イ. 火気使用器具周辺の使用環境の整理整頓・・・落下物への着火防止

ウ. 家具の固定・・・出火防止行動を円滑にする上で有効

(2) LPガス設備の安全化

LPガスを取扱う家庭及び事業所からの出火を防止するため、容器の転倒防止、ガスの漏えい防止等の安全化について指導促進を図る。

2.2.2 初期消火対策の強化

(1) 住民の防災行動力の向上

自治会等を単位として、(2)の初期消火用器具、初期消火用水利を用いた自主防災組織の訓練指導を行い、組織的に災害に立ち向かう防災行動力の向上を図る。

(2) 初期消火用器具、初期消火用水利の整備

近隣住民が積極的に消火活動に参加できるように、消火栓等の初期消火用水利を整備するとともに、各家庭には消火器の設置を呼びかける。

(3) 事業所の自主防災体制の強化

震災時における事業所の自主防災体制を確立するため、全ての事業所は防災計画を樹立し、各種訓練、指導を通して防災行動力の向上を促進する。

また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資器材を活用し、地域との共同体づくりを推進する。

さらに、自衛消防組織を有する事業所との地震時消防活動の連携方法を検討する。

2.2.3 火災の拡大防止対策

大地震による同時多発火災の際には、出火防止と初期消火の徹底を図っても各種の制約から延焼火災が発生することを想定しておく必要がある。そのため、それに備えた予

防対策を講じておく。

(1) 消防署、消防団における活動体制の整備強化

震災時の同時多発火災に対応するため、消防署、消防団の活動能力を向上させる。

- ① 震災時における火災の拡大防止活動を強化・充実するため、消防各署、消防団詰所、消防ポンプ車、小型動力ポンプ、消火ホース、無線機等の整備・増強及び耐震性の見直しを図る。
- ② 自主防災組織等に対する地域の防災指導者としての技能・能力を向上させるため必要な研修を実施する。
- ③ 消防団員については、勤務時間内に事案が発生した場合においても活動に即座に従事できるように、関係事業所等に対し町からの依頼等を行う等により、団員が活動しやすい環境を整備する。

(2) 消防水利の充実強化

既存消防水利の機能維持を図るほか、震災時の同時多発火災に対処するため、火災の危険性が高い地域を重点的に考慮し、震災消防活動に有効な水利を含む消防水利の整備を図る。また、水辺空間整備事業等、まちづくり事業と一体となった多角的な消防水利の確保を推進する。

また、これらの消防水利については標識を整備し、所在を明示する。

(3) 消防活動路等の確保

震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、さらには道路の陥没等により、消防車両等が通行不能となることが予想されるため、消防活動幹線路となる道路については、これらの障害の軽減・除去のための予防対策を講じる。

(4) 延焼危険地域の解消

木造建物の密集、道路狭隘、耐震消防水利不足等による延焼危険地域は大火になる危険性が高いと考えられる。そのため、街や建築物の不燃化・難燃化の促進、延焼防止効果の高い樹木の植樹等による緑道・緑地の整備、延焼遮断効果の期待できるオープンスペースの確保あるいは維持等により、延焼危険地域の解消を図る。

2.3 その他の地域における出火延焼防止対策

対策の内容は2.2に準ずる。

第6節 要配慮者対策

1. 目的

高齢者、乳幼児、病弱者（寝たきり等で行動力の制約のある人。なお、重度の持病、地震による診療機会等の喪失が生命に危険を与える可能性のある人も含む。）、心身に障がいをもつ者及び外国人等は、災害発生時に迅速、的確な行動がとりにくいため「要配慮者」と定義される。

これら要配慮者のうち地震が発生したときに自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者については「避難行動要支援者」と位置付ける。

当町は地形的条件から災害が発生した場合、地域が孤立する可能性が高く公的支援だけでは迅速な対応が難しい状況であり、個人情報に配慮し地域が主体となった支援体制を作るなど要配慮者、特に避難行動要支援者の安全を確保するための対策を定める。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 要配慮者に対する全般的対策	福祉課 子育て支援課 保険健康課 (観光課) (各 病 院)
2.2 所在情報の把握	
2.3 社会福祉施設等の要配慮者利用施設における対策	
2.4 在宅者対策	
2.5 病院入院患者等対策	

2.1 要配慮者に対する全般的対策

(1) 防災についての指導・啓発

広報等を通じ、対象者をはじめ、家族、地域住民に対する指導・啓発活動を行う。

① 対象者及びその家族に対する指導

ア. 要配慮者を取りまく災害危険に対する認識を深め、家屋の耐震化、家具の転倒落下防止措置等、要配慮者の生活圏に存在する危険性を除去・軽減し、安心・安全な住まい方を実践すること。

イ．防災基本計画では、国民に最低３日分以上の備蓄を求めているが、要配慮者を抱える家庭においては、特に要配慮者に配慮した備蓄を講じておくこと。

ウ．発生時には近隣の協力が得られるよう平時から努力すること。

エ．地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

② 地域住民に対する指導

ア．隣近所や自主防災組織等において、地域居住の避難行動要支援者の把握に努め、その支援体制を平素から整備すること。

イ．発災時には対象者の安否確認・安全確保に協力すること。

(2) 要配慮者の生活環境の安全化

① 住家等の安全化

自力で住家等の安全化を図るのが困難な要配慮者あるいは自助努力では住家等の安全化対策の進展が憂慮される場合には、町は消防本部、消防団、社会福祉協議会、災害ボランティア等の関係機関・団体の協力を得て、要配慮者の住家等の安全化（家屋や家具の耐震補強、安全な住まい方指導）を図る。

なお、必要な場合には、公営住宅への優先入居も含めた対策も検討する。

② バリアフリーでフレンドリーなまちづくりの推進

ア．要配慮者の視点からとらえたときに障害（バリア）となる段差、階段等の解消

イ．要配慮者にとってわかりやすく親しみやすい（フレンドリー）ように、大きな文字で（外国語による表記を含む。）書かれた避難場所案内標識、普段は散歩道になっている延焼遮断効果の大きな樹木が植えられた防災緑道、視覚障がい者の避難活動に配慮した点字ブロック等の設置

(3) 避難行動要支援者支援体制の整備

① 近隣住民、ボランティア等による支援体制の整備

近隣住民、ホームヘルパー、福祉ボランティア、語学ボランティア等による災害時の安否確認、救出救護、給食・給水等の支援措置等の体制を整備する。

② 避難支援者、自治会等による支援体制の整備

避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援者、民生委員・児童委員、自治会長等が、避難行動要支援者に対し日頃は見守りを行い、災害時等は避難支援、安否確認等を行う。

災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項の規定に基づき避難行動要支援者名簿を作成し、この名簿には次の事項を記載・記録する。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 性別

(4) 住所又は居所

(5) 電話番号その他の連絡先

(6) 避難支援等を必要とする事由

(7) 避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

この際、特に「避難者の中に、DVやストーカー等の被害を受けている被害者が含まれている可能性もあることから、避難者名簿作成時に個人情報の開示・非開示について確認するとともに、個人情報の取扱い及び管理を徹底する。

また、必要に応じて同法第 49 条の 11 第 2 項の規定に基づき、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自主防災組織を始めとする避難支援等関係者に対し、同意をした避難行動要支援者に係る名簿情報を提供するものとする。

この避難行動要支援者名簿の作成・更新方法や活用方法、名簿情報提供に当たっての情報漏えい防止措置など必要な事項については、「箱根町災害時要援護者避難支援計画」に定めるものとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- (2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手・更新方法
- (3) 避難行動要支援者の避難支援等に関する事項
- (4) 避難支援等関係者の範囲
- (5) 避難支援等関係者の安全確保
- (6) 個人情報の保護に関する事項（名簿情報の提供を受けた者の秘密保持義務を含む。）

(4) 要配慮者対策

① 要配慮者に重点を置いた公的備蓄の検討

高齢者等の要配慮者は、地震による環境の悪化によって生命に危険が及ぶ可能性がきわめて高い。そのため、(1)の①のイの対策の進展状況をにらみながら、要配慮者に重点を置いた公的備蓄を検討する。

〔備蓄物資例〕

- ・水
- ・要配慮者用に調理された弁当缶詰（おかゆ、その他）、乳児の場合はミルク
- ・備蓄食料を温めたり、温かい食事を提供するための調理用火気器具
- ・おむつ、ウェットティッシュ等

② 要配慮者に対応した避難所、応急仮設住宅の運営方法等の検討

要配慮者が安心して避難生活が送れるよう、福祉避難所の指定等に努める。

③ 診療機会等の確保対策

地震災害による診療機会の喪失等により生命に危険が及ぶ恐れのある要配慮者（透析患者、重度の持病保有者等）の安全を確保するため、医療機関の災害発生時の機能確保に努めるものとする。特に、電気、ガス、水道の確保については、診療機能の維持に欠かせないものであることから、関係機関と密接な連携を図っていく。

(5) 避難行動要支援者対策

① 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項を記載する。

② 個別避難計画の作成

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。計画には、避難行動要支援者名簿に記載する事項に加え、避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、避難支援等の実

施に関する事項を記載する。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

2.2 所在情報の把握

町は、「箱根町災害時要援護者避難支援計画」等に基づき、民生委員・児童委員、自治会、避難支援者との間で個人情報に配慮しつつ、在宅の単身高齢者や高齢者世帯、障がい者等の所在情報を共有し、災害時に迅速に支援できるよう努める。

町は、保育所や放課後児童クラブにおける幼児等の安全確保等のため、県と連携し情報交換を深めながら、災害時の対応や保護者との情報共有に取り組む。

保育施設等の管理者は、災害時における保護者等との連絡方法を定め、日常的に訓練を行うなどして、双方の協力により、保護者及び乳幼児等の安否情報・所在情報を確実に把握できるように努める。

2.3 社会福祉施設等の要配慮者利用施設における対策

社会福祉施設や保育園・幼稚園・幼児学園には、高齢者、障がい者あるいは乳幼児といった災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所通所している。これらの人々の安全を図るために、2.1に準じて対策を実施するとともに、あわせて以下の対策を講じる。

加えて、土砂災害防止法・水防法の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域・浸水想定区域内にある要配慮者施設に対し、町は関係各局と連携して土砂災害緊急情報及び避難情報等を伝達する必要がある。（手順は第3編「風水害対策計画」第1章「災害予防計画」第4節「土砂災害の予防」2.2「土砂災害警戒区域等の周知」参照。）

(1) 防災計画の策定

各施設は、災害発生時に遅滞なく対応するため、職員の任務分担、動員体制等防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を策定しなければならない。

(2) 施設、設備等の耐震性の点検

各施設は、災害発生時に施設自体の崩壊、収納物が転倒落下、火災の発生等により要配慮者等が死傷することのないよう施設や付属危険物を点検する。

(3) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者は、要配慮者であることから、施設そのものの災害に対する安全性を高めることが最も重要である。そのため社会福祉施設等の管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行う。

(4) 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や災害が発生した場合における迅速か

つの確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。特に、夜間における緊急連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや照明の確保が困難であること等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(5) 地域社会との連携

社会福祉施設等の入所（通所）者は、自力での避難が困難である者が多く、他の人の介助が必要となる。災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは困難であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりに努める。

(6) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連絡体制を整える。

(7) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する

また、施設職員や入所者が、災害等の切迫した危機的状況下でも適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施しなければならない。

特に、自力避難が困難な者が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に行うよう努める。この場合、職員の非常参集体制を併せて整備する。

2.4 在宅者対策

2.1 に準ずるが、あわせて(1)の対策を実施する。

(1) 緊急通報システム等の整備

町は、単身の高齢者や障がい者等の安全を確保するため、緊急通報網等の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高める。

2.5 病院入院患者等対策

2.1、2.2 及び 2.3 に準ずるが、あわせて以下の対策を実施する。

病院・診療所等施設管理者は、入院中の寝たきりの高齢者及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、看護師詰所に隣接した病室やできるかぎり低層階の避難救出が容易な病室に収容する等、特別な配慮をするよう努めなければならない

第7節 観光客及び帰宅困難者対策

1. 目的

本町は、富士箱根伊豆国立公園内に位置し、雄大な自然や豊富な温泉に恵まれた自然美豊かな国際観光地である。特に、都心からの交通の利便性に相まって、首都圏のオアシスとしても人々に親しまれている。そのため、年間約 2,000 万人の観光客が訪れ、名実ともに日本有数の観光地である。

そこで、観光・レジャー・レクリエーションを享受するために、本町を訪れる多くの観光客の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、災害時における交通機関の運行停止等による帰宅困難者対策として、関係機関や町内事業者等との協力のもと、観光客のほか町内の事業所の従業員や学校の生徒等を対象とした一斉帰宅者の発生の抑制や、帰宅困難者への支援に取り組む。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 観光施設の安全性の強化	観 光 課 (総務防災課) (都市整備課) (学校教育課) (消防本部・署)
2.2 宿泊施設に関する対策	
2.3 交通機関に関する対策	
2.4 帰宅困難者対策	
2.5 外国人観光客対策	

2.1 観光施設の安全性の強化

(1) 施設面での安全性確保

町内の観光施設について、既設の施設に関してはその防災性能の改善を図るとともに、新設する際には十分な安全性を持つものとするよう指導するものとする。

(2) 従業員等に対する防災教育

発災時に当該観光施設の従業員等が観光客に対し臨機に適切な措置をとるために

は、従業員等が日頃から避難路の確保や安全確保措置に習熟していなければならない。
当該観光施設の管理者等は、従業員に対して、そのような知識情報の提供に積極的に努力しなければならない。

(3) 標識等の整備

観光施設管理者等は、観光客が当該施設内において発災時に適切な行動がとれるよう、適切な場所に適切な標識等を設置するものとする。

2.2 宿泊施設に関する対策

ホテル、旅館等の宿泊施設は、観光客の安全の確保に努めなければならない

(1) 防災計画の作成

個々の宿泊施設について、それぞれの事情に即した防災計画の作成を指導するものとする。

(2) 防災研修会の開催

宿泊施設を対象として、防災研修会を開催する。

(3) 防災訓練の実施

宿泊施設が作成した防災計画に定めたとおり、発災時に従業員等が分担する任務を適切に遂行できるよう、適宜防災訓練を実施するものとする。町は、宿泊施設が行うこの防災訓練に対し、協力しなければならない。

(4) 標識等の整備

宿泊施設は、宿泊客等が発災時に適切な行動がとれるよう、適切な場所に適切な標識を設置するものとする。

2.3 交通機関に関する対策

(1) 道路交通の安全性の確保

道路管理者は、発災時には自動車等利用者が道路に孤立することが予測されるため、あらかじめ関係機関と十分協議し自動車等利用者の安全を高めるよう努めるものとする。

(2) バス・鉄道等に関する対策

各交通機関は、町と協力して発災時における帰宅困難者対策について検討するものとし、災害計画に基づき乗客等の避難誘導等がスムーズに実施できるように、また、駅構内に滞留する大勢の乗客の安全対策について、適宜防災訓練を実施する等災害に対する安全性の強化に努めるものとする。

2.4 帰宅困難者対策

災害時において多数の発生が予想される観光客を中心とする帰宅困難者について、関係機関と協力して以下の対策に取り組む。

(1) 一斉帰宅者の発生の抑制

① 基本原則の周知

町は、平常時から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知を図り、これを実効あるものとするために関係機関、事業者等に一斉帰宅の抑制を促してい

く。

② 関係機関、事業所等への要請

町は、町内の観光を中心とする事業者、学校等に対して、従業員や生徒等のほか観光客について、一斉帰宅の抑制及び一時収容を図るよう要請する。

ア．事業所等は、災害の発生に伴い、交通機関の運行停止等により当分の間、復旧の見通しが立たないと見込まれる時は、事業所の建物や周辺の被害状況を確認の上、従業員等や観光客の安全を確保するため、一定期間建物内に留めておくよう努める。また、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄にも努める。

イ．大規模な集客施設や鉄道駅、寺社・名所旧跡等においては、多くの観光客など帰宅困難者の発生による混乱が予想されることから、事業者は利用者を保護するため、適切な待機・誘導に努める。

③ 安否確認手段の周知

町は、日頃から「災害用伝言ダイヤル（171）」等による安否確認手段についての周知を図る。

(2) 帰宅困難者への支援

① 避難場所の確保及び避難誘導体制の検討

町は、帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所（一時滞在施設）を指定するとともに鉄道事業者等や警察、事業所、自主防災組織、消防団等と協力して帰宅困難者の誘導体制を整備する。

※ 消防本部・署については、災害発生時は災害対応を優先とする。

② 帰宅困難者への対応の検討

町は、帰宅困難者の対応についてあらかじめ定めるとともに、事業者や学校等においても、避難者、帰宅困難者への対応をあらかじめ定めておくよう要請する。

③ 情報収集・提供体制の検討

町は、災害発生時における交通情報や駅周辺及び避難場所の混雑情報等の収集、また正確な情報の提供に必要な体制作りに努める。

(3) 観光客等一時滞在者の域外移送

町内に滞留する観光客等の被災地外への移送方法・手段（車両・船舶等）について近隣市町村、関係機関と協議し、対策を進めるものとする。

2.5 外国人観光客対策

町は、外国人観光客の安全対策、情報提供方法等について箱根町観光協会、箱根温泉旅館ホテル協同組合等関係団体と協議し対策を進めるものとする。

第8節 防災資源の発掘と活性化

1. 目的

大地震時には、東北地方太平洋沖地震や熊本地震でみられたように、防災行政機関の能力をはるかに超える膨大な応急対策需要が発生する。さらに、電話の不通、道路、橋梁等の損壊が、これに拍車をかけることになる。

このような事態に的確に対処するには、日常から地域の防災資源の発掘と活性化を図っておく必要がある。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 自主防災体制の整備 2.1.1 個人・家庭、隣近所単位の自主防災体制の強化 2.1.2 地域の自主防災組織の育成・強化 2.1.3 事業所の自主防災体制の強化	総務防災課 (消防本部・署)
2.2 防災資源の発掘・活性化 2.2.1 各種関係団体・事業所等との協力体制の整備	
2.2.2 ボランティアの受入れ・協力体制の整備 (1) 専門知識を有するボランティアの登録 (2) ボランティア受け入れ体制の整備	福祉課 (社会福祉協議会) (総務防災課)

2.1 自主防災体制の整備

大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」をスローガンに、表1、表2に示すように個人・家庭、隣近所、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図っておく必要がある。

また、自主防災組織等を対象に防災士養成研修等を開催し防災士資格を取得させ、大規模災害発生直後の初動対応を地域で担う態勢の強化を図る。

表 1 平常時の個人・家庭、隣近所、自主防災組織等の役割項目例

個人 家庭	○各個人の日常生活圏の危険性の点検 ○家屋や塀の耐震強化措置 ○家具の転倒落下防止措置 ○出火防止体制の整備 ・耐震消火装置付器具の使用と作動状況の点検 ・安全な火気使用環境の確保 ○初期消火体制の整備 ・初期消火器具の確保と使用訓練 ○避難場所・ルートの確認と安全性のチェック ○救出用資機材の保管 ○必要な物資の備蓄
隣近所	○要配慮者の安全対策の話し合い ○近所の災害環境の共同監視 ○救出用資機材の共同管理
自主防災組織	○家庭、隣近所への防災対策の呼掛けと推進（特に、出火防止措置と家具等の転倒落下防止措置の推進） ○危険箇所の点検・除去 ○避難場所・ルートの確認と安全性のチェック ○救出用資機材の管理

表 2 警戒・発災時の個人・家庭、隣近所、自主防災組織等の役割項目例

個人 家庭	○出火防止 ○初期消火 ○家族の安否確認〔電話は使用しない〕及び保護
隣近所	○隣近所の生き埋め者の救出活動、負傷者搬送 ○隣近所の出火防止措置 ・隣近所の家庭にガス元栓閉栓よびかけ ・高齢者世帯等の出火防止措置 ○初期消火活動への従事 ○近所の要配慮者の安否確認 ○要配慮者、特に避難行動要支援者の救出・避難誘導
自主防災組織	○救出活動の喚起（救出協力者を募る。） ○出火防止措置の喚起 ○初期消火活動の応援 ○近所の要配慮者の安否確認の喚起 ○要配慮者、特に避難行動要支援者の救出・避難誘導・搬送 ○避難所の開設・管理運営 ○給食・給水

2.1.1 個人・家庭、隣近所単位の自主防災体制の強化

地震発生直後は、個人・家庭、隣近所単位の防災活動が中心となることから、これらの単位の活動・役割の重要性と平常時及び警戒・発災時に必要とされる活動内容について啓発し、個人・家庭、隣近所単位の自主防災体制を強化する。

また、地区の特性に応じた自由な内容の防災活動に関する計画である地区防災計画などを活用して、いざというときに地域の実情に合った効果的な防災活動が実施できる体制の確立を目指す。

2.1.2 地域の自主防災組織及び防災士の育成・強化

本町の自治会の総数は 35 である。このうち自主防災組織を結成している自治会は 35 団体であり、組織率は 100%である。

この際、大規模災害発生直後における自主防災組織の初動対応能力の向上を図るために、初期消火、避難誘導、避難所開設などを担う「防災リーダー」である防災士を地域の自主防災組織に育成し防災態勢を強化する。

(1) 防災士に求める活動及び役割

- ① 災害発生時、公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減
- ② 災害発生後の被災者支援の活動
- ③ 平常時の防災意識の啓発、自助・共助活動の訓練

(2) 自主防災組織の育成・強化

- ① 研修会の開催
- ② 資機材操作訓練の実施
- ③ 地区・地域全体が主体となる防災訓練の実施
- ④ 地区防災計画の策定

2.1.3 事業所の自主防災体制の強化

(1) 自衛消防隊との協力体制の整備

消防資機材を装備した自衛消防隊を設置している事業所と地震時の協力体制について検討する。

(2) 地域との連携

関係地域の自主防災組織、社会福祉施設等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなくてはならない。

2.2 ボランティア等その他の防災資源の発掘・活性化

2.2.1 各種関係団体・事業所等との協力体制の整備

原則として、第 2 章災害応急対策計画に示された各種関係団体等と関係部課との間で、平常時から連携を密にしておくとともに、協力体制等を整備しておく。特に、重要な活動を担うことになる団体等については、その代表者を防災会議のメンバーに加えたり、協定締結等により協力体制を整備しておくものとする。

なお、これら以外においても防災力として期待できる団体等と協力体制を整えておくものとする。

2.2.2 ボランティアの受入れ・協力体制の整備

(1) 専門知識を有するボランティアの登録

防災活動上有用な、専門知識を有する者（例：建物の応急危険度判定士、看護師経験者、アマチュア無線技術者、大型運転免許所持者、通訳、パソコン操作習熟者等）で災害時の協力を得られる者については、災害ボランティアとして登録できる制度を研究する。

(2) ボランティア受け入れ体制の整備

① 受入窓口の整備

ボランティアについては、箱根町社会福祉協議会がボランティアセンターを設置し受入れ業務にあたる。

② 活動内容の整理

ボランティアへ依頼する活動内容については、あらかじめ検討しておく。

③ 宿泊施設の確保

町内及び近隣市町村の公共施設等をボランティアの宿泊施設として考慮しておく。

④ 事故に対する補償

原則としてボランティア保険へ加入するものとする。

第9節 防災教育

1. 目的

防災ビジョンの将来像にうたわれている「健やかな地域社会と豊かな文化に支えられた安全・安心なまち」を実現する上で、防災教育はその中心になるものである。また、「高い防災意識」は、真に安全・安心なまちの基礎となるものであるという点でも重要である

このようなことから、全住民・職員を対象に「安全・安心なまち」を創出するために必要とされる防災教育を行う。

2. 対策

住民（町職員を含む。）が、それぞれのライフステージにおいて遭遇する可能性のある危険がどのようなものであり、その危険にどのように対処すべきであるかを基本に据えた防災教育を実施する。この場合、各人の役割や能力、階層の特性に応じた内容を工夫する。また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への配慮及び地域における支援体制の整備並びに男女のニーズの違い等、男女双方の視点への配慮を行うこととし、このための「共助」の力の強化策として、向こう三軒両隣といった近所での助け合い（「近助」）の一層の促進を図る。

なお、「遭遇する可能性のある危険」を、各人が身近な問題として考えられるよう、ハザードマップ等をもとに可能な限り具体的に示すとともに、過去に起こった大災害の教訓等を確実に後世に伝えていくために各種資料を広く収集・整理し、住民への周知に努める必要がある。

また、職員に対しては、防災の要として必要とされる知識・技術に関する教育を行う。

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 住民に対する防災教育 2.1.1 ライフステージに対応した内容に基づく防災教育 2.1.2 ライフステージに対応した防災教育機会・手段の提供	総務防災課 (学校教育課) (生涯学習課) (福祉課) (子育て支援課) (消防本部・署)
2.2 職員に対する防災教育	総務防災課

2.1 住民に対する防災教育

2.1.1 ライフステージに対応した内容に基づく防災教育

住民に対し、次表に示すようなライフステージに対応した内容の防災教育を実施する。

ライフステージに対応した防災教育の内容（例）

ライフステージ	防災教育の内容（例）
幼児～中学生	（園内、校内はもちろん）園外、校外の行動範囲（生活圏）に潜在する災害危険とそれへの対処方法を中心にした災害対応能力の基礎
高校生、大学生	行動範囲（生活圏）に潜在する災害危険及び行動範囲（生活圏）の拡大に見合っ必要とされる防災知識や災害ボランティア等に関する知識を身に付け、主体的に自他の安全、地域の安全のために行動できる力
社会人一般	行動範囲（生活圏）に潜在する災害危険および「自分の命は自分で守る」ために必要とされる防災知識。また、地域・事業所での役割や階層に応じた「助けられる人から助ける人へ」にふさわしい知識を基にした行動
保護者（子供や老父母等の）	子供や高齢者を取りまく災害危険と保護者としてあるべき対処方法に関する知識を基にした行動
要配慮者（高齢者等）	要配慮者を取りまく災害危険と対処方法に関する知識。また、行政の要配慮者支援体制・制度等に関する知識

2.1.2 ライフステージに対応した防災教育機会・手段の提供

2.1.1のライフステージごとに必要とされる知識を、各種の防災教育の機会・手段の特性を生かしながら提供する必要がある。

ライフステージに対応した防災教育の機会・手段（例）

ライフステージ		防災教育の機会・手段（例）
幼児～中学生		子育て支援、学校教育
高校生、大学生		学校教育、社会教育
社会人	一般	社会教育、広報
	自主防災組織リーダー 災害ボランティア その他、重要な防災力となる個人、事業所	防災研修会 自治学習出張講座等の講演会
保護者（子供や老父母等の）		子育て支援、学校教育 社会教育、広報
要配慮者（高齢者等）		社会教育、広報

(1) 学校教育等における防災教育

学校教育等の中での防災教育は、地域の実状に即した防災教育を多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。

このことを念頭に、園児・児童・生徒、教職員及び保護者に対して、学校等における教育活動の機会（教科指導、防災訓練、課外活動、授業参観等）を通じて、災害時における危険及び日常的な備え等の知識を普及する。また、広く災害対応能力の基礎を培い、状況に応じて的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動ができるよう以下の項目のとおりに啓発を行う。

ア. 園児・児童・生徒

- ・園児・児童・生徒の生活圏に存在する災害時の危険
- ・上記への対処方法を含め、日常生活の中で自らの安全を確保するための行動の在り方

なお、中学校では、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする

イ. 教職員

- ・園児・児童・生徒の生活圏に存在する災害時の危険
- ・上記への対処方法を含め、日常生活の中で自らの安全を確保するための行動についての指導
- ・教職員の役割

ウ. 保護者

- ・園児・児童・生徒の生活圏に存在する災害時の危険
- ・上記への対処方法を中心とした園・学校防災計画の理解
- ・保護者の役割

授業参観等の機会を通じて認識を高めさせる。

(2) 社会教育における防災教育

① 内容

公民館活動等における研修、集会、講座等の機会を通じ、特に以下の内容に関する知識の普及に努める。

ア. 各人の生活圏に存在する災害時の危険

イ. それへの対処方法

ウ. その他

- ・実習

向こう三軒両隣といった近所での助け合い（「近助」）の方法等を修得させるとともに、特に、救出救助、出火防止・初期消火の方法や、避難所での生活や運営方法等について体得させる。また、過去の地震被害の教訓を各自の防災対策に活用できるようその周知に努める。

- ・見学（防災関係機関、施設並びに防災展等の見学を行う。）

なお、箱根町においては、各公民館は学習センターとしての機能に加えて地区防災拠点としての機能も有していることから、災害時の避難施設としての利用はもとより、災害ボランティアの養成を図る学習プログラムの提供や各種ボランティア活動に対する研修や支援を行う。

② 社会教育機会の工夫

各ライフステージや階層を絞り込んだ社会教育機会を準備する。

(3) 防災研修会、自治学習出張講座等による防災教育

地域防災の要になる人材に対し、必要な研修を行う。

① 対象

- ・ 自主防災組織
- ・ 災害ボランティア
- ・ その他重要な防災力となる個人・事業所

② 内容

- ・ 箱根町の災害特性、箱根町の防災力と各人・各階層・各事業所に期待されること等

(4) 広報による防災教育

町の広報紙や防災パンフレット等により、以下の内容について広報し、自主防災意識の高揚と災害対応力の向上を図る。

【広報の重点事項（例）】

① 箱根町の災害特性、災害別・地域別の危険度

- ア. 火山防災マップの配付
- イ. 土砂災害ハザードマップ及び洪水ハザードマップの配付

② 本人、家族の生命を守るための留意点

- ア. 建物の耐震診断と耐震補強の方法、家具の固定方法
- イ. 屋外の転倒落下危険物への対策
- ウ. 救出・救護の方法
- エ. 火災の防止（第5節「地震火災の防止」参照）
- オ. 避難方法、経路、場所及び非常持出し品等の準備

③ 帰宅困難者に関する啓発

- ア. 大規模地震発生直後には「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知
- イ. 災害用伝言ダイヤルなどの安否確認手段の利用方法の周知
- ウ. 災害時帰宅支援ステーション等についての周知

④ 箱根町防災標語を検討・制定し、その普及徹底

⑤ 住民に期待される役割と町の実施する防災対策

- ア. 第8節「防災資源の発掘と活性化」に示した「個人・家庭、隣近所、自主防災組織等の役割項目例」を参照のこと。
- イ. 地震から本人や家族の生命・財産を守るためには行政だけでは限界があり、住民の自主防災意識の向上と対応が重要であること。
 - ・ 「自分の命は自分で守る」、「家族の命はあなたが守る」、「助けられる人から助ける人へ」等の徹底
- ウ. 最低3日分以上の水・食料等の備蓄は国民の義務であること。
- エ. 家族と避難場所の相談をしておくこと。（災害用伝言ダイヤルを活用し、電話はふくそうするので電話以外の安否確認方法を検討しておく。）
- オ. 非常持出用品をまとめておくこと。（ラジオは必携であること。）

⑥ 防災計画の概要

2.2 職員に対する防災教育

災害の発生時には、職員個々の正確な状況判断が要求される。

箱根町職員をはじめ災害対策関係機関の職員の災害時における適切な判断力を養成し、自発的に責任をもって行動しうるよう以下の防災教育を行う。

また、職場内における防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して災害教育の徹底を図るよう努める。

(1) 新任研修

任命権者は、あらたに職員として採用された者に対して、新任研修を実施する。研修は、通常の新任職員研修の一項目として行う。

また、実施の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ① 箱根町の災害特性、災害別・地域別危険度
- ② 箱根町の防災ビジョン
- ③ 災害予防事務及び応急対策事務の概要
- ④ 町職員としての心構え
- ⑤ 初動時の活動要領
- ⑥ 防災行政無線の取扱方法

(2) 職場研修

各職場においては、少なくとも年1回、防災訓練等にあわせて以下の項目について研修する。

- ① 箱根町の災害特性、災害別・地域別危険度
- ② 箱根町の防災ビジョン
- ③ ①、②を踏まえた各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認
- ④ ①～③を踏まえた各職場の初動時の活動要領の確認

なお、災害時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なるとき、困難又は特殊な職務を担当する所属においては、所属長は、定期的に実技習得演習を実施しなければならない。

(3) その他の研修、講習会

その他必要に応じ、研修、講習会を実施するとともに、県又は防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

第 10 節 防災訓練

1. 目的

防災活動要領への習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得、さらには防災計画（特に、応急対策計画）の実効性の検証を行うため、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への配慮及び地域における支援体制の整備並びに男女のニーズの違い等、男女双方の視点への配慮を行いながら、防災訓練を実施する。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 基礎的訓練	総務防災課 (消防本部・署) (消 防 団) (各 課)
2.2 総合防災訓練等	
2.3 その他の訓練	
2.4 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映	

2.1 基礎的訓練

(1) 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練である。各課においては、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者等の確認を行う。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

訓練形態としては、個人単位でのイメージトレーニング（個人において地震発生直後からの活動をイメージし、その活動を遂行する上でのポイントや問題点を整理する

訓練)、課単位での図上演習、関係機関・団体の協力を得て実施する模擬訓練等種々考えられるが、イメージトレーニング、図上演習、連絡窓口確認訓練等は、比較的容易に取り組める上に訓練効果が大きいと、積極的に取り組むことが望まれる。

(2) 初動対応訓練

初動活動の成否が、その後の応急対策活動を大きく左右することを考慮し、以下の点に留意した訓練を実施する。

① 「初動対応期の事務分掌」に習熟させる。

初動期の活動は原則として人命損失の防止活動に勢力を集中する必要があるが、そのことを前提とした場合、各人はどのような役割を担うべきかを災害応急対策計画に示された「初動時事務分掌」に沿いながら具体的に認識させる。

② 勤務時間内と勤務時間外発災の相違と問題点を認識させる。その結果、どのような活動方法が必要かを具体的に認識させる。

ア. 勤務時間内発災の場合

- ・家族の安否や自宅の被害状況が把握できないことから士気の低下がおきることやそれに対処するため普段から心掛けておくことを認識させる。また、士気の低下を軽減するために発災時にとるべき措置等について認識させる。
- ・町外勤務のため、昼間、地域にいる消防団員が少ない等の条件のもとで、どのような活動方法が適切であるか等について認識させる。

イ. 勤務時間外発災の場合（参集訓練を含む。）

近年の大地震の大部分は勤務時間外に発生している。勤務時間外においては早期に体制を確立することが重要であり、参集訓練等の必要がある。ただし、参集訓練を単に参集することを目的とした訓練としてはならない。職員の参集を待つて活動を開始するのではなく、参集するまでに実施すべき意思決定や活動を整理しておき、重要な事項は参集途上（あるいは参集しなくても）意思決定可能なような体制が必要であることも認識させる必要がある。

(3) 救出救助訓練

熊本地震では倒壊家屋により多くの人々が生き埋め状態で閉じ込められた。このような状況に的確に対処するためには、多数の職員・住民の参加を得た救出救助訓練を実施する必要がある。

(4) 観光客に対する「情報提供及び避難誘導訓練」

多数の観光客が常に滞在・滞留している箱根町においては、観光客に対する的確な情報提供と避難誘導が重要である。そのため、町、交通事業者、観光協会、関係観光施設、箱根温泉旅館ホテル協同組合、観光客等の関係者の参加を得た実践的な訓練を実施する必要がある。

(5) 人命に関する情報の収集伝達訓練

阪神・淡路大震災では、被災地の人命に関する情報（倒壊家屋数、要救出現場数、火災件数、生き埋め者数等）が迅速に把握されず、それが、県や国の的確な広域応援活動等を妨げ、「危機管理」の問題としてクローズアップされることとなった。

県の被害想定によれば、神奈川県西部地震等が発生した場合、町内に多数の要救出現場が発生することが予想されるが、本訓練は、そのような人命危険に関する情報を迅速・的確に把握・集約し、必要な意思決定（地域の防災力の救出現場への集中、広

域応援要請、自衛隊の派遣要請等）に反映させうるかを確認することを目的に実施する。

(6) 通信訓練

① 無線設備の運用及び応急復旧訓練

災害時においては、情報伝達収集に必要な有線通信が壊滅的な被害を受ける事が予想され、無線通信による情報伝達収集が必要かつ重要となってくる。

また、大規模地震の場合、無線設備にも被害を受けることが考えられ、通信の途絶が予想される。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため機器の操作習熟に努めるとともに、市民、各機関及び複数の他機関との間において、情報の収集及び伝達の要領、並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を実施する。

ア. 災害発生を想定して実施する災害対策本部と各施設、学校、防災関係機関との情報伝達訓練

イ. 被害の規模によりサイレン吹鳴装置の避難勧告等伝達訓練

ウ. 通信設備の応急復旧等についての訓練

② 衛星電話及び加入電話の運用及び応急復旧訓練

衛星電話の利用のほか、庁内に設置されている災害時優先電話の活用方法、庁内の一般加入電話がふくそうした場合の特設公衆電話の設置についての NTT 東日本神奈川事業部への協力要請方法について確認する。

2.2 総合防災訓練等

(1) 総合防災訓練

町は防災関係機関・団体、住民等の協力を得て、2.1で示した基礎訓練を組み合わせた、総合的な訓練を実施する。

(2) 国、県その他関係機関の実施する訓練

国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し相互の連絡を密にするとともに大災害発生の際の混乱と被害を最小限に抑えるよう努める。

2.3 その他の訓練

(1) 地域防災訓練

2.1で示した基礎的訓練等を参考に、自主防災組織、自治会、災害ボランティア、事業所等を単位とする訓練および複数の組織の連合による訓練を消防署、消防団等の協力のもとに実施する。

この場合、地域から多数の参加者を得る上では、災害体験ゲームなどの訓練形態を採用することも考慮されるべきである。

【主な訓練内容】

ア. 出火防止・初期消火訓練

イ. 救出救助訓練、応急救護訓練

ウ. 要配慮者の安否確認・移送訓練

(2) 幼稚園・保育園・幼児学園、小、中学校の防災訓練

教育委員会等の指導のもとに、職員、保護者を含めて定期的に訓練を行う。

なお、この訓練では原則として以下のことを確認することが必要である。

- ① 児童・園児・生徒
 - ア．児童・園児・生徒の生活圏に存在する地震時の危険
 - イ．アの危険への対処方法
 - ウ．災害に対して、沈着、冷静、敏速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る動作と方法を身につけさせる。
 - エ．集団行動を通して、規律と協力の精神を養い、積極的な協力と実践する態度を育てる。
- ② 教職員
 - ア．児童・園児・生徒の生活圏に存在する地震時の危険
 - イ．アの危険への対処方法
 - ウ．教職員の役割
- ③ 保護者
 - ア．児童・園児・生徒の生活圏に存在する地震時の危険
 - イ．アの危険への対処方法
 - ウ．保護者の役割

2.4 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を地域防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用しなければならない。

第 1 1 節 防災資機材の整備点検

1. 目的

災害応急対策に必要な防災資機材を整備するとともに、災害時の使用に支障をきたさないよう常に点検を行い、万全を期する。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2. 1 防災資機材の整備点検	総務防災課 (消防本部・署)

2. 1 防災資機材の整備点検

以下の資料編資料に示す防災資機材の整備点検を行う。

- ⇒ 資料編資料－1「町防災備蓄倉庫設置場所一覧表」
- ⇒ 資料編資料－2「町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表」
- ⇒ 資料編資料－3「救助器具等資機材各署所配備状況一覧表」
- ⇒ 資料編資料－4「避難所備蓄品配備一覧表」

なお、上記以外の資機材については、第 12 節以降及び災害応急対策計画を参照のこと。

第 1 2 節 災害対策本部体制等の整備

1. 目的

災害対策基本法及び箱根町災害対策本部条例に基づき、町域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めたときは箱根町災害対策本部を設置することになる。また、災害対策本部を設置するに至らない災害にあつては、災害対策本部に準じた体制を整え、事態の処理にあたることとなる。

発災段階あるいは警戒段階において、これらのことを円滑に推進するための体制整備を図る。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 職員の役割の明確化	総務防災課
2.2 登庁までの協議体制の整備（勤務時間外の地震発生の場合）	
2.3 災害対策本部室等の整備	
2.4 関係団体連絡員の選任等依頼	
2.5 広域応援拠点の整備	

2.1 職員の役割及び災害対策本部設置基準等の周知徹底

大規模な災害では、災害対応はまさしく総力戦の様相を呈する。そのような状況のもとでは、各職員が自分の役割を自覚し、自主的ではあるが的確に対応することが重要になる。

そのため、以下の事項について職員に周知徹底する必要がある。

- (1) 災害対策本部の設置基準及び非常配備基準の職員への周知
 - (2) 初動対応期の活動一覧表及び災害対策本部の事務分掌（特に初動対応期の事務分掌）に基づき、個々の職員の役割の明確化と自覚（役割意識）を促す。
 - (3) 活動要領の周知
- 上記の(1)、(2)、(3)の事項については、職員防災マニュアルを作成、配布するとともに、職員研修、防災訓練等の機会に周知徹底する。

2.2 登庁までの協議体制の整備（勤務時間外の地震発生の場合）

勤務時間外に大規模地震が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、以下の項目について協議し、必要な意思決定を行う必要がある。

- ① 災害対策本部の設置の決定
 - ② 避難の勧告・指示の決定
 - ③ 自治会長等に対する応急対策の要請
 - ④ 広域応援要請（依頼）
 - ⑤ 自衛隊派遣要請（依頼）
 - ⑥ 災害救助法適用申請
 - ⑦ その他の重要事項の決定
- ア. 災害対策本部の非常配備体制の切り替え及び廃止
イ. 重要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針
ウ. 災害対策に要する経費
エ. その他

そのため、いかなる場合にも連絡が可能なように町長及び幹部職員に防災行政無線（携帯無線）、電話あるいは携帯電話メールによる連絡体制の整備を図る。

2.3 災害対策本部室等の整備

- (1) 職員に対する自宅の耐震補強、家具の固定の奨励
標記対策の推進により、地震による自宅の損壊や本人・家族の負傷等に伴う参集率の低下を防止する。
- (2) 災害対策本部の代替施設の整備
大規模地震により、役場庁舎内に災害対策本部設置が不可能となった場合に備え、災害対策本部機能を代替する施設を選定する。
- (3) 災害対策本部室・事務局室の整備
災害対策活動の中核である災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、余裕回線の確保、電話のジャック部分の整備等について検討する。
- (4) 災害対策本部施設（役場庁舎、代替施設）における自家発電機（耐震化）の整備
- (5) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制の整備
東日本電信電話(株)神奈川事業部、東京電力パワーグリッド(株)小田原支社等と災害対策本部等の防災基幹施設における通信電力の優先復旧方針（施設・場所、復旧方法等）について協議し、調整する。
また、発災時におけるこれらの機関からの情報連絡員の派遣について協議する。

(6) 応急対策用地図の作成・整備

避難所、危険地域、町役場、町出張所、消防各署、消防団詰所、重要道路、給水拠点、物資集積場、ヘリポート等を記載した、応急対策用の地図を作成・整備する。

(7) 本部連絡員の選任

人事異動期にあわせ本部連絡員の選任と必要な研修を行う。

2.4 関係団体連絡員の選任等の依頼

災害対策本部設置時に併せて設置される「関係団体連絡員調整室」の円滑な運営のため、人事異動期にあわせ関係団体に対し連絡員の選任及び協力依頼を行う。

2.5 広域応援拠点の整備

第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第11節「応援要請」の3「広域応援拠点の開設」の活動を円滑に進めるため、広域応援拠点の整備について周辺市町、県と協議するものとする。

第 13 節 動員体制の整備

1. 目的

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員を動員配備するための体制を整備する。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 動員配備体制の整備	総務防災課
2.2 地震に伴う配備体制の種別及び基準の周知徹底	

2.1 動員配備体制の整備

地震時の動員配備体制については、「災害時職員配備体制マニュアル」による職員配備体制のとおり総務防災課にて体制を定めている。

その要点は災害応急対策計画中に定めるとともに、毎年見直すこととする。

2.2 地震に伴う配備体制の種別及び基準の周知徹底

(1) 防災研修、防災訓練等により、職員に対し配備体制の種別及び基準に対する認識と心構え等を徹底させるものとする。

この場合、特に自主参集方法に習熟させるものとする。

(2) 上記の配備体制の種別・基準等を「災害時職員配備体制マニュアル」に登載する。

第 1 4 節 情報管理体制の整備

1. 目的

災害応急対策において「情報」管理は最も重要な位置を占める。

そのため、迅速・確実な災害応急対策の実施に必要な情報の種類と管理体制・方法を整備しておく必要がある。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 初動対応期の情報管理体制の整備	総務防災課 企 画 課 税 務 課
2.2 救援期の情報管理体制の整備	

2.1 初動対応期の情報管理体制の整備

初動対応期には、人命の安全確保を目的として、主に以下の情報を収集し、各種の意思決定に反映させる必要がある。

ア. 要救出現場数

地盤振動、地盤の液状化、崖崩れ等に起因して発生する要救出現場数（生き埋め者のいる可能性のある現場数）を早期に把握することは危機管理上きわめて重要である。なお、地盤振動、地盤の液状化被害による要救出現場数≒地盤振動、地盤の液状化被害による倒壊家屋件数と考えうる。なお、初動対応期は時間的制約から、全壊、半壊、一部損壊といった区分による被害情報把握は困難であるため、「倒壊」した家屋数を把握することで効率的に活動する必要がある。

イ. 出火件数

ウ. 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等）

上記情報を効果的に収集管理するために、以下の体制を整備する。

(1) 情報収集担当区体制の整備

- ① 「災害時職員配備体制マニュアル」の考え方等をベースに、職員の居住区を考慮した「情報収集担当区」を定め、「情報収集担当区表」を作成する。この場合、20～30分程度で自転車あるいはバイクで回りきれ程度の範囲とする。
- ② 情報収集担当者用の情報収集要領を整備する。
- ③ 情報収集担当者に対して、情報収集・連絡を効果的に行えるよう無線、バイク、

自転車等を確保する。

(2) 情報管理体制の整備

第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第4節「初動対応期の情報管理」に記述している留意点にもとづき災害対策本部の事務局体制を整備するものとする。

- ① 総務部等からの人命に関する情報の集約・分析、管理
- ② 関係者間における情報の共有化促進
- ③ 住民等からの通報等への対応

2.2 救援期の情報管理体制の整備

(1) 住家被害認定調査体制の整備

住家被害は、災害救助法の適用（申請）、り災証明の交付、税の減免、救援物資の配分、義援金品の配分等、被災者に対する各種の救援活動を実施する上で最も基本となる情報である。そのため、住家被害を迅速・正確に調査する体制として、2.1の(1)で示した情報収集担当区に原則として一致させた住家被害認定調査区体制を整備するものとする。

(2) 情報管理体制の整備

2.1の(2)に準ずる。

第 15 節 情報通信手段等の整備

1. 目的

災害時における各機関相互の通信連絡を迅速・的確に行うための手段等を整備する。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 通信手段の整備	総務防災課
2.2 通信体制の整備	

2.1 通信手段の整備

地震発生時に有線通信施設はふくそう、途絶のおそれがあるので町及びその他防災関係機関は、有線通信施設を有効に活用できるように整備するとともに計画的に無線通信施設を整備充実するなど、情報ルートの多重化およびリスクの分散化に努める。

(1) 災害時優先電話の配備の推進

災害時に迅速かつ正確な情報の収集伝達を図るための手段として電話の果たす役割は非常に大きい。このため、災害時優先電話の指定についてNTT東日本神奈川事業部と協議し、緊急連絡体制の整備を図る。また併せて、衛星電話の活用法について検討する。

(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の優先設置の協議

一般加入電話のふくそう等により、災対本部の情報連絡活動に支障を生じたとき及び避難所での住民用の連絡手段として、災害時用公衆電話（特設公衆電話）等の優先的設置を東日本電信電話㈱神奈川事業部の協力のもと行う。

(3) 防災行政無線の整備

町は防災行政無線を設置し災害時に備えているが、災害時の効果的な情報伝達体制を確立するため、避難所等との連絡網の整備、活用方法の検討、効率化を図る。また、戸別受信機や防災メール、テレビデータ放送のほか、国からの緊急情報を住民に伝達する全国瞬時情報システム（J-ALERT）を活用するなど、情報伝達体制の一層の強化を進める。

(4) ファックスの整備

情報を正確に伝えるためには、電話や無線よりファックスの方が優れている（文字による伝達）ため、ファックスについても未配備施設への設置を図る。

(5) インターネット環境の整備

防災機関・団体、避難所等の相互において情報を共有し、迅速な意思決定を行うため、インターネット環境の整備についても検討する。

2.2 通信体制の整備

(1) 連絡用電話の指定と連絡窓口の統一

町及び関係防災機関は、連絡用の電話を指定しておき、連絡窓口の統一を図っておく。そのため、「連絡用（指定）電話及び連絡責任者一覧表」を作成する。

(2) 無線従事者の初動時参集体制の整備

無線従事者の初動時の参集可能性等を勘案し、確実な無線運用体制を検討する。

第 16 節 広報体制の整備

1. 目的

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対する迅速かつ正確な情報の提供が必要である。

東北地方太平洋沖地震では、発災初期に被災住民への情報の提供の遅れが問題となった。

従って、発災時に住民に対して迅速かつ正確な情報の提供ができるよう平常時から広報体制について整備する必要がある。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 広報要領、広報内容への習熟	企 画 課
2.2 初動時広報体制の充実	総務防災課 (消防本部・署)
2.3 報道機関との協力方法の検討	企 画 課 (総務防災課)
2.4 無線広報手段の整備	総務防災課
2.5 避難所における広報手段の整備	関 係 課

2.1 広報要領、広報内容への習熟

第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第6節「初動対応期の広報」、第2.2章「救援期」第3節「救援期の広報」に示す広報要領及び時期別の広報内容に習熟しておくものとする。

2.2 初動時広報体制の充実

勤務時間外での災害発生に対しても的確な広報活動を実施できるよう、初動時広報担当者を指名し、必要な研修を実施する。

また、これらの担当者の参集までの間についても、自動広報手段の採用や消防本部、消防団による広報等による広報体制を整備する。

2.3 報道機関との協力方法の検討

全住民を対象とした広報手段である報道機関に依拠すべき広報内容は多い。そのため、状況によっては町の広報活動の代替をも含めた協力方法について検討しておく。

2.4 無線広報手段の整備

災害時の地域住民等に対する広報手段は、信頼性の高いものが望ましい。そのため、地域の状況に応じた無線広報手段を整備する。

2.5 避難所における広報手段の整備

災害時には避難所収容者への情報提供が不足する傾向がある。（特に停電が長期にわたる場合）そのため、避難所において、携帯テレビ、携帯ラジオ、掲示板、広報紙・ビラ等の配布等による広報活動が迅速に行いえるよう、平常時からこれらの広報手段の備蓄について検討しておくものとする。

また、インターネット環境を活用した避難所への情報提供に向けての環境整備に努める。

第 17 節 救出体制の整備

1. 目的

震災時においては、倒壊家屋の下敷きにあった者の救出等、人命救助が何よりも優先されなければならないが、救出を迅速かつ的確に行うためには、日頃から救出体制について検討し、救出用資機材を整備しておくことが必要である。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 救出隊の整備	消防本部・署 (総務防災課)
2.2 救出用資機材の整備	総務防災課 (都市整備課) (消防本部・署)
2.3 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導	消防本部・署 (総務防災課)
2.4 要配慮者に対する救出救護体制の確立	消防本部・署 (福祉課)
2.5 関係機関との連携	消防本部・署 (都市整備課) (保険健康課)

2.1 救出隊の整備

地震発生後の初期においては、消防職団員（2～3人）、自主防災組織・住民（7～8人）で1班10人程度の救出隊を編成し、対応することになる。（第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第7節「救出活動」参照）

そのため、地震時に円滑な救出隊の設置・編成が可能なように、平時から、救出隊の

編成方法等について検討しておく。

2.2 救出用資機材の整備

多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材を計画的に整備するとともに、重機等については町内の建設業者の所有する機材を借り上げる等協力体制を確立する。なお、土砂崩れによる道路の寸断など大規模な復旧作業については、国土交通省との災害時の情報交換に関する協定に基づく情報連絡員（リエゾン）を活用し、国による素早い支援を求める。

⇒ 資料編資料－11「土木請負業者所有機械」

2.3 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救出救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

2.4 要配慮者に対する救出救護体制の確立

単身高齢者や障がい者等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

2.5 関係機関との連携

救出用の建設重機を有する建設業者、医療行為を行う医療機関が協力した救出体制を整備する。

第 18 節 消防活動体制の整備

1. 目的

大規模災害時には、消防機関の果たす役割は極めて大きい。しかしながら、地震時の対応は平常時火災や救急事案への対応とは相当に異なるため、普段からその活動内容・方法に習熟しておくことが必要である。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 活動要領、活動内容への習熟	消防本部・署 (消 防 団)
2.2 自主防災組織、住民等との協力体制の整備	
2.3 消防活動に必要な消防力、消防水利、その他の資機材の整備	

2.1 活動要領、活動内容への習熟

第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第8節「消防活動」及び第7節「救出活動」に示す活動要領及び活動内容に習熟しておくものとする。

なお、本章第5節「地震火災の予防」及び第17節「救出体制の整備」も参照のこと。

2.2 自主防災組織、住民等との協力体制の整備

消防活動にあたっては、自主防災組織や住民の協力が重要である。そのため、日頃から、その協力方法・体制について協議し、整備しておくものとする。

2.3 消防活動に必要な消防力、消防水利、その他の資機材の整備

第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第8節「消防活動」及び第7節「救出活動」等に示す活動に必要な資機材をそれぞれの地域の災害特性を考慮して整備するものとする。

第 19 節 避難活動体制の整備

1. 目的

災害により避難を余儀なくされた場合において、安全・的確に避難行動・活動を行うよう、平常時から必要な体制を整備しておくものとする。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 避難誘導體制の整備及び誘導方法への習熟	総務防災課 福祉課 町民課
2.2 避難所の選定	総務防災課
2.3 避難所の整備及び運営計画の策定	総務防災課 (関係課)
2.4 避難所等の住民への周知	総務防災課

2.1 避難誘導體制の整備及び誘導方法への習熟

第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第9節「避難の指示、避難所の開設等」に示す活動方法・内容に習熟する。

この場合、特に以下の点に留意する。

(1) 避難の考え方

「自らの命は自らで守る」という自助の考え方に基づき行動できるよう、避難の考え方を次のように整理し、平時から住民等へ周知する。

① 避難（一時的・緊急避難）

その場を立ち退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に移動する。

② 避難

居住地と異なる避難先などで一定期間仮の避難生活を送る。

③ 待避

自宅などの居住場所や安全を確保できる場所にとどまる。

④ 垂直避難

切迫した状況で、自宅や近隣施設の２階以上の安全を確保できる高さに移動する。

(2) 要配慮者の避難誘導・移送体制の整備

要配慮者に対しては、最優先で避難誘導・移送を行う。その場合、車両輸送やタンカ搬送等個々の状況に応じた避難を自主防災組織、住民、関係事業所職員等が中心となって実施することになる。この活動が円滑に実施されるよう避難行動要支援者名簿に基づき平常時からその体制について協議し、整備しておくものとする。

2.2 指定緊急避難場所等の指定

災害による被害を最小限にとどめるため、公園や学校など一時的に住民の安全を確保できる施設又は場所として指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）を、生活の場を失った被災者が一時的な生活を送る宿泊滞在可能な施設として指定避難所（以下「避難所」という。）を整備する。

避難場所や避難所を指定する場合には、アクセスが容易で住民等が良く知っている安全な施設等であることのほか、調理施設や冷暖房設備の有無についても考慮する。

(1) 避難場所の指定基準

避難場所は、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のため、国の定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに指定する。

(2) 避難所の指定基準

避難所は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における必要な量を確保するため、国の定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定する。

なお、各地域に主要な避難所を位置付け、避難所の効率的な運営を図るとともに、これ以外を要配慮者や特別な支援を必要とする方のための福祉避難所などの２次的避難所として使用するなど様々なニーズに対応する。

(3) その他の避難施設

町内の社会福祉施設等を福祉避難所として活用することとし、施設管理者と災害時の協定を結ぶほか、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保にも努める。

2.3 避難場所等の整備及び運営

(1) 施設管理者との協議

毎年度当初において、用地、施設の管理者と施設の整備、災害時の運用方法について協議を行う。

(2) 避難所との連絡手段の確保

避難者のための通信手段の確保及び災対本部と避難所との間の連絡手段を確保するため、災害用公衆電話回線（特設公衆電話回線）の確保・増強及び保守点検について東日本電信電話㈱神奈川事業部の協力のもと整備に努める。

また、多数の回線数を確保できることから円滑な無線通信が期待できる地域防災無線の整備について今後検討していくものとする。

(3) 避難所の安全化

指定済みの避難所についても施設等で耐震性に不安があるものについては、施設の改修計画にあわせ、地域防災拠点施設として機能する施設整備を図るものとする。

また、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入を推進すると共に、施設のバリアフリー化に取り組む。

(4) 避難所運営マニュアルの策定と避難所の秩序

自主防災組織や施設管理者による避難所運営委員会を設置し、避難所運営マニュアルを作成して物資の備蓄、ゴミ・し尿処理の対策や要配慮者へ対応するほか、避難所におけるプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点への配慮を行うものとするほか、性的マイノリティの方にも適切な配慮や支援ができるよう努める。また、町職員と避難所運営委員会が協力して避難所運営マニュアルに基づく開設訓練等を実施する。

なお、避難所を運営するに当たっては、避難所で生活する者だけでなく、その地域で在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、避難所を情報収集や情報提供、食料・飲料水、物資、サービスの提供等に関する地域の支援拠点とする。

(5) ペット対策

飼い主が不明となったペット等について災害時の対応を検討すると共に、避難所におけるペットの扱いについて、生活スペースから離れたゲージでの飼育等のルールを避難所運営マニュアルに位置付ける。

(6) 感染症対策

平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておき、感染症患者が発生した場合や受け入れる際の対応を含め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

2.4 避難場所等の指定の通知および広報

指定の追加、廃止等については、県知事に通知するとともに公示する。

また、町は、安全かつ迅速な避難が行えるよう、避難場所や避難所、避難方法等について、平常時から以下の方法で住民に周知する。

- ① 町の広報紙
- ② 案内板等の設置
 - ・誘導標識
 - ・避難所案内図
 - ・避難所表示板
- ③ 防災訓練
- ④ 防災啓発パンフレットの作成、配布

第20節 重要道路確保体制の整備

1. 目的

震災により町の管理する道路施設が決壊、埋没、その他により交通が途絶した場合、救助活動及び応急対策活動を安全かつ円滑に実施するための道路、橋梁等の応急復旧体制を整備する。

また、空輸に備えヘリコプター発着場適地を確保する。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 重要道路の応急復旧体制の整備	都市整備課
2.2 ヘリコプター発着場適地の確保	総務防災課

2.1 重要道路の応急復旧体制の整備

(1) 重要道路の指定

災害発生初期には、救急・救助要員や被災者の搬送、救援物資の輸送等において陸上輸送が主力となる。また、ヘリコプターによる空輸も考えられるが、ヘリコプター発着場からは陸上輸送が必要である。

そのため、重要道路を指定し、災害発生時の緊急啓開・応急復旧体制を整備しておくことは災害応急対策を実施するうえで極めて重要である。

箱根町では以下の道路を重要道路に指定する。

① 神奈川県指定の緊急輸送道路（町内指定緊急輸送道路）

⇒ 表1「町内指定緊急輸送道路」

② ①以外で下記のア～エに示す重要道路

ア. 消火活動、救出活動上重要な道路

イ. 緊急医療計画上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリコプター発着場に通じる道路）

ウ. 緊急救援物資の輸送上重要な道路

エ. 広域応援受入れ上必要な道路

表 1 町内指定緊急輸送道路

	路 線 名	区 間
第 1 次 路 線	国道 1 号 " (箱根新道) 国道 1 3 8 号 県道 7 5 号 (湯河原箱根仙石原)	小田原市境～静岡県境 全 線 国道 1 号交点 (宮ノ下交差点) ～ 静岡県境 (乙女トンネル) 湯河原町境～国道 1 3 8 号交点 (仙石交差点)
第 2 次 路 線	町道湯 1 号	国道 1 号交点 (湯本大橋交差点) ～箱根町役場

(2) 重要道路の耐災害性の向上

重要道路については、補強やかけかえ等により災害に強い施設とする。

(3) 重要道路の緊急啓開・復旧体制の整備

建築資機材等を有する関係業者等との間で協力体制をつくり、災害時の重要道路の緊急啓開・復旧区間の役割分担等について定める。

2.2 ヘリコプター発着場適地の確保

孤立の恐れの高い地区等に対し、空からの緊急輸送を確保するため、ヘリコプター発着場適地を確保する。

⇒ 資料編資料－6 「ヘリコプター発着場適地一覧表」

第 2 1 節 医療救護体制の整備

1. 目的

地震発生時には、家屋倒壊による重傷者やその他多数の傷病者の発生が予想される。
しかし、災害により医療機関の機能が停止し、又は著しく不足若しくは混乱したため
住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療又は助産を実施する体制を整備する。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 医療救護活動要領への習熟	保険健康課 福祉課
2.2 関係機関との協力関係の構築	
2.3 要配慮者の医療環境把握	
2.4 住民等の自主的救護体制の整備	保険健康課 (総務防災課)
2.5 広域応援医療体制の整備	保険健康課 (総務防災課)

2.1 医療救護活動要領への習熟

第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第13節「医療救護」に示された医療救護活動の方法・内容に訓練・研修を通じて習熟しておくものとする。

2.2 関係機関との協力関係の構築

医療及び助産にあたっては、町や各医療機関の備蓄医薬品及び衛生材料を使用し、不足するときは町内医薬品取扱業者等より調達することになる。そのため、地区医師会、薬剤師会等の関係機関との協力関係を構築しておくものとする。

また、災害の規模及び患者の発生状況によっては県をはじめ自衛隊、日赤、医師会等の関係機関に応援を要請する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で緊密な協力関係を構築する。

2.3 要配慮者の医療環境の把握

地震による医療機会の喪失が生命に危険を及ぼす恐れのある者や高齢者等の要配慮者は医療面での援助を特に必要とするため、平常時において要配慮者の医療環境を把握しておくものとする。

2.4 住民等の自主的救護体制の整備

大規模地震時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。

そのため、自主防災組織、住民等は、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により住民等に周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

2.5 広域応援医療体制の整備

町内の医療機関で対応困難な重傷者等については、後方医療施設へ搬送し治療を行うことになる。そのため、後方医療施設について、所在、搬送経路、診療科目等について把握しておくとともに、医療情報の提供のあり方や負傷者搬送体制についても検討しておく。

町は、医療救護活動の実施が困難な場合、他市町村又は県等に対し、応援を要請することになるが、そのための体制を整備するものとする。

第 2 2 節 緊急輸送体制の整備

1 目的

災害が発生した場合に、被災者、必要な人員、物資を緊急に輸送するための緊急輸送体制を整備する。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2. 1 緊急輸送要領への習熟	財 務 課
2. 2 緊急通行車両の事前届出	
2. 3 車両調達協定締結等の推進	

2. 1 緊急輸送要領への習熟

第 2 章「災害応急対策計画」第 2. 1 章「初動対応期」第 15 節「緊急輸送体制の確立」に示された緊急輸送活動の要領・内容に習熟し、それに対応した体制を整備する。

2. 2 緊急通行車両の事前届出

災害発生時に町保有の車両を緊急通行車両として使用するためには、平常時に事前届出を行うことが必要である。

事前届出の申請は、次のように行う。

緊急通行に係わる業務の実施責任者（町長）が、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添えて、届出書を当該車両の使用の本拠の位置を管轄する県公安委員会（神奈川県警本部）に提出し、事前届出に係わる届出済証・証明書（緊急通行車両確認証明）の交付を受ける。

緊急通行車両に該当する車両は、次のとおりである。

- (1) 災害時において、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- (2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、

指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使⽤される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

なお、廃車等により該当しなくなった時は、速やかに届出済証・証明書・事前届出書を返還すること。

⇒ 様式編様式－１「緊急通行車両事前届出書及び済証」

2.3 車両調達協定締結等の推進

各課は、応急対策を実施する上で、土木建設業者、トラック協会等の所有する車両が必要になる活動について検討し、車両計画を作成する。

財務課はその計画をとりまとめ、配車計画を作成するとともに、関係団体等との間で車両調達協力協定の締結を進める。また、この協定の締結と同時に、民間業者に対し、緊急通行車両の事前届出について指導する。

第 2 3 節 給水体制の整備

1. 目的

震災時は広範囲にわたって送・配水管の破損や停電による浄水施設の停止等により水道水の汚染や断水が予想されるため、平常時から水道施設を整備しておく必要がある。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2. 1 補給水利の把握	上下水道温泉課 (総務防災課)
2. 2 水道施設の耐震化	上下水道温泉課
2. 3 応急給水活動体制の整備	上下水道温泉課 (総務防災課)
2. 4 水道施設の応急復旧体制の整備	上下水道温泉課
2. 5 給水用資機材の整備	上下水道温泉課 (総務防災課)
2. 6 自主的な貯水意識、相互協力意識の向上	総務防災課

2. 1 補給水利の把握

上下水道温泉課は、地震災害時等の給水を考慮し、補給水利として、資料編資料－33、同資料－34 に示す補給水利を確保しているが、今後も計画的に整備を進めていく。

⇒ 資料編資料－33「鋼板プール一覧表」

⇒ 資料編資料－34「井戸水等一覧表」

2.2 水道施設の耐震化

上下水道温泉課は、水道施設の耐震化を進める。

2.3 応急給水活動体制の整備

第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第16節「応急給水体制の確立」に示された応急給水活動の内容を周知し、体制を整備する。

2.4 水道施設の応急復旧体制の整備

取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために復旧に要する業者との間において災害時における協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期す。

2.5 給水用資機材の整備

上下水道温泉課は、必要な給水タンク、給配水管等及び給水容器類を準備しておくとともに、容器の借上及び輸送等について関係機関との間において災害時における協定を締結し、飲料水の確保に万全を期す。

2.6 自主的な貯水意識、相互協力意識の向上

一般家庭や事業所に対して、最低3日分以上の飲料水の備蓄と飲料水以外の生活用水の確保を指導する。

第 2 4 節 食糧供給体制の整備

1. 目的

災害により日常の食事に支障を生じた者等、以下の者に対する炊き出しその他による食糧の供給体制を整備する。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家に被害を受けて炊事の出来ない者
- (3) 通常の配給機関が一時的にまひし、主食の配給が受けられない者
- (4) 観光客（帰宅困難者）等で現に食を得ることができない状態にある者
- (5) 救助活動等に従事する者

この場合、災害により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食糧を、平常時からの備蓄及び業者との調達協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 緊急食糧供給要領への習熟	総務防災課 (観光課) (学校教育課) (町民課)
2.2 調理用施設・資機材の耐震化と整備	学校教育課 総務防災課
2.3 食糧備蓄	総務防災課
2.4 災害時民間協力体制の整備	
2.5 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上	総務防災課 (住民) (事業所)

2.1 緊急食糧供給要領への習熟

第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第17節「緊急食糧供給体制の確立」に示された緊急食糧供給活動の要領・内容に習熟し、それに対応した体制を整備する。

2.2 調理用施設・資機材の耐震化と整備

- (1) 避難所となる町立小・中学校等の調理用施設を有効に活用できるよう、調理施設の耐震化を図る。
- (2) 野外炊飯に備えて炊飯器具を避難所等備蓄施設に整備する。

2.3 食糧の備蓄

町における食糧備蓄状況は、下記の資料編資料のとおりであるが、この水準を維持しつつ今後は(1)、(2)の方針により備蓄を進める。

⇒ 資料編資料－2「町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表」

⇒ 資料編資料－4「避難所備蓄品配備一覧表」

(1) 町における備蓄

町においては、食糧の供給途絶が生命に係わる可能性のある高齢者や乳幼児を対象とした備蓄計画を検討する。

(2) 住民、事業所における備蓄

住民や事業所においても最低3日分以上の食糧を備蓄する。

2.4 災害時民間協力体制の整備

第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第17節「緊急食糧供給体制の確立」に示されているように弁当業者等の役割は極めて大きい。そのため、以下により、災害時民間協力体制を整備する。

(1) 関係業者と災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は可能な限り、弁当等の数量の確保だけでなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、町職員による直接的な調達・配送活動は最小限にとどめる内容のものとする。

(2) 調理施設等の応急復旧体制の整備

被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設、ガスの供給停止により炊事のできない者への簡易ガスコンロの貸与等について、プロパンガス業者等の協力依頼等を行う体制を整備する。

2.5 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

- (1) 住民及び事業所等に対して、最低3日分以上の食糧の自主的確保を指導する。
- (2) 住民相互で助け合い、在宅の要配慮者への食糧の配送等は地域で対応する意識を醸成する。

第 2 5 節 生活物資供給体制の整備

1. 目的

災害により生活上必要な被服、寝具その他日常用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する体制を整備する。

そのため、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄及び業者との調達協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

2. 対策

対 策 の 種 類	担当課
2.1 緊急生活物資供給要領への習熟	保険健康課
2.2 生活物資の備蓄	総務防災課
2.3 災害時民間協力体制の整備	
2.4 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上	総務防災課 (住 民) (事 業 所)

2.1 緊急生活物資供給要領への習熟

第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第18節「緊急生活物資供給体制の確立」に示された緊急生活物資供給活動の要領・内容に習熟し、それに対応した体制を整備する。

2.2 生活物資の備蓄

町における生活物資の備蓄状況は、下記の資料編資料のとおりであるが、この水準を維持しつつ今後は(1)、(2)の方針により備蓄を進める。

⇒ 資料編資料－2「町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表」

⇒ 資料編資料－4「避難所備蓄品配備一覧表」

(1) 町における備蓄

町においては、以下の方針のもとに備蓄計画を検討する。

- ① ライフラインの被災や生活物資の供給途絶がもたらす生活障害のうち、特に重大な生活障害に対し、公的に用意する必要のあるものを備蓄する。

避難者にとって地震後、直ぐに必要なものは毛布等の十分な寝具である。厳冬期に発生した阪神・淡路大震災では、暖房がなく寝具も十分でない避難所生活を余儀なくされた高齢者の多くが体調をくずした。その他、比較的初期にニーズが高まるものは、手拭き用のウェットティッシュ（給水停止による。）や生理的に必要となるもの（紙おむつ、下着、生理用品等）である。

この際、女性と男性のニーズの違い等を踏まえた品目の選択や「女性用品を配布する際は、女性が配布を担当する。」とするなど、物資の備蓄や供給について考慮する。

上記のことを念頭に備蓄物資を選定するが、その場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や乳幼児等の要配慮者を重視する。

(2) 住民、事業所における備蓄

住民や事業所においても最低3日分以上の生活物資を備蓄する。

2.3 災害時民間協力体制の整備－協力協定締結の推進－

第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第18節「緊急生活物資供給体制の確立」に示されているように、関係業者等の役割は極めて大きいことから、関係業者と災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は可能な限り、生活物資等の数量の確保だけでなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、町職員による直接的な調達・配送活動は最小限にとどめる内容のものとする。

2.4 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

- (1) 住民及び事業所等に対して、最低3日分以上の生活物資の自主的確保を指導する。
(2) 住民相互で助け合い、在宅の要配慮者への生活物資の配送等は地域で対応する意識を醸成する。

第 2 6 節 災害救助法等への習熟

1. 目的

災害時の被災者に対する応急救助には、災害救助法が適用された場合の救助及びこれに準じ町長の責任において実施する救助がある。

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、法等への未習熟から、その運用に際し混乱を生じることが多い。

そのため、日頃から、災害救助法等へ習熟しておくとともに、マニュアルを整備しておくものとする。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 災害救助法等の運用への習熟 (1) 災害救助法運用要領への習熟 (2) 災害救助実務研修会等	総務防災課 (関係各課)
2.2 運用マニュアルの整備	

2.1 災害救助法等の運用への習熟

(1) 災害救助法運用要領への習熟

第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第4節「災害救助法の適用申請と運用」に示された災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 災害救助実務研修会等

災害発生時における災害救助法に基づく業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、県等からの講師による災害救助法実務研修会を実施する。

また、各課研修、自己研鑽等により、その内容に充分習熟しておくものとする。

2.2 運用マニュアルの整備

災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

第 2 7 節 ボランティアとの連携体制等の整備

1. 目的

災害応急対策を迅速的確に実施するためには、ボランティア団体や地域住民等との連携協力を強化し、その活動を円滑に行うための体制を平常時から整備しておく。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2. 1 ボランティアとの連携要領等への習熟	福祉課 (社会福祉協議会) 総務防災課
2. 2 ボランティア受け入れ体制の整備	
2. 3 災害ボランティア（専門知識を有する者）の登録	
2. 4 各種関係団体との協力体制の整備	

2. 1 ボランティアとの連携要領等への習熟

第 2 章「災害応急対策計画」第 2. 2 章「救援期」第 6 節「ボランティアとの連携、賃金職員等の雇用等」に示された活動の要領・内容に習熟しておく。

2. 2 ボランティア受け入れ体制の整備

(1) 依頼する活動内容の整理

ボランティアへ依頼する活動内容について、以下を参考に、あらかじめ検討しておく。

① ボランティアの種類

ア. 専門知識を有するボランティア

医師、看護師、建築士（応急危険度判定士）、アマチュア無線技術者、大型運転免許所持者、建設重機操作技術者等、通訳、コンピューター技術者等

イ. 一般ボランティア

専門知識を有さないボランティア

② ボランティアの活動内容例

ア. 救出、捜索活動

イ. 救急医療活動

ウ. 建物の応急危険度判定活動

エ. 応援の防災関係者等に対する道案内（ナビゲーター）

オ. 被災者、避難者への炊き出し

カ. 被災者のための生活支援情報の提供

キ. 被災者に対するメンタルケア等健康管理支援活動

ク. 被災者に対する各種生活相談

ケ. 避難所の運営支援

コ. 要配慮者に対する飲料水、食事の運搬等の生活支援活動

サ. 外国人に対する通訳支援、母国語での情報提供

シ. 物資集積拠点等における物資の管理、仕分け、配送

全国から寄せられた義援物資等の管理、仕分け、配送活動に極めて多数のボランティアの手が取られ、他の活動がそのしわ寄せを受ける。

この種の活動は必要最小限のものに限るべきである。

ス. その他

・子供の遊び相手、一人暮らし老人の話し相手

・家の片付け

・引っ越しの手伝い

(2) 受入窓口の整備

① ボランティアの受入れ

ボランティアについては、「災害時におけるボランティアセンターの設置等に関する協定書」に基づき、福祉課の要請により箱根町社会福祉協議会が旧湯本中学校に災害ボランティアセンターを設置し、「箱根町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」により受入業務にあたる。

② ボランティアコーディネーターの養成

箱根町社会福祉協議会は、ボランティア活動を調整するボランティアコーディネーターの養成など、災害時にボランティアが円滑に活動できるような体制を整備する。

(3) 事故に対する補償

ボランティアには、原則として自己負担でのボランティア保険への加入を求める。

(4) 材料費等の負担

活動にともなう材料費等の負担について検討しておく。

2.3 防災ボランティア（専門知識を有する者）の登録

防災活動上有用な、専門知識を有する者で災害時の協力を得られる者の派遣については、箱根町社会福祉協議会に要請する。

2.4 各種関係団体との協力体制の整備

災害応急対策計画に示された各種関係団体等と関係部課との間で、平常時から連携を密にしておくとともに、協力体制等を整備しておく。

第 2 8 節 ごみ・し尿処理体制の整備

1. 目的

災害により排出され又は処理量の増加したごみやし尿を迅速確実に収集処理し環境衛生の万全を期するための体制を整備する。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 ごみ処理体制の整備 2.1.1 災害廃棄物（浸水等による汚染ごみ、汚泥を除く。） の処理体制の整備 2.1.2 生活ごみ（浸水等による汚染ごみ、汚泥を含む。）の 処理体制の整備	環 境 課
2.2 し尿処理体制の整備	環 境 課 上下水道温泉課

2.1 ごみ処理体制の整備

地震災害時には、次表に示すように通常の生活ごみに加えて、地震により壊れた食器、家具、ガラスくず、瓦、倒壊ブロック等の災害廃棄物が発生する。（この他、浸水地域では使用できなくなった畳や汚泥等が発生する。）このうち、災害廃棄物については、通常の清掃体制では対応できないため、町は、災害廃棄物等の処理・処分の手順や方法等を定めた災害廃棄物等処理計画を策定し、施設の耐震化を図ると共に補修等に必要な資機材を備蓄するなど災害時の応急体制の確保に努める。

また、平常時から、ごみの種類に応じた体制を整備しておくものとする

⇒ 資料編資料－60「箱根町災害廃棄物処理計画」

災害時に発生するごみ等	区 分
① 災害により使用できなくなった食器、家具、ガラスくず、畳等 ② 家屋の損壊等による瓦、倒壊ブロック、剥落した壁等の建築物廃材 ③ 浸水等による汚染ごみ、汚泥	災害廃棄物
④ 通常のごみ収集の停止により蓄積された生活ごみ	生活ごみ
⑤ その他（死亡獣畜等）	死亡獣畜等

2.1.1 災害廃棄物（浸水等による汚染ごみ、汚泥を除く。）の処理体制の整備

(1) 災害廃棄物処理要領への習熟と体制の整備

第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第8節「災害廃棄物、生活ごみの処理」に示された災害廃棄物処理活動の要領・内容に習熟するとともに、環境課を中心とした体制を整備する。

また、災害廃棄物の処理に関し、地震発生後の発生量の見積り、一時集積場所の確保等を円滑に進めるため、被害想定等に基づく事前計画の策定を行う。

(2) 災害廃棄物の一時集積場所の選定

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、災害廃棄物の一時集積場所の候補地をあらかじめ選定しておく。

ア. 他の応急対策活動に支障のないこと。

イ. 環境衛生に支障がないこと。

ウ. 搬出、搬入に便利なこと。

エ. 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

(3) 応援協力体制の整備

町は、周辺の市町村や廃棄物関係団体と調整し、震災時の相互協力体制の整備に努めることとし、廃棄物処理の応援を求める相手方（建設業者、各種団体）については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協定の締結等体制を整えておくものとする。

また、県等とともに、災害廃棄物等の処理に係る協力体制の構築について検討する。

2.1.2 生活ごみ（浸水等による汚染ごみ、汚泥を含む。）の処理体制の整備

(1) 生活ごみ処理要領への習熟と体制の整備

第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第8節「災害廃棄物、生活ごみの処理」に示された生活ごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、環境課を中心とした体制を整備する。

また、生活ごみの処理に関し、地震発生後の発生量の見積り、一時集積場所の確保等を円滑に進めるため、被害想定等に基づく事前計画の策定を行う。

(2) 生活ごみの一時集積場所の選定

災害時における生活ごみの一時集積場所の選定を行う。選定の基準は、2.1.1「災害廃棄物（浸水等による汚染ごみ、汚泥を除く。）の処理体制」の(2)に準ずる。

2.2 し尿処理体制の整備

(1) し尿処理要領への習熟と体制の整備

第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第9節「し尿の処理」に示された活動の要領・内容に習熟しておくとともに、その中で示されているし尿の処理体制・方法について、平常時から検討しておく。

また、し尿の処理に関し、地震発生後の発生量の見積り、仮設トイレの確保等を円滑に進めるため、被害想定等に基づく事前計画の策定を行う。

(2) 仮設トイレの整備

避難所等で下水道施設が使用できない地域に配備できるよう仮設トイレを保有する建設業、下水道指定店等と協力関係を整備する。

また、避難が長期化した場合に備えて仮設トイレの避難所への備蓄を強化する。

(3) 素掘用資材の整備

災害用仮設トイレの整備と並行して、素掘用資材の整備を推進するため素掘用仮設トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

(4) し尿処理施設の整備

し尿処理施設・下水処理施設・下水道管の耐震化を図ると共に補修等に必要な資機材を備蓄するなど災害時の応急体制の確保に努める。

第 2 9 節 防疫及び保健衛生体制の整備

1. 目的

被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、伝染病及び感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生体制を整備する。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2. 1 防疫・保健衛生活動要領への習熟	保険健康課 環 境 課
2. 2 防疫用薬剤及び器具の確保	

2. 1 防疫・保健衛生活動要領への習熟

第 2 章「災害応急対策計画」第 2. 2 章「救援期」第 10 節「防疫及び保健衛生」に示された防疫・保健衛生活動の要領・内容に習熟し、それに対応した体制を整備する。

2. 2 防疫用薬剤及び器具の確保

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時から確保に努めるとともに、防疫器具・薬品等の確保については、町内業者からの調達で確保し、不足する場合は県に対し、防疫器具・薬品等の調達のあっせんを依頼する。

第 3 0 節 地震防災緊急事業及び緊急防災基盤整備事業の推進

1. 目的

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画の作成とそれに基づく事業を推進する。

また、緊急に防災機能の向上を図るため、緊急防災基盤整備事業要綱に基づく緊急防災基盤整備事業計画の作成とそれに基づく事業を推進する。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 地震防災緊急事業5箇年計画に基づく事業の推進	関 係 各 課
2.2 緊急防災基盤整備事業計画に基づく事業の推進	

2.1 地震防災緊急事業5箇年計画に基づく事業の推進

(1) 計画年度

平成 28～32 年度

(2) 対象事業

箱根町地域防災計画で定めている事項のうち、次の施設等の整備等であって、主務大臣の定める基準に適合するものとする。

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ⑤ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設等
- ⑥ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- ⑦ 医療法に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。
- ⑧ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。

- ⑨ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。
- ⑩ 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。
- ⑪ 砂防設備（砂防法）、保安施設（森林法）、急傾斜地崩壊防止施設（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）等で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの。
- ⑫ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ⑬ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備、その他の施設又は設備
- ⑭ 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被害者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備、その他の施設又は設備
- ⑮ 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑯ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等、地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- ⑰ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ⑱ 上記に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの。

2.2 緊急防災基盤整備事業計画に基づく事業の推進

(1) 計画年度

平成 28～32 年度

(2) 対象事業

次のような施設であって、地域防災計画上その耐震化を進めることとした施設を対象とする。

- ① 公共施設等の耐震化〔地盤振動災害・地盤の液状化災害の予防の項等を参照〕
 - ア. 建築物については、原則として、非木造で、2 階以上又は延べ面積 200 ㎡超の建築物を対象とする。
 - イ. 耐震改修工事に直接つながる耐震診断で、それにより工事が実施されるものについては、臨時高等学校整備事業債と同様とする。
 - ウ. 地域防災計画上の避難地である公共施設、公用施設の耐震化
 - エ. 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋、信号等の交通安全施設を含む）等
 - ・教養文化施設（図書館、文化センター等）
 - ・集会施設（会議場、展示場施設等）
 - ・スポーツ・レクリエーション施設（野球場、陸上競技場、体育館等）
 - ・地方道、農林道等の橋梁、高架、公共設置のペDESTリアンデッキ、歩道橋、信号機、地下歩道等
 - ・福祉施設等
 - ・その他不特定多数の者が利用する公共施設
 - オ. 災害対策の拠点となる公用施設、公共施設
 - ・町庁舎、消防庁舎等の公用施設

- ・災害時の物資の配送拠点に位置づけられている体育館等の公共施設

② 重点的に整備すべき災害基盤の整備

〔地盤振動災害・地盤の液状化災害の予防、重要道路確保体制の整備、災害通信体制の整備、食糧供給体制の整備の項等を参照〕

ア. 消防・防災ヘリコプターのヘリポート

イ. 情報通信施設

- ・地域衛星通信ネットワーク
- ・バックアップ機能を有する通信施設
- ・町防災行政無線（同報系）

ウ. 避難地又は災害対策の拠点となる公共施設、公用施設に設置する備蓄倉庫

エ. 避難地又は災害対策の拠点となる公共施設、公用施設に設置する非常用電源、井戸

オ. 避難地となる公共施設、公用施設の防災機能の強化

第 3 1 節 神奈川県西部地震対策の推進

1. 目的

神奈川県西部地域を震源とするマグニチュード7クラスの地震発生の切迫性については、研究者により指摘されているところであるが、昭和 63 年6月に中央防災会議地震防災対策強化地域指定専門委員会は、「南関東地域における地震発生の切迫性と見通し（中間報告）においてマグニチュード7クラスの地震の発生の切迫性を指摘する意見がある」と報告した。

当町の地震防災対策は、地域防災計画震災対策計画により実施しており、切迫性が指摘される神奈川県西部地域を震源とするマグニチュード7クラスの地震（以下「県西部地震」という。）に対しても、同計画の災害予防計画、災害応急対策計画等により対処する。

しかしながら、神奈川県が平成5年3月に発表した県西部地震被害想定調査報告書及び平成27年3月に発表した神奈川県地震被害想定調査報告書により、その地震像及び発生に伴う防災課題が明確となった。このため、町防災会議は、この地震が発生した場合の被害を最小限に止めるため、県西部地震対策の推進を図ることとした。なお、県西部地震対策を推進するに当たり、町は、地域防災計画の着実な実施を図るとともに予測される被害の特長、地域特性等を考慮して対策を推進していくものとする。

2. 対策

対策は、原則として震災対策編の災害予防計画の第1節～第30節を準用するが、以下のものについては、関係課協力のもとに具体的な事業を実施する。

2. 1 自主防災組織の強化

町は地形上、がけ崩れ等により孤立化が予測され、地震発災時には被害を最小限にくい止めるために各自主防災組織の活動が大変重要となってくることから、町は自主防災組織の育成強化を推進していくものとする。

2. 2 防災教育啓発活動の推進

過去の大規模災害では、建物の耐震化、家具等の転倒による被害の防止や初期の消火活動の実施により、負傷者も大幅に減少できるとされている。

そのため、町は家庭での防災意識と防災知識の高揚のため、防災パンフレット等を作成し、配付するとともに、防災講演会等を開催していくものとする。

2. 3 避難所等防災施設の点検

防災上重要な施設・設備等については、早急に耐震診断を行い、特に応急対応上重要度が高く、耐震度ランクの低い施設から重点的に耐震性の確保を行うものとする。

2.4 広域応援体制の整備

(1) 広域協定の強化

神奈川県西部地震の影響については、地域が限定されているため、その復旧に対しては、広域的な応援活動が最も有効な手段と考えられている。

そのため、神奈川県西部地震に係わる防災関係機関の応急対応内容と役割分担の明確化を行うとともに、必要に応じて民間機関との協定を締結していくものとする。

(2) 相互調整の実施

特に道路・ライフライン関係の復旧協定業者については、県、市、町において重複の協定となっているため、関係機関と十分な協議をし、より実践的なものとする。

2.5 孤立化対策

(1) 孤立地域へのアクセス手段の確保

がけ崩れ等にて孤立化が予想される地域では発災直後より当分の間、道路啓開が進まないため、空からのアクセスのみとなる。しかし、地形上、大型ヘリコプターの発着可能な場所が少ない。そのため、町は各地域の空地等、ヘリコプター発着可能と考えるスペースをあらかじめ調査し、把握していくものとする。

(2) 帰宅困難者の避難誘導及び移送

駅周辺及び観光名所等での観光客の人数はかなり多く、地理不案内という条件も重なり避難所（一時滞在施設）への誘導は、困難をきわめるものと推測される。そのため、住民の避難誘導を含めた避難誘導體制を交通事業者・自主防災組織・町観光協会等の関係団体と協議するとともに計画立案していくものとする。

なお、毎年実施している町総合防災訓練においても訓練項目として実施していくものとする。

2.6 医療救護対策

(1) 医薬品の調達確保

地震発生と同時に負傷者は各地区の医療機関や開設された救護所に殺到することが予測される。

そのため、町は備蓄用救急医薬品についても可能な限り避難所等へ分散保管していくとともに、町内の医薬品取扱店へ発災時に最も必要とされる医療機材や医薬品の提供を依頼していくものとし、県に対しても協力を求める。

第 2 章 災害応急対策計画

第 2.1 章 初動対応期（人命安全確保期）

第 1 節 初動対応期の活動一覧表及び分掌事務

初動対応期は、表 1「地震時初動対応期の活動一覧表（概要）」に示した活動を中心に、人命安全確保に重点を置いて活動を実施する。

表 2 に「初動対応期の分掌事務」を示す。

なお、大規模災害が発生し、役場庁舎等の業務資源が制約を受ける状況においても、地域防災計画に定められている災害応急対策業務（分掌事務）及び通常業務を発災直後から継続するため、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた「業務継続計画」に基づき業務を実施する。

- ⇒ 表 1 「地震時初動対応期の活動一覧表（概要）」
- ⇒ 表 2 「初動対応期の分掌事務」
- ⇒ 資料編資料－63「業務継続計画」

表 1 地震時初動対応期の活動一覧表（概要）－災害対策本部－（その1）

経過時間	10分	20分	30分	60分	120分
大目的	人的被害の防止・軽減				
小目的	被災者救済				
	A	B	C	D	
活動体制の確立	● 幹部職員との連絡・協議・意思決定(手段を確保し、適時) ● 自主参集 ○ 庁舎の被害状況把握(建物、無線、自家発電機)と災対本部としての使用可否判断 ○ 防災行政無線統制 ● 災対本部設置要否判断(設置基準に照合して即座に判断) ● 動員規模判断(配備体制の種別及び基準に照らして)及び動員司令 ○ 災対本部設置 ○ 本部連絡員室の設置	○ 人命に関する情報の中間集約結果に基づく対策協議	○ 左記活動の継続 ○ 被災者救援活動の準備指示 ○ 防災基礎施設におけるライフラインの優先復旧を関係機関に要請	○ 左記活動の継続 ○ 被災者救援活動随時立ち上げ ○ 緊急車両の確認申請	
重要事項の決定 (1)					
情報管理 (特に、人命危険関係情報の収集・報告)	○ 人命に関する情報(倒壊家屋数、火災件数、その他要救出現場数)の収集開始 ○ 本部連絡員室(情報管理部)の設置 ○ 住民等からの問合せ等各種通報への対応	○ 管内の人命に関する情報の中間集約 ○ 集約結果の早への報告	○ 管内の人命に関する情報の中間集約 ○ 集約結果の早への報告 ○ 住民等からの通報内容を整理し、広報担当へ	○ 管内の人命に関する情報の中間集約 ○ 集約結果の早への報告 ○ 左記活動の継続	
人命救出活動	○ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動開始 ○ 地域救出隊(消防団+自主防災組織+住民)の編成	○ 左記活動の継続 ○ 救出用建設重機の手配・投入 ○ 出火防止・初期消火・延焼防止	○ 左記活動の継続	○ 左記活動の継続 ○ 二次災害防止のための土砂災害対策	
二次災害の防止	○ 火災の出火防止・初期消火 ○ 災害警戒活動開始				

(注) 経過時間の目安。なお、●は主に休日(勤務時間外)の必要な実施事項

表1 地震時初動対応期の活動一覧表（概要）－災害対策本部－（その2）

経過時間	10分	20分	30分	60分	120分
大目的	人的被害の防止・軽減				
小目的	被災者救援				
広報	A	B	C	D	
(4)	○ 住民等への活動喚起・行動指示 ・出火防止、初期消火の喚起・指示 ・倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示 ・隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示 ・転倒プロパンガスの元栓開栓の喚起・指示 ○ 混乱防止の呼びかけ ○ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ	○ 随時、左記事項を繰返し広報 ○ 安否情報については、災害用伝言ダイヤル1711や災害伝言板を利用するよう広報 ○ 住民からの受理状況をモニターし、マスコミを通じた広報、ライフライン関係機関の広報担当セクションの設置や増強を要望する。	○ 随時、左記事項を繰返し広報 ○ 被災者救援活動方針の広報 ・地区別の避難所名	○ 随時、左記事項を繰返し広報 ○ 被災者救援活動の内容を広報 ○ 災害写真等の撮影・記録	
避難所の開設・運営			○ 避難所の開設	○ 住民・観光客等の避難所への収容 ○ 避難所運営体制の整備	
要配慮者の保護・移送医療救護	○ 要配慮者の安否確認と保護	○ 医療機関・施設の被害状況の把握 ○ 管内・外の医療可能機関等の把握と広報担当・住民・関係機関への伝達	○ 左記活動の継続 ○ その他の危険地域の要配慮者の搬送 ○ 医療班の編成準備(集団死傷事故現場への派遣準備)	○ 左記活動の継続 ○ 観光客(帰宅困難者)を一時滞在施設へ誘導開始 ○ 既設のNTT東日本接続端子を利用して、特設公衆電話を設置し利用する。	○ 後方搬送開始
観光客(帰宅困難者)対策の実施	○ 町広範囲より、宿泊業者、観光拠点施設関係者、町民等に対し観光客(帰宅困難者)対策を指示 ○ 道路管理者、警察、バス・鉄道等事業者へ観光客(帰宅困難者)対策について協力を要請 ○ 観光拠点施設周辺での観光客(帰宅困難者)への行動指示・情報提供(屋外同報無線、FM) ○ 観光客(帰宅困難者)の動向把握のため主要駅での状況把握に努める。	○ 左記活動の継続 ○ 屋外に滞留している観光客(帰宅困難者)や宿泊客に対して、災害用伝言ダイヤル1711や災害用伝言板の利用を呼び掛ける。	○ 左記活動の継続 ○ 観光客(帰宅困難者)を一時滞在施設へ誘導開始 ○ 既設のNTT東日本接続端子を利用して、特設公衆電話を設置し利用する。	○ 左記活動の継続	
重要道路応急復旧 交通管制	○ 重要道路被害調査開始	○ 左記活動の継続 ○ 建設業者との連絡調整(建設重機投入については人命救出活動と調整)	○ 重要道路応急復旧開始(建設重機投入については人命救出活動と調整) ○ 迂回路設定準備 ○ 交通規制準備	○ 左記活動の準備継続あるいは開始	

(注) 経過時間の目安。なお、●は主に休日(体制(勤務時間外)の必要な実施事項

表1 地震時初動対応期の活動一覧表（概要）－災害対策本部－（その3）

経過時間	10分	20分	30分	60分	120分
大目的	人的被害の防止・軽減				
小目的	A	B	C	被災者救援	
緊急救援活動	○重要水道施設被害調査		○死体の捜索・収容・処理の準備 ○緊急給水活動準備 ○緊急食料供給活動準備 ○緊急生活物資供給体制準備 ○輸送車輛等の確保	○左記活動の準備継続あるいは開始 ○災害救助法適用申請	
(9)					

（注）経過時間の目安。なお、●は主に休日体制（勤務時間外）の必要な実施事項

表1 地震時初動対応期の活動一覧表（概要）－前進基地災害対策本部（地区災害対策組織）－

経過時間	10分	20分	30分	60分	120分
大目的	人的被害の防止・軽減				
小目的	A	B	C	D	
前進基地 (地区災害対策組織)	○ 周辺等の被害状況を集約し、災害対策本部へ報告 ○ 参集した職員の任務分担の指示	○ 被害状況の収集	○ 避難所の開設 ○ 仮設救護所の開設 ○ 救援物資の支援 ○ 負傷者の応急手当	○ 左記活動の継続	

（注）経過時間の目安。なお、●は主に休日体制（勤務時間外）の必要な実施事項

表2 初動対応期の分掌事務

組織	構 成 員	分 掌 事 務
災害対策本部会議	本部長：町長 本部長補佐：危機管理官 副本部長：副町長 本部長付：総務部長 同 企画観光部長 同 福祉部長 同 環境整備部長 同 教育次長 同 消防長 各本部長	・災害対策本部の設置の決定 ・避難の勧告・指示の決定 ・観光客（帰宅困難者）に対する避難誘導・保護の指示の決定 ・自主防災組織、管内協定業者等に対する応急対策の要請 ・広域応援要請（依頼） ・自衛隊派遣要請（依頼） ・災害救助法適用申請 ・その他の重要事項の決定 ア．本部の非常配備体制の切り替え及び廃止 イ．重要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針 ウ．災害対策に要する経費 エ．その他
災害対策本部事務局	事務局長：総務部長 副事務局長：総務防災課長 事務局員：本部連絡員（各課） 防災対策室職員	・本部会議の事務運営 ・災害活動に関する情報の管理と各部・関係機関との情報の共有化 ・所属部の災害情報の収集及び地震情報の収集 ・本部長の命令伝達 ・本部会議と所属部との連絡 ・部相互間の連絡調整

表2 初動対応期の分掌事務

部 名	班 名	分 掌 事 務
総 務 部 【責任者】 ① 総務防災課長 ② 町民課長 ③ 財務課長 ④ 税務課長 ⑤ 議会事務局長 ⑥ 会計課長	総務防災班 (選挙管理委員会 監査委員書記含む。)	・ 幹部職員との連絡・協議・意思決定 ・ 職員の動員 ・ 各部との連絡調整 ・ 県本部との連絡 ・ 消防団の出動要請 ・ 県への災害報告 ・ 地震情報等の収集伝達 ・ 要救出現場の把握 ・ 救出隊の編成及び救出 ・ 避難の勧告・指示の伝達 ・ 危険地域住民等の避難誘導 ・ 災害救助法適用申請事務及び運用 ・ 自衛隊の派遣要請事務及び受け入れ準備 ・ 広域応援要請事務及び受け入れ準備 ・ 近隣の激甚被災市町村への応援部隊に対する便宜供与 ・ 広域応援拠点の開設運営 ・ 捜索隊の編成及び捜索 ・ 職員対策 ・ 通信手段の確保 ・ 災害用（主要）食糧の確保 ・ 被災者の応急給食 ・ 自治会及び自主防災組織との連絡調整 ・ 遺体の収容、処理及び埋葬 ・ その他、他班に属さない事項
	町 民 班	・ 前進基地、避難所の開設（前進基地欄参照） ・ 自治会及び自主防災組織との連絡調整 ・ 避難の勧告・指示の伝達 ・ 要救出現場の把握 ・ 遺体の収容、処理及び埋葬
	財 務 班	・ 災害応急対策等に要する経費 ・ 輸送力の確保及び輸送車両等の配車 ・ 緊急車両の確認申請 ・ 負傷者・り災者の輸送 ・ その他本部長の命ずる事項
	税 務 班	・ 避難所の開設及び管理運営 ・ 住家の被害認定に関すること ・ 倒壊家屋数（倒壊による要救出現場数）の把握 ・ 火災の発生状況の把握 ・ その他二次災害危険、要救出現場数の把握 ・ その他本部長の命ずる事項

表2 初動対応期の分掌事務

部 名	班 名	分 掌 事 務
	議 会 班	・ 議会議員との連絡調整 ・ 議会の緊急対策 ・ 議会関係に対する被害情報の収集 ・ その他本部長の命ずる事項
	会 計 班	・ 災害救助資金の出納 ・ 義援金の取り扱い ・ その他本部長の命ずる事項
企画観光部 【責任者】 ① 企画課長 ② 観光課長	企 画 班	・ 地域住民等への警戒呼びかけ ・ 住民等への活動喚起・行動指示 ・ 報道機関に対する報道協力要請 ・ その他本部長の命ずる事項
	観 光 班	・ 観光客（帰宅困難者）の保護及び避難所への収容 ・ 観光客（帰宅困難者）への情報提供 ・ 関係施設の緊急安全確保措置 ・ その他本部長の命ずる事項
福 祉 部 【責任者】 ① 福祉課長 ② 子育て支援課長 ③ 保険健康課長	福祉班 子育て支援班 保険健康班	・ 社会福祉施設の被害状況調査及び応急措置 ・ 町営住宅等の被害状況調査及び緊急措置 ・ 保育園児、放課後児童クラブ利用児の避難及び保護 ・ 要配慮者の避難支援 ・ 避難所の開設及び管理運営 ・ 義援物資の取り扱い ・ 生活必需品の給与、貸与 ・ 食糧の給与、貸与 ・ 日本赤十字社、社会福祉協議会との連絡調整 ・ 身元不詳の被災死亡者に関する事項 ・ り災傷病者の医療措置及び助産 ・ 医療施設の被害調査及び応急対策 ・ 医師及び助産師への協力要請 ・ 医療薬品衛生資材の確保及び配分 ・ 医療班の編成及び医療救護活動への協力 ・ その他本部長の命ずる事項

表2 初動対応期の分掌事務

部 名	班 名	分 掌 事 務
環境整備部 【責任者】 ① 都市整備課長 ② 環境課長 ③ 上下水道温泉課長	都市整備班	・二次災害危険の大きい河川の被害調査、応急復旧 ・重要土木施設の危険情報及び被害状況の調査報告 ・救出及び道路復旧等のための建設業者との連絡調整・重要道路・橋梁の応急復旧 ・交通途絶箇所及び交通う回路線の標示 ・砂防、地すべり、なだれ防止施設の対策及びその復旧 ・建築物地震後対策に関する事項 ・その他本部長が命ずる事項
	環 境 班	・本部長の命ずる事項
	上下水道温泉班	・重要水道施設の被害調査 ・重要施設に対する緊急給水 ・重要水道施設の応急復旧 ・避難所、公園等への災害用仮設トイレの調達・設置 ・その他本部長の命ずる事項
教育部 【責任者】 ① 学校教育課長 ② 生涯学習課長	学校教育班	・災害時の児童・園児・生徒の保護・避難等 ・災害対策のための教職員の確保、動員 ・避難所の開設及び管理運営 ・その他本部長の命ずる事項
	生涯学習班	・避難所の開設及び管理運営 ・観光客の保護及び避難所への収容 ・観光客への情報の伝達 ・関係施設の緊急安全確保措置 ・災害対策活動に協力する社会教育団体等の連絡調整 ・その他本部長の命ずる事項

表2 初動対応期の分掌事務

部 名	班 名	分 掌 事 務
消 防 部 (消防警備本部) 【責任者】 ① 消防本部次長 ② 消防署署長	本部班 消防班	(町消防計画による。)

前 進 基 地 (町民課及び 各出張所) 【責任者】 ① 町民課長及 び各出張所長	地区災害対策 組織 (勤務時間外対 応) 【責任者】 ① 9ブロック の統括者	情報収集班	・被害状況を収集し、災害対策本部へ報告 ・自治会、自主防災組織等との連絡調整
		救出救護班	・負傷者の救出、応急手当、搬送等 ・避難所、仮設救護所の開設
		応急対策班	・災害被害情報等の広報 ・応急復旧対策 ・救急物資の支援

(注) 各班の責任者は副課長を基本とする。ただし、不在等の場合は、課長等が指名した職員が担う。

第2節 初動活動体制の確立及び重要事項の決定

活 動 概 要	担 当 課
【勤務時間外のみ】 1. 登庁までの協議・重要事項の決定 【勤務時間内のみ】 1. 重要事項の決定	総務防災課
2. 災害対策連絡会議の設置	
3. 災害対策本部の設置 3.1 災害対策本部の設置の決定 3.2 災害対策本部の設置準備 3.3 災害対策本部の設置 3.3.1 本部組織の確立 3.3.2 本部設置の通知及び公表 3.4 地域防災初動体制の確立	
4. 関係団体連絡員調整室の設置と運営	
5. 防災基幹施設に対する電力、通信等の優先復旧の要請 5.1 電力、通信機関等との連携強化 5.2 優先復旧方針の決定と実施	
6. 災害対策本部の解散	

【勤務時間外のみ】

1. 登庁までの協議・重要事項の決定

勤務時間外に地震が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、以下の項目について協議し、必要な意思決定を行う。

この場合、総務防災課長又は湯本地域ブロック総括者は、一般加入電話（携帯電話を含む。）により、連絡可能な最上位意思決定者との間で協議し、必要な指示を得るとともに、迅速な判断を要求される事項については専決を仰ぐ。

- ① 災害対策本部の設置の決定
- ② 避難の勧告・指示の決定
- ③ 自主防災組織、管内協定業者等に対する応急対策の要請
- ④ 広域応援要請（依頼）
- ⑤ 自衛隊派遣要請（依頼）
- ⑥ 災害救助法適用申請
- ⑦ その他の重要事項の決定
 - ア. 配備体制の切り替え及び廃止
 - イ. 重要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針
 - ウ. 災害対策に要する経費
 - エ. その他

【勤務時間内のみ】

1. 重要事項の決定

勤務時間内に地震が発生した場合、本部長、副本部長、本部員メンバーは以下の項目について協議し、必要な意思決定を行う。

なお、迅速を要するときは、在庁（又は連絡可能な）最上位意思決定者において専決する。

- ① 災害対策本部の設置の決定（次の2参照）
- ② 避難の勧告・指示の決定
- ③ 自主防災組織、管内協定業者等に対する応急対策の要請
- ④ 広域応援要請（依頼）
- ⑤ 自衛隊派遣要請（依頼）
- ⑥ 災害救助法適用申請
- ⑦ その他の重要事項の決定
 - ア. 災害対策本部の非常配備体制の切り替え及び廃止
 - イ. 重要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針
 - ウ. 災害対策に要する経費
 - エ. その他

2. 災害対策連絡会議の設置

(1) 設置の時期及び目的

震度4の地震が発生し、被害の見込みがある場合、企画課及び総務防災課職員をもって警戒配備体制をとる。

震度 5 弱の地震が発生した場合、総務部長は本部長に進言し、箱根町災害対策連絡会議を設置して情報収集及び対応策の検討を行い、配備体制を決定する。

なお、このとき総務防災課長不在の場合にあつては総務部長が、総務部長不在の場合にあつては副町長が職務を代行する。

⇒ 表 1 「地震に伴う配備体制の種別及び基準」

⇒ 資料編資料－43 「気象庁震度階級関連解説表」

表 1 地震に伴う配備体制の種別及び基準

種 別		設 置	配 備 体 制	配 備 時 期	解 散	備 考
災害対策本部が設置されない場合	準備配備体制	総務防災課長	総務防災課、企画課の職員をもって情報収集活動にあたる体制	震度 4 の地震が発生し、被害の見込みがある場合	総務防災課長 (総務部長承認後)	
	I 号配備体制	総務部長	状況によっては、災害が発生するおそれがあることから、災害対策連絡会議を開催し、配備する体制を決定する。	震度 5 弱の地震が発生した場合	総務部長 (町長承認後)	災害対策連絡会議設置 前進基地設置
災害対策本部が設置された場合	II 号配備体制	町長	災害対策本部を設置し、要員の全員にいたらない体制で、情報収集・伝達および危険箇所の巡視警戒にあたる体制	震度 5 強の地震が発生した場合、または特別警報（緊急地震速報「震度 6 弱以上」）が発表された場合	町長	災害対策本部設置 前進基地設置
	III 号配備体制		要員の全員をもって当たる完全体制とし、状況により、応援組織が直ちに活動できる体制	震度 6 弱以上の地震が発生した場合		関係団体連絡員調整室設置

(注 1) ここに示された震度は、原則としてテレビ・ラジオで速報される震度で箱根町役場庁舎設置の地震計による震度である。

(注 2) 消防部についてはその組織業務の特殊性に鑑み消防長が別に定める。

(注 3) 特別警報は、震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発令され、緊急地震速報（震度 6 弱以上）が特別警報に位置付けられている。

(2) 会議の構成

図1のとおり

(3) 会議の開催

事務局において収集した情報に基づき、総括者は災害対策連絡会議を招集し、次の事項を審議検討する。

- ① 災害対策実施に必要な情報等の収集並びに分析、検討
- ② 災害対策準備体制及び警戒体制に関すること
- ③ その他

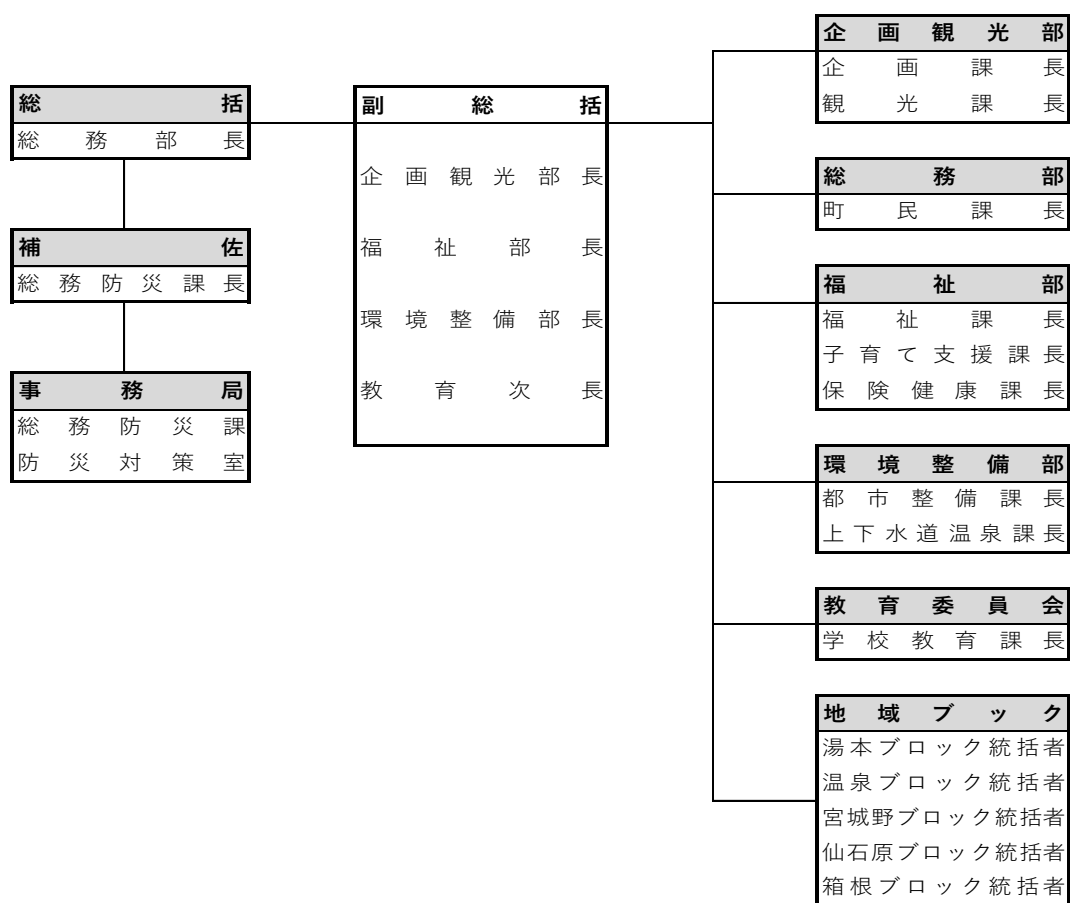


図1 災害対策連絡会議の構成

3. 災害対策本部の設置

3.1 災害対策本部の設置の決定

震度5強以上の地震が発生し又は発生のおそれがある場合、あるいは特別警報（緊急地震速報「震度6弱以上」）が発表された場合、総務防災課長は、在庁（又は連絡可能な）最上位意思決定者等に進言し、箱根町災害対策本部の設置の指示を得る。

なお、総務防災課長不在の場合にあつては総務部長。なお、総務部長不在の場合には順次上位者に繰り上げる。

⇒ 表1「地震に伴う配備体制の種別及び基準」

3.2 災害対策本部の設置準備

次の手順により、災害対策本部（室）の設置準備を行う。

- (1) 庁舎の被害状況（建物、室内、電気、通信機器）の把握、火気・危険物の点検を行い、災害対策本部機能の維持に支障がないかどうかを把握する。また、長時間停電する場合には、東京電力パワーグリッド(株)小田原支社に高圧発電機車の配備を要請する。
- (2) 以上を総合的に判断して、庁内での災害対策本部設置の可能性を判断する。
- (3) 庁内に災害対策本部設置可能と判断した場合は、分庁舎第5会議室で災害対策本部室の設営に入る。

なお、庁内に災害対策本部を設営できないときは、町有施設の被害状況を調査し、代替設置する。

- (4) 電話回線を確保する。
 - ① 衛星電話や災害時優先電話の使用ルールを確認する。
(例)・災害時優先電話は幹部職員が使用するものとする。
 - ② 一般加入電話のふくそうにより、防災対策に支障をきたした場合には、災害時用公衆電話（特設公衆電話）・臨時公衆電話等の配備等についてN T T 東日本神奈川事業部と協議する。
- (5) 神奈川県庁（総務室）には災害情報管理システムあるいは県防災行政通信網を使用し、以下により被害の第1報を報告する。（庁舎内の電気が停電した場合は、備え付けの発電機により電源を確保すること。）

なお、第1報は迅速を旨とし、人命に関する災害情報の集約に時間を要すると考えられる場合は、第1報は報告者等周囲の者が把握している範囲のものを報告する。

- ① 勤務時間外
 - ア. 自主参集時に収集した人命に係わる災害情報の概数
 - イ. 庁舎周辺の被害状況
- ② 勤務時間内
 - ア. 庁舎内及び庁舎周辺の被害状況
- (6) 来庁者、庁舎内にいる職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な場所へ誘導する。
- (7) テレビ、ラジオ等からの地震・災害情報の収集体制をとる。
- (8) 災害対策用地図（避難所、危険地域、消防団詰所、重要道路、給水拠点等、応急対策用に作成した1／1万～1／2.5万縮尺程度の地図）を用意する。
- (9) 被害状況等を表示するための掲示板を用意する。
- (10) 防災関係者の名簿・連絡先・連絡手段を用意する。
- (11) 応急対策に従事する者の、食糧の調達及び場所の確保を行う。

3.3 災害対策本部の設置

3.3.1 本部組織の確立

災害対策本部は、図2「箱根町災害対策本部の組織」に基づき確立する。

なお、災害対策本部設置と同時に前進基地を設置する。

- (1) 本部会議
 - ① 開催

- ア．本部会議は、本部連絡員を通じて、本部長が必要に応じて招集し、開催するものとする。
- イ．本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、災害対策本部事務局長に申し出るものとする。
- ウ．部長である本部員は、それぞれの分掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- エ．本部長は必要と認められるときは、防災関係機関・団体等を会議に出席させるものとする。

② 協議事項

協議事項の概要は、１の「登庁までの協議・重要事項の決定」又は「重要事項の決定」に示した事項に同じである。

なお、本部会議を招集・開催するいとまのないときは、在庁（又は連絡可能な）最上位意思決定者において専決する。

③ 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、本部連絡員を通じて、速やかにその徹底を図るものとする。

(2) 本部事務局

① 構成

本部事務局は、表 2「本部事務局の構成」に示す職員で構成する。

表 2 本部事務局の構成

区 分		担 当 職	事 務 処 理 事 項
事 務 局 長		総 務 部 長	総 括
副 事 務 局 長		総 務 防 災 課 長	事 務 局 長 補 佐 事 務 局 員
事 務 局 員	本部連絡員	各 課 か ら 1 名	・ 本部長の命令の各部への伝達 ・ 本部会議と所属部との連絡 ・ 所属部の災害情報の収集
	その他の 事務局員	総 務 防 災 課 防 災 対 策 室	・ 災害情報の収集及び地震情報の収集 ・ 災害活動に関する情報の整備 ・ 部相互間の連絡調整

② 事務処理事項

- ア. 本部長の命令伝達
- イ. 本部員会議と所属部との連絡
- ウ. 部相互間の連絡調整
- エ. 災害活動に関する情報の管理と各部・関係機関との情報の共有化
- オ. 所属部の災害情報の収集及び地震情報の収集

③ 設置場所

本部事務局は、役場庁舎内の分庁舎 6・7 会議室に設置する。

3.3.2 本部設置の通知及び公表

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次のとおり通知及び公表するとともに、本部の標示板を本部設置施設正面玄関に掲示するものとする。

通 知 及 び 公 表 先	通 知 及 び 公 表 の 方 法	担 当
各 本 部 各 班 県 総 務 室 町 議 会 議 員 町防災会議の委員 自主防災組織（自治会長） 報 道 機 関 一 般 住 民	庁内放送又は電話 県防災行政通信網又は電話等 電話 電話 電話 電話、口頭、文書 同報無線及び広報車	総務防災課 総務防災課 議会事務局 総務防災課 町 民 課 企 画 課 企 画 課 総務防災課

3.4 地域防災初動体制の確立

災害対策本部設置と同時に（又は、町内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合）、図 3 に示すように町役場庁舎、各出張所（前進基地）を拠点としつつ町、消防団、自主防災組織、住民による地域防災初動体制を確立する。

⇒ 図 3 「地域防災初動体制体系図」

それぞれの組織等は、それぞれの活動単位・活動地域において活動することを原則とするが、救出事案が多数発生した場合は、消防本部・署、消防団を核に自主防災組織、住民が加わった救出体制を結成し、消防本部・署、消防団の指揮のもと活動する。

なお、自主防災組織の活動の範囲は、通常は各自主防災組織の地区内とし、災害規模等の状況により隣接自主防災組織又は自主防災組織の地域連合自治会の範囲で活動するものとする。

⇒ 図 4 「勤務時間外における発災直後初動体制体系図」

勤務時間外又は夜間における発災直後の地域初動体制は地域ブロック単位の活動を原則とする。この場合、湯本地域の職員は湯本ブロックの総括者が本庁に災害対策本部設置の準備を行う。前進基地となる出張所等については、本庁に湯本地域ブロック副総括者、温泉出張所は温泉地域ブロックの総括者、宮城野出張所については宮城野地域ブロック総括者、仙石原出張所は仙石原地域ブロック総括者、箱根出張所については箱根地域ブロック総括者がそれぞれ前進基地を設置して、初動体制を確立する。

初動期においては、以下の活動を中心に行う。

- (1) 生き埋め者の救出等の人的被害の軽減・防止活動
- (2) 火災等の二次災害の防止活動
- (3) その他の緊急を要する活動
 - ① 災害情報の災害対策本部への連絡に関すること。
 - ② 災害に関する予警報又は警告等の住民に対する周知伝達に関すること。
 - ③ 被災者の避難、収容等の誘導援助に関すること。

また、事態が落ちついた段階では、被災者への炊き出しや生活必需品の配給等の被災者に対する救援活動に活動の重点を移す。

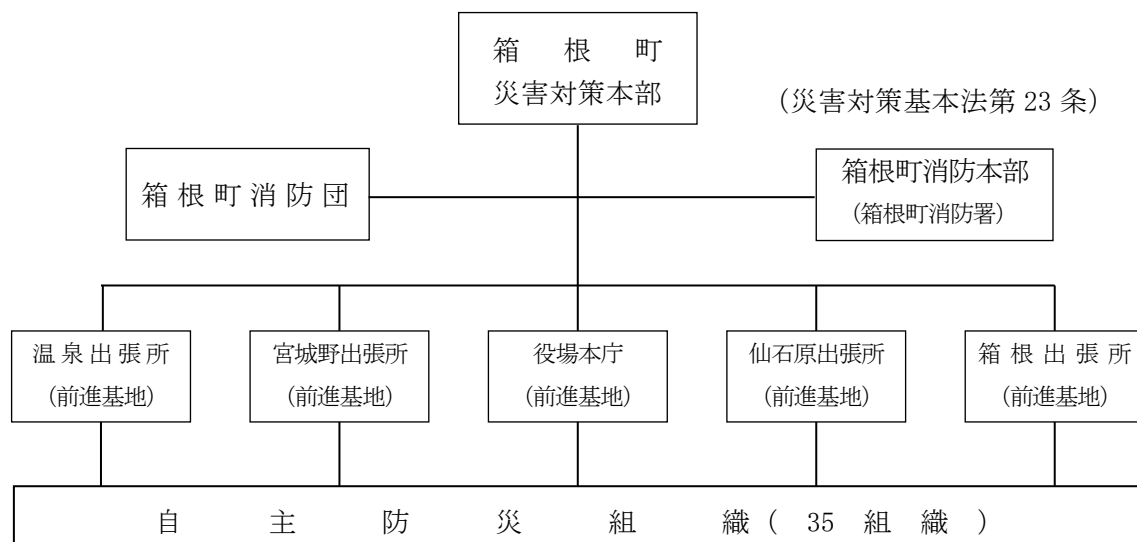


図3 地域防災初動体制体系図

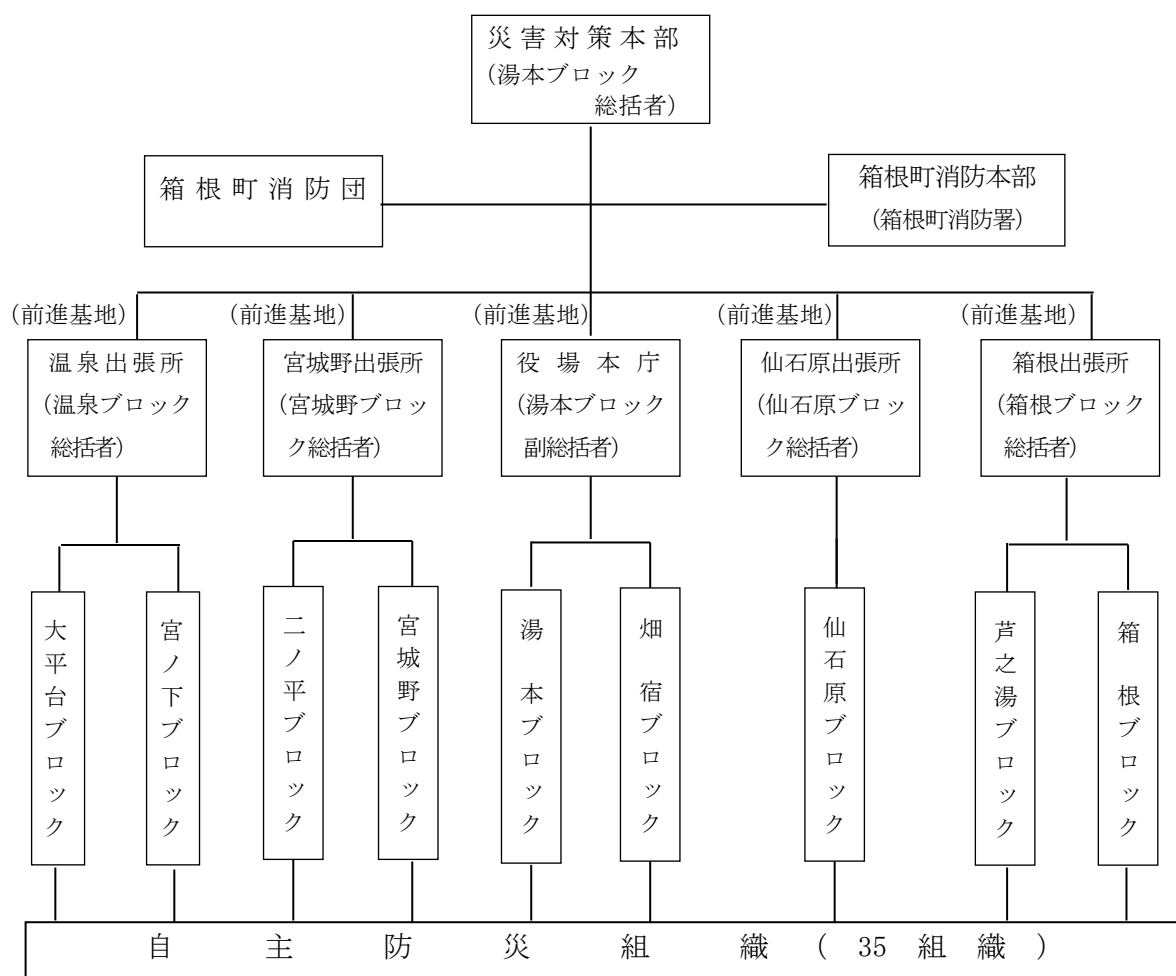


図4 勤務時間外における発災直後初動体制体系図

4. 関係団体連絡員調整室の設置と運営

大規模災害に際して町内あるいは町に係わる防災関係機関及び団体と有機的な協力関係を確保し、各種災害情報の共有化、活動方針の統一を図り、総力をあげた防災活動の円滑な実施を目的として関係団体連絡員調整室を設置する。

⇒ 表1「地震に伴う配備体制の種別及び基準」

関係団体連絡員調整室は災害対策本部の設置と同時に設置し、併せて関係団体等に連絡員の派遣を依頼し、上記活動方針等について協議するものとする。

関係団体連絡員調整室の室長には総務防災課長を、室員には総務防災課職員をあてる。

関係団体連絡員調整室では、各団体等と密接な連携を取り下記の応急対策活動を進めるものとする。

- (1) 倒壊家屋の生き埋め者等の把握と救出
- (2) 出火防止・初期消火活動
- (3) 負傷者等への応急救護及び搬送
- (4) 要配慮者の安否確認・保護及び避難が必要な場合の搬送
- (5) 観光客（帰宅困難者）の避難誘導・保護
- (6) 避難所の開設・運営への協力又は自主的運営
- (7) 被災者に対する給食・給水等の援護活動
- (8) 要配慮者に対する支援

5. 防災基幹施設に対する電力、通信等の優先復旧の要請

地震災害において、防災対策上重要な施設（防災基幹施設）における電力、通信等のライフラインの機能停止は、災害対策業務に著しく影響を与える。そのため、関係各機関とこれらの防災基幹施設の優先復旧について連携を図り、速やかな応急復旧を要請する。

5.1 電力、通信機関等との連携強化

地震発生時、総務班は以下のように対応する。

- (1) 地震発生後、町の防災関係機関の電力、通信施設・機能の被害状況を把握する。
- (2) 同時に、東京電力パワーグリッド㈱小田原支社、N T T東日本神奈川事業部等に対し、町本部に連絡員の派遣を要請する。この際、連絡員に対し 各社災害対策本部（設置しない場合は営業所）との通信手段を確保できる無線等を携帯するよう要請する。

5.2 優先復旧方針の決定と実施

電力、通信の復旧にあたっては、応急対策活動を進めるうえで重要な施設から復旧を優先することが望ましく、これについては、町本部と東京電力パワーグリッド㈱神奈川支店小田原支社、N T T東日本神奈川事業部等との協議によって決定する。

- (1) 復旧を優先する施設
 - ① 災害対策本部（箱根町役場）、前進基地（各出張所）、消防本部・署
 - ② 町内医療機関
 - ③ 町内避難所

(2) 復旧方法

応急復旧工事や代替施設・設備（高圧発電機車、移動無線車、移動電源車等）による供給措置を講ずることにより、速やかな機能確保を図る。

6. 災害対策本部の解散

町長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後の措置がおおむね完了したときは、本部を解散するものとする。解散した場合の公表等については、設置の場合に準ずる。

なお、本部の設置にいたらない災害対策準備配備体制及び災害対策警戒体制の解散については、総務部長が町長の承認を得て行うものとする。

第3節 動員配備

活 動 概 要	担 当 課
【勤務時間外のみ】 1. 自主参集	(各 職 員)
【勤務時間外のみ】 2. 夜間等における当直者の業務	(当 直 者)
3. 動員配備の体制の決定	総務防災課
4. 動員の実施	

【勤務時間外のみ】

1. 自主参集

勤務時間外に地震が発生した場合、職員にあっては、テレビ・ラジオで速報される地震情報により、箱根町の震度が震度5強以上の時は、第2節「初動活動体制の確立及び重要事項の決定」表1「地震時の配備体制の種別及び基準」及び「災害時職員配備体制マニュアル」に照らし、動員指令を待つことなく自己の判断により、直ちにあらゆる手段をもって所定の参集場所に参集し、所定の活動に従事する。

⇒ 第2節「初動活動体制の確立及び重要事項の決定」表1「地震時の配備体制の種別及び基準」

【勤務時間外のみ】

2. 夜間等における当直者の業務

当直者は、夜間等に緊急災害情報を受けたときは、ただちに「災害時職員配備体制マニュアル」の宿・日直者の主な役割により関係者に連絡し、その指示を受けて適切な措置を講じなければならない。

3. 動員配備の体制の決定

地震が発生した場合、総務防災課長は、第2節「初動活動体制の確立及び重要事項の決定」表1「地震時の配備体制の種別及び基準」及び「災害時職員配備体制マニュアル」をもとに、総務部長（災害対策連絡会議の場合）、町長（災害対策本部の場合）と協議し、動員配備の体制を決定する。

なお、迅速を要する場合には、在庁（又は連絡可能な）最上位意思決定者において専決する。

⇒ 第2節「初動活動体制の確立及び重要事項の決定」表1「地震時の配備体制の種別及び基準」

4. 動員の実施

(1) 動員の実施者

① 動員は災害対策本部長（町長）の指示により各部長が行い、各部長は動員の状況を本部長に常に報告しなければならない。

② 動員について各部に調整の必要があるときは、本部長が行うものとする。

(2) 動員指令の職員への連絡

災害対策本部の各部長は、勤務時間外においても遅滞なく職員の招集が行われるようあらかじめ定められた方法により動員指令を職員へ連絡する。

この場合、職員の招集にあたっては電話、携帯メール、伝令その他適切な方法による。

第4節 初動対応期の情報管理

活 動 概 要	担 当 課
1. 人命に関する災害情報の収集と報告 1.1 人命に関する災害情報の収集と本部での集約 1.1.1 勤務時間外の地震発生 1.1.2 勤務時間内の地震発生	総務防災課 消防本部・署
1.2 人命に関する災害情報に基づく意思決定及び情報の共有化	災害対策本部事務局
1.3 人命に関する災害情報の県等への迅速な報告	災害対策本部事務局
2. 住民等からの通報等への対応	災害対策本部事務局 関 係 各 部

1. 人命に関する災害情報の収集と報告

1.1 人命に関する災害情報の収集と本部での集約

1.1.1 勤務時間外の地震発生

(1) 宿・日直者のとるべき対応

災害時職員配備体制マニュアルの「宿・日直者の主な役割」のとおり。

(2) 初動期情報収集担当職員による人命に関する情報の収集

① 管内で震度5弱以上の地震が発生した場合、情報収集担当職員は、勤務時間外における所定の情報収集担当区域（勤務時間外初動期情報収集担当区域参照）へ行き、『災害時職員配備体制マニュアル』により、人命に関する被害情報を収集する。

② 収集した情報は、前進基地の情報集約担当者に報告する。集約結果は担当者から随時本部事務局へ報告する。

③ 収集すべき「人命に関する災害情報」

ア. 倒壊家屋件数

倒壊家屋件数を収集するのは、要救出現場（生き埋め者のいる可能性のある現場÷倒壊家屋件数）が何箇所あるかを把握するためである。

イ. 出火件数

ウ. 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等）

（注）以上のうち、特にア、イの情報は速報性が重要であるため、正確を期すより粗くとも速報する。

(3) 他職員による人命に関する情報の収集

初動期情報収集担当職員以外の町職員においても、参集途上に可能な限り、人命に関する災害情報を『災害時職員配備体制マニュアル』により収集する。その結果は、参集後直ちに、責任者へ報告する。

(4) 消防本部・署、消防団

消防本部・署、消防団は災害発生時、消火活動及び救出活動に全機能をあげて行う。それとともに可能な限り、火災及び人命に関する情報の収集を行い、消防警備本部へ報告する。消防警備本部は情報を整理して災害対策本部へ報告する。

1.1.2 勤務時間内の地震発生

(1) 情報収集担当職員による人命に関する情報の収集

① 管内で震度5弱以上の地震が発生した場合、情報収集担当職員は、所定の情報収集担当区域（勤務時間外初動期情報収集担当区域参照）へ行き、『災害時職員配備体制マニュアル』により、人命に関する被害情報を収集する。

② 収集した情報は、災害対策連絡会議（あるいは災害対策本部）の情報集約担当者に報告する。集約結果は担当者から随時本部事務局へ報告する。

(2) 消防本部・署、消防団

消防本部・署、消防団は災害発生時、消火活動及び救出活動を全機能をあげて行う。それとともに可能な限り、火災及び人命に関する情報の収集を行い、消防警備本部へ報告する。消防警備本部は情報を整理して災害対策本部へ報告する。

1.2 人命に関する災害情報に基づく意思決定及び情報の共有化

- (1) 本部事務局においては、収集した人命に関する情報を分析し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断し、在庁（又は連絡可能）最上位意思決定者へ進言する。
- (2) 在庁（又は連絡可能）最上位意思決定者はその進言をもとに意思決定を行う。
⇒ 第2節「初動体制の確立及び重要事項の決定」
- (3) これらの情報については、本部員、本部連絡員において（適宜、全職員においても）共有化を図り、活動に統一性を与える。

1.3 人命に関する災害情報の県等への迅速な報告

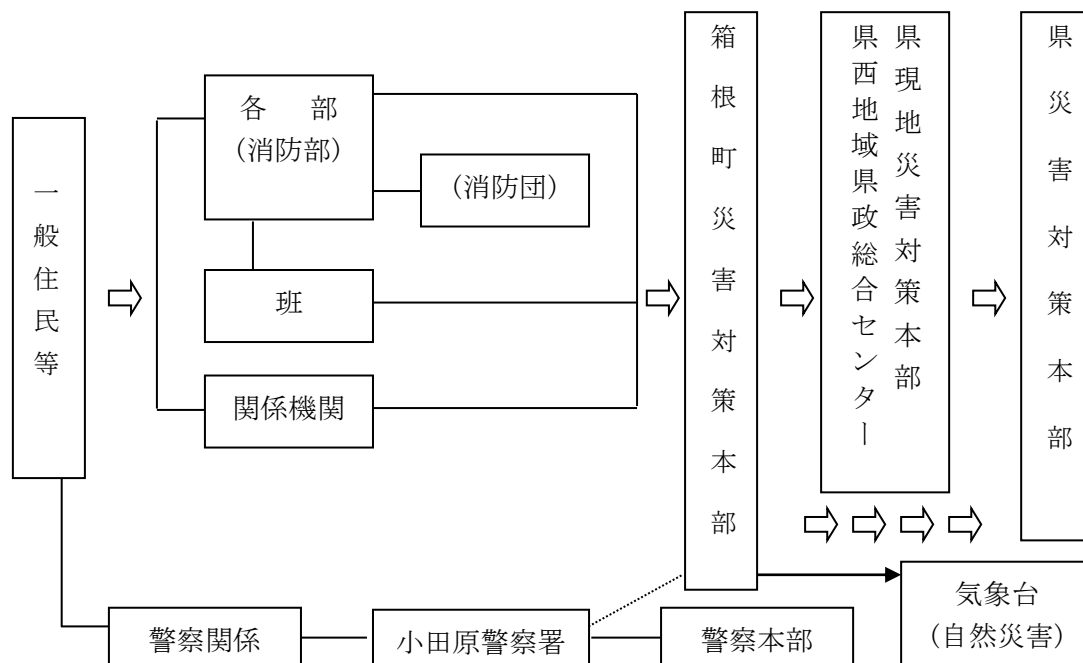
県等への報告は、以下を目標に実施する。

- (1) 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）
 - ① 勤務時間外
本部連絡員の登庁直後
 - ② 勤務時間内
地震発生直後
- (2) 人命に関する情報の中間集約結果の報告
地震発生後30分以内。
なお、この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。
- (3) 人命に関する情報の集約結果（全体概要）の報告
地震発生後30分以内。
- (4) 人命に関する情報の報告手段・方法
人命に関する情報の報告の手段として、神奈川県が導入している県災害情報管理システムの運用方法は、次のとおりである。
 - ① 災害時等運用
土曜日及び年始年末を除く平日の、9時から16時30分以外に、次のいずれかの事象が発生した場合に運用する。
ア. 県に、地震災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。
イ. 県内で震度4以上の地震が発生した場合
ウ. その他県危機管理対策課長が必要と認めるとき。（大規模林野火災、石油コンビナート事故等）
 - ② 被害情報及び災害復旧情報の入力手順
ア. 災害時運用開始の連絡（県総務室、箱根町、県防災行政通信網等により）
イ. 災害名の登録通知と被害情報等の報告依頼（同 上）
ウ. 被害情報等の入力及び更新・相互確認（箱根町⇄県総務室）
エ. 被害情報等の確定（箱根町、県総務室）
 - ③ 代行入力
端末機及び回線の障害等により、被害情報等の入力が端末機から行えない場合は、システム運用要綱に定める様式で県防災行政通信網等により報告を行う。

(5) 報告系統

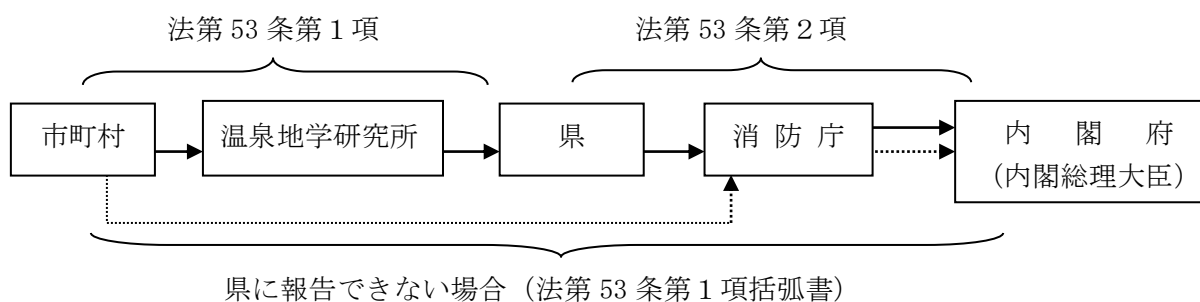
報告系統は図 1 のとおりである。

なお、県に報告できない場合（法第 53 条第 1 項括弧書）等の災対法第 53 条に基づく被害状況等の報告ルートは、図 2 のとおりである。



※ 県現地災害対策本部が設置されない場合は、県災害対策本部又は危機管理対策課へ報告する。なお、災害のおそれがある場合は、災対法第 54 条第 4 項に基づき、横浜地方気象台へ報告する。

図 1 報告系統



(NTT回線) 【消防庁連絡先】	
	03-5253-7525
FAX	03-5253-7535
夜間・日祭日等	03-5253-7777
FAX	03-5253-7553

図 2 災対法第 53 条に基づく被害状況等の報告ルート

(6) 応急対策活動状況の報告

① 災害発生報告

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害の状況、災害防除上必要と認められる事項に対し、既に実施しあるいは実施しようとする応急対策活動の概要について以下の様式により報告する。

⇒ 様式編様式－2「人的・建物被害等（災害発生、被害中間）報告」

⇒ 様式編様式－3「公共施設等被害（災害発生、被害中間）報告」

② 被害中間報告

被害状況が判明次第逐次報告するもので、被害数の増加等先に報告した事項に変更があるときは、その都度変更の報告を上記①の様式で行う。

2. 住民等からの通報等への対応

災害時においては、町内外から安否問い合わせ電話や各種災害問い合わせ電話が殺到することが予想される。この対応を誤ると防災活動の支障になることも考えられる。

住民等からの通報等に対しては本部事務局で対応するが、以下の点に留意する。

① 代表電話受付方式を停止し、ダイヤルイン（直通）方式に切り替える。同時に、外部からの電話を受け付ける電話番号を数回線分指定し、公表する。

この場合、災害時優先電話の電話番号を指定しないようにする。

② 広報担当において、通報状況をモニターし、必要があれば、マスコミ機関の協力を要請し、不要不急の通報の自粛を促す。

また、ライフラインに関する問い合わせが集中することも予想されるため、関係団体連絡員調整室を通じて、関係機関においてこれらの問い合わせニーズに対応できる体制をとるよう要請する。

⇒ 第2節「初動活動体制の確立及び重要事項の決定」4「関係団体連絡員調整室の設置と運営」

⇒ 第6節「初動対応期の広報」

第5節 情報通信体制の確立

活 動 概 要	担 当 課
1. 電話回線の確保	総務防災課
2. 有線並びに防災関係機関専用の無線が使用不能の場合の通信連絡	
3. 通信の統制	
4. 通信網施設及び設備	

1. 電話回線の確保

(1) 災害時優先電話の使用ルールの確認

- ① 災害時優先電話は発信用として使用し、受信用に使用してはならない。
- ② 災害時優先電話は幹部職員又は災害対策本部事務局員が優先的に使用する。
- ③ 災害時優先電話の電話番号は外部に公表してはならない。

(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）等の設置要請

地震災害時に電話通信が困難な場合、N T T 東日本神奈川事業部に対し、災害対策本部や避難所等への公共的な施設への特設公衆電話の増設を要請する。

2. 有線並びに防災関係機関専用の無線が使用不能の場合の通信連絡

災害に関する予報若しくは警報の通知又は予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等については、県において神奈川県警察本部、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、横浜エフエム(株)、(株)テレビ神奈川と締結してある協定に準じて利用を要請するものとする。

その他、次に掲げる通信機関設備等により通信の確保を図る。

- ① 神奈川県防災行政通信網
- ② 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 3 号の規定する放送局
- ③ 有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）第 3 条第 4 項第 3 号に掲げる者が設置する無線設備（警察、消防等）
- ④ 非常通信協議会の構成員が所有する無線設備

3. 通信の統制

災害の発生時においては、有線及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、かつ迅速に行われるよう努める。

4. 通信網施設及び設備

町が関係する通信設備は、次のとおりである。

(1) 神奈川県防災行政通信網

災害時における災害情報の収集・伝達手段を確保するため、県と市町村、国の機関
その他防災関係機関を結ぶ通信設備

- ① 本町の設置場所は、次のとおりである。

表 1 神奈川県防災行政通信網の本町の設置場所
箱根町 局番号 5 7 6 令和 5 年 4 月現在

設置場所	番号	備考
町長室	2293	アナログ電話
副町長室	2294	アナログ電話
総務防災課	2291	IP 電話
都市整備課	2295	アナログ電話
上下水道温泉課	2296	アナログ電話
第 5 会議室	2290	IP 電話
	4296	WEB 会議端末
	4290	受令端末
	3290	閉域スマホ
消防本部	2292	IP 電話
消防本部	4292	受令端末
消防本部	3291	閉域スマホ

※ 県防災行政通信網により伝達された情報は速やかに本部に報告する。
なお、本部が設置されていない場合は、総務防災課へ伝達する。

(2) 町防災行政無線

この施設は、地震、台風その他の災害発生時に的確な情報を迅速かつ広範囲に通報ができる伝達体制の強化充実を図るために活用する。当該施設は同報系及び移動系で構成されそれぞれについては資料編資料－ 7 「町防災行政用無線局配置表」のとおりである。

(3) 消防無線

災害現場等との連絡は、消防無線により行うことができるほか、適宜適切な処置をとるものとする。

⇒ 資料編資料－ 8 「消防無線」

(4) その他の無線施設

前記(1)～(3)の無線施設が使用不能の場合は、アマチュア無線施設等の無線施設に対し非常通信について協力を要請する。

⇒ 資料編資料－ 9 「その他の無線施設」

⇒ 協定編協定－ 2 「災害時非常無線通信の協力に関する協定書（箱根アマチュア無線クラブ、芦の湖ハムクラブ）」

第6節 初動対応期の広報

活 動 概 要	担 当 課
1. 基本方針	企 画 課
2. 町（災対本部）が実施する広報 2.1 広報内容 2.2 広報方法	
3. 報道機関に対する広報要請並びに発表 3.1 放送局に対する広報要請 3.2 報道機関に対する発表 3.3 報道機関へ要請並びに発表する広報内容	
4. ライフライン関係機関等への要請	災害対策本部事務局 企 画 課
5. 広報案文	

1. 基本方針

初動対応期には、人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先する。

2. 町（災対本部）が実施する広報

2.1 広報内容

震度5弱以上の地震を感じた場合、以下の広報を実施する。

- (1) 自主防災組織、住民等への活動喚起・行動指示
 - ① 出火防止、初期消火の喚起・指示
 - ② 倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示
 - ③ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
 - ④ 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示
- (2) 観光客（帰宅困難者）への行動指示
- (3) 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ
- (4) 地区別の避難所
- (5) 避難に際しての留意点
⇒ 第9節「避難の勧告・指示、避難所の開設等」2.3「避難の勧告・指示等の伝達」
- (6) 混乱防止の呼びかけ（不確実な情報にまどわされない、テレビ・ラジオから情報入手するように等）
- (7) 安否情報については、「災害用伝言ダイヤル『171』を活用する」よう広報
- (8) 被災者救援活動方針・救援活動の内容
- (9) その他

上記の他、広報担当者は、本部事務局と緊密な連絡を図り、住民等からの通報内容のモニター結果及び住民部が把握した人命に係る災害情報等から、住民等の情報ニーズを分析し、それに即応した広報を実施する。

2.2 広報方法

町の実施する広報は、屋外同報無線、広報車、町職員・消防団・自主防災組織・自治会長等による口頭等により周知する。

また、町の観光施設等において、観光客を対象にした広報を行う。

3. 報道機関に対する広報要請並びに発表

3.1 放送局に対する広報要請

広報担当者は、人命の安全確保、人心安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報において迅速・確実を期すべきもの、若しくは放送局による広報が適当なものについては放送局に広報を依頼する。

放送局に対する放送の依頼は、原則として県知事に要請して行う。

ただし、県との連絡が不可能な場合は、放送局に対し直接放送を依頼し、事後、県に

報告する。

3.2 報道機関に対する発表

広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

発表は、以下の要領で実施する。

① 報道場所を確保する。

報道場所は、箱根町役場内の会議室とする。災対本部活動を円滑に進めるため、災対本部室、本部事務局室とは別の部屋を確保する。

② 発表担当者は、広報班責任者の在庁最上位の者があたる。

③ 事前に、報道発表時間等の広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

④ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。

⑤ 警察、消防、県との情報交換ルール（交換する情報の種類、情報交換間隔・時期等）を定めて的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

3.3 報道機関へ要請並びに発表する広報内容

① 災害による被害を最小限に止めるための行動指示等〔要請〕

2.1の(1)、(2)の内容に準じる。

② 災害対策本部の設置の有無〔発表〕

③ 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

④ 倒壊家屋件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

⑤ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

⑥ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕

⑦ 避難状況等〔発表〕

⑧ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

（例） ・被災地へは、単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないほしい。
・安否情報については、災害用伝言ダイヤル『171』を活用してほしい。
・個人からの義援は、できるだけ義援金でお願いしたい。
・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。

⑨ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

⑩ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）
〔発表、要請〕

⑪ 電気、電話、上下水道等ライフラインの状況（被害状況、復旧見通し等）
〔発表、要請〕

⑫ 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）
〔発表、要請〕

4. ライフライン関係機関等への要請

地震後、町（災対本部）に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに係る問い合わせ（復旧見通し等）も多いと予想される。そのため、常に住民等の通報内容をモニターし、必要があると認めたときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要望する。

5. 広報文案

⇒ 〔文案1〕～〔文案10〕

〔文案1〕 住民、自主防災組織への活動喚起・指示〔地震直後〕

- ◎ ただいま、大きな地震がありました。町民の皆さん、あわてて外に飛び出さないでください。声をかけあって、まず、火の始末をしましょう。
- ◎ まわりの建物を見てください。建物が壊れていたら、中に人がいないか近所の人と確かめてください。人がいるときは、近所の人と協力して、助け出してください。助け出すことが出来ないときは、自主防災組織の人、消防団の人に伝えてください。

〔文案2〕 屋外にいる観光客への行動指示〔地震直後〕

- ◎ ただいま、大きな地震がありました。観光客の皆さん、あわてて行動しないでください。自動車の使用は状況がわかるまで控えてください。
- ◎ 町では観光施設等で観光客の皆さんに対する情報を提供していますので、そこで情報を得て行動してください。また、自動車の方は、カーラジオの情報にも注意してください。
- ◎ ○○地区の避難所は○○小学校です。観光客の皆さんは、町職員、観光施設従業員の指示・誘導に従い避難してください。

〔文案3〕 住民、自主防災組織への活動喚起・指示〔地震後間もなく〕

- ◎ 箱根町の震度は○でした。
今後も、テレビ、ラジオや町役場からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。
- ◎ 先程の地震に伴う余震が、予想されますが、必要以上に恐れる必要はありません。
- ◎ 落ち着いて行動してください。
崩れかかった物や落ちやすい物には、十分注意してください。

〔文案４〕 火災発生状況

- ◎ ○○町付近で火災が発生しています。○○戸が焼失し、現在も延焼中です。
- ◎ 現在、○○地区の火災は、(○○方面へ) 燃え広がっています。
○○地域の住民の方は、直ちに○○へ(○○方面へ) 避難してください。

〔文案５〕 避難の準備の周知〔火災、土砂災害等による二次災害危険に対し〕

- ◎ 現在、△△地区は○○のため危険な状態になっています。
いつでも避難できるように準備をしてください。
- ◎ 町民の皆さん、避難の用意をしてください。○○付近で発生した火災は、延焼中です。風下の□□地域では、お年寄りや子供さんを安全な場所へ早めに避難させてください。

〔文案６〕 避難の勧告・指示、避難誘導

- ◎ 家が壊れた人、家が壊れそうな人は、避難所へ避難してください。避難するときは、火を始末し、電気のブレーカーを切り、落ち着いて、落下物に注意し避難してください。
- ◎ お知らせします。○○周辺は、○○のため避難勧告（指示）が出されました。避難先は○○小学校です。戸締りをして避難してください。
- ◎ ○○の方は○○小学校に避難してください。
- ◎ ただいま、○○一帯に避難勧告が出されました。風向きが悪いため、○○付近も危険となりましたので、急いで避難してください。

〔文案７〕 避難所の周知

- ◎ 避難所のお知らせをいたします。
△△地区の避難所は○○と○○に設置されています。また、□□地区の避難所は◎に設置されています。

〔文案 8〕 重傷者受け入れ可能医療機関

- ◎ 地震により重傷を負われた方の診療・受け入れは、〇〇医院、〇〇病院（町内、町周辺を含めて）で行っております。
- 重傷者の発生が多数のため、救急車の数が足りず、要請どおり対応できない状況にあります。そのため、ご家族、隣近所、消防団、自主防災組織等で、自主的に搬送いただけるようお願いいたします。
- なお、道路規制の状況については、ラジオ等の交通規制の情報にご注意ください。

〔文案 9〕 被害の状況

- ◎ 現在、町内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。
- テレビやラジオからの情報に注意し、デマにまどわされないように落ち着いて行動してください。

〔文案 10〕 交通の状況

- ◎ 現在、〇〇〇線、〇〇〇線はすべて運転を見合せています。各鉄道機関では線路等の点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しは立っていません。
- 今後の情報に注意してください。
- ◎ 現在、町内のすべての道路が〇〇のため車輛の通行が禁止されています。町内の皆さん、自動車は使用しないでください。
- ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従ってください。
- ◎ 現在、〇〇〇線は、〇〇～〇〇間で運転が一部再開されました。
- ◎ 現在、町内を運行しているバスは、〇〇交通の〇〇行きです。
- その他の路線は、運行の見通しが立っていません。

第 7 節 救出活動

活 動 概 要	担 当 課
1. 救 出 1.1 救出対象者 1.2 救出活動	消防本部・署 都市整備課 消 防 団 自主防災組織 土木建設業者
2. 関係機関等との連携	災害対策本部 (関 係 課)
3. 災害救助法が適用された場合	

1 救出

1.1 救出対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者で、次のような状態にある者

- ① 火災時に火中に取り残された者
- ② 災害の際に水と共に流されたり、又は孤立した地点に取り残された者
- ③ 倒壊家屋の下敷きになった者
- ④ 土砂災害等により生き埋めになった者
- ⑤ 大規模な爆発、交通事故による集団的大事故の発生のため、救出を要する者

1.2 救出活動

- (1) 消防本部及び消防各署、消防団、自主防災組織が相互に協力し、その管轄区域の救出方法を決定し、救助隊が単位となって救出活動を行う。ただし、特殊救出技術を要する場合は、その状況により機械力をもつ必要な救助隊を派遣する。

なお、火災発生及び多数の要救出現場の発生が見込まれる場合には、消防職団員（2～3人）、自主防災組織・住民（7～8人）で1班10人程度の救出隊を可能な限り多数編成し、担当区域内をローラー作戦的に回ることにより対応する。

- (2) 建設重機等を必要とする現場については、都市整備課へ報告し、対応を要請する。

都市整備課は、土木建設業者等と協力して、救出活動を実施する。

- (3) (1)、(2)でも対応が困難な特殊救助資機材・技術を要する救出現場の場合は、その状況に対応できる機械力をもつ必要な救助隊（消防、警察、自衛隊等）の派遣を要請する。

- (4) 救出した負傷者は直ちに救急車、自家用車等により、その症状に適合した救急病院等へ搬送する。医療救護については、第13節「医療救護」により適切かつ迅速な処理を行うものとする。

⇒ 協定編協定－3「災害救助犬の出動に関する協定」

⇒ 資料編資料－10「箱根町建設業協力会会員」

⇒ 資料編資料－11「土木請負業者所有機械」

⇒ 資料編資料－2「町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表」

⇒ 資料編資料－3「救助器具等資機材各署所配備状況一覧表」

2. 関係機関との連携

- (1) 所轄警察署との連携

生き埋め者等の救出については、所轄警察署と十分な連絡をとり、協力を要請し、円滑な救出活動を実施する。

⇒ 表1「関係警察機関一覧表」

表1 関係警察機関一覧表

名 称	住 所	電 話
小田原警察署	小田原市荻窪 3 5 0 - 1	0 4 6 5 - 3 2 - 0 1 1 0
宮 ノ 下 交 番	箱根町宮ノ下 1 0 8 - 6	〃 〃
湯 本 交 番	箱根町湯本 7 0 6 - 7 0	〃 〃
元 箱 根 交 番	箱根町元箱根 6 3	〃 〃
宮城野駐在所	箱根町宮城野 6 2 6 - 5	〃 〃
箱 根 駐 在 所	箱根町箱根 1 6 0	〃 〃
仙石原駐在所	箱根町仙石原 1 6 - 3	〃 〃
高 原 駐 在 所	箱根町仙石原 1 2 4 6	〃 〃

- (2) 自衛隊派遣要請（第 10 節「自衛隊の派遣要請」を参照）

地震等により緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出が困難と認められるときは、県本部に自衛隊の派遣要請を依頼する。

3. 災害救助法が適用された場合

- (1) 災害救助法が適用された場合、知事が実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合の救助基準については、第 2. 2 章「救援期」第 4 節「災害救助法の適用申請と運用」の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間－早見表－」を参照のこと。

第8節 消防活動

活 動 概 要	担 当 課
1. 基本方針	消防本部・署 消 防 団
2. 自主参集等	
3. 自主防災組織、住民等に対する活動協力要請・活動喚起	
4. 消火活動	消防本部・署 消 防 団 自主防災組織
5. 救出活動	
6. 避難誘導	
7. 爆発等及び有害物質による二次災害の防止	

1. 基本方針

- (1) 初動対応期は「分散防ぎょ（それぞれの担当区域での防災活動）」により対応し、特定の地域で大火の危険が拡大した場合等は、「集中防ぎょ（消防機関の防災力の集中的な運用による防災活動）」により対応する。
- (2) 自主防災組織、住民等との協力
大規模な地震の際には、消防機関の力だけでは対応できない。そのため、自主防災組織、住民等の協力を得て対応する。
- (3) 優先する活動
それぞれの地域の事情で異なるが、おおむね以下の活動を優先する。
 - ① 消火活動（特に木造密集地域では重要）
 - ② 倒壊家屋、がけ崩れ等の生き埋め者の救出
 - ③ その他の二次災害危険（余震により土砂災害が発生する恐れがある場合、大量のガス漏れが継続している場合等）に対する警戒・避難⇒ 協定編協定－4「都市ガス災害対策に関する業務協約」

2. 自主参集等

消防職団員にあつては、テレビ、ラジオ等で速報される地震情報により、箱根町の震度が震度6弱以上のときは、動員指令を待つことなく自己の判断により、直ちにあらゆる手段をもって所定の場所へ参集し、担当区域の被害状況の把握及び火災の鎮圧・人命救助活動に従事する。

参集途上においては、可能な限り被害情報（特に人命に関する被害情報を収集し、災害対策本部に報告すること。）

3. 自主防災組織、住民等に対する活動協力要請・活動喚起

消防機関の担当者は、自主防災組織の役員（区長等）や住民に対し、出火防止・初期消火、家族や隣近所の保護・救出等に協力するよう要請するとともに、必要に応じてハンドマイク等で当該活動に協力従事するよう喚起する。

4. 消火活動

- (1) 地震発生直後は、居住地付近住民及び自主防災組織に対し、出火防止（転倒したプロパンガスの元栓閉栓呼び掛けも含む。）を指示し、速やかに火災発生状況を把握する。
- (2) 火災が発生したときは、自主防災組織と連携し、初期消火の徹底を図る。
また、事業所等に設置されている自衛消防組織についても可能な限りの協力を得て、連携し火災防ぎょ活動を進める。
- (3) 火災が多発した場合は、神奈川県を通じて、県内消防本部の広域応援要請を行う。

5. 救出活動

⇒ 第7節「救出活動」

6. 避難誘導

(1) 延焼火災等により町民避難の必要性が生じたときは、これを町民に伝達するとともに、町職員、自主防災組織と連携をとりながら、火勢の状況等正しい情報に基づき、安全な場所に避難誘導させる。

(2) 避難勧告・指示又は警戒区域の設定による避難誘導についても上記(1)の要領による。

⇒ 第9節「避難の勧告・指示、避難所の開設等の活動」

7. 爆発等及び有害物質による二次災害の防止

消防本部・署は、危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品及び有害物質を管理する施設等の管理者に対し、爆破、有害物質の漏洩等の二次災害を防止するため、施設の点検、応急措置を指導する。また、必要に応じて施設の点検を実施する。

第9節 避難指示、避難所の開設等

活 動 概 要	担 当 課
1. 初動避難等	自主防災組織 自 治 会 住 民
2. 避難指示等 2.1 避難指示等の実施機関 2.2 避難指示の方法 2.3 避難指示等の伝達 2.4 避難指示等を実施した場合の報告	総務防災課 災害対策本部事務局
3. 避難誘導及び搬送	自主防災組織 自 治 会 住 民 関係事業所職員 総務防災課 町民課 福祉課
4. 避難所の開設 4.1 避難所の開設 4.2 災害救助法が適用された場合	学校教育課 生涯学習課 福祉課 子育て支援課 総務防災課 町民課 自主防災組織
5. 観光客（帰宅困難者）に対する避難措置	観 光 課
6. 学校、病院等の避難措置 6.1 学校等における避難措置 6.2 病院等における避難措置	学 校 等 病 院 等
7. 避難指示の解除	総務防災課 災害対策本部事務局

1. 初動避難等

避難は、後述の避難指示によって開始するもののみではなく、まず住民の自主的判断によるものであるが、自主防災組織、自治会において自主的に決定された災害対策本部設置前の初動避難を含めて、次のように避難の段階を定める。

(1) 事前避難

災害情報等により災害発生のおそれのある場合は、事前に要配慮者は安全な場所に避難するものとする。

(2) 第1次避難（緊急避難）

事前避難のいとまがなく、災害がまさに発生しようとし、また発生した場合、居住者の緊急避難の開始は、努めて自主的に行うものとする。

各初動体制班（自主防災組織）が指定する避難場所は、資料編資料－12のとおりである。

⇒ 資料編資料－12「初動体制班指定（自主防災組織）・町指定の避難場所」

(3) 第2次避難（収容避難）

収容避難は、避難所から必要に応じて他の避難所へ移動収容するもの及び避難に遅れたものの救出収容をすることとする。

2. 避難指示等

2.1 避難指示等の実施機関

避難のための立退きの指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は、町長が実施する。しかし、法令に定めのある特別の場合は、次の機関が実施する。

(1) 町長

災害対策基本法第60条 災害一般

（注）避難指示に関する上記条文の他、災害対策基本法第63条では、立入りを制限、禁止し、退去を命ずることのできる警戒区域設定権が定められている。

(2) 警察官

災害対策基本法第61条 町長が避難のための立退きを指示することができないとき又は町長から要求があったとき。

警察官職務執行法第4条 災害の危険がある場合、警告を発し、急を要する場合は避難させ又は通常必要な措置をとる。

(3) 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官

自衛隊法第94条 警察官がその場にはいない場合に限る。

(4) 県知事又はその命を受けた職員、水防管理者

水防法第29条 洪水又は高潮の氾濫

(5) 県知事又はその命を受けた職員

地すべり等防止法第25条 地すべり

2.2 避難指示の方法

災害が発生し、又は発生の恐れがあり、そのために人命の保護その他、災害の防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者に対し、次の方法により避難の

ため必要な勧告又は指示を行うものとする。

なお、地震災害時に避難指示がなされるケースの多くは、津波災害に対してであり、次いで、余震や降雨による山崩れ・がけ崩れ及び火災・ガス漏れ等のいわゆる二次災害に対してのものである。

本町の場合、津波の危険はないため二次災害に対して警戒するものとし、必要と判断した場合には避難指示等を実施するものとする。

(1) 町長の指示

あらゆる災害に対処し、その必要が認められるときは、町長は避難のための立退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立退きを指示することができるとともに、必要があると認められるときは、その立退き先を指示するものとする。

なお、これらの避難指示の他、町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置の一つとして、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があるときは、警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域からの退去を命ずることができる。（災対法第 63 条第 1 項警戒区域設定権）

(2) 警察官又は海上保安官の指示

災害の危険が急迫し、町長が避難指示ができないとき、又は町長から要求があったときは、警察官が立退きを指示するものとする。この場合、その旨を速やかに町長に通知する。

警察官又は海上保安官は、災害現場において町長等が避難のための立退き若しくは屋内での退避等の安全確保措置を指示することができないとき（連絡等のいとまがなく、これを行わなければ時期を失するような場合）、又は町長から要求があったときには、立退き又は屋内での退避等の安全確保を指示することができる。この場合、その旨を町長等に速やかに通知する。（災害対策基本法第 61 条）

なお、警察官は、人命又は身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講じることができる。この場合、その旨を県公安委員会に報告する。（警察官職務執行法第 4 条）

(3) 自衛官の指示

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危害を避けさせるため、その場にいるものを避難させるものとする。

(4) 洪水についての指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者（町長）は、立退きを指示するものとする。水防管理者が指示した場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(5) 地すべりにについての指示

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた職員は、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立退くべきことを指示することができる。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

2.3 避難指示等の伝達方法

避難指示等の一般的伝達は、災害対策本部の広報活動によるが事態に即応して避難指示等を出したものは、応急的に対象地区住民に周知させる。この場合、住民の組織・水防組織等の活用を十分に行うものとする。

なお、避難指示等の伝達に際しては、住民等に対し以下の点を周知徹底する。

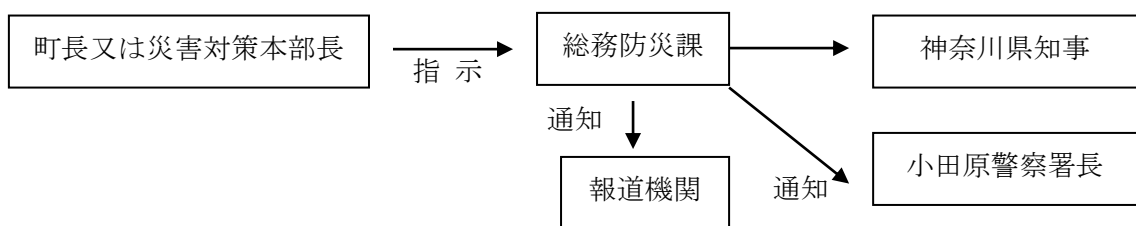
- ① 避難に際しては、必ず火気危険物等を始末し、かつ電気のブレーカーを切って戸締りを完全に行うこと。
- ② 会社工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類、ドラム缶の流出防止、発火しやすい薬品、電気ガス等の保安措置を講ずること。
- ③ 避難者は、最低3日分以上の食料、水、手拭い、ちり紙、最小限の着替え肌着、照明具、携帯ラジオ、救急薬品・常用薬等を携帯すること。
- ④ 服装は軽装とし、素足をさけ、必ず帽子、頭巾等を着用し、必要に応じて雨合羽、外とう等の防雨、防寒衣を携帯すること。
- ⑤ 自動車による避難、単独行動による避難はさけ隣近所で助け合って避難する。
- ⑥ 氏名票を肌に掲行すること。(住所、氏名、生年月日、血液型を記入したもので、水にぬれてもよいもの)
- ⑦ 貴重品以外の荷物(大量の家具衣類等)は、持ち出さないこと。

2.4 避難指示等を実施した場合の報告

(1) 県知事及び警察署長に対する報告通知

避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は警戒区域を設定したときは、次により速やかに必要事項を通知する。

なお、町長のほか、避難指示を行ったものは、直ちにその状況を災害対策本部に通知するとともに、その後における避難所の開設、住民の誘導、その他救助活動に協力しなければならない。



(2) 関係機関との連絡

避難指示又は警戒区域の指定は、警察官と相互に緊密な連絡をとりながら行うものとする。

なお、警察官、自衛官が単独で避難等の措置を行ったとき、又は警戒区域を設定したときは、直ちにその旨の連絡を受けるものとする。

3. 避難誘導及び搬送

(1) 避難誘導

- ① 避難のための立退きを指示した場合、避難所への誘導はあらかじめ定められた従事者が避難指示者の指示に基づいて自主防災組織、水防団、消防団、警察等の協力によって行う。
- ② 誘導にあたっては、事前に安全な経路を検討し、危険地点を指示するほか、状況により誘導員を配置し、事故防止に努める。
- ③ 避難は、要配慮者を優先する。
- ④ 避難所従事者は、被災者を誘導する際、避難指示者の指示が間に合わないときは、自己の判断で処理する。

(2) 要配慮者の避難誘導・搬送

要配慮者に対しては、箱根町災害時要援護者避難支援計画に則り最優先で避難誘導・搬送を行う。その場合、車両輸送やタンカ搬送等個々の状況に応じた避難を自主防災組織、住民、関係事業所職員等が中心となって実施する。この際福祉課等は、自主防災組織、自治会長及び地区民生委員との情報交換により、要配慮者の避難・搬送が適切かつ確実に行われたかの確認、及び収容先避難所の把握を行う。

なお、町は、必要に応じて災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者本人の同意を得ずに、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できるものとする。この場合において、町は、「箱根町災害時要援護者避難支援計画」に定める手順に準じて、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 避難所の開設

4.1 避難所の開設

(1) 避難所

町は、学校、公民館等の公共建物を避難所として指定する。

⇒ 資料編資料-5「避難（収容）施設指定一覧表」

避難所の開設については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とするが、災害の状況によってはテント等により仮設するものとする。

なお、町単独では避難所等の確保が困難となった場合、県、他市町村の協力のもとに町域を越えた広域的避難を考慮する。

阪神・淡路大震災では、避難所の環境が良くなかったため、高齢者が体調を崩し、死亡したケースが多く発生した。このことから、高齢者等の要配慮者を冷暖房等の設備条件の良好な施設に優先的に避難させる措置をとるものとする。

これらの設備条件の良好な施設については、避難所として開設した場合であっても要配慮者優先であることを開設当初から避難者に周知するものとする。

(2) 避難所に収容する者

避難所に収容する者の範囲は、次のとおりとする。

- ① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
 - ② 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者
 - ③ 災害によって被害を受けるおそれのある者
- (3) 避難所開設・運営手順
- ① 避難所開設
避難所の開設は、避難所開設・運営マニュアル等に従い避難所従事者が行う。
ただし、災害の状況により緊急に開設する必要がある、かつ施設管理者が避難所に在在するときには、施設管理者が実施する。
避難所従事者又は施設管理者は、目視により、避難所の外観、内部について、崩壊の危険がないかを判断し、安全が確認できた後、開設準備に移るものとする。
 - ② 開設連絡
避難所従事者又は施設管理者は、防災行政無線を使用し、本部との連絡可能な場合は、避難所開設の旨を報告する。
報告内容は、開設の日時、場所・施設名、収容人員等とする。
⇒ 様式編様式－5「避難状況・救護所開設状況（速報・中間）報告
 - ③ 管理運営事務室の設置
避難所内に避難所の管理・運営事務を行うための事務室を設置する。事務室には避難者からよくわかるように「事務室」の標示をする。
なお、避難所を開設した以降は、事務室に必ず要員を常備配置しておくこと。
事務室には避難所の運営に必要な用品（避難者名簿、事務用品等）を準備する。
⇒ 第2.2章「救援期」第5節「避難所の運営」2「開設が長期化する見通しの場合の避難所運営」
 - ④ 避難者の受入れスペースの設定
避難者の受入れスペースを設定する際には、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの方の視点から配慮を行い、自主防災組織等の意見を聞き、部屋割りが可能なときはできるだけ地域性を考慮してスペースを設定するとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
スペースを設定するときは、約3㎡／1人以上の面積を基本とし、できるだけ個人のプライバシーが確保できる設定を考慮する。設定の方法は、床面にテープ又は掲示等で標示する。
避難所の指定スペースの誘導は当初は避難所従事者が行うが、早い時期に自主防災組織に依頼するようにする。
 - ⑤ 避難所の自主運営体制への移行
避難所生活が長期にわたる見込みの場合には、自主防災組織、自治会長等の協力を得て、避難所の管理・運営を住民が自主的に実施するための役割を分担した自治組織づくり、運営ルールづくりを行う。
 - ⑥ 避難所の開設の報告を受けた本部は、速やかに県及び関係機関にその旨を報告又は通知する。
⇒ 協定編協定－1「災害時における被害情報の収集提供等の協力に関する協定」
⇒ 資料編資料－4「避難所備蓄品配備一覧表」

4.2 災害救助法が適用された場合

- (1) 災害救助法が適用された場合、知事の委任を受け町長が実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合の救助基準については、第2.2章「救援期」第4節「災害救助法の適用申請と運用」の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間－早見表－」を参照のこと。

5. 観光客（帰宅困難者）に対する避難措置

観光客等の帰宅困難者に対しても、1～4に準じて対処するが、特に以下の点に留意する。

- (1) 観光客等の安全確保・保護
旅館・ホテル、観光施設（町管理施設を含む。）等の所有者、管理者及び自主防災組織等に対し、観光客の安全確保・保護に努めるよう要請する。
- (2) 観光客等への情報提供
町管理の観光施設等を中心に以下の内容の情報を提供する。また、自主防災組織、町民も観光客への情報提供に協力するものとするが、この場合、正確な情報を提供しデマ等の発生を防止する。
 - ① 観光客等に対する避難措置の内容
 - ② 近くの避難所
- (3) 観光客等への行動指示
(2)と同様の方法により、以下の行動指示を行う。
 - ① 落ちついて行動すること。
 - ② 自動車の使用は状況が判明するまで控えること。
 - ③ 町職員等の避難誘導等の指示に従うこと。

6. 学校、病院等の避難措置

6.1 学校等における避難措置

避難の必要がある場合、小、中、高等学校及び幼稚園その他学校教育法の適用を受ける教育施設並びに保育所（以下「学校等」という。）の管理責任者は、次により児童、生徒等を迅速、適切に避難させる。

- (1) 第一次避難
地震発生直後の緊急時においては、一般的には机の下等に避難することが適当と思われるが、激しい地震動が一応去った場合は、教職員の指示により、児童生徒をグラウンドに誘導し、集合させ、人員の確認と同時に職員の手分けにより、校舎内を巡回し、残留している児童生徒の有無のほか、火気の始末等を確認するものとし、避難マニュアルを各学校で作成しておく。
- (2) 第二次避難
学校長等は第一次避難を完了したのち、速やかに被災の状況、警報の発令等の情報を収集、把握し校外避難の必要を認めたときは、避難マニュアルにより所定の避難所に誘導し、収容する。

(3) 避難所に収容後の措置

学校長等は所定の避難場所に児童、生徒等を収容し、避難マニュアル等に従い保護者等に引き渡すことを原則とする。

6.2 病院等における避難措置

震災により避難の必要がある場合、病院その他の医療施設及び養護施設等（以下「病院等」という。）の管理者は次により、その施設に収容している者（以下「患者等」という。）を迅速、適切に避難させる。

(1) 地震直後の措置

病院等の施設内に収容されている患者等の多くは、起居動作の不可能又は困難な傷病者、高齢者及び幼児等であり、したがって地震が発生した場合は、特に敏速、適確に被災の状況を把握するとともに、患者等に対しては、極度の恐怖感、不安感をなくすように努め、また緊急に避難が実施し得るよう輸送車両並びに搬送用タンカ、その他必要機資材を確保し、医師、看護師、保護員等の職員を適切に配置する。

(2) 避難行動の措置

被災の状況、事態の推移から判断して、避難する必要を認めた場合は、患者等の病状及び身体状況に応じ区分し、輸送又は搬送のほか歩行可能のものは独歩により、誘導員その他健康管理に必要な職員を随伴させ、所定の避難場所又は他の安全な医療施設に移送する。

(3) 応援協力の要請

患者等の避難に要する車両及び人員が不足するとき、その他独自では避難させることが困難であるときは、町長（災対本部長）に応援協力を要請する。

7. 避難指示等の解除

当該住民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められた時とする。

解除の伝達方法は避難の勧告・指示等を伝達する方法を準用する。

第 10 節 自衛隊の派遣要請

活 動 概 要	担 当 課
1. 災害派遣の要請 1.1 災害派遣要請基準 1.2 災害派遣要請	総務防災課
2. 災害派遣部隊の受入れ 2.1 受入れ準備 2.2 自衛隊派遣ヘリポート及びベースキャンプ地 2.3 派遣部隊到着後の措置	
3. 災害派遣部隊の撤収要請	
4. 費用の負担区分	

1. 災害派遣の要請

1.1 災害派遣要請基準

人命救助及び財産保全のため緊急の措置を必要とする場合の自衛隊に対する災害派遣要請の基準は、下記のとおりとする。

自衛隊の災害派遣要請にあたっては人命救助及び財産保護のため緊急の措置を必要とする場合行うものとし、おおむね次の基準によるものとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握が必要なとき。
- (3) 避難者の誘導、輸送等避難のため援助が必要なとき。
- (4) 主要道路、堤防、護岸の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (5) 応急措置のための医療、防疫、救援物資輸送、炊飯、給水等の応援を必要とするとき。
- (6) 他の機関では対応できないとき。

【参考】

自衛隊の要請範囲

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
- (2) 避難の援助
避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- (3) 行方不明者等の搜索救助
行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して搜索救助を行う。
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
- (5) 消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は損害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被害者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- (9) 炊飯及び給水・入浴機会の提供

	被災者に対し、炊飯及び給水を実施し、入浴機会を提供する。
(10)	物資の無償貸与又は譲与 「防衛省の管理に属する物資の無償貸与又は譲与に関する総理府令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、被害者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
(11)	危険物の保安及び除去 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
(12)	その他 その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対応可能なものについては、所要の措置をとる。

1.2 災害派遣要請

- (1) 総務防災課責任者は、前記の「災害派遣要請基準」に照らし、自衛隊の災害派遣を必要と判断する場合は速やかに本部会議に諮り、必要事項を検討して直ちに県に自衛隊に対する派遣要請を依頼する。

なお、本部会議を開催するいとまのない場合には、在庁（あるいは連絡可能）最上位意思決定者の判断を仰ぐものとする。ただし、この場合、迅速な意思の決定を旨とし、上級幹部職員の到着（連絡）を待った結果、意思決定が遅れたということのないようにしなければならない。

表1 連絡先表

部 隊 名 (駐屯地名)	連 絡 責 任 者		電 話 番 号 無 線 番 号
	時 間 内	時 間 外	
陸 上 自 衛 隊 東部方面混成団 (武 山)	第 3 科 長	駐屯地当直司令	横須賀 046-856-1291 県防災行政通信網 I P 電話 2809 受令端末 4810 閉域スマホ 3800
陸 上 自 衛 隊 第 1 高射特科大隊 (静岡県駒門)	第 3 科 長	駐屯地当直司令	御殿場 0550-87-1212 県防災行政通信網 I P 電話 2810、2811 受令端末 4812 閉域スマホ 3801

- (2) 県に対する自衛隊への派遣要請の依頼にあたっては、文書をもって行うが、緊急を要するときは、電話その他迅速な方法により連絡するものとし、事後速やかに文書を送付するものとする。

なお、通常の途絶等により町長が県知事に対して派遣要請の依頼ができない場合にはその旨及び町の災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

⇒ 様式編様式-10「自衛隊災害派遣要請依頼書」

- (3) 自衛隊の災害派遣を要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を県に報告する。
県との連絡がとれない場合は、直接自衛隊に連絡するものとする。
- (4) 自衛隊の派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにして要請する。
 - ① 災害の状況及び派遣を必要とする事由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項

2. 災害派遣部隊の受入れ

2.1 受入れ準備

自衛隊の派遣が決定した場合、町長は、次の事項に留意して派遣部隊の活動が十分発揮できるようにするため、次の措置を行うものとする。

- (1) 災害状況により隊員の到着前に必要な資機材の確保等、到着と同時に作業ができるよう準備しておく。
- (2) 災害地に自衛隊が到着するために必要な誘導を行う。
- (3) 自衛隊の作業が他の復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。
- (4) 派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう連絡交渉員を定める。
- (5) 自衛隊の活動状況について随時県知事に報告するものとする。
- (6) 派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう宿舎等必要な設備を整えるものとする。
- (7) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をすること。

2.2 自衛隊派遣ヘリポート

自衛隊派遣ヘリコプター発着場については、被害状況、アクセスの便等を考慮して適宜指定する。

⇒ 資料編資料－6 「ヘリコプター発着場適地一覧表」

2.3 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるとともに到着後及び必要に応じた次の事項を県に報告する。

- (1) 派遣部隊の長の官職氏名
- (2) 隊員数
- (3) 到着日時
- (4) 従事している作業内容及び進捗状況

3. 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、1. 2の派遣要請手続きに準じて撤収要請を行うものとする。

4. 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するがその内容はおおむね次の通りとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資材、機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿舎及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町が協議するものとする。

第 1 1 節 広域応援体制

活 動 概 要	担 当 課
1. 県等に対する応援要請 1. 1 広域応援体制の考え方 1. 2 県に対する応援要請	総務防災課
2. 他市町村等への応援要請 2. 1 隣接市町村等への応援要請	総務防災課
2. 2 消防の応援要請	消防本部・署
3. 広域応援活動拠点の整備 3. 1 箱根町が激甚被災地となった場合 3. 2 箱根町の被害が軽微な場合	総務防災課
4. 職員の派遣要請及び職員の派遣のあっせん依頼	総務防災課

1. 県等に対する応援要請

1.1 広域応援体制の考え方

大規模災害が発生した場合、箱根町内の防災能力だけでは対応が不十分であり、県、他市町村及び関係機関等に応援を求める必要がある。このため、平時より各種法令、相互応援協定に基づく応援要請の手続きのほか応援受入れ体制の整備に努める。

この際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

1.2 県への応援要請又は応急措置の実施の要請

県への応援要請又は応急措置の実施を要請するにあたっては、無線又は電話等をもって処理し、事後文書により改めて処理する。

この場合、以下の事項をあらかじめ明らかにしたうえで要請する。

- ① 災害の状況及び応援を要する理由
- ② 応援を必要とする期間
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
- ⑥ その他の必要事項

2. 他市町村等への応援要請

2.1 隣接市町村等への応援要請

大規模災害が発生し他市町村からの応援が必要と判断したときは、各種協定等により要請を行う。

なお、応援を要請する場合は、被災地側での交通手段・宿泊・食事等の手配に困難を生ずるため、派遣側で自己完結型の準備を行うことを伝える。

（参考資料）協定編の「協定・覚書」参照

2.2 消防の応援要請

(1) 神奈川県内の消防の応援

ア 神奈川県下消防相互応援協定に基づき、町長または消防長が他市町長へ応援を要請する。

イ 市町の区域を越えた広域的な大規模災害等が発生した場合には、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づき、町長が県知事へ応援を要請する。

(2) 神奈川県外の消防の応援

町長は県知事へ要請し、県知事から消防庁長官へ要請し、消防庁長官が緊急消防援助隊及び他都道府県の応援を要請する。

3. 広域応援活動拠点の整備

3.1 箱根町が激甚被災地となった場合

箱根町が激甚な被害を受けた場合は、県、防災関係機関、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、DMA T、自衛隊等の応援協力が必要であるが、町内において活動拠点となる施設やオープンスペースの確保及び応援部隊・職員の受入れが極めて困難になると予想される。

その場合は、県に対し、周辺市町村に活動拠点の開設と運営を要請する。応援部隊・職員はそれらの拠点に集結し、当該拠点を運営している県又は市町村職員の指示により箱根町に入る。

なお、平時より広域応援活動部隊の受援体制を整備する。

3.2 箱根町の被害が相対的に軽い場合

激甚被災地となった市町村に対し、県の指示等により、広域応援拠点の開設・運営、応援部隊・職員に対する便宜供与等により応援を実施する。

また、状況により、応援部隊・職員を激甚被災地市町村へ派遣する。

⇒ 資料編資料－55「箱根町広域応援活動拠点一覧」

4. 職員の派遣要請及び職員の派遣のあっせん依頼

災害応急対策又は災害復旧のため必要な場合は、他市町村長、県知事、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。この要請が受け入れられなかったり、派遣について適任者がいない場合は、県知事に対し職員の派遣のあっせんに依頼する。

(注) 応急措置の実施を目的に実施され、期間も短期間である「応援」とは異なり、「職員派遣」は災害応急対策又は災害復旧に関し必要なことの実施を目的とし、期間も長期にわたるのが普通である。

第 1 2 節 重要道路の緊急確保

活 動 概 要	担 当 課
1. 重要道路の被害状況の把握及び啓開・応急復旧 1. 1 重要道路の被害状況の把握等 1. 2 重要道路の啓開・応急復旧	都市整備課
2. 通行の禁止又は制限 2. 1 道路の通行禁止又は制限 2. 2 緊急交通路確保のための交通規制	都市整備課 道路管理者 (小田原警察署)
2. 3 交通規制及び道路交通情報の周知	企 画 課 都市整備課 道路管理者 (小田原警察署)

1. 重要道路の被害状況の把握及び啓開・応急復旧

1.1 重要道路の被害状況の把握等

町は、管内の道路のうち応急対策活動上重要な道路（管理者のいずれかを問わない。）の被害状況を把握する。

この場合、町長はその管理に属する道路、橋梁の支障箇所については、横浜国道事務所、小田原土木センター、小田原警察署及び関係機関に通報連絡する。

また、国道、県道等の支障箇所を発見した場合は、横浜国道事務所、小田原土木センター、小田原警察署へ通報するとともに適切な処置を要請する。また、町長は災害対策の各機関に連絡する。

なお、道路占用工作物（電力、通信、水道、その他）等に被害があった旨の情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者にその安全措置を要請し、道路の保全を図る。

1.2 重要道路の啓開・応急復旧

(1) 町は、効率的な防災活動を実施するために下記の点に留意し、各道路管理者と協議の上、道路の応急復旧方針を定め、作業を行う。

ただし、他の道路管理者と夜間、休日等で連絡がとれず、かつ緊急に道路啓開・応急復旧する必要があるときは、町が手配した土木建設業者を用いて作業を行い、事後に報告するものとする。

なお、建設重機の運用については、救出目的を最優先する。

⇒ 資料編資料-10「箱根町建設業協会会員」

① 緊急交通路

ア. 災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づき、県公安委員会によって指定された緊急交通路（町内指定緊急交通路）

⇒ 表 1「町内指定緊急交通路」

⇒ 第 15 節「緊急輸送体制の確立」

イ. 後述の 2.2 の措置に伴うア以外の緊急交通路

② ①以外で下記のア～エに示す重要道路

ア. 消火活動、救出活動上重要な道路

イ. 緊急医療計画上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリポートに通じる道路）

ウ. 緊急救援物資の輸送上重要な道路

エ. 広域応援受入れ上必要な道路

(2) 町内土木建設業者で対応が難しい場合は、町災害対策本部から県災害対策本部へ応援要請を依頼する。

(3) 重要道路の啓開・応急復旧により生じた災害廃棄物等の処理場を確保する。（第 1 章「災害予防計画」第 28 節「ごみ・し尿処理体制の整備」を参照のこと。）若しくは可能な仮置場を決定し、処理するものとする。

表 1 町内指定緊急交通路

路 線 名	区 間
国道 1 号	小田原市境～静岡県境
国道 1 3 8 号	国道 1 号交点（宮ノ下交差点）～ 静岡県境（乙女トンネル）
県道 7 5 号 （湯河原箱根仙石原線）	湯河原町境～国道 1 3 8 号交点（仙石交差点）

2. 通行の禁止又は制限

2.1 道路の通行禁止又は制限

- (1) 災害により道路、橋梁等の交通施設の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したとき、各道路管理者は必要に応じて、通行の禁止又は制限の措置を行う。
- (2) 道路管理者は、通行の禁止又は制限を行う場合は、下記の事項を記載した道路標識を設ける。
 - ① 禁止、制限の対象
 - ② 区間
 - ③ 期間
 - ④ 理由

2.2 緊急交通路確保のための交通規制

町は、県公安委員会が災害対策基本法第 76 条及び同法施行令第 32 条により行う所要の処理（緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行う。）及び警察署長の処理（災害による決壊等の危険な状態の発生、その他通行の禁止又は制限の措置を必要と認めたときは、通行の禁止又は制限を行う。）については確実な情報収集につとめ迂回路の検討等通行確保の万全を期する。

2.3 交通規制及び道路交通情報の周知

交通規制及び道路交通情報については、第 6 節「初動対応期の広報」の定めるところにより、住民及び関係者に周知徹底させるものとする。

⇒ 資料編資料－37「小田原警察署警備対策」

第 13 節 医療救護

活 動 概 要	担 当 課
1. 応急医療需要及び医療可能機関・施設の把握等 1.1 応急医療需要の把握 1.2 医療可能機関・施設等の把握と周知	保険健康課 (総務防災課)
2. 医療機関等への搬送	
3. 医療救護班の編成・派遣	
4. 医薬品等の確保	
5. 広域応援医療体制の確保	
6. 災害救助法が適用された場合	

1. 応急医療需要及び医療可能機関・施設の把握等

1.1 応急医療需要の把握

- (1) 医療を必要とする状態にある住民の人数、負傷状況等を把握する。
- (2) この場合、医療機会の喪失が生命に危険を及ぼす恐れのある者、高齢者等の要配慮者は医療面での援助を特に必要するため、要配慮者の医療環境、居所を把握する。

1.2 医療可能機関・施設等の把握と周知

(1) 医療可能機関・施設等の把握

- ① 町内及び近隣の医療機関の被害状況・診療可能性について把握する。
⇒ 資料編資料-13「町内医療機関一覧表」
⇒ 資料編資料-14「近隣医療機関一覧表」
- ② 県現地対策本部若しくは県災害対策本部へ連絡し、周辺の被害状況、医療可能病院の把握を行う。
- ③ 同時に、町内の医療機関等での対応が不可能と判断される場合は、保険健康課が医療可能病院の把握を行う。

(2) 医療可能機関・施設等の周知

第6節「初動対応期の広報」の計画に基づき、医療可能機関・施設等を関係者に周知する。

なお、この周知は迅速性を必要とするため、放送機関の協力を特に必要とする。

また、自主防災組織、消防団、住民に対しては防災行政無線等により迅速に伝えることも考慮する。

2. 医療機関への搬送

緊急に搬送する必要がある傷病者等が多数存在する場合、以下により対応する。

- (1) 医療を必要とする状態にある住民の人数、負傷状況等及び町内の医療機関の被害状況を箱根町消防本部に報告し救急車等による搬送を要請する。
- (2) 災害の規模及び負傷者の発生状況によっては、病院自体の被災、多数の負傷者の病院への殺到、医者・医薬品の不足、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動に困難が生ずる。

このため、県内消防本部の救急車や自衛隊の車両等による搬送の応援及び医療関係者（日本赤十字社神奈川県支部、県医師会、同歯科医師会、同薬剤師会）、血液、医薬品等の応援については、遅滞なく県を通じ要請する。

- (3) 倒壊家屋の下敷きが原因のクラッシュ症候群による急性腎不全を発症する患者に対するため、町外の人工透析可能病院への搬送体制を整備しておくこと。
- (4) 関係機関において上記のように対応した場合であっても、大規模地震時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。そのため、自主防災組織、住民等は、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要がある。

そのために必要とされる医療機関、交通状況等の情報については、町は関係機関と協力して随時提供する。

3. 医療救護班の編成・派遣

(1) 医療救護班を編成するケース及び時期

過去の大規模災害では、初動対応期においては、住民は最寄りの医療機関・施設に行き直接受診する（重傷者の場合は家族等が搬送する。）ケースが多い。

初動対応期に医療救護班を編成・派遣して医療にあたる可能性があるのは、鉄道の脱線転覆等により大量の重傷者が発生したときで、かつ、病院等への搬送手段が不足している場合等である。

ただし、この場合においても、医療救護班による災害発生現場での治療には制約が多いことから、できるだけ設備の整った医療機関に搬送することが必要となる。

通常、地震災害時に見られる救護班の活動は、避難所での診療（風邪、健康状態の把握、軽傷の手当等）、在宅の要配慮者の診療が中心である。

以上のことに留意して、救護班の編成の要否・時期を判断する必要がある。

(2) 医療救護班の編成

災害の状況に応じ、小田原医師会箱根班の医師を中心に救護班を編成して被災地区及び避難所の医療及び助産の万全を期する。なお、救護班の編成に当たっては、町救助赤十字奉仕団の協力を得る。

(3) 医療救護班の救護要請

町において編成する救護班のみでは応急対策に支障をきたすと町長が認めたときは、知事に対し医療救護班の救護派遣を要請する。

⇒ 資料編資料－15 「神奈川県災害拠点病院一覧表」

(4) 災害派遣医療チームの派遣要請

被災規模に応じて専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣を要請する。

⇒ 資料編資料－16 「DMATチーム一覧表」

(5) 応急救護所の設置

応急救護所は、医薬品が備蓄されている小中学校を中心に適当な場所・施設を選定し、設置する。

4. 医薬品等の確保

医療及び助産を実施するに必要な医薬品及び衛生材料は、町や各医療機関に備蓄のものを使用するものとし、なお不足するときは県に要請するものとする。

⇒ 資料編資料－17 「町内薬局・薬店一覧表」

⇒ 資料編資料－2 「町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表」

血液の確保については、県内の赤十字血液センターとの連携により確保を行うものとする。

町限りで調達が困難なときは、県に調達を依頼する。

5. 広域応援医療体制の確保

町は、医療救護活動の実施が困難な場合、他市町村又は県等に対し、応援を要請する

ものとする。

広域応援要請については、次のことに留意し体制を確保するものとする。

- (1) 救護のための医療関係者、各症状に合わせた町外の病院情報、救急医療のための医薬品等及び上記の緊急搬送、傷病者の搬送のための車両やヘリコプター等応援が必要なものの把握を行う。
- (2) 第 11 節「広域応援体制」に従い、応援拠点や活動場所の情報収集等応援の受入れ体制をとる。

6. 災害救助法が適用された場合

- (1) 災害救助法が適用された場合、知事が実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合の救助基準については、第 2.2 章「救援期」第 4 節「災害救助法の適用申請と運用」の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間－早見表－」を参照のこと。

第 1 4 節 行方不明者・遺体の搜索、收容、処理、埋葬

活 動 概 要	担 当 課
1. 行方不明者・遺体の搜索	消防本部・署 小田原警察署 自 衛 隊
2. 遺体の取り扱い	総務防災課 保険健康課 (上下水道温泉課) (生涯学習課) (観 光 課) (町 民 課) 小田原警察署
3. 資機材の調達等	総務防災課
4. 広報	企 画 課
5. 災害救助法が適用された場合	

1. 行方不明者・遺体の搜索

(1) 対象者

災害により行方不明の状態にある者、若しくは、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

(2) 方法

① 遺体の発見、通報

ア. 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報する。

イ. 町は、見分・検視を経ずに埋・火葬することを防ぐために、死亡者を取り扱った場合には必ず警察に通報し、見分・検視を受けさせることを徹底する。

② 搜索

行方不明者及び遺体の搜索については、警察、消防本部・署、消防団、自衛隊等の関係機関及び自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに行うものとする。

2. 遺体の取り扱い

(1) 遺体の検視・調査等

遺体の検視・調査等は、警察が行う。

(2) 遺体の検案

① 検案は、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行う。

② 検案後、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(3) 遺体の収容

① 多数遺体の収容場所は、箱根町郷土資料館及び箱根町森のふれあい館とし、状況に応じ、他の公共施設等を指定する。

⇒ 資料編資料-18「町内寺院一覧表」

② 町は、搜索により収容された遺体を遺体収容（安置）所に収容する。

この場合、遺体を搬送した者の氏名、住所、遺体を発見した場所、遺体の氏名・住所等を必ず聴取し、確実に警察に引き継ぎを行う。

③ 町は、検案の終了した遺体について、「遺体処理台帳」及び「埋火葬台帳」を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付する。

⇒ 様式編様式-11「遺体処理台帳」

⇒ 様式編様式-12「埋火葬台帳」

(4) 身元確認

① 町は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品等を保管する。

② 町は、身元不明者の身元確認のため、歯科医会等への協力要請を行う。

(5) 遺体の引渡し

① 町は、遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引渡す。

身元の確認ができない遺体は、町が引渡しを受ける。

② 町は、遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を掲示し、遺族等の早期発見に努める。

③ 町は、遺族等の引取り者がいない場合は、火葬及び焼骨を仮収蔵する。

⇒ 資料編資料－19「火葬場一覧表」

3. 資機材の調達等

町は、警察、県、他市町村等と協議し、必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保するとともに、遺族感情を考慮して、生花、焼香台等についても配慮する。

⇒ 協定編協定－21「災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定」

⇒ 協定編協定－22「災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する神奈川県葬祭業協同組合との協定」

⇒ 協定編協定－23「災害時における霊柩自動車の供給等の協力に関する社団法人全国霊柩自動車協会との協定」

4. 広報

町は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明者等の広報に当たっては県と協議のうえ行うものとする。

5. 災害救助法が適用された場合

(1) 災害救助法が適用された場合、知事が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の救助基準については、第2.2章「救援期」第4節「災害救助法の適用申請と運用」の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間－早見表－」を参照のこと。

第 15 節 緊急輸送体制の確立

活 動 概 要	担 当 課
1. 基本方針 1.1 緊急輸送対象の想定 1.2 協定業者等との連携	総務防災課
2. 緊急交通路の確保	都市整備課 道路管理者 小田原警察署
3. 緊急輸送 3.1 道路輸送 3.2 鉄道輸送 3.3 湖上輸送 3.4 空中輸送 3.5 人力輸送	総務防災課 都市整備課 各輸送関係機関
4. 交通機関への応援協力要請の手続き	
5. 災害救助法が適用された場合	

1. 緊急輸送の基本方針

1.1 緊急輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおりとする。

(1) 第1段階（発災直後から2日目までの間）

- ア. 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- イ. 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ウ. 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員・物資等
- エ. 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階（発災後3日目から概ね1週間）

- ア. 上記第1段階の続行
- イ. 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ウ. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（発災後概ね1週間以降）

- ア. 上記第2段階の続行
- イ. 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ. 生活必需品

1.2 協定業者等との連携

大規模地震で生ずる緊急輸送需要は膨大なため、町職員だけでは対応できない。また、多種多様の応急対策活動に従事する必要がある、緊急輸送活動に多数の職員を割くことはできない。そのため、以下の方針で対応する。

(1) 協定業者等により代替できる緊急輸送活動は業者に委ねる。

- ⇒ 第17節「緊急食料供給体制の確立」
- ⇒ 第18節「緊急生活物資供給体制の確立」

(2) 緊急輸送活動への協力を要請した業者等に対し町連絡員調整室へ連絡員を派遣するよう要請する。連絡員調整室において、緊急輸送方法を随時調整する。

2. 緊急交通路の確保

町内においては、県公安委員会により表1の緊急交通路が想定されているが、第12節「重要道路の緊急確保」活動により、これらの緊急交通路を含む重要道路を中心に道路の啓開・応急復旧は実施される。

- ⇒ 表1「町内指定緊急交通路」
- ⇒ 第12節「重要道路の緊急確保」

表 1 町内指定緊急交通路

路 線 名	区 間
国道 1 号	小田原市境～静岡県境
国道 1 3 8 号	国道 1 号交点（宮ノ下交差点）～ 静岡県境（乙女トンネル）
県道 7 5 号 （湯河原箱根仙石原線）	湯河原町境～国道 1 3 8 号交点（仙石交差点）

3. 緊急輸送

3. 1 道路輸送

町長は、災害応急対策を実施するため町有車両を活用する他、1. 緊急輸送の基本方針のもとに民間所有営業車両の協力を得て道路輸送を実施する。

なお、町有車両については、緊急通行車両の事前届出により「届出済証」を受けている車両について、小田原警察署に緊急通行車両の確認申請を行う。

- ⇒ 協定編協定－19「災害時における L P G（液化石油ガス）の供給に関する協定書」
- ⇒ 協定編協定－20「災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定」
- ⇒ 資料編資料－20「旅客運送業者一覧表」
- ⇒ 資料編資料－23「運送業者一覧表」
- ⇒ 資料編資料－30「庁用自動車一覧表」
- ⇒ 資料編資料－31「燃料販売店一覧表」
- ⇒ 様式編様式－13「緊急通行車両確認申請書」

3. 2 鉄道輸送

町長は、災害対策輸送の実施につき必要あるときは、J R 東日本、小田急電鉄株式会社、箱根登山鉄道株式会社に協力を要請する。

3. 3 湖上輸送

町長は、災害対策輸送の実施につき必要あるときは、芦之湖漁業協同組合、箱根遊船株式会社、箱根観光船株式会社等に協力を要請する。

- ⇒ 資料編資料－22 「船舶関係業者一覧表」

3. 4 空中輸送

(1) 航空機の要請

町は応急対策の実施につき緊急を要するとき、車両輸送をはじめとする他の輸送手段の実施がすべて不可能になったとき及び緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県知事に対してヘリコプターの派遣を要請する。

(2) 物資投下可能地点の整備選定

投下地点は、町内各学校の校庭及びその他投下可能な地点とし、その管理者は常に

災害時に使用可能な状態に整備しておくものとする。
⇒ 資料編資料－6「ヘリコプター発着上場適地一覧表」

3.5 人力輸送

災害時において各交通機関がまひし、一時的に輸送が不可能になった場合は、人力によって輸送することも検討するものとする。
⇒ 様式編様式－14「輸送記録簿」

4. 交通機関への応援協力要請の手続き

町が各交通機関に応援協力を要請するときは、輸送区間、輸送期間、輸送対象、台数等必要な輸送条件を明らかにして行うものとする。

5. 災害救助法が適用された場合

- (1) 災害救助法が適用された場合、知事が実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合の救助基準については、第2.2章「救援期」第4節「災害救助法の適用申請と運用」の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間－早見表－」を参照のこと。

第 1 6 節 応急給水体制の確立

活 動 概 要	担 当 課
1. 給水需要の把握	上下水道温泉課 (総務防災課)
2. 給水方針の決定	上下水道温泉課
3. 水道施設の応急復旧、給水	
4. 災害救助法が適用された場合	

1. 給水需要の把握

上下水道温泉課は、地震発生後直ちに以下の状況を調査し、給水需要を把握する。

- (1) 配水池等水道施設の被害状況及び復旧の見込み
- (2) 給水機能停止区域、世帯、人口

2. 給水方針の決定

これまでの大規模地震災害では、給水活動について以下の点で大きな問題が生じている。

- ① 給水車等による搬送給水に多数の水道関係職員をとられたため水道施設の応急復旧が大幅に遅延し、最小限の生活水を確保できる水準への復帰が遅れた。
- ② 給水車による給水は、給水日時を事前に広報していた場合であっても、道路交通事情等の関係で、予定時刻よりも大幅に遅れる等の事態がたびたび発生した。

以上のことから、これまでの大規模地震災害では、職員、住民双方に不満の残る効率の悪い給水活動になったことが報告されている。

そのため、町では、大規模地震が発生した場合には、以下の方針で対応する。

- (1) 下記(2)と並行して、上下水道温泉課は全力を挙げて水道施設の応急復旧を実施する。
- (2) 給水車等による搬送給水需要を軽減するため、以下により対処する。

① 飲料水の確保

応急給水に必要な水は、次の順序により確保する。

ア. 指定配水池（資料編資料－32「指定配水池」）

施設の被害状況や道路交通状況から上水道の指定配水池から供給が可能な場合は、確保された水を、配備してある発電機により水中ポンプを利用して飲料水を確保する。

イ. 避難施設の受水槽等

施設の被害状況から避難施設の受水槽、高架水槽等の保有水も飲料水として利用する。

ウ. 鋼板プール（資料編資料－33「鋼板プール一覧表」）

町防災倉庫に設置してある、ろ水機を用い飲料水として利用する。

エ. 井戸水、河川等（資料編資料－34「井戸水等一覧表」）

井戸水等については、生活水として利用する。

② 仮設共用水栓の設置場所を検討する。

- (3) 給水車等を用いた搬送給水は最小限にとどめる。

- ① 町は、県と密接な連携を図り、町及び上下水道温泉課が備えている給水車、給水容器を用いて搬送給水する。

⇒ 資料編資料－35「給水関係資機材等一覧表」

- ② 上下水道温泉課は、応急復旧を重点に対応するため搬送給水活動に支障をきたす場合には、他課へ応援要請して搬送給水活動を実施する。

- ③ 給水車による給水活動の効率を上げるため、給水場所を避難所、学校、その他の特定の場所に限定した「拠点給水方式」とする。

- ④ 給水車による施設等への直接の搬送給水は以下のような場合に実施する。
 - ア．生活水の確保の面で特に困難の予想される地域
 - イ．病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設
 - ウ．町からの要請を受け、被災者に対する炊き出しを実施する施設等
- (4) 給水量の目安
 - ① 飲料水として給水する場合の給水量は、1人1日当たりの所要給水量は3リットルを目安とする。
 - ② その他必要な水の確保については、その時点での給水能力を考慮して対応する。
- (5) 以上の活動と連携して、住民等においては以下のように対応する。
 - ① 大規模な地震が発生した場合には、3日間以上は原則として住民自身が備蓄している飲料水で対応する。
 - ② 住民相互で助け合う
 - ア．在宅の要配慮者への水の搬送等は地域で対応する。
 - イ．自治会、自主防災組織はその活動の中心になる。

3. 水道施設の応急復旧、給水

- (1) 2の方針に基づき、水道施設の応急復旧、給水を行う。この場合、必要に応じて、関係業者の協力を求める。
 - ⇒ 資料編資料－36「箱根町指定給水装置工事事業者一覧表」
- (2) 被害甚大で給水実施困難な場合は、自衛隊給水車のほか、日本水道協会神奈川県支部で取り決めた「日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書」により、応援を要請するものとする。
 - ⇒ 協定編協定－16「日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書」
 - ⇒ 協定編協定－17「応急給水支援に関する覚書」
 - ⇒ 協定編協定－18「県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する基本協定」

4. 災害救助法が適用された場合

- (1) 災害救助法が適用された場合、知事が実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合の救助基準については、第2.2章「救援期」第4節「災害救助法の適用申請と運用」の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間－早見表－」を参照のこと。

第 1 7 節 緊急食糧供給体制の確立

活 動 概 要	担 当 課
1. 給食需要の把握	総務防災課 町 民 課 議会事務局 観 光 課 学校教育課 子育て支援課
2. 給食能力の把握	
3. 給食方針の決定と給食活動	
4. 避難した被災者に対する配給及び転出入の取り扱い	町 民 課 保険健康課
5. 災害救助法が適用された場合	

1. 給食需要の把握

下記の応急食糧の実施対象者を参考に、避難者数等を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数、給食に配慮を要する要配慮者の数についても把握する。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 観光客（帰宅困難者）等で現に食を得ることができない状態にある者
- (4) ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- (5) 救助活動に従事する者

給食需要は以下の要領で把握する。

- (1) 避難所の避難者については、避難所運営の各担当課が自治会長、自主防災組織の協力を得て把握する。
- (2) 住宅残留者、縁故先等避難者については、町民課が自治会長、自主防災組織の協力を得て把握する。
- (3) 一時滞在施設の観光客（帰宅困難者）数については、施設管理者を通じて把握する。
- (4) 救助活動に従事する者については、総務防災課、議会事務局が各本部連絡員の協力を得て把握する。

2. 給食能力の把握

- (1) 給食関係施設の被害状況の把握

給食設備を有する施設について、調理可能かどうか把握する。

- (2) 業者調達可能量の把握

小売業者又は卸売業者が保有している量を把握する。

⇒ 資料編資料－2「町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表」

⇒ 資料編資料－4「避難所備蓄品配備一覧表」

3. 給食方針の決定と給食活動

大規模地震が発生した場合には以下の方針のもとに実施する。

- (1) 給食は、食糧供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者に対し優先的に実施する。
- (2) 当初にあつては、町立学校、幼稚園、保育園、幼児学園、旅館ホテル協同組合等の給食施設で被害を受けていない施設での炊き出し及び弁当業者、製パン業者等からの弁当・パンの調達により給食を実施する。
 - ① 調理
 - ア. 調理は、衛生上又は運搬状況等を考慮してポリエチレン袋を使うことを原則とする。
 - イ. 調理の従事者は、自主防災組織等の住民組織の協力を得て行う。

ウ．被害を受けた学校等の給食施設については、東京電力、町内燃料販売店等の協力を得て、炊飯施設の応急復旧工事を実施し、給食ができる体制にする。

⇒ 資料編資料－31「燃料販売店一覧表」

エ．炊き出しに際し米穀の確保が必要となった場合は、米穀販売業者所有のものを使用するが、災害の状況により不足する場合は、知事に支援を要請し、調達する。

なお、災害救助法が適用された場合で、交通・通信途絶のため知事に要請できない場合は、関東農政局神奈川農政事務所に対し災害救助用米穀の緊急引渡しを要請する。

オ．副食物、調味料については、町内業者から調達する。ただし、調達が困難な場合は、知事に支援を要請する。

② 弁当業者等からの調達

弁当業者、製パン業者等の業者には各避難所等までの配送を含めて依頼する。

(3) 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は避難所等に限定する。

(4) (3)以外の施設等への直接の配送は以下のような場合に実施する。

① 地震災害により孤立し、食糧調達に困難が予想される地域

② 病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設

(5) 以上の活動と連携して、住民等においては以下のように対応する。

① 大規模な地震が発生した場合には、最低3日間以上は、原則として、避難所に収容された以外の住民については、住民自身が備蓄している食糧で対応する。

② 住民相互で助け合う。

・在宅の要配慮者への食糧の配送等は地域で対応する。

③ 自治会、自主防災組織は①～②の活動の中心になる。

(6) 事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者は原則として避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

⇒ 様式編様式－15「主要食糧等調達台帳」

⇒ 様式編様式－16「主要食糧等配付台帳」

4. 避難した被災者に対する配給及び転出入の取り扱い

(1) 災害発生により急きょ被災地から避難したため、又は町庁舎が被災し公務を遂行することが事実上不可能な事情のため、転出証明書の交付を受けることができなかった被災者であって、当分の間滞留するものに対しては、申し出により町長がり災証明書によって確認の上、1人1か月当たり基本配給数量精米 15 kgを限度として配給することができる。

(2) 避難者の滞留期間が長期になる場合は、転出証明書（同一町内の場合は町内異動通知書による。）の交付を受けて正規の転入手続きによって通常に切替えるものとする。

5. 災害救助法が適用された場合

(1) 災害救助法が適用された場合、知事が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の救助基準については、第2.2章「救援期」第4節

「災害救助法の適用申請と運用」の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間－早見表－」を参照のこと。

第 1 8 節 緊急生活物資供給体制の確立

活 動 概 要	担 当 課
1. 生活必需物資の需要の把握	保険健康課 (総務防災課)
2. 調達可能量の把握	
3. 生活必需物資の供給方針の決定及び供給の実施	
4. 義援物資の取扱い	総務防災課 保険健康課
5. 災害救助法が適用された場合	

1. 生活必需物資の需要の把握

生活必需物資の供給対象者の基準は、下記のとおりである。なお、供給数は被災程度で異なることから、住家被害程度別に被災者数を把握する。

(1) 供給対象者

災害によって住家の全壊、大規模半壊、半壊等によって、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を焼失、流失又はき損し、しかも資力のいかににかかわらずこれらの物資を直ちに入手することができない状態にあると認めた者

(2) 生活必需物資の品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- | | | |
|---|-------|-------------------------------|
| ① | 寝具 | 毛布、タオルケット、布団等 |
| ② | 外衣 | 洋服、作業衣、子供服等 |
| ③ | 肌着 | シャツ、パンツ等の下着類 |
| ④ | 身の回り品 | タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等 |
| ⑤ | 炊事用具 | 鍋、炊飯器、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤、ガス器具等 |
| ⑥ | 食器 | 茶わん、皿、はし等 |
| ⑦ | 日用品 | 懐中電灯、乾電池、石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等 |
| ⑧ | 光熱材料 | マッチ、ローソク、プロパンガス等 |
| ⑨ | その他 | 紙おむつ、風邪薬等医薬品、AM/FMラジオ等 |

2. 調達可能量の把握

町の備蓄及び協定業者の調達可能量を把握する。

⇒ 資料編資料－2「町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表」

3. 生活必需物資の供給方針の決定及び供給の実施

保険健康課では、大規模地震が発生した場合には以下の方針のもとに実施する。

- (1) 生活必需物資の供給は、生活必需物資の欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある要配慮者に対し優先的に実施する。
- (2) 当初にあつては、町備蓄の毛布の放出及び協定業者から生活必需物資を調達し、配付する。

協定業者に依頼する場合、物資の調達だけではなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、町職員による直接的な調達・配送活動は管理上の必要を除いて最小限にとどめる。

なお、ある程度事態が落ちついてきた段階では、被害状況別、避難所別、世帯別等に配給計画をたてて、自主防災組織、さらにはボランティア等の協力を得て迅速かつ正確に実施するものとする。

- (3) 以上の活動と連携して、住民等においては以下のように対応する。

- ① 大規模な地震が発生した場合には、最低3日間以上は、原則として、住民が備蓄している非常持ち出し品で対応する。

- ② 住民相互で助け合う。
 - ・在宅の要配慮者への生活必需物資の配送等は地域で対応する。
- ③ 自治会、自主防災組織は①～②の活動の中心になる。
- (4) 町で調達が困難な場合は、県に対して調達支援の要請を行う。
 - ⇒ 様式編様式－17「物資調達台帳」
 - ⇒ 様式編様式－18「物資供給状況書」

4. 外来救援物資（義援物資）の取り扱い

大規模災害の場合には、義援物資が多数輸送されることが予想される。これらの取り扱い方針については、第2.2章「救援期」第15節「義援金品の受付、配分」に示すとおりであるが、この義援物資についても被災者に効果的に配分する。なお、個人からの救援物資は原則取り扱わないものとする。

配送の指揮は政策秘書部が行い、仕分け・配送・積み下ろし等は、運送業者、自主防災組織、ボランティアの協力を得てこれらの業者等が中心となり実施する。

⇒ 第2.2章「救援期」第15節「義援金品の受付、配分」

5. 災害救助法が適用された場合

- (1) 災害救助法が適用された場合、知事が実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合の救助基準については、第2.2章「救援期」第4節「災害救助法の適用申請と運用」の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間－早見表－」を参照のこと。

第 19 節 二次災害の防止

活 動 概 要	担 当 課
1. 水害・土砂災害対策	都市整備課
2. 建築物及び敷地対策 2.1 基本方針 2.2 建築物の応急危険度判定	都市整備課 関係機関
3. 爆発等及び有害物質による二次災害防止対策	消防本部・署 消 防 団

1. 水害・土砂災害対策

町は、余震あるいは降雨等による二次的な水害に対する点検を行い、応急対策を実施する。

また、土砂災害等の危険箇所の点検については専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関、住民等に周知するとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

さらに、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

2. 建築物及び敷地対策

2.1 基本方針

町は、余震等による建築物等の倒壊や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす人的二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を活用して、被災建築物等に対しては応急危険度判定、被災宅地に対しては宅地危険度判定を速やかに行い、その判定結果を標識で表示し、住民に説明するなどの応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

2.2 建築物の応急危険度判定

2.2.1 応急危険度判定の要否判断と依頼

(1) 目的

地方自治体には、大規模地震災害が発生した際、住民の生命、生活の安全を確保する責務がある。道路、橋梁、鉄道等の交通網被害の応急復旧、及び電話の切断、ふくそうによる混乱の解消、停電、水道管の破裂、断水、ガス管の破裂、ガス漏れの解決等ライフライン被害からの早期立ち直りは、住民生活の基礎をなすものである。また、住民の安全な居住場所の確保も行政に課せられた大きな課題である。このとき、二次災害を防止するため、被災家屋の居住利用の可能性を判定する必要がある。

(2) 要否の判断と依頼

大規模地震発生後、町災害対策本部は町内の建築物の被災程度の概略把握に基づき速やかに応急危険度判定を実施するかどうかの判断を行う。応急危険度判定実施の判断を下した場合、県災害対策本部を通じ、関係諸機関等に応急危険度判定実施を依頼する。

① 学校・体育館等の避難施設および病院等の医療施設の判定は、地震発生後早急に行う。

② その他戸建て住宅、アパート等の判定は、緊急輸送路が確保された後、迅速に実施するものとする。

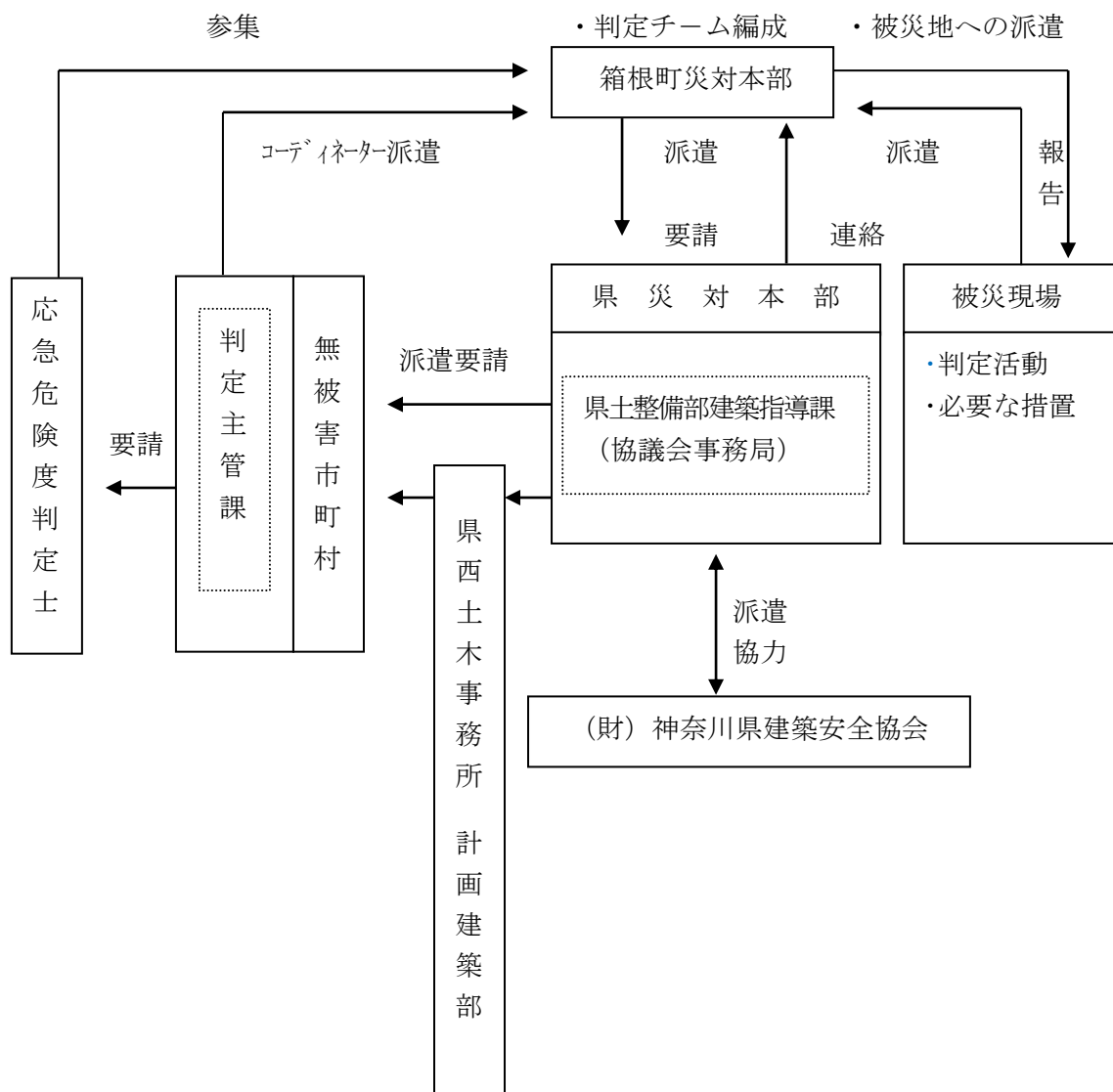


図1 応急危険度判定活動体系図

2.2.2 応急危険度判定とその活用

判定士の資格を有する民間建築士の協力を得て行われる応急危険度判定の調査項目は、当該建物の不同沈下の傾斜の角度、内外装材の亀裂、瓦・ガラス等の落下の危険性等であるが、被災した建物での居住利用可能かどうかの判定は余震による二次災害のおそれ等を勘案し、次の3区分で行う。

表 示	判 定 の 内 容
調 査 済（緑紙）	被害がないか、または軽微な状況と判断される。
要 注 意（黄紙）	被害が認められるので十分な注意が必要と判断される。
危 険（赤紙）	被害程度が著しく危険な状況と判断される。

当該建築物の所有者、占有者は、判定結果を尊重し、当面の建物の使用について対応するものとする。

⇒ 様式編様式－19「応急危険度判定結果票」

3. 爆発等及び有害物質による二次災害防止対策

第2.1章「初動対応期」第8節「消防活動」7「爆発等及び有害物質による二次災害の防止」を参照。

第 2 . 2 章 救援期

第 1 節 救援期の分掌事務

救援期は、初動対応期（人命安全確保期）の活動にある程度のめどが立った段階において、表 1「救援期の分掌事務」に示す被災者の救援に重点を置いた活動を実施する。

表 1 救 援 期 の 分 掌 事 務

組織	構 成 員	分 掌 事 務
災害 対策 本部 会議	本部長：町長 本部長補佐：危機管理官 副本部長：副町長 本部長付：総務部長 同 企画観光部長 同 福祉部長 同 環境整備部長 同 教育次長 同 消防長 （消防警備本部） 各本部員	・余震による土砂災害危険地域等に対する避難の勧告・指示の決定 ・重要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針 ・災害対策に要する経費 ・災害対策本部の閉鎖の決定 ・本部の非常配備体制の切り替え及び廃止 ・その他
災害 対策 本部 事務局	事務局長：総務部長 副事務局長：総務防災課長 事務局員：本部連絡員（各課） 総務防災課職員 防災対策室職員	・本部会議の事務運営 ・災害活動に関する情報の管理と各部・関係機関との情報の共有化 ・所属部の災害情報の収集並びに地震情報の収集 ・本部長の命令伝達 ・本部会議と所属部との連絡 ・部相互間の連絡調整

表2 救 援 期 の 分 掌 事 務

部 名	班 名	分 掌 事 務
総 務 部 【責任者】 ① 総務防災課長 ② 町民課長 ③ 議会事務局長 ④ 財務課長 ⑤ 会計課長 ⑥ 税務課長	総務防災班 (選挙管理委員会、監査委員書記含む。)	・幹部職員との連絡・協議・意思決定 ・各部との連絡調整 ・県本部との連絡 ・消防団の出動要請 ・県への災害報告 ・地震情報等の収集伝達 ・余震による土砂災害危険地域等に対する避難の勧告・指示の伝達 ・上記の危険地域住民等の避難誘導 ・災害救助法の運用と関係事務 ・自衛隊の受け入れ ・応援職員の受け入れ ・近隣激甚被災市町村への応援部隊に対する便宜供与・広域応援拠点の運営 ・住居等の被害調査集計（り災証明記載事項の集計） ・職員対策 ・職員の給食 ・交替制活動方式の早期導入 ・職員の医療救護及び公務災害補償 ・通信手段の確保 ・り災証明 ・避難所の管理運営 ・人夫の雇用の状況調査 ・災害用（主要）食糧の確保 ・被災者の応急給食 ・自治会及び自主防災組織との連絡調整 ・遺体の収容、処理及び埋葬 ・被災地における臨時相談所の開設 ・被災者の保険料の減免及び各種給付金の支払 ・その他、他班に属さない事項
	町 民 班	・要救出現場の把握 ・災害用（主要）食糧の確保 ・自治会及び自主防災組織との連絡調整 ・遺体の収容、処理及び埋葬
	議 会 班	・議会議員との連絡調整 ・議会の緊急対策 ・視察、見舞等来町者の接遇

表2 救 援 期 の 分 掌 事 務

部 名	班 名	分 掌 事 務
	財 務 班	・輸送力の確保及び輸送車両等の配車 ・町有財産被害状況調査及び復旧対策 ・災害応急対策等に要する経費 ・応急復旧に係る資金計画の作成 ・災害対策予算の作成 ・応急仮設住宅の建設 ・町営住宅の応急復旧 ・被災住宅復旧資金の融資 ・その他本部長の命ずる事項
	会 計 班	・災害救助資金の出納 ・災害義援金の出納 ・援助物資の出納保管 ・その他本部長の命ずる事項
	税 務 班	・住家等の被害調査（被災世帯の戸別調査） ・固定資産の被害状況調査 ・災害に伴う諸税の減免 ・災害に伴う諸税の徴収猶予 ・納税相談に関する事項 ・その他本部長の命ずる事項
企画観光部 【責任者】 ① 企画課長 ② 観光課長	企 画 班	・災害義援物品の受理・配分 ・その他本部長の命ずる事項 ・救援期の広報 ・報道機関への対応 ・災害写真の撮影、記録 ・国・県に対する要望、陳情等の資料の作成 ・被害報告書の作成 ・その他本部長の命ずる事項
	観 光 班	・観光客（帰宅困難者）の保護及び避難所への収容 ・観光客（帰宅困難者）への情報伝達 ・関係施設の緊急安全確保措置 ・観光施設の被害調査 ・生活必需品の給与・貸与 ・商工農林水産業の被害調査及び応急対策 ・被災商工農林水産業者の融資 ・その他本部長の命ずる事項

表2 救 援 期 の 分 掌 事 務

部 名	班 名	分 掌 事 務
福 祉 部 【責任者】 ① 福祉課長 ② 子育て支援課長 ③ 保険健康課長	福祉班	・要配慮者の避難援護 ・避難所の管理運営 ・日本赤十字社、社会福祉協議会との連絡調整 ・身元不詳の被災死亡者対応 ・ボランティアとの連携 ・その他本部長の命ずる事項
	子育て支援班	・要配慮者の避難援護 ・避難所の管理運営 ・乳幼児の保護及びメンタルケア ・乳幼児への給食再開 ・施設の被害調査 ・保育の再開
	保険健康班	・被災者の保険料の減免及び各種給付金の支払い ・生活必需品及び食料の調達確保、給与、貸与 ・災害義援物資の受理、配分 ・り災傷病者の医療措置及び助産 ・医療薬品衛生資材の確保及び配分 ・救護所の開設 ・予防注射、その他医療一般 ・被災地の防疫 ・災害時の伝染病、その他疾病の予防 ・その他本部長の命ずる事項
環境整備部 【責任者】 ① 都市整備課長 ② 環境課長 ③ 上下水道温泉課長	都市整備班	・二次災害危険の大きい河川の応急復旧 ・道路復旧等のための建設業者との連絡調整 ・重要道路・橋梁の応急復旧 ・交通途絶箇所及び交通う回路線の標示 ・砂防、地すべり、なだれ防止施設の対策及びその復旧 ・一般道路・橋梁等の応急復旧 ・建築物地震後対策に関する事項 ・その他本部長の命ずる事項
	環 境 班	・被災地のごみ、し尿、死亡獣畜等の処理 ・災害廃棄物処理及び清掃 ・ごみ、し尿処理施設の応急復旧 ・その他本部長の命ずる事項

	上下水道温泉班	・上下水道施設の被害調査及び応急復旧 ・応急給水（搬送給水、仮設共用水栓設置、井戸の開放等） ・被災者に対する上下水道料金等の減免及び徴収猶予等 ・避難所、公園等への災害用仮設トイレの調達・設置 ・町営温泉施設の被害状況調査及び災害対策 ・その他本部長の命ずる事項
--	---------	---

表2 救 援 期 の 分 掌 事 務

部 名	班 名	分 掌 事 務
教 育 部 【責任者】 ① 学校教育課長 ② 生涯学習課長	学校教育班	・児童・園児・生徒の保護及びメンタルケア ・避難所の管理運営 ・教育施設の被害調査 ・児童・園児・生徒の教育の再開 ・児童・園児・生徒への給食再開 ・教育関係物品の配分 ・その他本部長の命ずる事項
	生涯学習班	・避難所の管理運営 ・観光客の保護及び避難所への収容 ・観光客への情報の伝達 ・社会教育施設の被害調査 ・災害対策活動に協力する社会教育団体との連絡調整 ・指定文化財の災害対策 ・その他本部長の命ずる事項

表2 救 援 期 の 分 掌 事 務

部 名	班 名	分 掌 事 務
消 防 部 (消防警備本部) 【責任者】 ① 消防本部次長 ② 消防署署長	本部班 消防班	(町消防計画による。)

前 進 基 地 (町民課及び 各出張所) 【責任者】 ① 町民課長及 び各出張所 長	地区災害対策 組織 (勤務時間外対 応) 【責任者】 ① 9ブロック の統括者	情報収集班	・被害状況を収集し、災害対策本部へ報告 ・自治会、自主防災組織等との連絡調整
		救出救護班	・負傷者の救出、応急手当、搬送等 ・避難所、仮設救護所の開設
		応急対策班	・災害被害情報等の広報 ・応急復旧対策 ・救急物資の支援

(注) 各班の責任者は課長等の責任者が指名した者で副課長、主幹、技幹、係長等の職とする。

第2節 救援期の情報管理

活 動 概 要	担 当 課
1. 救援期の情報管理の基本方針	
2. 住家被害等の調査	総務防災課 税 務 課
3. 住家被害等の情報の共有化	災害対策本部事務局
4. 住家被害等調査報告の取りまとめ及び県への報告	災害対策本部事務局
5. 住民等からの通報等への対応	災害対策本部事務局 関係各課
6. 災害記録写真の記録	企 画 課

1. 救援期の情報管理の基本方針

- (1) 住家被害の迅速・正確な把握を重点に置く。

住家被害は、災害救助法の適用（申請）、り災証明の交付、税の減免、救援物資の配分、義援金品の配分等、被災者支援を実施する上で最も基本となる情報である。そのため、救援期の情報管理は、住家被害の迅速・正確な把握を最重点課題とする。

- (2) その他の被害を把握する。

(1)の住家被害調査の進捗状況を考慮して、その他の被害調査を実施する。

2. 住家被害等の調査

- (1) 住家被害認定調査の体制

総務防災課、税務課職員及び他自治体からの応援職員が対応する。

- (2) 住家被害の調査

税務課職員は、所定の住家被害調査担当区域へ行き、表1の「被害の分類及び判定基準」等に基づき住家被害調査をする。

⇒ 表1「被害の分類及び判定基準」

- (3) その他の被害の調査

住家被害認定調査の進捗状況に併せて、各課は所管の施設等の被害調査を実施する。

⇒ 表1「被害の分類及び判定基準」

- (4) 住家被害等の調査あたっては、以下の点に留意する。

- ① 被害状況等の収集と調査は関係機関、諸団体、住民組織等の協力を求めて実施する。
- ② 被害が甚大なため、町において被害状況等の収集及び調査等に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- ③ 災害情報及び被害状況の調査については、警察の機関をはじめ関係機関と十分な連絡をとる。

3. 住家被害等の情報の共有化

住家被害等の情報については、被災者台帳で共有化を図ることにより有機的な活動を推進する。

4. 住家被害等の県への報告

住家被害等の報告の手段として、神奈川県が導入している、県災害情報管理システムの運用方法については、次のとおりである。

- (1) 災害時運用

第2.1章「初動対応期」第4節「初動対応期の情報管理」1.3の(4)の①に同じ。

- (2) 被害情報及び災害復旧情報の入力手順

第2.1章「初動対応期」第4節「初動対応期の情報管理」1.3の(4)の②に同じ。

(3) 代行入力

第2.1章「初動対応期」第4節「初動対応期の情報管理」1.3の(4)の③に同じ。

(4) 県への被害状況報告

各部からの被害報告をとりまとめ、県現地災害対策本部へ、現地災害対策本部が設置されないときには、県災害対策本部に報告するものとする。

また、報告の種別内容については、次のとおりである。

① 災害発生報告

第2.1章「初動対応期」第4節「初動対応期の情報管理」1.3の(6)の①に同じ

② 被害中間報告

第2.1章「初動対応期」第4節「初動対応期の情報管理」1.3の(6)の②に同じ

③ 被害最終報告

被害の程度が最終的に判明したときは、各部長は被害状況を企画部に確定報告により報告するものとする。

⇒ 様式編様式－4「確定報告」

④ 避難情報・救護所開設状況報告

避難所の開設及び救護所の開設を行ったときは、教育部、福祉部が、企画観光部に避難状況・救護所開設状況報告により報告するものとする。

⇒ 様式編様式－5「避難状況・救護所開設状況（速報、中間）報告」

(5) 報告系統

第2.1章「初動対応期」第4節「初動対応期の情報管理」1.3の(5)に同じ

5. 住民等からの通報等への対応

第2.1章「初動期」第4節「初動対応期の情報管理」に準じて対応する。

なお、大規模地震であっても、3日程度経過すると、安否問い合わせは減少し、代わって災証明、義援金、倒壊家屋解体、応急仮設住宅等の対策に関する照会や法律相談等の窓口照会が増加する。そのため、この時期にはこの種の問い合わせに対応できる体制を確立する。

6. 災害記録写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また、記録保存のためにもきわめて重要である。

各部に記録写真員をおき、また、災害全般にわたっては、企画課において記録写真を撮影し災害応急対策等に活用するとともに報道機関及び一般市民の撮影分についても必要に応じて提供を受け災害記録写真の収集確保に万全を期するものとする。

表 1 被害の分類及び認定基準

(り災者及び住家等の被害の程度の判定は本表の基準によるものとする。)

(1) 人的被害

区 分	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。
軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。

(注) 重傷者、軽傷者の別が判断できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること

(2) 住家被害

区 分	認 定 基 準
住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの。または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50% 以上 70% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40% 以上 50% 未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30% 以上 50% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30% 以上 40% 未満とする。

住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

※損害割合が 10%未満のものは「準半壊に至らない（一部損壊）」とする。

(3) 住家認定

住 家	現実に居住のために使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

第3節 救援期の広報

活 動 概 要	担 当 課
1. 基本方針	企 画 課
2. 町（災害対策本部）が実施する広報 2.1 広報内容 2.2 広報方法	
3. 報道機関に対する広報要請並びに発表 3.1 放送局に対する広報要請 3.2 報道機関に対する発表 3.3 報道機関へ要請並びに発表する広報内容	
4. ライフライン関係機関等への要請	災害対策本部事務局 企 画 課
5. 広報文案	

1. 基本方針

- (1) 救援期においては、被災住民等に生活情報や復旧状況を適切に広報し、人心の安定及び速やかな復旧へ導く。
- (2) 要配慮者への生活支援・救援情報を適切かつ正確に伝える。

2. 町（災害対策本部）が実施する広報

2.1 広報内容

町が実施する被災者救援活動の内容を中心にした以下のものである。

- (1) 給食・給水等の実施状況
- (2) 医療救護所の開設状況
- (3) 避難所収容者名
- (4) 町内及び周辺における交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）
- (5) 町内及び周辺における電気、電話、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）
- (6) 町内及び周辺における河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）
- (7) 道路障害物、し尿、ごみの状況並びに除去見込み
- (8) 生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、種類、数量、対象者等）
- (9) 防疫状況と注意事項
- (10) 町の実施しているその他の救援施策と救援を受けるための手続き方法・場所
 - ・ 災証明の交付
 - ・ 応急仮設住宅の募集

⇒ 5. 広報案文

2.2 広報方法

- (1) 防災行政無線（同報無線）、広報車、新聞広告、ビラ、チラシ、町職員・消防団・自主防災組織・自治会長等による口頭等により周知する。
- (2) 復旧に要する期間あるいは避難所開設期間が長期化する可能性が生じた時には、県災対本部、報道機関、ボランティア等の連携により、ニーズに則した情報を的確に提供しうる手段を確保する。

情報提供手段としては、次に掲げるものを考慮する。

- ① 臨時災害FM局の開設（放送局等へ要請）
- ② 生活必要情報の提供のためのミニ情報誌（ボランティアへ協力要請）
- ③ 避難所単位に設置した電話やファックスによる情報提供
- ④ インターネットを使った情報収集・提供（ボランティアへ協力要請）
- ⑤ CATVを使用した文字放送
- ⑥ 外国人相談専用電話の開設（ボランティアへ協力要請）

3. 報道機関に対する広報要請並びに発表

3.1 放送局に対する広報要請

第2.1章「初動対応期」第6節「初動対応期の広報」3.1に準ずる。

なお、高い広報効果を得るため、3.3の内容について広報担当者が直接、テレビ、ラジオ等で広報することも考慮する。

3.2 報道機関に対する発表

第2.1章「初動対応期」第6節「初動対応期の広報」3.2に準ずる。

3.3 報道機関へ要請並びに発表する広報内容

- ① 被災地外の住民へのお願い〔要請〕
- ② 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
- ③ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時等）〔発表、要請〕
- ④ 電気、電話、水道等公益事業施設状況（復旧見通し等）〔発表、要請〕
- ⑤ 河川、道路、橋梁等土木施設状況（復旧見通し等）〔発表、要請〕
- ⑥ 町の実施している救援施策と救援を受けるための手続き方法・場所
〔発表、要請〕
- ⑦ 義援金、ボランティアについて全国へ支援要請〔要請〕
- ⑧ 衣食住関連商品・サービス情報等の生活支援情報〔要請〕
- ⑨ 文字放送や外国語による要配慮者に対する情報提供〔要請〕

4. ライフライン関係機関等への要請

第2.1章「初動対応期」第6節「初動対応期の広報」4に準ずる。

5. 広報文案

以下の〔文案1〕～〔文案6〕参照

〔文案1〕 ライフライン情報（電力、電話）

- ◎ ○○地区一帯が停電しています。復旧は○日○時頃になる見込みです。
復旧予定は、ラジオ、テレビ、新聞等でお知らせします。
- ◎ 現在、町内全域で電話が不通になっています。復旧の見通しは次の通りです。○○町○日○時頃、○○町○日○時頃、その他の地域では、まだ復旧の見通しはたっていません。なお、避難所等に臨時電話を設置していますので、ご利用ください。

〔文案2〕 交通の状況、迂回路、代行バス

- ◎ ○○○線は、○○～○○間で運転が一部再開されました。
- ◎ 現在、町内を運行しているバスは、○○通りを走っている○○交通の○○行きです。その他の路線は、運行の見通しがたっていません。
- ◎ こちらは箱根町役場です。県道○○線は□□地区で復旧工事を行っているため通行止めとなっています。復旧までにあと○○日ほどかかる見込みです。△△方面へ行く方は町道○○線へ迂回してください。
- ◎ こちらは箱根町役場です。○○鉄道は□□付近で路盤復旧工事を行っているため、△△－○○間で折り返し運転を行っています。△△方面においでの方は代行バスをご利用ください。

〔文案3〕 給水情報

- ◎ 町内全域で断水しています。復旧の見通しは次の通りです。○○地域は○日○時頃、△△地域は△日△時頃です。
- ◎ こちらは箱根町役場の広報車です。○○地区では今朝7時から給水を再開しました。△△地区では給水再開まであと○日ほどかかる見込みです。きょうは○時から○時までの間、△△集会所に給水車が来ます。容器を持ってお集まりください。

〔文案4〕 町の実施する生活支援対策

- ◎ こちらは箱根町役場です。一般ごみの収集を〇〇地区で〇曜日、△△地区で△曜日に再開します。なお、震災に関連した大型ごみの収集を、〇日に行います。
- ◎ こちらは箱根町役場です。今回の震災で被害を受けた方に対する復旧資金の融資について相談窓口を開設しています。住宅、家財関係は社会福祉協議会へ、また、店舗・事務所関係は観光課へご相談ください。

〔文案5〕 その他の生活支援情報（入浴、診療）

- ◎ 〇〇センターのお風呂を、〇時から〇時まで無料で開放しておりますのでご利用ください。
- ◎ こちらは箱根町役場です。〇〇病院の復旧工事が終わり、明日からは平常通りの診療を行います。

〔文案6〕 町長からの復旧協力の訴え

- ◎ 私は町長の〇〇です。今回の震災被害に関し他市町村からの応援も含め全職員が復旧に努めております。復旧作業にご協力ください。また、いましばらくご不便をおかけしますが、皆さんもお互い助け合い一日も早く復興できるよう協力し合いましょう。

第4節 災害救助法の適用申請と運用

活 動 概 要	担 当 課
1. 基本方針	
2. 災害救助法適用に関係する住家被害等の情報収集と申請要否判断 2.1 災害救助法適用に関係する住家被害等の情報収集 2.2 災害救助法適用申請要否の判断 (適用条件を満たすと判断される場合⇒3へ) (適用条件を満たさない場合⇒4へ)	税 務 課 総務防災課
3. 災害救助法適用申請と運用 3.1 災害救助法適用の県への申請 3.2 災害救助法に基づく救助の実施 3.3 り災証明書の交付	総務防災課
4. 災害救助法が適用されない場合の措置	総務防災課

1. 基本方針―住家被害等の早期把握と災害救助法の早期適用申請―

災害救助法は、行政機関（実質的には、多くの場合市町村）のり災者に対する救援活動・措置を主に費用面で援助するためのものである。そのため、初動対応期の人命安全確保活動に見通しがたった段階（可能ならば、人命安全確保活動と並行して）では、災害救助法の適用に必要な住家被害等の把握、適用申請を急ぐ必要がある。その結果、適用決定が早まれば、市町村はそれだけ早い段階から費用面の心配をすることなく、り災者の救援に全力であたることができる。

2. 災害救助法適用に関係する住家被害等の把握と申請要否判断

2.1 災害救助法適用に関係する住家被害等の把握

(1) 本町における災害救助法の適用基準（表1）

表1の基準に達したときに、災害救助法が本町に適用される。

表1 災害救助法適用基準

災害救助法による救助は、非常災害により住家が全壊、全焼、埋没、流失、半壊、半焼、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない場合において、その被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助をするときに行う。

① 町域内の滅失世帯数が、40世帯以上に達したとき。

（注1） 上記滅失世帯数（40世帯）は、人口5,000人以上15,000人未満の市町村に適用されるものである。

（注2） 滅失世帯の運用基準は、全壊、全焼、流出を1世帯とし、半壊（焼）する等著しく損傷した世帯は2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、住家の滅失した1の世帯とみなす。

② 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,500世帯以上あって、町域内の滅失世帯数が前号の滅失世帯数の2分の1（20世帯）に達したとき。

③ 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする府令で定める特別の事情（注）がある場合、かつ、市町村で多数の住家が滅失した場合。

（注） 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合。

④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、府令で定める基準（注）に該当する災害である場合。

（注）

・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合。

・被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合。

(2) 住家被害等の把握

表1に示す「災害救助法の適用基準」は、主に「住家被害」をもとにしている。そのため、災害救助法の適用を申請する場合には、「住家被害」の把握が重要となる。住家被害については、第2.2章「救援期」第2節「救援期の情報管理」により把握するものとするが、住家被害の把握に正確を期すと（り災証明の交付等においては重要となるが）多くの時間を要することになり、災害救助法の趣旨に沿わなくなることも考えられるため、災害救助法の適用申請を検討する時点では要点を押さえた概要調査により速報性を確保するものとする。

2.2 災害救助法適用申請要否の判断

表1の災害救助法適用基準と照合して、申請の要否を判断する。

（適用条件を満たすと判断される場合 ⇒ 3へ）

（適用条件を満たさない場合 ⇒ 4へ）

3. 災害救助法適用申請と運用

3.1 災害救助法適用の県への申請等

- ① 箱根町における被害が表1の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は直ちに県知事に報告するものとする。
- ② 町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による知事が行う救助の補助として着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供する。
- ③ 知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、3.2に掲げる救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。この場合、救助の期間、内容を市町村長に通知する。
- ④ 知事は、災害救助法を適用したときは、当該市町村及び各部局に指示するとともに関係指定地方行政機関等に通知し、厚生労働省社会・援護局長に報告する。

3.2 災害救助法に基づく救助の実施

(1) 救助の種類

「災害救助法施行細則による救助の程度等」（県告示）における救助の種類は次のとおりである。

- ・避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ・医療及び助産
- ・被災者の救出
- ・被災者住宅の応急修理
- ・学用品の給与
- ・埋葬
- ・死体の搜索

- ・死体の処理
 - ・障害物の除去
 - ・応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用
- (2) 応急救助の実施状況等の報告
- 災害救助法を適用し応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告するものとする。
- ① 救助実施記録日計票の作成等
- 町災害対策本部各部班は、救助実施記録日計票を様式編様式－20 の例に従い作成する。
- ⇒ 様式編様式－20「救助実施記録日計票」
- なお、救助実施記録日計票の作成、取りまとめ等の事務処理については、それぞれの実情にあった方法を採用し、適宜運用してさしつかえないものとする。
- ② 救助実施状況等
- 町災害対策本部各部班は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間毎日救助の実施状況を福祉班に報告するものとする。
- なお、この報告は、前記の事項をできる限りの範囲内で掌握、電話等の方法により、その結果を県に報告する。
- (3) 災害救助法による救助の程度・方法及び期間
- 災害救助法による救助の程度・方法及び期間については、表2「災害救助法による救助の程度・方法及び期間－早見表－」を参照のこと。
- ⇒ 表2「災害救助法による救助の程度・方法及び期間－早見表－」

3.3 リ災証明書の交付

り災証明書は、災害により被災した住家について、その被害の程度を証明するものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たすものであることから、災害が発生し、救助を必要と認める被害を受けた者があるときは、被災者台帳を整備し、必要があるときはり災証明書を交付するものとする。また、常に地域住民の実態を把握し、災害時における救助の円滑と適正を図るため住民調査を実施するものとする。

(1) 被災者台帳

町長は、法による救助を必要と認める災害により、被災した者があるときは、その被害状況を調査のうえ、被災者台帳を整備し、これに登録する。

箱根町においては、税務課による被害状況の個別調査結果を基に、総務防災課が、被災者台帳を作成する。

被災者台帳には、被災者に関する下記事項を記載し、又は記録する。また、町は下記条件に該当する場合、被災者に対する援護に必要な限度で、台帳情報を町内部で利用するとともに外部に提供する。

① 被災者台帳の記載事項

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別

- 4 住所又は居所
- 5 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- 6 援護の実施状況
- 7 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者該当する事由
- 8 その他

② 台帳情報の利用及び提供条件

- 1 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 2 被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 3 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

税務課による被害状況の個別調査前に、建物の撤去の必要が生じた場合は、被災の状況がわかる写真を撮ることとし、この写真を基に台帳を作成する。

(2) り災証明書の交付

租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築、補修に要する資金の貸付など各種公的融資等の際に、当該災害によって被災したという証明が必要となることから、町長は、被災者から申請があったときは、速やかに被害状況を調査し、被災者に対して遅滞なくり災証明書を交付する。

り災証明書の交付事務は、被災者台帳を基に、総務防災課が行う。

⇒ 様式編様式-22「り災証明申請書」

⇒ 様式編様式-23「り災証明書」

なお、被災者台帳により確認できないときは、申請者の立証資料を基に客観的な判断で行う。

(3) 証明の範囲

り災証明書の交付は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

① 住家

- ア. 全壊
- イ. 流出
- ウ. 大規模半壊
- エ. 中規模半壊
- オ. 半壊
- カ. 準半壊
- キ. 床上浸水
- ク. 床下浸水
- ケ. 全焼（消防にて交付）
- コ. 半焼（消防にて交付）
- サ. 部分焼（消防にて交付）
- シ. ぼや（消防にて交付）

② その他町長が必要と認める事項

4. 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法による救助の対象とならない小災害の場合においても、被災の状況により、町長の責任において救助を実施するものとする。

その場合の救助の内容は、3.2の(2)に準ずる。

また、被災者台帳等については、応急救助を実施した場合は、3.2の(3)「応急救助の実施状況等の報告」に示す①、②に準じて報告するものとし、他は3.3に同じである。

表2 災害救助基準（令和5年度）

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置 （法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 （法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝礼や光熱水費とする。 なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内 着工	1 費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 今日期間は建設型仮設住宅と同様。
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により炊事ができない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1 / 3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額				期 間		備 考	
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊（焼）、流 失、床上浸水等により、生活上必要な被 服、寝具、その他生 活必需品を喪失、若 しくは毀損等により使用することが できず、直ちに日常生活を営むことが 困難な者	1 夏期（4月～9月） 冬季（10月～3月）の 季別は災害発生の日をも って決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日 から10日以内		1 備蓄物資の価格は 年度当初の評価額 2 現物給付に限ること	
		区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上 1人増す ごとに 加算
		全 壊 全 焼 流 失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	48,300	11,600
		半 壊 半 焼 床 上 浸 水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
			冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
医 療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班：使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定の料金の額以内				災害発生の 日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上	
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				分べんした 日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上	
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費				災害発生の 日から3日（7 2時間）以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から3カ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6カ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800 円 中学校生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から （教科書） 1カ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 219,100 円以内 小人（12歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の実情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,500 円以内 一時保存 ○ 既存建物借上費 ：通常の実費 ○ 既存建物以外 ：1 体当たり 5,500 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第 4 条第 1 項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第 4 条第 2 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実費が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を担う年度（以下、「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げるに应じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した費用も含む
イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第5節 避難所の運営

活 動 概 要	担 当 課
1. 開設初期の避難所の運営	福祉課 子育て支援課 総務防災課
2. 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営 2.1 避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営 2.2 避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営	町民課 学校教育課 生涯学習課
3. 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮	福祉課 子育て支援課
4. 災害救助法が適用された場合	

1. 開設初期の避難所の運営

第2.1章「初動対応期」第9節「避難の勧告・指示、避難所の開設等」を参照

2. 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

避難所の開設が長期化する見通しの場合、それに相応しい運営体制・ルールを確立する必要がある。また、避難所におけるプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男性、女性双方の視点へ配慮する。

2.1 避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営

避難所の施設管理者、町職員、自主防災組織、自治会長、ボランティア等の協力を得た運営体制を整え、運営する。

実施すべき事項は以下のとおりである。

(1) 避難者収容名簿の作成

避難者名簿は、以後の食糧、生活用品の対応に必要であり、さらに町民等からの問い合わせに応じるために早急に作成する必要がある。名簿の作成は、避難者に避難者カードを交付し、避難者各人が記入する。

⇒ 様式編様式ー7「避難者カード」

この場合、避難所の運営・管理を効果的に実施するため、ボランティア等の協力を得て実施する。

なお、都合で避難所の変更があるときは、当該避難所を退出する際に本人の避難者カードを交付し、新避難所に提出するように指示する。

(2) グループ分け

グループ分けは、避難所内での指示伝達、意見の把握をより効率的に行うためのものである。

グループ分けの単位は、地区単位や部屋単位等とし、実際の区分けは、自治会長（若しくは自主防災組織）等の自主的な編成に委ねる。

各部屋には代表者を選定し、以後は全ての情報の受渡しはこの代表者を經由して行う。各部屋の代表者の役割は下記のとおりである。

- ① 町からの指示、伝達事項の周知
- ② 避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告
- ③ 物資の配付の指示
- ④ 各避難者の要望のとりまとめ

(3) 食糧、生活必需品の請求、受払

避難所ごとに集約した食糧や生活必需品のうち、そこで調達の不可能なものについて、本部へ要請する。また、到着した食糧や物品を受入れ、部屋ごとに配布する。この際、物品の受払簿に記帳する。

(4) 状況報告及び運営記録

避難所の運営に際し、傷病人の発生等必要に応じて本部へ報告する。

また、特段の異常がなくとも毎日集計のうえ本部へその旨を報告する。

避難所内での運営の状況については、避難所日誌に記録する。

2.2 避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営

(1) 自主運営体制を整える。

避難者がある程度落ちつきを取り戻してきた段階を見計らって、避難者による避難所の自主運営体制を整える。

この段階では、(1)の運営体制は避難者の自主的運営を支援する体制となる。

(2) 自主運営ルールを整える。

自主運営体制の整備とともに、運営に伴う必要事項を処理するためのルールを明確にする。

なお、この場合において、学校のように、施設の本来の使用に早期に復帰させる必要性の高い避難所については、そのことを考慮した運営ルールを作成しておく。

(3) 実施すべき事項

2.1 に準ずるが、必要最小限のものを除いて、避難者の自主運営に委ねる。

3. 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

高齢者、障がい者等の要配慮者を避難収容する場合は、以下に配慮するものとする。

(1) 町は県と協力し、高齢者、障がい者等の避難所での生活環境の確保に十分配慮する。

特に、福祉避難所の指定、避難所での高齢者、障がい者等の健康状態の把握に努める。

(2) 高齢者、障がい者等に対し、必要に応じて社会福祉施設等の利用、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもとに実施する。

(3) 高齢者、障がい者等健康に不安のある避難者に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努める。

(4) 避難所運営に当たっては、外国人の観光客等に対する情報提供及びその生活習慣等に十分配慮する。

(5) 在宅又は施設利用の高齢者及び障がい者等の安否確認及び避難対策について、施設管理者及び地域の自主防災組織と協力して実施する。

4. 災害救助法が適用された場合

(1) 災害救助法が適用された場合、知事の委任を受け（注）町長が実施する。

（注）「避難所の設置」に係る救助活動の職権は、県知事から町長に事前に委任されている。

(2) 災害救助法が適用された場合の救助基準については、第2.2章「救援期」第4節「災害救助法の適用申請と運用」の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間－早見表－」を参照のこと。

第6節 ボランティアとの連携、賃金職員等の雇用等

活 動 概 要	担 当 課
1. ボランティアとの連携 1.1 ボランティア需要の把握 1.2 受入れ体制等の整備 1.3 ボランティアの活動	福祉課 災害対策本部事務局 社会福祉協議会
2. 賃金職員等の雇い上げ	総務防災課
3. 従事命令、協力命令	総務防災課 災害対策本事務局
4. 労務応援要請	総務防災課 災害対策本部事務局

1. ボランティアとの連携

1.1 ボランティア需要の把握

(1) ボランティアの種類

① 専門知識を有するボランティア

医師、看護師、建築士（応急危険度判定士）、建設作業員、通訳、ダイバー（津波による行方不明者の捜索等の場合）等

② 一般ボランティア

学生、地域住民等

- (2) 福祉課、本部事務局、社会福祉協議会は、各部課の防災活動、地域や避難所における被災者の状況をモニターし、また、自主防災組織、住民等からの情報を集約することにより、ボランティアに依頼すべき活動内容と需要の規模を明らかにする。

（参考） ボランティアの活動内容例

① 救出、捜索活動

② 救急医療活動

③ 建物の応急危険度判定活動

④ 応援の防災関係者等に対する道案内（ナビゲーター）

⑤ 被災者、避難者への炊き出し

⑥ 被災者のための生活支援情報の提供

⑦ 被災者に対するメンタルケア等健康管理支援活動

⑧ 被災者に対する各種生活相談

⑨ 避難所の運営支援

⑩ 要配慮者に対する飲料水、食事の運搬等の生活支援活動

⑪ 外国人に対する通訳支援、母国語での情報提供

⑫ 物資集積拠点等における物資の管理、仕分け、配送

⑬ その他

ア. 子供の遊び相手、一人暮らし老人の話し相手

イ. 家の片付け

ウ. 引っ越しの手伝い

- (3) ボランティアからの協力申し出の状況を把握する。

1.2 受入れ体制等の整備

ボランティアの支援が必要であると認められた場合は、以下のとおりボランティアの活動環境を整備する。

(1) ボランティアの受入れ

ボランティアについては、「災害時におけるボランティアセンターの設置等に関する協定書」に基づき、福祉課の要請により箱根町社会福祉協議会が旧湯本中学校に災害ボランティアセンターを設置し、「箱根町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」により受入業務にあたる。

1.3 ボランティアの活動

(1) 箱根町社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）の活動

箱根町社会福祉協議会が、災害ボランティアセンターを開設した場合、箱根町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに沿って町と連携して以下の活動を行う。

① ボランティアコーディネーターの配置

被災住民が必要としている活動に適切なボランティアを調整・派遣するなど、ボランティア（個人・団体）相互の総合調整を行うボランティアコーディネーターを活動拠点に配置する。

② ボランティア保険の加入状況を把握し、未加入のボランティアの保険加入手続きを進める。

③ 町から提供を受けた行政情報をボランティアに提供（避難所情報、物資情報、交通情報）する。

④ ボランティア活動に伴う材料費等負担について協議する。

⑤ ボランティアの名簿を作成する。

⑥ 他のボランティア組織（ボランティア拠点）及び県の受入窓口と連絡調整する。

2. 賃金職員等の雇い上げ

(1) 活動要員及びボランティアの人員が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは賃金職員等を雇用するものとする。

この場合、第一次的には町内建設業者から労力を求めるものとする。

⇒ 資料編資料-10「箱根町建設業協会会員」

(2) 賃金職員等の雇用については、各部課の要請に応じて総務防災課が雇用し、配する。

(3) 賃金職員等の雇用については、災害救助法の適用の有無にかかわらず、災害救助法が適用された場合（(4)参照）に準じて処理するものとする。

(4) 災害救助法が適用された場合

① 災害救助法が適用された場合、知事

② 災害救助法が適用された場合の救助基準については、第2.2章「救援期」第4節「災害救助法の適用申請と運用」の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間一見表」を参照のこと。

ちなみに、賃金職員等の雇用範囲、賃金職員等の雇用期間は表1、表2のとおりである。

表 1 賃金職員等の雇用範囲

① 避難者の避難誘導・整理労務
② 医療及び助産における患者の移送労務
③ 被災者の救出のための労務及び当該救出に要する機械器具、資材の操作、運搬の労務
④ 飲料水の供給のための運搬、操作及び浄水用薬品の配布等の労務
⑤ 救助用物資の整理、輸送及び配分等の労務
⑥ 死体の捜索に必要な労務
⑦ 死体の処理に必要な労務

表 2 賃金職員等の雇用期間

活 動 内 容	賃金職員等雇用期間
① り災者の避難誘導等	災害発生の日及び発生のおそれある日 1 日程度
② 医療における患者の移送	災害発生の日から 1 4 日以内
③ 助産における患者の移送	〃 7 日 〃
④ り災者の救助	〃 3 日 〃
⑤ 飲料水供給に要する作業	〃 7 日 〃
⑥ 被服寝具その他生活必需品の整理 輸送配分等	〃 1 0 日 〃
⑦ 教科書の配分等	〃 1 か月 〃
⑧ その他学用品の配分等	〃 1 5 日 〃
⑨ 炊き出し用食糧品の整理等	〃 7 日 〃
⑩ 医薬品、衛生材料の整理等	〃 1 4 日 〃
⑪ 死体の捜索に必要な作業	〃 1 0 日 〃
⑫ 死体の処理に必要な作業	〃 1 0 日 〃

3. 従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、次の要領によって従事命令、協力命令を発するものとする。

(1) 強制命令の種類と執行者

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執 行 者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	市町村長
		〃 第 65 条第 2 項	警察官
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第 7 条	知 事
	協力命令	〃 第 8 条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急措置)	従事命令	災害対策基本法第 71 条第 1 項	知 事 市町村長（委任を受けた場合）
	協力命令	〃 第 71 条第 2 項	
消 防 作 業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員、消防団員
水 防 作 業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

(2) 命令対象者

命令等の種別による対象者は、次表に掲げるとおりである。

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	1. 医師、歯科医師又は薬剤師 2. 保健師、助産師又は看護師 3. 土木技術者又は建築技術者 4. 土木、左官、とび職 5. 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6. 地方鉄道業者及びその従業者 7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送業者及びその従事者 9. 船舶運送業者及びその従業者 10. 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者

災害対策基本法による市町村長、 警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき 現場にある者
警察官職務執行法による警察官の 従事命令 (災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他 関係者
消防法による消防吏員、消防団 員の従事命令 (消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防 団長、消防機関の長の従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

4. 労務応援要請

町は災害応急対策及び災害救助を実施するにあたり、ボランティアの協力、賃金職員等の雇用等をもってしても人員が不足するときは、次の応援要請事項を示して県へ要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 従事場所
- ③ 作業内容
- ④ 人 員
- ⑤ 従事期間
- ⑥ 集合場所
- ⑦ その他参考事項

第 7 節 生活道路の確保

活 動 概 要	担 当 課
1. 生活道路の確保の基本方針	都市整備課

1. 生活道路の確保の基本方針

第 2. 1 章「初動対応期」第 12 節「重要道路の緊急確保」に基づく活動が一応の目標を達成した段階において（状況によってはもっと早い段階から）は、避難所あるいは自宅や親戚宅等にいる被災者に対するきめ細かな救援活動を実施する上で必要であり、かつ、被災者の生活再建を支援する上でも重要となる生活道路を確保する。そのため、町は、以下の方針で対応する。

(1) 生活道路の被害状況を把握し、その重要度に応じた復旧方針を作成する。

この場合、住民の自主的な生活道路確保活動を支援するために、道路上障害物の仮置き場等を高い密度で選定し、周知する方針を定めておく。

(2) 町内の被害が甚大な場合、住民等の協力を得て、道路上の障害物の除去を実施する。

第8節 災害廃棄物、生活ごみの処理

活 動 概 要	担 当 課
1. 災害時に発生するごみの種類	
2. 災害廃棄物の処理 2.1 災害廃棄物処理方針の決定 2.2 災害廃棄物処理の方法	環 境 課
2.3 住民等への広報	企 画 課 環 境 課
3. 生活ごみの処理 3.1 生活ごみ処理方針の決定 3.2 生活ごみ処理の方法	環 境 課
3.3 住民等への広報	企 画 課 環 境 課
4. 死亡獣畜の処理方法	環 境 課
5. 適正な処理が困難な廃棄物等の処理	環 境 課

1. 災害時に発生するごみ等の種類

地震災害時には、通常的生活ごみに加えて、地震により壊れた食器、家具、ガラスくず、瓦、倒壊ブロック等の災害廃棄物が発生する。(この他、浸水地域では汚泥等が発生する。)

災害時に発生するごみ等	区 分
① 災害により使用できなくなった食器、家具、ガラスくず、畳等 ② 家屋の損壊等による瓦、倒壊ブロック、剥落した壁等の建築物廃材 ③ 浸水等による汚染ごみ、汚泥	災害廃棄物
④ 通常のみ収集の停止により蓄積された生活ごみ	生活ごみ
⑤ その他（死亡獣畜等）	死亡獣畜等

2. 災害廃棄物（浸水等による汚染ごみ、汚泥を除く。）の処理

2.1 災害廃棄物処理方針の決定

(1) 災害廃棄物の発生量の見積り

環境課は、関係課と連携して被害状況をもとに災害廃棄物の発生量を見積もる。

(2) 処理方針の決定

災害廃棄物等処理計画に基づき、以下の方針で臨む。

ア. 町は、民間住宅、中小企業事業者等の建築物の損壊・焼失等に伴い発生した災害廃棄物については、処理することを必要と認めた場合には、その撤去・処理を行い、国に補助の申請を行う。

イ. 町は、住民からの災害廃棄物撤去の申請の受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その委託した民間業者が適正に廃棄物処理を行うよう指導する。

ウ. 被災した公共土木施設、公共建築物、大企業の事業所等の建築物の解体、撤去、処理、処分については原則として当該施設の管理者や所有者が行う。ただし、輸送路確保のため緊急を要し、当該施設の管理者や所有者による解体・撤去が困難な場合には、道路管理者が撤去する。

エ. 災害廃棄物発生現場での分別を原則とする。(ただし、緊急の場合は、いったん一時集積場所に搬送し、そこにおいて分別する。)

オ. 応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して、処理スケジュールを定める。いたずらに作業を急ぎ、交通渋滞を招いたり、応急・復旧計画の障害とならないように配慮する。

(3) 処理体制の決定

環境課では、災害廃棄物の見積り量、道路交通状況等を基に処理方針を作成する。

- ア. 災害廃棄物量が少量の場合は、環境課が関係業者の協力を得て実施する。
- イ. 大量の災害廃棄物が発生した場合には、環境課は本部会議に対し、災害廃棄物処理の特別体制（災害廃棄物対策室等の臨時設置）を要請する。
- ウ. 被害が甚大で町で処理不可能の場合は、県及び周辺市町村に応援を求め実施するものとする。

2.2 災害廃棄物処理の方法

(1) 災害廃棄物の一時集積場所の確保

災害の発生により短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難なときは、以下の点に留意して、災害廃棄物の一時集積場所を定める。

- ア. 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ. 環境衛生に支障がないこと。
- ウ. 搬入に便利なこと。
- エ. 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

(2) 災害廃棄物発生現場における分別

原則として災害廃棄物発生現場において分別し、一時集積場所へ搬入する。

これが不可能な場合は、一時集積場所において分別する。

分別は、廃木材、コンクリート類、プラスチック類、鉄類等に区分して行う。

(3) 災害廃棄物の一時集積場所への搬入

災害廃棄物発生現場から一時集積場所までの搬送は、町の指定業者が実施する。

また、住民に対し直接搬送の協力を依頼する。

(4) 災害廃棄物の処分

一時保留した災害廃棄物、生活ごみの処分については、資源化可能なものを除き町が定めた焼却場において焼却し、埋立て処分する。また、民間で経営している廃棄物処理施設にも搬出する。

未分別の廃棄物の分別、資源化及び焼却場等への搬入は、町の指定業者が実施する。

(5) 一時集積場所の消毒

一時集積場所は定期的に消毒する。また、処理できないで道路、空地に置かれた災害廃棄物があるときも同様である。

2.3 住民等への広報

以下の項目について広報する。

- ① 災害廃棄物の収集処理方針の周知
- ② 災害廃棄物の分別（廃木材、コンクリート類、プラスチック類、鉄類）への協力、生活ごみとの分別への協力要請
- ③ 一時集積場所の周知
- ④ 一時集積場所への直接搬入の依頼

3. 生活ごみ（浸水等による汚染ごみ、汚泥を含む。）の処理

3.1 生活ごみ処理方針の決定

(1) 生活ごみ処理体制の決定

環境課は、災害により汚染したごみ、し尿等が生じた場合、業者の協力を得て、速やかに清掃班を編成し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、清掃の実施にあたる。

(2) 処理方針の決定

以下の方針で臨む。

ア. 住民等の協力を積極的に得る。（できるだけ生活ごみを出さないように、また、家の庭での覆土処理等への協力）

イ. 分別の徹底

3.2 生活ごみ処理の方法

通常的生活ごみ処理の方法で対応するが、これによりがたい場合は以下の要領で対応する。

(1) 生活ごみの一時集積場所の選定

災害の発生により短期間での生活ごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、以下の点に留意して、生活ごみの一時集積場所を定める。

この場合、災害廃棄物の一時集積場所との関係を考慮して定める。

ア. 他の応急対策活動に支障のないこと。

イ. 環境衛生に支障がないこと。

ウ. 搬入に便利なこと。

エ. 焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

(2) 生活ごみ物の一時集積場所への搬入

一時集積場所までの搬送は、町の指定業者が実施する。

また、住民に対し直接搬送の協力を依頼する。

(3) 一時集積場所の消毒

一時集積場所は定期的に消毒する。また、処理できないで道路、空地に置かれた生活ごみがあるときも同様である。

(4) 町及び町の指定業者で対応が出来ない場合は、県及び周辺市町村へ応援を要請する。

表1 町内のごみ収集車等

車 種	積載量	数 量	備 考
委託車	t	台	医療廃棄物用
普通特殊	3.0	5	
普通特殊	4.0	15	
クレーン車	2.0	4	
クレーン車	4.0	1	
保冷車	1.0	1	
小型車	1.0	1	
小型車	2.0	1	
小型車	3.0	1	
小型車	4.0	1	

表2 環境センターのごみ処理能力

施設名	所在地	処理能力
環境センター (清掃第一プラント)	箱根町芦之湯 84	ごみ焼却 135 t / 16 h 粗大ごみ 30 t / 5 h

3.3 住民等への広報

2.3に準ずる。

4. 死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜は、原則として死亡獣処理場で処理し、処理できない場合は知事の指示を受け、環境衛生上支障のない場所で埋却又は焼却する。

5. 適正処理が困難な廃棄物等の処理

5.1 適正処理が困難な廃棄物等の範囲

エレクトーン、ピアノ、ガスボンベ、コンクリート類、ブロック、タイヤ、塗料、土砂、瓦、レンガ、廃油（食用以外）、バッテリー、金庫、薬品類、発火物、危険物建設廃材、自動車部品、断熱材、消火器、燃料類、ソーラー温水器、浴槽、サーフボード、ボート、発動機、ボイラー、オートバイ、その他町で処理できないもの

5.2 適正処理が困難な廃棄物等の処理方針

適正処理が困難な廃棄物等の処理については、状況に応じて対応する。また、倒壊家屋内の災害廃棄物の処理は、状況に応じて民間で経営している廃棄物処理施設への搬入を検討する。

5. 3 適正処理が困難な廃棄物等の処理方法

- (1) 適正処理が困難な廃棄物等の処理については、町へ相談してもらう。
- (2) 町で処理できない廃棄物等は、事業者において、販売店、取扱店での引き取り又は専門業者へ処理委託してもらう。

第9節 し尿の処理、下水道被害への対応

活 動 概 要	担 当 課
1. し尿処理 1.1 し尿処理体制の確立 1.2 し尿の収集処理の方法	環 境 課
2. 下水道被害への対応 2.1 下水道施設被害状の把握	上下水道温泉課
2.2 下水道被害への対応	上下水道温泉課 環 境 課
3. 住民等への広報	企 画 課 環 境 課 上下水道温泉課

1. し尿処理

1.1 し尿処理体制の確立

環境課は、災害発生地におけるし尿の効率的な収集処分を実施するため、業者の協力を得て、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、清掃の実施に当たる。

被害が甚大で町で処理不可能の場合は、県に応援を求め実施するものとする。

1.2 し尿の収集処理の方法

(1) 仮設トイレの設置

町内の被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、貯留式仮設トイレを設置する。なお、この場合、薬剤によりし尿を水分と固形物に分離する方法により、一定期間汲み取り不要のタイプを優先的に設置するものとする。

また、これとは別に避難所に備蓄している簡易トイレを活用する。

(2) し尿の収集順位

浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。

(3) 浸水・湛水地域での処理方法

一過性の浸水地域又は湛水地域で排水の完了した地域であって、その地域が処理能力に比し広範囲にわたっている場合には、早急に各戸の便所の使用を可能にするため、一時的な措置として便槽容量の5分の1～4分の1程度の汲み取りを全戸について実施する。

(4) 収集したし尿の処分は、清掃法施行令に定める基準に従って行うものとする。

⇒資料編資料-24「バキューム車の状況表」

⇒資料編資料-25「環境センターし尿処理能力」

2. 下水道被害への対応

2.1 下水道施設被害状況の把握

現在町は、一部区域において公共下水道の整備が行われ、処理がなされている。

この区域においては、災害の発生に伴い、上水道の断水及び下水道管きょの破損、処理場の機能停止等により、通常のし尿処理に支障をきたすことが予想される。

そのため、上下水道温泉課は、下水道処理区域の管きょ等施設被害状況及び下水道の使用できない戸数、し尿の排出量を把握する。

2.2 下水道被害への対応

2.1により把握した被害状況に対して、上下水道温泉課は環境課の協力を得て次のような対策を講じる。

(1) 下水道管きょ等施設の破損や処理場施設の機能停止により、下水道の使用を制限する必要があるときは、その旨を広報車による広報及びビラによる広報等の手段を用いて周知を図る。

(2) 下水道処理区域内の避難所及び公用地等の適地に世帯もしくは避難住民の排出量を考慮し、貯留式仮設トイレを設置する。なお、この場合、薬剤によりし尿を水分と

固形物に分離する等の方法により、一定期間汲み取り不要のタイプを優先的に設置するものとする。

3. 住民等への広報

第8節「災害廃棄物、生活ごみの処理」の2.3に準ずる。

なお、激甚な被害のためし尿の収集が遅滞する場合は、各家庭の庭先等での素掘りトイレや隣近所での協力等を呼びかける。

第 10 節 防疫及び保健衛生

活 動 概 要	担 当 課
1. 防疫活動 1.1 防疫体制の確立 1.2 伝染病対策 1.3 消毒の実施	保険健康課 環 境 課
2. 保健衛生活動 2.1 衛生活動 2.2 保健活動	保険健康課
3. 町長において実施不可能等の場合	

1. 防疫活動

防疫活動は、保険健康課が小田原保健福祉事務所と連携し、実施するものとする。ただし、災害の状況により、実施が困難であると判断したときは、県知事に対して県内他保健福祉事務所等の応援を要請するものとする。

1.1 防疫体制の確立

被災状況及び感染症等の発生又は発生が予想される被災地域等を迅速に把握して、対策方針を定め、状況に応じて消毒班を編成する等により、防疫活動体制を確立する。

防疫器具・薬品等の確保については、町内業者からの調達で確保し、不足する場合は県に対し、防疫器具・薬品等の調達のあっせんを依頼する。

1.2 感染症対策

活動については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第11号）」に基づき、小田原保健福祉事務所と連携を図り、次のように実施する。

- (1) 全般的に検病調査を行い、被災地における感染症発生状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、健康診断を実施し、応急的治療を行う。
- (2) 同時に、手指の消毒等必要な指導、クレゾール石鹼液の配付等を行う。
- (3) 事前に、隔離病舎収容力を確認し、感染症が発生したときは、感染症予防法に基づき必要に応じて感染患者、保菌者を搬送、隔離する。
⇒ 資料編資料-27「感染症患者収容施設」
- (4) 感染症発生箇所の消毒を実施する。（消毒班を編成）
- (5) 防疫上必要と認める場合、県の指示に従い臨時の予防接種を対象、期間を定め、実施する。（ワクチン等の確保を迅速に行い、時期を失しないよう措置する。）
- (6) ビラの配付や広報車による広報を依頼する。（本部経由で企画班に依頼）

1.3 消毒の実施

被災により、環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次の地域から優先して実施する。

- (1) 下痢患者、有熱患者が多発している地域
- (2) 避難所の便所、その他の不潔場所
- (3) 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
- (4) 飲料水確保場所（鋼板プール、井戸等）
- (5) 災害廃棄物仮置場、ゴミ集積所、応急し尿処理場所
- (6) そ族、昆虫等の発生場所

消毒の実施にあたっては、法令の定めるところに従って行うものとする。

2. 保健衛生

2.1 衛生活動

- (1) 被災者に対する衛生指導

保険健康課は、小田原保健福祉事務所と連携し、避難所等の被災住民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

(2) 食中毒の防止

被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するための食品衛生監視、給食施設の衛生活動について、必要があるときは、小田原保健福祉事務所を通じ県知事に対し、その実施を要請する。

2.2 保健活動

(1) 被災者に対する保健相談

保険健康課は、小田原保健福祉事務所と連携し、避難所等の被災住民、特に要配慮者の健康状態の把握、風邪等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保等を目的とする健康診断を行う。

また、同時には、精神科医や臨床心理士、各医療ボランティアと連携して、心理相談を実施するものとする。

⇒ 第3章「復旧・復興期」第2節「り災者のメンタルケア」

(2) 被災者に対する栄養相談

必要に応じて、小田原保健福祉事務所との連携及び栄養士会等との協力により、避難所等の被災住民に対し、疾病者に対する栄養指導や避難所での食事についての栄養相談に応じるものとする。

3. 町長において実施不可能等の場合

災害の状況により町長において実施不可能の場合又は特に知事が必要と認めたときは、感染症法等に基づき知事が代って行うものとする。

第 1 1 節 住宅の応急修理、建築相談所の開設

活 動 概 要	担 当 課
1. 住宅の応急修理	都市整備課
1. 1 応急修理対象世帯数の把握	財 務 部
1. 2 住宅の応急修理	財 務 課
1. 3 災害救助法が適用された場合	
2. 建築相談所の開設	財 務 課 都市整備課

1. 住宅の応急修理

1.1 応急修理対象世帯数の把握

以下に示す応急修理対象世帯の数を把握する。

応 急 修 理 対 象 世 帯

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者2 大規模な補修を行わなければ、居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 |
|--|

1.2 住宅の応急修理

(1) 応急修理の実施方法

現物給付をもって実施する。

住宅の修理部分は、日常生活に欠くことのできない破損個所で、居室、炊事場及び便所等必要最小限度の部分の補修をするものとする。

住宅の応急修理に際しては、建築関係業者等の協力を得て行う。

(2) 応急修理の戸数

半焼及び半壊世帯数のうち、町長が必要と認めた割合による戸数

⇒ 様式編様式－24「住宅応急修理記録簿」

1.3 災害救助法が適用された場合

(1) 災害救助法が適用された場合、知事が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の救助基準については、第2.2章「救援期」第4節「災害救助法の適用申請と運用」の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間－早見表－」を参照のこと。

2. 建築相談所の開設

被害を受けた住民の自主的な補修及び建築を速やかに実施させるため、役場庁舎内（あるいは適当な場所に）に建築相談所を開設する。

第 1 2 節 住宅の障害物の除去

活 動 概 要	担 当 課
1. 基本方針	
2. 除去対象者の把握	都市整備課 財 務 部
3. 除去	都市整備課 環 境 課
4. 労力、資材、機材の確保	
5. 除去した障害物の処理	
6. 災害救助法が適用された場合	

1. 基本方針

災害により住居又はその周辺に運ばれた木石等のため生活に支障をきたす障害物を除去する。

2. 除去対象者の把握

以下の基準により、住宅内の障害物の除去対象者を把握する。

除 去 対 象 者

居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者

3. 除去

住居内の障害物の除去については、必要最小限の日常生活を営み得る状態にする。除去に際しては、関係業者等の協力を得て行う。

4. 労力、資材、機材の確保

労力、資材、機材は、あらかじめ協力を要請している業者等から供給を受けるほか、必要に応じて自主防災組織、住民等の協力又は自衛隊の派遣を要請する。

⇒ 資料編資料－11「土木請負業者所有機械」

5. 除去した障害物の処理

除去した障害物の集積場所は、公用地であって交通及び住民生活に支障のない場所を原則とする。

ただし、災害の規模が大きい場合は民有地についてもその所有者と協議のうえ、一時集積場所とする。また、最終の処理は用地を確保の上埋立てする等実情にあった処置をとるものとする。

6. 災害救助法が適用された場合

- (1) 災害救助法が適用された場合、知事が実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合の救助基準については、第2.2章「救援期」第4節「災害救助法の適用申請と運用」の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間－早見表－」を参照のこと。

第 13 節 応急仮設住宅の供与、公営住宅等のあっせん

活 動 概 要	担 当 課
1. 応急仮設住宅の供与 1.1 供与対象世帯数の把握	福祉課
1.2 応急仮設住宅の建設	財 務 課
1.3 入居者の決定・賃借契約の締結 1.3.1 入居者の選定 1.3.2 賃借契約の締結	福祉課
1.4 災害救助法が適用された場合	
2. 公営住宅等のあっせん、民間賃貸住宅の公営住宅としての活用	財 務 課
3. 災害公営住宅の建設	財 務 課

1. 応急仮設住宅の供与

1.1 供与対象世帯数の把握

下記の(1)、(2)の両方の条件を満たす世帯の概数を把握する。

- (1) 災害のため住家が全壊（焼）、流出し、居住する住家がないもの
- (2) 自らの資力でもってしては、住宅を確保することができないもの

具体的には下記の要件を備えているもの

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のない寡婦、母子世帯
- ④ 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障がい者
- ⑤ 特定の資産のない勤労者
- ⑥ 特定の資産のない小企業者
- ⑦ 前各号に準ずる経済的弱者

1.2 応急仮設住宅の建設

(1) 設置戸数

災害救助法が適用された場合は、県知事が定め、適用されない場合は町長が定める。

町長は、町内の住家の全壊、全焼及び流出世帯数を県知事に報告する。

(2) 設置場所

配備計画に則り整備するものとし、不足する場合には以下の場所とする。

- ① 可能な限り被災前の居住地に近い公有地あるいは民有地
- ② ガス、水道、電気等供給施設の敷設可能な場所
- ③ 保健衛生上問題のない場所。交通機関、教育機関等社会施設の便利な場所
- ④ その他

国有財産法第 22 条第 1 項第 3 号により、災害地の応急措置の用に供するときは国有財産の無償貸与を受けることができる。必要とする場合は、関東地方財務局横浜事務所に要請すること。

(3) 応急仮設住宅の規模及び費用の限度

災害救助法が適用された場合と同じ

⇒ 1.4 災害救助法が適用された場合

(4) 着工、完成及び供与の期間

災害救助法が適用された場合と同じ

⇒ 1.4 災害救助法が適用された場合

(5) その他の留意点

- ① 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。
- ② 応急仮設住宅の建設戸数や立地場所等の状況により応急仮設住宅の建設とあわせて、住民の交流、自治意識の育成、住民の生活支援等を実施するためのコミュニティ関係施設、公園等を設置するよう配慮する。なお、災害救助法においては、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、

居住者の集会等に利用するための施設を設置できるとしている。

1.3 入居者の決定・賃借契約の締結

1.3.1 入居者の決定

応急仮設住宅に収容する入居者は1.1の(1)、(2)の条件を満たす対象者のうちから、住宅の必要度の高い者から必要に応じて民生委員等の意見を聞き決定する。

なお、過去の大規模災害の経験から以下の点にも留意するものとする。

- ① 応急仮設住宅の要配慮者を支援する人員も含めた選定を考慮する。(例えば、介護を担当する家族や近所の人、若い人等も含めて考慮する。)
- ② 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

1.3.2 賃借契約の締結

入居させる際は入居対象者に対し、応急仮設住宅の趣旨、遵守事項等について十分認識させ、「応急仮設住宅使用賃借契約書」を締結するものとする。

⇒ 様式編様式-25「応急仮設住宅台帳」

1.4 災害救助法が適用された場合

- (1) 災害救助法が適用された場合、知事が実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合の救助基準については、第2.2章「救援期」第4節「災害救助法の適用申請と運用」の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間－早見表－」を参照のこと。

2. 公営住宅等のあっせん、民間賃貸住宅の公営住宅としての活用

応急仮設住宅の建設適地が不足する場合、要配慮者用の住宅が必要となる場合等を考慮し、財務課は以下の住宅についての空き家情報を収集し、状況によりあっせんを行うものとする。

- (1) 町営住宅、県営住宅等公営住宅
- (2) 民間アパート等賃貸住宅
- (3) 企業社宅、保養所等

また、民間賃貸住宅を借り上げ、公営住宅として被災者に転貸するなど、民間賃貸住宅の公営住宅としての積極的な活用を検討する。

3. 災害公営住宅の建設

公営住宅法により、その滅失した戸数が被災地全域で500戸以上、又は町域内で200戸以上、若しくはその区域内全住宅戸数の1割以上に達した場合に、低所得被災世帯のため国庫から補助を受けて災害公営住宅を建設することができる。

第 1 4 節 文教対策

活 動 概 要	担 当 課
1. 応急教育の実施 1. 1 基本方針 1. 2 応急教育施設の確保 1. 3 応急教育の方法 1. 4 応援の要請	学校教育課
2. 学用品等の支給 2. 1 基本方針 2. 2 災害救助法が適用された場合	
3. 給食	
4. 応急保育	子育て支援課
5. 文化財対策	生涯学習課

1. 応急教育の実施

1.1 基本方針

- (1) 町立学校、幼稚園等における応急教育は、町教育委員会が実施する。
- (2) 私立学校における応急教育は、それぞれ設置者が実施する。

1.2 応急教育施設の確保

- (1) 被害発生校の校舎の一部が利用できない場合は、屋内運動場等を応急利用する。
- (2) 校舎の全部又は大部分が被害を受け利用できない場合は、最寄りの小中学校その他公民館等の分散利用の措置をする。
- (3) その他全体的に被害を受けた場合は、災害の状況により財務課と協議し、応急仮校舎の建設、テント、プレハブ建物等利用の応急復旧措置を講ずる。
- (4) 避難所となった学校施設においても、授業の早期再開を目標に避難者の理解と協力を得る。
⇒ 資料編資料-28 「義務教育の応急教育実施場所」
⇒ 資料編資料-29 「学校、幼稚園、保育園一覧表」

1.3 応急教育の方法

応急教育の方法は、被害状況によってその対策は異なるが、おおむね次のように実施する。

- (1) 学校施設の被害が比較的に少ない場合は、使用できる教室で二部授業実施の措置を講ずる。
- (2) 学校施設の被害が甚大で使用に耐えない場合は、隣接学校、公民館等の施設を利用するか、又は青空教室で複式学級を編成して授業実施の措置を講ずる。
⇒ 資料編資料-28 「義務教育の応急教育実施場所」
⇒ 資料編資料-29 「学校、幼稚園、保育園一覧表」

1.4 応援の要請

- (1) 町教育委員会は、町立学校の被災による応急教育のため町立学校相互の調整をしても、なお応急教育の円滑な実施に支障がある場合は、県教育委員会に対し教育実施者、教材等の応援の要請を行う。
- (2) 私立学校が被災し、応援要請があった場合は、支障のない限度において教材等を供与し私立学校の正常授業に協力する。

2. 学用品等の支給

2.1 基本方針

災害のための住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、これらの学用品を直ちに入手することが困難な状態にある児童及び生徒に対して必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便宜を図る。

その方法は、災害救助法が適用された場合に同じとする。

2.2 災害救助法が適用された場合

- (1) 災害救助法が適用された場合、知事が実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合の救助基準については、第2.2章「救援期」第4節「災害救助法の適用申請と運用」の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間－早見表－」を参照のこと。

3. 給食

(1) 献立の作成

地域住民の避難所として学校施設を使用した場合、その給食施設は、学校独自での使用が不可能となり現在の献立は使用できなくなる。また、物資の調達も学校給食会では不可能となるので一般住民と同様な配給を受け給食を実施する。その際には、食物アレルギーや病気による食事制限等に十分配慮し、さらに、主食はパンのかわりにクラッカー、乾パン等の調達も考慮する。

(2) 燃料と施設

施設のうち燃料が重油の場合、バーナーは停電の際使用不能となるので校庭に炉を築き、給食することが必要になる。なお、地震の場合は施設の破損及びガスも使用不能となるので野外炊事の方法をとる。

(3) 衛生管理

水道が断水すると赤痢等の伝染病が発生しやすいので、関係者以外の調理室への出入を禁止するとともに、最小限の消毒薬を確保しておく必要がある。また、下痢をしている者、化膿性疾患の者には調理させないようにするとともに、食器類は加熱又は薬品消毒を完全に実施する。

4. 応急保育

保育園児に対する応急保育については、学校・幼稚園の措置に準じて子育て支援課が実施する。

5. 文化財対策

文化財が被害を受けた場合は、町文化財保護委員等の意見を参考にして、その被害状況を調査し、対策をたてるとともに、国の所管に係るものについては文化庁、県の所管に係るものについては県教育委員会に報告し、指示をうけて管理者の協力を得て対策をたてるものとする。

第 1 5 節 義援金品の受付、配分

活 動 概 要	担 当 課
1. 義援金の受付、配分 1. 1 町に寄託された義援金の受付 1. 2 義援金の募集及び配分	会 計 課 県、町、日赤、 県共同募金会等 福祉課
2. 義援物資の受付、配分 2. 1 基本方針 2. 2 義援物資の受付 2. 3 義援物資の募集 2. 4 義援物資の配分	保険健康課

1. 義援金の受入れ、配分

1.1 町に寄託された義援金の受付

町に寄託された義援金については会計課が受け付けて寄託者に領収書を交付するとともに、会計課長名義の預金口座に預け入れるものとする。

配分については、1.2の方針に従う。

⇒ 様式編様式-26「義援金品領収書」

⇒ 様式編様式-27「義援金品受付簿」

1.2 義援金の募集及び配分

義援金の募集及び配分については、県が関係市町村、日赤神奈川県支部、県共同募金会等と当該事項に関する委員会を設置し、適切な受入れ、配分方針を定めることとなるため、町はその方針に従い所要の活動を行う。

なお、必要な場合は、町においても義援金配分委員会（委員：副町長、教育長、総務、企画観光、福祉各部長）を設置し、り災者に対する適正かつ円滑な配分を行うものとする。

⇒ 様式編様式-28「義援金品配分簿」

2. 義援物資の受付、配分

2.1 基本方針

(1) 個人からの義援は、原則として義援金のみを受け付けることとする。

ただし、まとまった単位で送付される被災地外の行政機関、企業、グループ等からの義援物資については、梱包の表に内容、種類、数量を明記するという条件の基に受理する。

この場合、これらの行政機関、企業、グループ等から義援物資のメニュー、数量のリストを事前に提出してもらう。これを基に、箱根町においては、備蓄物資や災害救助法に基づき調達する救援物資との調整を図りながら、計画的に物資調達を進める。

(2) 上記については、発災直後から企画課が報道機関を通じて広く周知、徹底する。

2.2 義援物資の受付

保険健康課が受け付けて、寄託者に受領書を交付するとともにこれを保管する。

⇒ 様式編様式-26「義援金品領収書」

⇒ 様式編様式-27「義援金品受付簿」

2.3 義援物資の募集

被災者の救援のため必要と認める場合には、2.1の基本方針に基づき、保険健康課が中心となり実施する。

2.4 義援物資の配分

義援物資については、被害状況等を勘案し、保険健康課が適宜配分するものとする。

⇒ 様式編様式-28「義援金品配分簿」

第 1 6 節 災害警備

活 動 概 要	関係機関等
1. 災害警備の要請	箱 根 町
2. 災害警備体制及び警備実施組織	小田原警察署
3. 小田原警察署との応援協力について	箱 根 町 関 係 機 関

1. 災害警備の要請

町長は災害時における住民の生命・身体及び財産の保護並びに治安の維持等を図るため必要と認めた場合には、次の事項について小田原警察署に要請するものとする。

- (1) 災害情報の収集、伝達
- (2) 被害状況等の調査
- (3) 被災者の救出、救護、避難誘導
- (4) 災害による死体の検視及び身元不明死体の身元調査
- (5) 被災地の犯罪の予防、取締り
- (6) 災害時の交通規制及び交通指導
- (7) 危険物の保安措置
- (8) 町長等の災害応急措置に対する協力等
- (9) 災害に伴う治安広報、関係機関との連絡
- (10) その他治安上必要な事項

2. 災害警備体制及び警備実施組織

災害に対処する警備体制及び警備実施組織は、小田原警察署の計画による。

⇒ 資料編資料－37「小田原警察署の警備対策」

3. 小田原警察署との応援協力について

町及び関係機関は、小田原警察署の実施する警備活動に対して積極的に協力するものとする。

⇒ 第2.1章「初動対応期」第7節「救出活動」表1「関係警察機関一覧表」

第 1 7 節 通信、電力、ガスの応急復旧等

活 動 概 要	関係機関等
1. 通信施設の修理または復旧の順位	東日本電信電話(株)神奈川事業部
2. 電力施設の応急復旧	東京電力パワーグリッド(株)小田原支社
3. ガスの緊急確保	箱 根 町 町内プロパンガス業者

1. 通信施設の修理または復旧の順位

設置した電気通信設備が故障、又は滅失した場合、その全部を修理、または復旧することが出来ないときは、通信利用の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順序に従ってその電気通信設備を修理、又は復旧する。

この場合、第1、第2順位の電気通信設備は、東日本電信電話(株)神奈川事業部との協議により定めたものに限る。

順位	修理、復旧する電気通信備
1	・ 気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保・通信の確保・電力の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	・ ガスの供給の確保・水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国又は地方公共団体の機関に設置されたもの（第1順位のものを除く）
3	第1、第2順位に該当しないもの

2. 電力施設の応急復旧

災害が発生した場合、東京電力パワーグリッド(株)小田原支社は被災施設・設備等に対する状況を速やかに調査把握し、非常災害対策実施要綱に基づき応急工事を実施し、電力供給確保に努める。

なお、通信施設の応急復旧活動と同じく、災害救助活動に直接関係する箇所から速やかに復旧するものとする。

3. ガスの緊急確保

災害が発生し、ガスの供給が困難になった場合には、避難場所の調理施設及び小・中学校の給食用ガスを確保するため、県プロパンガス協会に対して優先的にガスを供給するように要請するものとする。

⇒ 協定編協定-19「災害時におけるLPG（液化石油ガス）の供給に関する協定書」

第 3 章 災害復旧・復興計画

第 1 節 災害町民相談

災害発生直後から復興期にかけて、適切な行政サービスが受けることができる体制づくりを行う。

1. 相談所の開設

- (1) 福祉部長は、住民の抱える商工、農業、民生、諸金融、住宅建築等復旧・復興上の諸問題に対応するため、相談所を開設する。
- (2) 相談所は原則として避難所単位、地区単位に開設する。
これが困難な場合は、巡回相談を実施する。

2. 相談体制の充実

- (1) 相談内容に的確に対応するために、国及び県の担当部局と連携し、専門家（弁護士、金融機関等の民間の専門家も含む。）の派遣を要請する。
- (2) 総合相談所の開設
必要な場合には、多岐にわたる相談内容を有した被災者が各関係機関に足を運ばなくてすむように、全ての相談と事務処理が 1 か所で可能な形の「総合相談所」を開設する。
総合相談所の開設にあたっては、県、国、関係機関・団体等の協力を得るものとする。
- (3) 要配慮者に関しては、社会福祉施設等の管理者や関係機関との情報収集・提供に関する連携を強化する。

第2節 被災者のメンタルケア

1. 目的

被災により人々は、さまざまな精神症状におちいることがある。その状態から被災者が精神的に癒され、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や各関係機関の協力を得て、速やかに的確な対策を講ずるものとする。

2. 被災後の精神症状

被災に伴う、精神症状としては、次のことが考えられる。

- (1) 呆然自失、無感情、無表情な状態反応
- (2) 耐えがたい災害体験の不安による、睡眠障害、驚愕反応
- (3) 現実否認による精神麻痺状態
- (4) 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- (5) 被災後しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）
- (6) 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群（サバイバーズギルド）

3. 心的外傷後ストレス症候群の症状

上記の症状の中で、(5)、(6)の心的外傷後ストレス症候群は、長期にわたり広範な人々が以下のような症状で悩むことが多く、的確な対応が必要である。

- (1) 災害のイメージ、思考、知覚を伴う、苦痛に満ちた回想、夢、幻覚が持続的に再体験される。
- (2) 外傷に関連する刺激を回避しようとし、一般的な反応性（思考、活動、興味、人生の展望等）が鈍くなる。
- (3) 不眠、怒り、集中困難、警戒心、驚愕反応を表す持続的な症状がある。

4. メンタルケア

上記の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、町は、県、関係機関、専門家の協力を得て、次のような対策をできる限り早い時期に講ずるものとする。

- (1) 精神科医師、保健師等による巡回相談
- (2) 保健福祉事務所等によるカウンセリング
- (3) 小・中学校での子供へのカウンセリング
- (4) 専門施設での相談電話の開設
- (5) 情報広報誌による、被災者への情報提供
- (6) 避難所等における、被災者向けの講演会、研修会の実施

第3節 公共施設の災害復旧及び激甚災害の指定促進

1. 災害復旧の方針

災害により、被害を受けた公共施設の復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の防止のため必要な施設の新設、改良に関する事業を取り入れた計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するように努めるものとする。

2. 災害復旧事業計画

災害復旧については、被災地全域にわたって公共土木施設災害復旧事業計画（河川、砂防、林業、道路）、農林水産業施設災害復旧事業計画、都市災害復旧事業計画、上下水道災害復旧事業計画、住宅災害復旧事業計画、社会福祉施設災害復旧事業計画、公共医療施設、病院等災害復旧事業計画、学校教育施設災害復旧事業計画、社会教育施設災害復旧事業計画、その他の災害復旧事業計画についての全般的な復旧計画を策定し、特に防災性に優れた建築物の整備を目標として、住宅金融支援機構及び厚生年金積立金還元融資等の政府施策による住宅建設の促進を図るとともに、民間自費建設住宅について不燃化の指導を行うものとする。

なお、消防施設の災害復旧については特に意を注ぎ、二次災害に備えるものとする。

3. 激甚災害の指定促進

激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（激甚法）」が制定されている。

町は、大規模な災害が発生した場合速やかに公共施設の災害の実態を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるように努めるものとする。

第4節 災害復旧に伴う財政援助の確保

1. 方針

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努めるものとする。

2. 災害復旧に関する国の財政援助

災害復旧に関する国の財政援助を以下に例示する。

援助措置の種類	根拠法令	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条
公共土木施設復旧事業関連事業	同上	同上 第3条
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	同上 第3条
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法	同上 第3条
都市施設災害復旧事業 (街路・公園・流域下水道・公共下水道・都市下水路)	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	—
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法	同上 第3条
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法	同上 第3条
養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業	老人福祉法	同上 第3条
身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法	同上 第3条
知的障害者援護施設又は知的障害者授産施設災害復旧事業	知的障がい者福祉法	同上 第3条
婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法	同上 第3条
感染症指定医療機関の災害復旧及び感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同上 第3条
堆積土砂排除事業	—	同上 第3条

援 助 措 置 の 種 類	根 拠 法 令	
	通 常 災 害	激 甚 災 害
たん水排除事業	—	同 上 第 3 条
農地等の災害復旧事業	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	同 上 第 5 条
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	同 上 第 6 条
開拓者等の施設の災害復旧事業	—	同 上 第 7 条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融資の特例	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	同 上 第 8 条
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業	—	同 上 第 9 条
土地改良区等の行うたん水排除事業	—	同 上 第 10 条
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法	同 上 第 12 条
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例	小規模企業者等設備導入資金助成法	同 上 第 13 条
事業協同組合等の施設の災害復旧事業	—	同 上 第 14 条
中小企業に対する資金の融通に関する特例	—	同 上 第 15 条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	同 上 第 16 条
私立学校施設災害復旧事業	—	同 上 第 17 条
感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同 上 第 19 条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	母子及び寡婦福祉法	同 上 第 20 条
水防資材費の補助の特例	水防法	同 上 第 21 条

援 助 措 置 の 種 類	根 拠 法 令	
	通 常 災 害	激 甚 災 害
り災者公営住宅建設等事業	公営住宅法	同 上 第 22 条
産業労働者住宅建設資金の特例	—	同 上 第 23 条
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入	—	同 上 第 24 条
雇用保険法による求職者給付の支給の特例	雇用保険法	同 上 第 25 条
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰上げ交付	

第5節 民間施設等の災害復旧資金対策

1. 目的

被災した民間施設の早期復旧を図るため必要な復旧資金、復旧資材等についてあつせん指導を行うとともに住宅の復旧資金、生業資金の融資のあつせん等被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努めるものとする。

2. 被災農林漁業事業者への融資

- (1) 天災融資法（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）に基づく災害復旧融資

天災により農作物等に被害を受けた農業者等の経営安定と生産意欲の向上を図るため、融資機関が災害復旧等に融資する資金について、利子補給を行い、被害農業者等の利子負担の軽減を図る。

- (2) 自作農維持資金融通法に基づく日本政策金融公庫災害復旧融資

日本政策金融公庫が必要な資金を長期かつ低利で貸し付けることにより、自作農業者の経営の安定を図る。

- (3) 日本政策金融公庫災害復旧融資

農林漁業生産に関する建築物、農地、牧野、林道等が被害を受けた場合、災害の復旧に要する資金について、日本政策金融公庫が災害復旧資金を融資し、被害農業者の経営安定と生産意欲の向上に資する。

3. 被災中小企業への融資

- (1) 激甚法に基づく商工組合中央金庫災害復旧融資

天災による事業等に支障が生じた中小企業等の事業再建に必要とする資金を低利で融資する。また、必要と認める場合、国が利子補給を行う。

- (2) 日本政策金融公庫災害復旧融資

天災による事業等に支障が生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資する。

4. 所有住宅に被害を受けた町民への融資

- (1) 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資

天災により所有住宅に被害を受けた町民に対し、災害復興住宅の建設資金・購入資金又は補修資金の融資を行う。

- (2) 生活福祉資金制度に基づく住宅資金融資

第6節「災害弔慰金、見舞金、援護資金の支給等」4「生活再建支援金の支給及び災害援護資金の貸付」(3)「生活福祉資金制度に基づく災害援護資金の貸付」を参照。

第6節 災害弔慰金、見舞金、援護資金の支給等

1. 目的

地震等の災害により、町民が死亡した場合、町は、条例の定めるところにより遺族に対して災害弔慰金を、身体又は精神に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに資するため生活再建支援金の支給及び災害援護資金の貸し付けを行う。

2. 災害弔慰金の支給

地震等の災害により死亡した遺族に対して弔慰のため支給する。

支 給 額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円
遺族の範囲	配偶者・子・父母・孫・祖父母・同居の兄弟姉妹

3. 災害障害見舞金の支給

地震等の災害により負傷し、又は疾病にかかり、精神又は身体に障害を受けた住民に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

支 給 額	① 生計維持者の場合 250万円 ② その他の者の場合 125万円
対象となる 障害の程度	① 両眼が失明したもの。 ② そしゃく及び言語の機能を廃したもの。 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの。 ⑥ 両上肢の用を全廃したもの。 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの。 ⑧ 両下肢の用を全廃したもの。 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの。

4. 生活再建支援金の支給及び災害援護資金の貸付

- (1) 被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）に基づく生活再建支援金の支給
被災者の自立的生活再建が速やかに図れるよう、町は、被災者生活再建支援金の支給申請書等に係る窓口業務を行う。県は、これを受けて被災者生活再建支援金支給に関する事務を行う。

支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法施行令 1 条に定める災害により被害を受けた世帯で、①住宅が「全壊」した世帯、②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯、③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯、④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）、⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模崩壊）である。

支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。（※世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額 3 / 4 の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全 壊 (①に該当)	解 体 (②に該当)	長期避難 (③に該当)	大規模半壊 (④に該当)	中規模半壊 (⑤に該当)
支 援 金	1 0 0 万円	1 0 0 万円	1 0 0 万円	5 0 万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（追加支援金）

住宅の再建方法	建 設 ・ 購 入	補 修	賃 貸 (公共住宅以外)
①②③④支 援 金	2 0 0 万円	1 0 0 万円	5 0 万円
⑤支 援 金	1 0 0 万円	5 0 万円	2 5 万円

※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 2 0 0（又は 1 0 0）万円

- (2) 箱根町被災者生活再建支援補助金制度

町では、被災者生活再建支援法の適用を受けなかった場合、要綱に則り被災者生活再建支援法に準じた補助金を交付する。

- (3) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

地震等の災害により、世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸し付ける。

災害援護資金の貸付

貸付対象	地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合は 1, 270万円
貸付金額	対象被害及び限度 (1) 世帯主が負傷した世帯 ① 家財、住居の損害なし 150万円 ② 家財の損害あり 250万円 ③ 住居が半壊 270万円 ④ 住居が全壊 350万円 (2) 世帯主が負傷しない世帯 ① 家財の損害あり 150万円 ② 住居が半壊 170万円 ③ 住居が全壊 250万円 ④ 住居が滅失・流出、またはこれと同等と認められる特別な事情があった場合 350万円 (注) ① 世帯主の負傷 全治1か月以上の要療養負傷 ② 家財の損害 その家財の価格のおおむね1／3以上の損害
貸付条件	(1) 据置期間 3年（特別5年） (2) 償還期間 据置期間経過後 7年（特別 5年） (3) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 (4) 貸付利率 保証人を立てる場合 無利子 保証人を立てない場合 年1%（措置期間は無利子）

(4) 生活福祉資金制度に基づく災害援護資金の貸付

県社会福祉協議会が実施主体（窓口：箱根町社会福祉協議会）となり、災害により被災した低所得世帯等に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付ける制度があります。

第7節 町税の減免

1. 町税の納税緩和措置

災害が発生した場合において地方税法及び町条例に基づき次の緩和措置を行う。

(1) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は町税を納付若しくは納入できないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

① 災害が、広域にわたる場合は、町長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

② その他の場合、被災納税義務者等による申請に基づき、災害がおさまったあと2か月以内に限り、町長が納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が町税を一時に納付、又は納入できないと認められる時は、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められたときは、更に1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講ずる。

(4) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各種目について次により減免を行う。

減免に該当する項目

税 目	減 免 の 内 容
個 人 の 町 民 税 (個人の県民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固 定 資 産 税	災害により、著しく価値を減じた固定資産の状況に応じて減免を行う。
軽 自 動 車 税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
特 別 土 地 保 有 税	災害により、著しく価値を減じた土地の状況に応じて減免を行う。

第8節 災害復興の基本方針

1. 復興計画の作成

町は、大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、国、県及び関係機関並びに住民等と共に復興計画を策定する。

(1) 復興計画で実施すべき事項

- ① 復興に関する基本理念
- ② 復興の基本目標
- ③ 復興の方向性
- ④ 復興の目標年
- ⑤ 復興計画の対象地域
- ⑥ 個々の復興施策の体系（被災市街地・都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）
- ⑦ 復興施策や復興事業の事業推進方策
- ⑧ 復興施策や復興事業の優先順位

(2) 復興計画策定のプロセス

ア 復興計画策定に係る庁内組織の設置

町は、復興に係わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）を庁内に設置するとともに、当該本部内における復興計画の策定を進める担当部局において、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る庁内原案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部局の調整を行う。

イ 多段階のプロセスによる復興計画の検討

町は、復興計画に町民の意見の反映、庁内各部局間の調整、被災教訓の反映、復興計画の広域的な整合を確保するため、次のとおり多段階のプロセスを踏むことに努める。

（ア）復興計画作成に当たっての基本方針についての検討

震災復興本部は、各部局間の調整を行った上で、復興計画作成に当たっての基本方針についての庁内原案を作成する。

（イ）復興計画指針の策定

庁内原案をもとに、復興計画の基本方針となる指針を策定する。

（ウ）復興計画の検討

指針をより具体的に検討し復興計画を策定する。

また、被災分野が幅広い場合には、より綿密に復興計画を検討するために、都市計画、産業、雇用、保健、医療、福祉、生活、文化、教育等の分野別に部会等を設置し、各部会での検討内容を取りまとめる。

2. 市街地復興

(1) 被災状況の調査

町は、被災状況について概要調査を行うとともに、被害が大きい地区については被災状況の悉皆調査を行う。また、町民・地権者等の所在確認を早急に行う。

(2) 復興整備条例の制定及び復興対象地区の設定

町は、生活の基盤である市街地の復興について町の方針を宣言するものとして条例を定めるよう努める。この条例には、町、町民・事業者の役割を明示するとともに、復興対象地区の地区区分等を明示する。

(3) 建築制限の実施

町は、被災の程度や従前状況によって、都市計画・区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、必要に応じて区域を設定し、建築制限を実施する。

(4) 都市計画案の作成、事業実施

町は、町民の意見の集約を図りながら、被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画の決定手続きに従い都市計画決定を行う。また、土地区画整理事業に関する特例が設けられており、これらの特例を活かした事業計画を作成し、事業を実施する。

(5) まちづくり計画の作成、事業実施

町は、法定区域以外の地域では、まちづくり協議会等の住民組織が中心となって、地区全体のまちづくり計画を作成し、市街地復興の方針を定める。

また、まちづくり計画に従い、任意事業を活用し市街地復興を進める。

(6) 復興・復旧の基本方向を早期に決定するための支援要請

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設の管理者の考え方等、町民の意見を踏まえ、迅速な原状復旧か、災害に強い都市づくりを目指す計画的復興かを早急に検討し、復旧・復興の基本方向を早期に決定できるよう、県に対し人的、技術的支援等を要請する。

(7) 防災都市づくり

町は、町民の理解の下に、都市の将来像を明らかにして、災害防止はもとより、快適な都市環境の創造に向けた防災都市づくりを進められるよう、県に対し支援と必要な調整を要請する。

また、町は、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、早急な生活再建、都市機能の回復を図られるよう町民の合意形成に最大限の努力を傾注し、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るとともに、既存不適格建築物の更新の重要性について、町民の理解を得て、市街地再開発事業等の実施により、その解消に努める。

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 節 南海トラフ地震に関する情報

1. 情報の種類と発表条件

気象庁は、南海トラフの想定震源又はその周辺で、異常な現象を観測した場合、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。この情報の種類と発表条件は次のとおり。

南海トラフ地震 臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合 (ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) (※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。)

2. 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

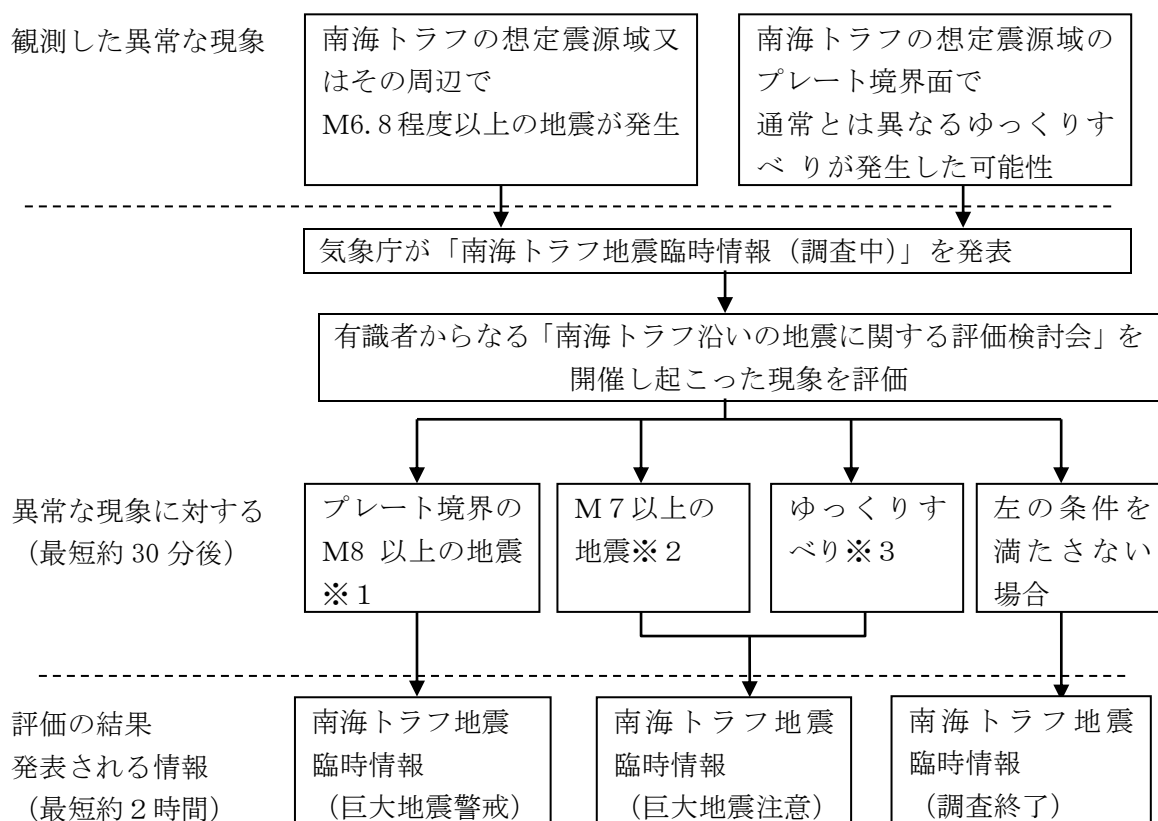
情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30 分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生 ・1 箇所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

3 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

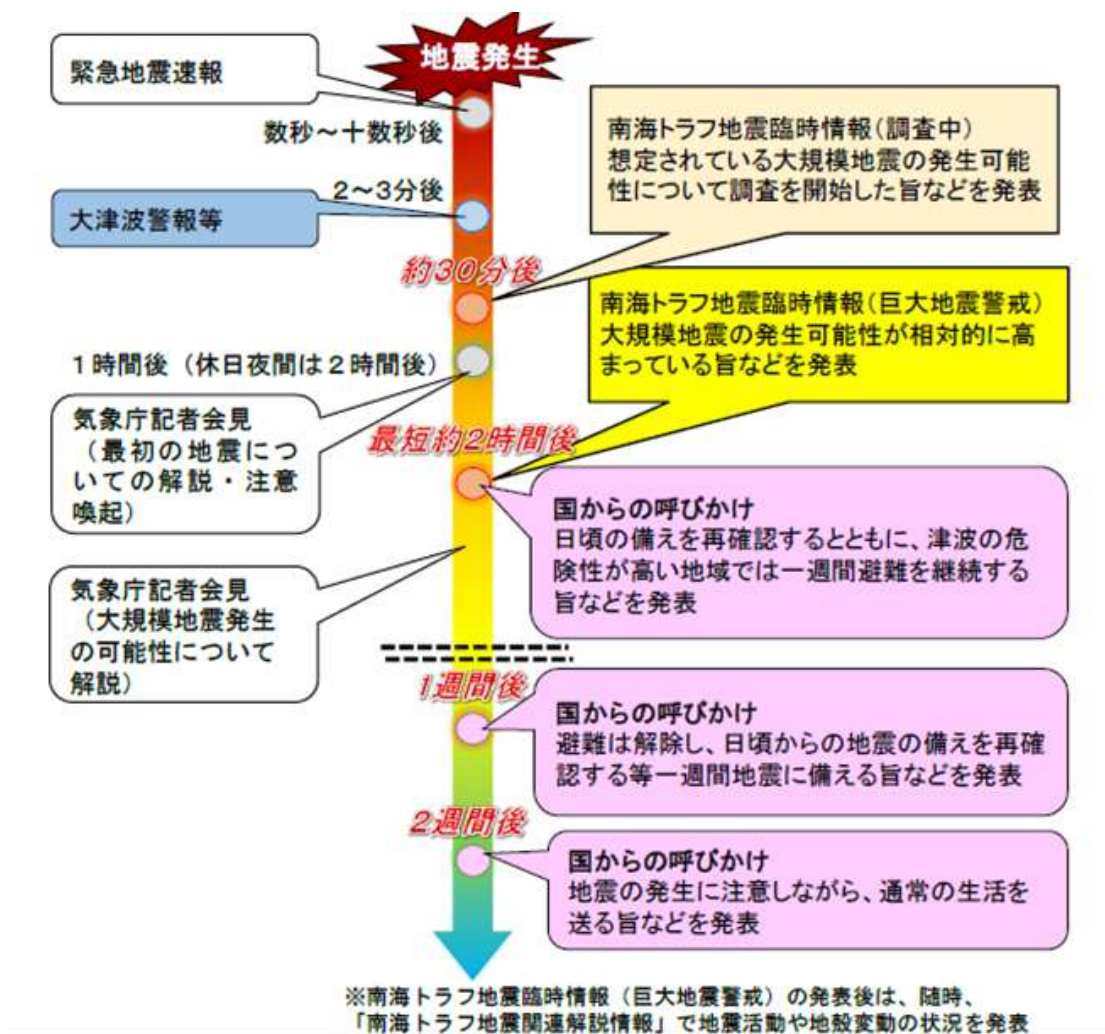
異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは次のとおり。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

「巨大地震警戒対応」における情報の流れ（イメージ）



第2節 地震災害警戒本部の設置等

1. 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次の体制をとる。

情報の種類	防 災 対 応	体 制
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺でM6.8 程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が観測された際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を南海トラフ地震臨時情報(調査中)として気象庁から発表されます。	【種別】 第1号配備体制 【配備体制】 災害対策連絡会議を開催し、配備体制を決定 ※1
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM8.0 以上の地震が発生した場合、最短2時間程度で南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表します。国は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等に基づき、後発地震に対して警戒する措置を1週間継続する旨を、都府県を通じて市町村に伝達するとともに、国民に呼びかけます。	【種別】 第3号配備体制 【配備体制】 災害警戒本部を設置し、要員の全員をもってあたる完全体制とし、状況により、応援組織が直ちに活動できる体制
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生、もしくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合、最短2時間程度で南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表します。	【種別】 第2号又は3号配備体制 【配備体制】 災害警戒本部を設置し、要員の全員にいたらない体制で、情報収集・伝達及び危険箇所の巡視警戒にあたる体制。状況により、応援組織が直ちに活動できる第3号配備体制。 ※2

※1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発せられた場合、災害対策連絡会議を開催し、対応の決定を行う。

※2 地震時の配備体制に準じた対応を行う。

1.1 防災対応の流れ

最初の地震により、本町が被災地域になった場合は、第2.2章「初動対応期（人命安全確保期）」に基づいて災害応急対策を実施する。

南海トラフ地震想定震源域の西側で地震が発生し、本町が被災地にならなかった場合は、後発地震に備えるため南海トラフ地震臨時情報に対応して次の防災対策をとる。

	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべり
	プレート境界のM8以上の地震	M7以上の地震	
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 ●地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ●地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間※1	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			
			●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

※1 2週間とは、巨大地震警戒対応機関（1週間）+巨大地震注意対応機関（1週間）

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警報）が発せられた場合の対応
町長は、箱根町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。
2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警報）が発せられた場合の対応
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警報）が発せられた場合の警戒本部の設置及び運営等については、次のとおりとする。

2. 1 警戒本部の業務

町長は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警報）が発せられた場合、直ちに警戒本部を設置し次の業務を実施する。

- (1) 町民等への情報提供と呼びかけ
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警報）に関連する情報の受伝達
- (3) 防災関係機関の業務に係る連絡調整
- (4) 後発地震の発生に備えた応急対策の事前準備
- (5) その他、地震防災応急対策の実施

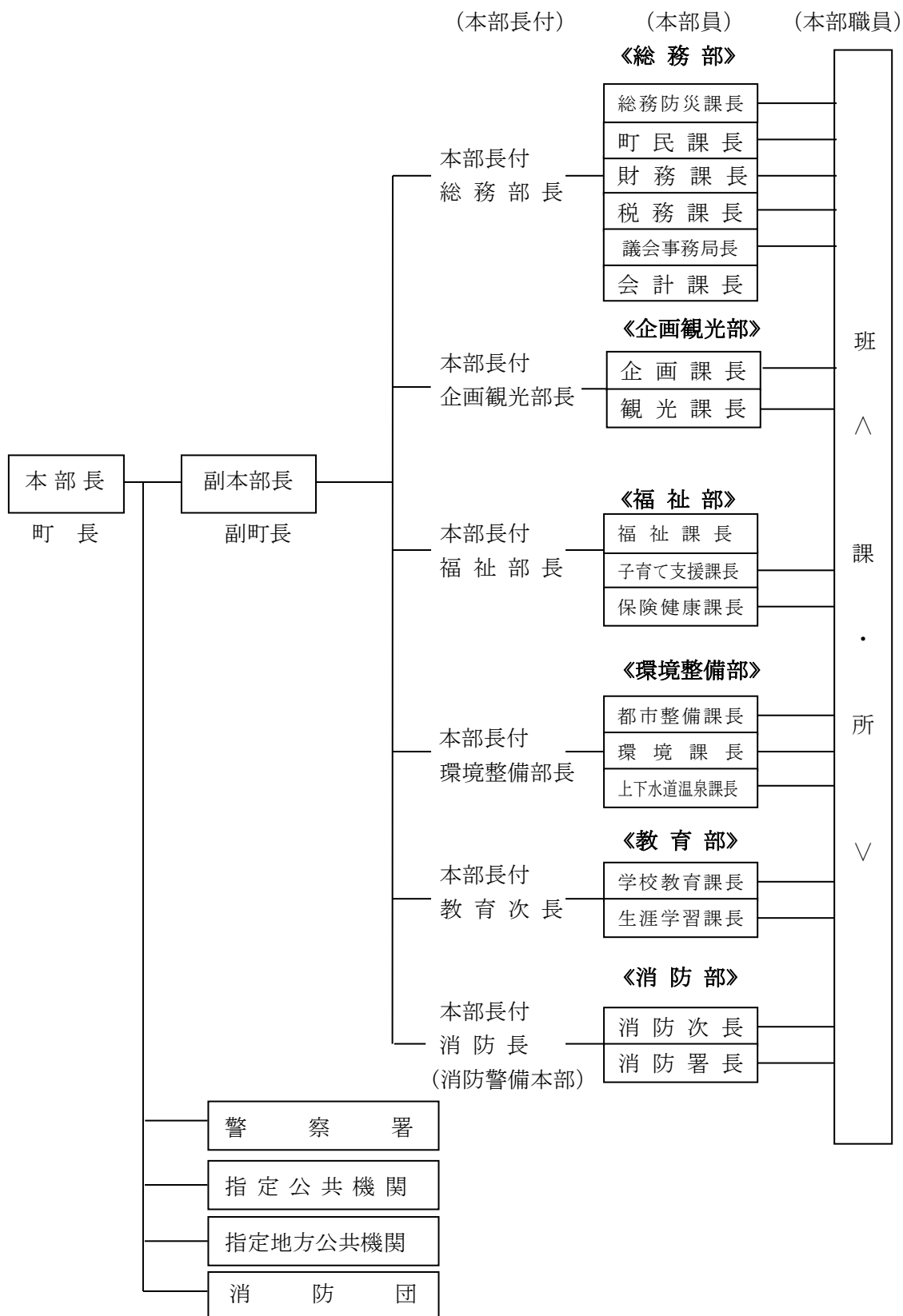
2. 2 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、大規模地震対策特別措置法（大震法）、同施行令、箱根町地震災害警戒本部条例及び同活動要綱の定めるところによる。

3. 地震防災応急対策要員の参集、配備

町職員は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警報）が発せられた場合又は発せられたことを知った時は、第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第3節「動員配備」に基づき速やかに所定の配備につくものとする。

＜町地震災害警戒本部の組織＞



4. 事前避難対策

4.1 事前避難対象地区の指定

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表され、後発地震が高まった場合、避難指示の対象となる区域は「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定を受けた区域を優先に、がけ崩れの可能性がある地区とする。

4.2 避難の事前準備

町長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表され、後発地震が高まった場合、次の事項についてあらかじめ関係地区町民に十分周知を図る。

- (1) 避難指示の対象となる地区及び範囲
- (2) 想定される危険の種類
- (3) 避難路・避難所
- (4) 避難指示の伝達方法
- (5) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

4.3 避難指示についての措置等

町長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表され、後発地震が高まった場合、町民の生命及び身体を保護するためあらかじめ定めた避難対象地区について、必要に応じ避難指示を行い、あわせて警戒区域の指定を行うと共に次の措置を講じる。

- (1) 防災行政無線、広報車等による避難指示等の周知措置
- (2) 消防団、自主防災組織、施設及び事務所への通知及び集団避難の指導
- (3) 小田原警察署への通知及び避難誘導、交通規制等の措置の依頼
- (4) 避難所の開設及び応急対策用資機材の点検装備
- (5) 警戒本部と避難所を結ぶ情報連絡網の開設
- (6) 避難終了後の地区について、小田原警察署、消防団等による防火防犯パトロールの実施

4.4 避難行動等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表され、後発地震が高まった場合は、必要に応じ避難指示を受けた町民等は、自主防災組織（自治会）等の単位でお互い協力しつつ、徒歩で速やかに避難するものとする。ただし、避難場所への徒歩避難が困難な場合、地域の実情に応じて車両避難も可能とする。

町は、警察、消防団等との連携を図り、要配慮者の避難行動を支援すると共に、自主防災本部長（自治会長）、地区民生委員等との情報交換により、避難行動が確実に行われたかの把握を行う。

4.5 避難場所（屋外）における措置

- (1) 町長は、避難場所（屋外）に必要な設備、資機材の配備及び職員の派遣を行う。
- (2) 町長は、避難者に対し、次の措置をとるよう努める。

ア. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）の伝達

イ. 地震防災応急対策実施状況の周知

ウ. 避難施設の秩序維持

エ. 飲料水、食糧、寝具等の供与

オ. その他避難生活に必要な措置

ただし、高齢者、子ども等の要配慮者を、耐震性が確保された避難所等へ避難させることが可能である。

4.6 県への報告等

町長は、避難の状況等について県に報告すると共に小田原警察署と相互に連絡をとる。

5. 生活関連施設等の対策

5.1 電話（通信）の確保

電気通信業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表された場合、後発地震の発生に備え、電話（通信）の確保を図るため、地震災害警戒本部の設置、応急資機材の事前配備、電話（通信）の疎通措置など必要な体制を確保し、応急措置を実施する。

5.2 電力の確保

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表された場合、後発地震の発生に備え、地震災害警戒本部における資機材の確保、特別巡視、特別点検、通信網の確保、応急安全措置など必要な電力供給する体制を確保し、応急措置を実施する。

5.3 上・下水道施設の確保

(1) 上下水道機能の確保

県及び町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表された場合、後発地震の発生に備え、あらかじめ取水量を増加させるなど、需要量の増加に対して給水の確保、継続を図る。

(2) 上下水道施設の確保

県及び町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表された場合、後発地震の発生に備え、被害を最小限とするために上下水道施設の保守点検並びに応急復旧のための職員の配備及び資機材の点検、確保を行う

5.4 金融機関、郵便局の措置

(1) 金融機関

町民の日常生活に極力支障をきたさないよう、必要な範囲内で、キャッシュサービス等（現金自動支払機を含む。）の営業を継続するよう努める。

(2) 郵便局

町民等の日常生活に極力支障をきたさないよう、必要な範囲内で、郵便貯金払い戻し窓口取扱等を行う。

5.5 小規模小売店の対応

食料品及び日用雑貨等の生活必需物資を取り扱う小規模小売店については、食品について衛生上の確保を図りつつ、地域の需要に応えるためできるだけ営業の継続に努める。

5.6 不特定多数が出入りする施設の対策

不特定多数が出入りする施設の管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表された場合、後発地震の発生に備え、直ちに次の措置を講じる。

- (1) 情報の収集
- (2) 利用者等への情報伝達
- (3) 利用者等の退避、誘導等の安全確保措置
- (4) 施設の防犯点検及び設備、備品の転倒落下防止等の応急措置
- (5) 消防用設備等の点検、作動確認
- (6) 受水槽の確認、給水
- (7) 非常持出品の準備
- (8) その他必要な措置

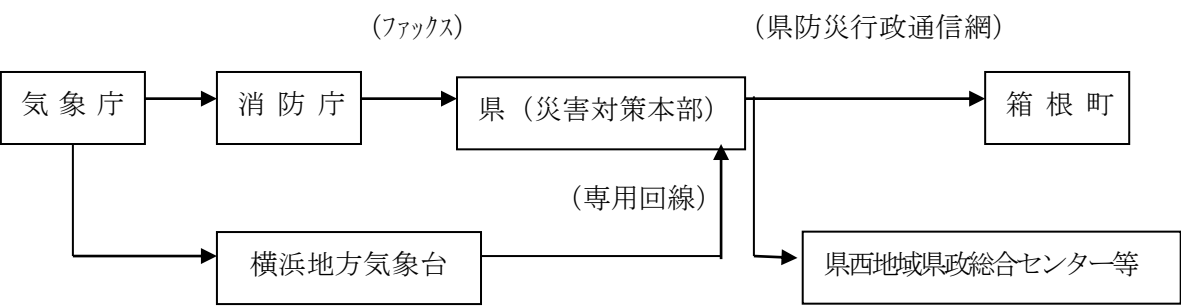
第3節 南海トラフ地震臨時情報に関連する情報の伝達

1. 南海トラフ地震臨時情報に関連する情報伝達等

(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達系統

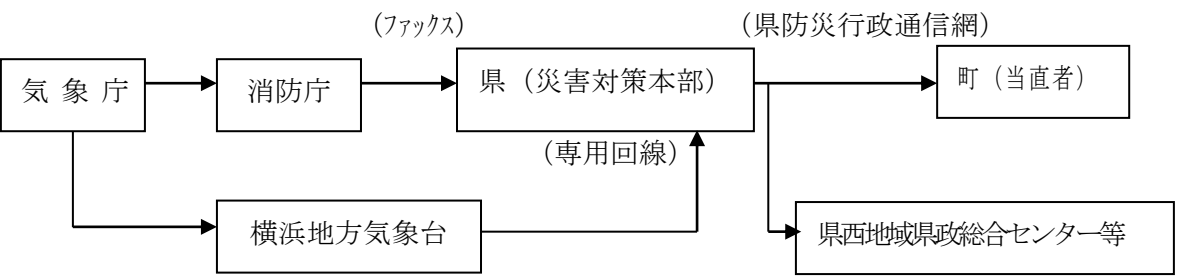
① 勤務時間内の情報伝達経路

南海トラフ地震臨時情報に関連する情報の伝達は、次の系統図により行うものとする。



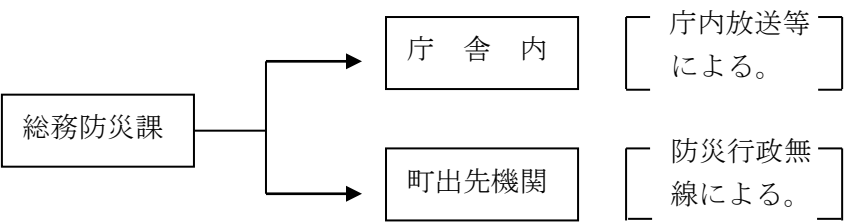
② 勤務時間外、休日の情報伝達経路

勤務時間外、休日における情報の伝達は、次の系統図により行うものとする。

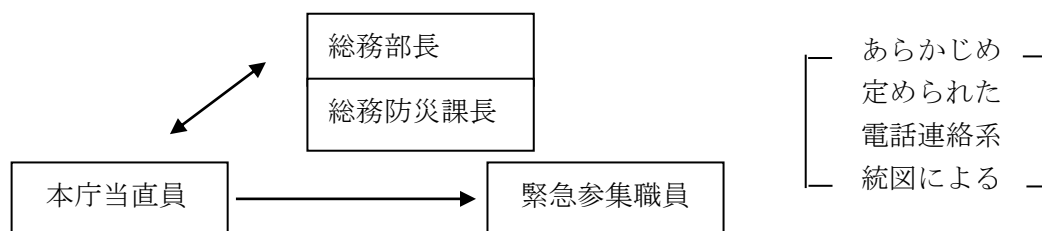


<組織内の伝達>

ア. 勤務時間内



イ．勤務時間外



③ 町は、南海トラフ地震臨時情報を受けた時は、警戒本部員に対し、的確かつ迅速に伝達するものとする。

④ 防災関係機関は、住民等が南海トラフ地震臨時情報に関連する情報の報道に接した場合に予想される混乱の発生を防止するため、職員等に次の事項を周知するとともに、住民等の照会に対し必要な応答を行うものとする。

ア．南海トラフ地震臨時情報の意義及び情報収集の呼びかけ。

イ．地震に対する警戒及び必要に応じ火気等の自粛の呼びかけ。

ウ．南海トラフ地震臨時情報が発せられた時にとるべき行動及びその準備の呼びかけ。

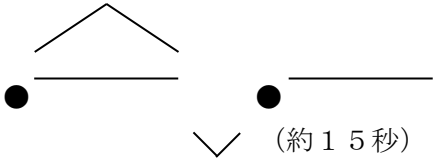
(2) 南海トラフ地震臨時情報の住民への周知

町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフ地震臨時情報に関連する情報について、消防車・広報車・防災行政無線・サイレン等により地域住民に伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報に伴う住民への情報伝達方法】

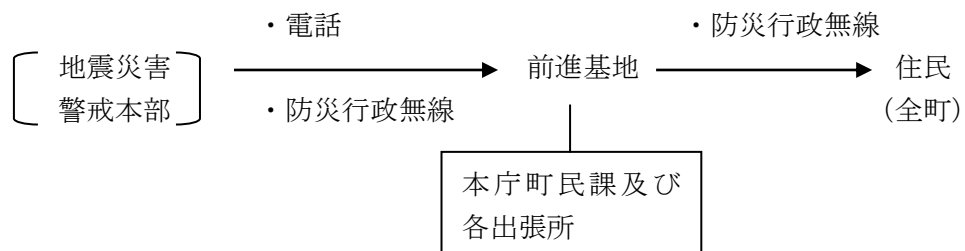
1 全町住民に対する場合

(1) 警鐘・サイレンによる伝達ルート

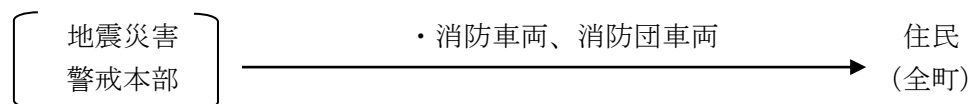
警 鐘	サ イ レ ン
(5点) 	(約45秒)  (約15秒)

- 備考1 警鐘又はサイレンは適宜の時間継続すること。
2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

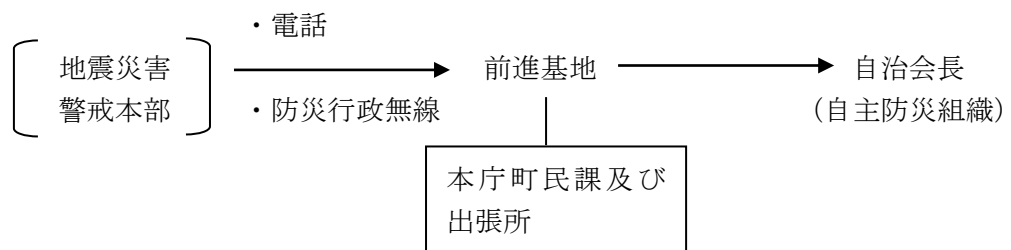
(2) 防災行政無線による伝達ルート



(3) 消防車両及び消防団車両による伝達ルート



2 自治会長（自主防災組織）に対する伝達ルート



第4節 地震防災応急対策等に係る措置に関する事項

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表され、後発地震の発生に備えての広報

後発地震の発生に関する情報に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう町は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）の発表及び後発地震の発生に関する情報に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

(1) 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）の発表及び後発地震の内容、とくに県西地域の地震の予想
- ② 地震に対する警戒の呼びかけ。
- ③ その他状況に応じて事業所又は住民に広報周知すべき事項

(2) 広報の重点事項

町は、住民への広報を実施するにあたっては次の事項に留意して的確・迅速に行うものとする。また、大震法第7条第1項各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、施設又は事業の従業員、収容者、入場者等に対し、あらかじめ広報資料の配布、施設又は事業所内の掲示等に十分な周知を図るものとする。

- ① 冷静な行動をとること。
- ② 家具等屋内重量物の倒壊落下防止措置をとること。
- ③ テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。
- ④ 飲料水、食糧品等の持出しの準備をすること。
- ⑤ その他生活関連情報等、住民等が必要とする情報

(3) 広報手段等

広報は、消防車等及び防災行政無線、自主防災組織を通じる伝達ルート等を用いて行うほか報道機関の協力を求めるものとする。なお、外国人への情報伝達については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用するよう努める。

(4) デマなどの情報パニック防止対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）の発表を住民に伝達するとともに、住民への混乱防止のための呼びかけ及び住民との情報交換等パニック防止のために必要な広報活動を実施するため県に積極的に協力していくものとする。

2. 消防、水防等対策

- (1) 消防機関は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表され、後発地震の発生が高まった場合は、地震に伴う出火及び混乱等の防止のため、必要に応じ次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- ① 火災発生の防止、初期消火についての居住者等への広報
- ② あらかじめ予想される火災危険地域については、消防職員及び資機材の事前配備

- ③ 南海トラフ地震に関する情報の収集、伝達及び周知広報体制の確立
 - ④ 避難誘導及び避難路の確保
 - ⑤ 高所見張及び警戒巡視の実施
 - ⑥ 自主防災組織等の防災活動に対する指導
 - ⑦ その他必要な措置
- (2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、消防組織法による「消防に関する計画」に定めるところによる。

3. 警備対策

当町における地震防災応急対策に関連する大震法に基づく警察官の職務については、住民の生命身体、財産の保護、治安の維持に万全を期するため、小田原警察署長と町長とが常時緊密な連携を保ち、円滑な執行に努める。

4. 電気、通信施設に係る措置

(1) 電気施設関係

電気施設の地震防災応急対策の実施については、それぞれの機関の防災計画等によるところであるが、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表され、後発地震の発生が高まった場合は、町長は関係指定地方公共機関へ情報を伝達し必要な電気を供給する態勢を確保するものとする。

(2) 通信施設関係

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表され、後発地震の発生が高まった場合は、NTT東日本神奈川事業部と共に必要な情報連絡体制を確保するものとする。

5. 交通対策

(1) 道路

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表され、後発地震の発生が高まった場合の道路交通対策は、交通規制計画に基づき実施するものとする。

(2) 鉄道、バス

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表され、後発地震の発生が高まった場合の運行に関する措置は鉄道事業者の地震防災応急計画により行う。
- ② 規制の結果生じる滞留乗客等の対応は各事業所で行い、町はこれに協力する。

6. 施設、設備の点検及び緊急措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表され、後発地震の発生が高まった時は、本町が管理する施設設備についても緊急措置をとるものとする。

(1) 施設、設備の点検及び緊急にとるべき措置

① 施設、設備の点検

後発の地震の発生に備え、災害の発生を防止し、又は軽減するため、町が管理する施設、設備について、来庁者、通行人等に被害を及ぼさないよう点検を実施するものとする。

ア. 火気使用設備の点検

火気使用は極力制限する。やむを得ず使用する場合は、後発の地震が発生した場合直ちに消火できるような措置を講ずること。

イ. 消防用設備の点検

火災報知装置、消火栓、防火戸の点検及び消火器の確認

ウ. 自家発電装置、可搬式発電機の点検

地震発生の際の停電に備えて、自家発電装置、可搬式発電機が使用可能な状態になるよう点検しておくこと。

エ. 受水槽等への緊急貯水

オ. 落下、倒壊の危険性のある備品等の点検

あらかじめ、屋内にある蛍光灯、標示板及びロッカー等の転落、転倒しやすい備品の落下防止及び固定の措置を講ずること。また、防犯灯等屋外の施設、設備についても点検及び警告措置も同様とする。

カ. 発火、流失、爆発のおそれのある危険物の点検

キ. その他管理する施設、設備等について必要な点検

② 緊急にとるべき措置

ア. 防災活動上の必要な資機材等の確保

防災活動に必要な最低限の食糧、飲料水、資機材（ラジオ、懐中電灯等）を確保すること。

イ. 無線通信機等通信手段の確保

防災行政無線、有線、その他の通信手段を確認、確保すること。

(2) 避難所等の安全確認

町は、発災後の避難の実施に備えて、避難場所及びその他の避難施設について安全確保のための点検を行うものとする。

(3) 不特定かつ多数の者が出入する施設等（観光施設、集会施設等）

① 各施設に共通する事項

ア. 南海トラフ地震臨時情報及び後発地震に関連する情報の入場者等への伝達

イ. 入場者等の安全確保のための退避等措置

ウ. 施設の防災点検及び応急補修設備、備品等の転倒及び落下防止措置

エ. 出火防止措置

オ. 受水槽等への緊急貯水

カ. 消防用設備の点検整備と事前配備

(4) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

9. 児童生徒等保護対策

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）の発表に伴い、学校、保育所等（以下「施設」という。）においては、園児、児童、生徒（以下「児童等」という。）の生命、身体确保安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え迅速にしている的確に対応できる

綿密な保護対策としての地震防災応急計画が講ぜられなければならない。特に施設管理者は児童等の保護について次の事項に十分留意し、施設ごとの消防計画等で退避誘導対策計画を具体的に定めるものとする。

- ① 児童等の生命、身体 of 安全確保を最優先した対策計画であること。
- ② 交通機関の運行状況についても十分配慮したものであること。
- ③ 施設の所在する地域の諸条件等を考慮した対策計画であること。
- ④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）の発表に迅速に対応できる対策計画であること。
- ⑤ 児童等の行動基準及び施設や職員の対処、行動が明確にされていること。
- ⑥ 全職員の共通理解がなされ、個々の分担が明確にされていること。
- ⑦ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）の発表後においては、緊急連絡等ができない事態を想定して特に児童等の引渡し等については保護者に十分理解されている計画であること。

⑧ 施設の対応

ア. 施設管理者は、対策本部（以下「本部」という。）を設置し、注意情報等の把握につとめ、的確な指揮にあたる。

イ. 児童等については職員の指導の基に全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、児童等のうち障がいのある児童については、園、学校において保護者等に引き渡す。また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童等のうち帰宅できない者については状況を判断し学校が保護する。

ウ. 児童等の保護者等への引き渡しにあつては、あらかじめその方法を明確にしておくものとする。

エ. 施設管理者は、町長、教育長に退避誘導等の状況を速やかに報告する。

オ. 初期消火、救護、搬出活動等の防災活動体制をとる。

⑨ 職員の対処、指導基準

ア. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表されたら児童等を教室等を集める。

イ. 児童等の退避、誘導にあつては、氏名、人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

ウ. 学級担任等は、学級名簿等を携行し本部の指示により所定の場所へ誘導、退避させる。

エ. 障がいのある児童については、あらかじめ介助体制等の組織を作る等十分配慮をする。

オ. 児童等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたる。

⑩ 児童等が通園、通学時又は在宅時に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表された場合の対策

ア. 通園、通学時に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表された場合は、直ちに帰宅するよう指導する。

イ. 交通機関の利用時については、関係機関の責任者の指示に従うよう指導する。

ウ. 在宅中の時は、登校（園）しないようにし家族とともに行動するよう指導する。

10. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）発表に伴う情報収集、伝達等

避難所又は応急救護所に町防災無線（携帯）を使用して、警戒本部との連絡を行うものとする。未設置の場合の措置としては、無線搭載の車両（移動局）等の配備をもってあてるものとする。

上記の方法等により、町内における地震発生後の避難状況、応急対策実施状況等に関する情報を収集するとともに、必要に応じこれらの情報を警戒本部から住民等へ伝達するものとする。

11. 救援対策等

(1) 食糧の確保

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表された場合は、後発地震の発生に備え備蓄物資等の確認及び協定等を締結している関係団体と連絡をとり、食糧調達体制の確認をするとともに、食糧の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段などの確保を図る。

(2) 飲料水の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表された場合は、後発地震の発生に備え、上下水道温泉課は、地震防災応急計画等に従って、住民等に災害時に備えて飲料水の緊急確保を呼びかけるとともに、公共施設のプール、ろ水機等の点検、井戸等の所有者への協力要請等地震防災上の措置を実施するものとする。

(3) 生活必需物資の確保

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表された場合は、後発地震の発生に備え、備蓄物資等の確認及び協定等を締結している関係団体と連絡をとり、生活必需物資の調達体制の確認をするとともに、物資の保有数量等の把握並びに物資供給のための要員、資機材及び運搬手段などの確保を図る。

(4) 物価高騰の防止等のための要請

町は県と連携し、食糧等生活必需品等の売り惜しみ又は買い占め、物価の高騰が生じないように、関係する生産者及び流通業者等に対して必要な要請・指導等を行う。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備計画

大規模な地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、政令指定事業（大震法施行令第2条）及び政令指定外事業を促進し、あらかじめ各種防災関係施設を整備する必要がある。

このため、町はこれらの防災施設につき期間を定め関連事業との整合を図り、早急に整備するものとする。

(1) 避難地の整備

- ① 防災用備蓄倉庫の建設
- ② 標識の設置
- ③ 防災資機材の配備（大型テント、小型ろ水機、給水タンク、飲用貯水槽等の設置）
- ④ 食糧、医療用品等の配備

(2) 避難路の整備

- ① 誘導標識の設置
- ② がけ崩れ等危険箇所の整備
- ③ 道路、橋りょうの補強改良
- ④ 避難路危険物の除去

(3) 消防用施設等の整備

- ① 機械力の整備（消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、梯子車、小型動力ポンプ付積載車、救急車、救助工作車、化学車、指令車、資機材搬送車、小型動力ポンプ等）
- ② 消防水利の整備
- ③ 器具置場、消防団詰所の整備
- ④ 災害用資機材の整備

(4) 通信施設の整備

地震防災応急対策を実施するために必要な通信施設の整備を行う。

- ① 県防災行政通信網の整備
- ② 町防災行政無線の整備
- ③ その他の防災機関等の無線の整備

第 6 節 大規模な地震に係る防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地震防災強化計画に基づき、関係機関及び住民の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、地震防災対策強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 10 節「防災訓練」を準用する。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、自主防災組織や事業所の自主防災組織等と協力して、地震防災上必要な広報及び教育を推進するものとする。

1. 教育・広報

(1) 町職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に南海トラフ地震臨時情報発令時における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

- ① 南海トラフ地震臨時情報の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- ② 予想される南海トラフ地震と被害の想定に関する知識
- ③ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき緊急参集等の行動に関する知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 住民等に対する教育

町は、住民及び大震法第7条第1項各号に掲げる施設又は事業の利用者に対し教育及び必要な助言を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ① 南海トラフ地震臨時情報の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- ② 南海トラフ地震に関する知識
- ③ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び地震が発生した場合に出火防止、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- ⑥ がけ崩れ等危険箇所に関する知識
- ⑦ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- ⑧ 日頃から住民が実施しうる生活必需品の備蓄、家具の固定、危険物の除去及びブロック塀の倒壊防止等の対策の検討
- ⑨ 避難生活の運営に関する知識
- ⑩ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の検討

(3) 児童等に対する教育

施設長は、南海トラフ地震臨時情報発表時における児童等に対する退避保護等の措置をはじめ地震防災応急対策及び地震災害発生後の災害応急対策等に係る事項について関係職員及び児童・園児・生徒等に地震防災教育を実施するとともに保護者等に対する周知を図るものとする。

なお、施設長は施設で実施する防災訓練において南海トラフ地震臨時情報等に伴う具体的行動を取り入れる等により防災教育の徹底に努める。

(4) 防災上重要な施設の管理者に対する広報

町は、県と連携し、南海トラフ地震臨時情報等発令時並びに地震災害発生時において防災上重要な施設の管理者が円滑な対策を実施しうよう、講習等の広報活動を行うものとする。

(5) 自動車運転者等に対する広報

町は、県警察が南海トラフ地震臨時情報等発令時並びに地震災害発生時における自動車の運行等の措置について自動車運転者等に対して行う次の講習等の広報活動に協力するものとする。

- ① 安全運転管理者等に対する講習
- ② 運転免許の保留又は運転免許の効力の停止処分を受けた者に対する講習
- ③ 指定自動車教習所の職員に対する講習
- ④ 免許の更新を受けようとする者に対する講習
- ⑤ 車両の運転に関する技能及び知識の向上を図るための講習
- ⑥ 交通安全運動及び交通の指導取締り
- ⑦ 交通懇談会

(6) 相談窓口の設置

町は、南海トラフ地震対策に関する住民等の悩み、疑問等に答えるため、相談窓口を設置するものとする。

第 3 編 風水害対策計画

第 1 章 災害予防計画

第 1 節 災害予防計画の基本方針

防災ビジョンを受けて、災害予防計画（風水害対策計画）においては、以下の方針を基本とする。

1. 災害予防対策の重点の置き方

(1) 土砂災害による人命損失防止対策の重点的推進

防災ビジョンにおいて、重要度・緊急度ランクのⅠを与えられている対策である。
風水害時には、防災ビジョンで示したような土砂災害による人命損失危険が存在する。このような人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。

(2) 土砂災害による重度の生活障害防止対策の推進

防災ビジョンにおいて、重要度・緊急度ランクのⅡを与えられている対策である。
大規模な土砂災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

(3) 水害（洪水害）による生活障害防止対策の推進

防災ビジョンにおいて、重要度・緊急度ランクのⅢを与えられている対策である。
大規模な水害（洪水害）では生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

(4) その他の重要対策の推進

(1)、(2)の対策を効果的に進めるためには、以下の①、②の対策に併せて取り組む必要がある。なお、(1)、(2)の中に既に含まれているものもある。

① 防災基幹施設の防災対策

風水害により、庁舎、避難所、消防団詰所、消防各署、病院、警察署、道路等防災上重要な施設が被災し、防災活動に大きな支障を来すことのないよう、防災基幹施設の防災対策を重視する。

② 人的資源の発掘・活性化対策

大規模な風水害には行政機関だけでは対応できない。
そのため、行政機関における防災力の活性化はもちろんであるが、行政機関以外の人的資源（住民、事業所、各種ネットワーク等）の発掘・活性化を重視する。
なお、この場合、(1)（人命損失防止対策）に関係する人的資源の発掘・活性化対策を特に重視する。

2. 自然災害回避（アボイド）行政の推進

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 1 節「災害予防計画の基本方針」
「2. 自然災害回避（アボイド）行政の推進」を準用する。

3. 安全・安心なまちづくりのための土地利用基本方針

県における土砂災害の危険度評価を考慮した土地利用を図るとともに、町民に対して、土砂災害ハザードマップ等による危険個所の情報を提供して、土砂災害への防災・減災を推進する。

各課は、この方針に留意して対策を進めなければならない。

4. 土砂災害警戒区域等の周知

平成 12 年 5 月 8 日に公布された土砂災害防止法に基づき、県が指定した土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）をハザードマップ等により周知し、土砂災害による人的被害の軽減に努めるものとする。

第2節 各課の災害予防事務

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第2節「各課の災害予防事務」を準用する。

第3節 台風・大雨による浸水の予防

1. 目的

(1) 現況

当町には、河川法適用河川として早川、須雲川の2水系及び芦ノ湖がある。

各河川とも改修工事によって比較的安定しており、特に堰堤及び床固めは、土砂の流出を防ぎ河床の低下を防止するため護岸の安定を図る効果を果たしている。しかし、各河川とも台風や集中豪雨の際の大量出水に対処するため、整備を要するものである。

町内の水防区域は、表1のとおりである。

表1 町内の水防区域（その1）

河川名	箇所	内 容	備 考
早川本流	湯本、宮ノ下、宮城野（川久保）、仙石原	町内を縦貫する最大河川としてほぼ整備されているが、流出土石により河床が上がっている箇所もあり住家の密集地を持つ4地域は護岸の決壊、溢水等出水時は監視を要する。	沿岸地の山崩れで河川がせき止められると危険である。 （ダム化泥石流）
須雲川	湯本、（片倉橋、早川合流点）畑宿	流域が旅館等密集地である。この地域も土石の堆積により河床が上がっている箇所があるため出水時は監視を要する。	花ノ木沢、観音沢等も含めて監視を要する。 平成3年畑宿朝日滝付近から土石流が発生したので監視を必要とする。
早川水系 瀬戸沢	宮城野、（足柄幹線林道～早川合流点）	過去大災害の実例があり、最近上流部が開発されているので出水量が多い。	1 山ノ神付近の決壊監視 2 上の山沢・寺沢の2流が集まる旧宮城野保育園付近断面が狭小で溢水するおそれがある。
早川水系 宮沢川	宮城野（諏訪橋付近）	上流が開発されており、未改修部分があるので山崩れがあると危険である。	流木、石が橋梁につかえると危険である。

表 1 町内の水防区域（その 2）

河 川 名	箇 所	内 容	備 考
早川水系 蛇 骨 川	宮ノ下	旅館、住宅敷が低地にあるので浸水に注意する。	小河川 2 流が集まる 好 楽荘別館付近は狭小 で溢水する危険性があ る
早川水系 火 打 川	宮城野（碓水 橋～早川合流 点）	出水量が多いので護岸決壊のお それがある。	
早川水系 太 郎 沢 中 筋 川	仙石原	集落内を経過する河川で断面不 足箇所もある。	
早川水系 大 涌 沢 須 沢	強羅・宮城野 （大涌谷噴煙 地 帯～早川合 流点）、強羅・ 二ノ 平・木賀	荒廃溪流のため崩落による土石 の流出が危険である。	
元箱根川	元箱根	上流山地が崩壊して土石が流出 すると危険である。	
大明神川	箱根	同上	
芦 ノ 湖	箱根・元箱根	水位の上昇による浸水のおそれ がある。	

(2) 目的

(1)のような状況を踏まえ、台風・大雨による浸水の予防対策を図るものとする。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2. 1 浸水危険区域の周知	消防本部・署 (消 防 団)
2. 2 道路の浸水対策	都市整備課 (神奈川県)
2. 3 監視警戒体制の整備	

2.1 浸水危険区域の周知

浸水危険区域及び周辺住民については、洪水ハザードマップによる広報、現地掲示板等により、当該地域が浸水危険区域であることを周知する。

2.2 道路の浸水対策

交通の安全と円滑を確保し、災害発生時の避難及び救助活動の迅速化を図るため路線の拡幅改良を行うとともに、降雨、溢水による道路面の流水を早急に排除できるよう町内の道路の側溝整備を図る。

2.3 監視警戒体制の整備

道路パトロールなどの際に危険箇所、側溝の排水状況等を点検調査する。
なお、消防団との連携を密にする。

第4節 土砂災害の予防

1. 目的

豪雨時の人命損失は全国的に見た場合、土砂災害によるものが多い。

箱根町には多くの土砂災害警戒区域等があることから、危険渓流や急傾斜地の整備を促進することは勿論のこと、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）による土砂災害警戒区域等の指定地を中心に避難体制の確立を図る。

2. 対策

町内では、土石流については101箇所の土砂災害警戒区域と、73箇所の土砂災害特別警戒区域の指定が行われている。また、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）については340箇所の土砂災害警戒区域と、294箇所の特別警戒区域の指定が行われており、土砂流や地すべり、がけ崩れの発生が懸念されるので、住民及び観光客の生命・財産を守るための対策を促進する。

対 策 の 種 類	担 当 課
2. 1 基本方針	都市整備課 (神奈川県)
2. 2 土砂災害警戒区域等の周知	
2. 3 がけ崩れ危険地域の把握	
2. 4 監視警戒体制の整備	
2. 5 土砂災害警戒区域における警戒避難体制	総務防災課 (都市整備課) (神奈川県)
2. 6 洪水・土石流への対応	
2. 7 防災知識の普及	

2.1 基本方針

当町における土石流、地すべり、がけ崩れを予想する場合、人為的原因によるものと天災的原因によるものとに大別できる。

人為的原因によるものは、観光開発や道路新設等により山裾、山腹が大規模にとり崩されるなどの自然破壊に起因することが多い。従ってこのような開発が行われる場合は、施工者と充分連絡のうえ、排水設備や土留工事等防災上必要な工事を完全に施工させ、災害の予防に努めることとする。

天災的原因によるものは、主として山岳部の一定地域に大量の雨水が集中することによって起こることが多い。この対策としては、過去の災害発生箇所を調査して治山治水工事と造林を促進し、山地崩壊の原因の除去に努める。

また、神奈川県は、森林の維持造成を通じて、山地災害から県民の生命や財産を守り、また、水源のかん養等を図るため、保安林指定地の治山事業を計画的に進める。

表1 砂防工事及び造林等を必要とする箇所

河 川 名	工 事 種 別	箇 所
早 川 本 流	護岸工 床固工	仙石原地先 湯本地先
須 雲 川	えん堤工 護岸工 床固工	湯本地先
早川水系 大 涌 沢 須 沢 その他溪流	えん堤工、護岸工 えん堤工、護岸工 えん堤工、溪流保全工	仙石原地先 宮城野地先 宮ノ下、湯本地先
須雲川水系	えん堤工、溪流保全工	須雲川、畑宿、湯本茶屋地先
箱 根 内 ・ 外 綸 山	砂防造林	全町

2.2 土砂災害警戒区域等の周知

神奈川県は、地形や地質等の要因により、山地災害で人家や公共施設等に被害を与えるおそれがある箇所を「山地災害危険地区」に設定し、インターネット等を通じて県民に周知を図る。

県小田原土木センターは、土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流または地すべりのおそれのある箇所について順次調査し、警戒区域の指定や計画的な防災工事を実施する。また、町はハザードマップ等により住民へ危険箇所の周知を行う。

また、既往の土砂災害警戒区域等については、必要に応じ掲示板等を設置し、住民周知を図る。

⇒ 資料編資料－38「土砂災害危険箇所等」

2.3 がけ崩れ危険地域の把握

(1) がけ崩れ危険地域の把握

神奈川県は、「山地災害危険地区」について、毎年、順次目視によるパトロールを実施し、林地や治山施設等の状況を把握するとともに、危険性の高い箇所から優先順位を付けて対策を行うことで、山地災害の未然防止を図る。

豪雨等によるがけ崩れは、本町の地形上過去に発生数も多く特に注意を要する。このため、がけ崩れ災害を未然に防止し、あるいは最小限度にとどめるため、がけ崩れのおそれのある箇所（危険予想箇所）の把握に努めるものとする。

また、県が設定した「山地災害危険地区」の情報について、地域住民への周知や山

地災害に関する防災知識の普及等、県と連携したソフト対策に努める。

(2) 避難措置

危険箇所に対する安全措置が不完全である間は、まずその住民に対する避難措置の確立が最も必要である。町は、がけ崩れ災害の発生するおそれのある場合、あるいは危険が切迫した場合に避難勧告又は指示を行えるよう基準及び伝達方法その他必要事項について、地域防災計画により迅速かつ適切な避難を行えるよう避難計画の確立に努めるものとする。

⇒ 第2章「災害応急対策計画」第2.1章「警戒避難活動期」第4節「避難の勧告・指示、避難所の開設等」

また、避難のための立退きの万全を図るため、避難場所、経路等について地域において話し合うよう指導する。

2.4 監視警戒体制の整備

土砂災害危険予想箇所等に対し、パトロール等を迅速・的確に行うための監視警戒体制の充実・整備を図る。

2.5 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制

土砂災害防止法第6条の規定に基づき土砂災害警戒区域等の指定を受けた区域について次のとおり警戒避難体制を定める。

⇒ 資料編資料-39「土砂災害警戒区域指定地区・警戒避難体制」

- (1) 町は指定区域の自主防災組織及び住民等と協力して、土砂災害ハザードマップ等により避難場所や避難方法を周知する。
- (2) 指定区域の住民等は、前兆現象などに注意し、異常を感じた場合や町から「避難準備情報」や「自主避難」の呼びかけがあった場合には速やかに避難所への避難行動を開始する。
- (3) 要配慮者、特に避難行動要支援者は、町から「避難準備情報」があった場合には、速やかに避難所への避難行動を開始する。
- (4) 指定区域の住民等は、町から「避難勧告・指示」があった場合は、あらかじめ定められた避難所に避難する。
- (5) 町は、雨量が警戒基準雨量に達し、土砂災害警戒情報が発表され、引き続き強い雨が見込まれる場合は、「避難勧告・指示」を検討する。
- (6) 町は、雨量が警戒基準雨量又は避難基準雨量に達し、今後の降雨が見込まれない場合であっても、指定区域を巡視し、危険性の高い区域には、「自主避難」又は「避難勧告・指示」を行う。
- (7) 避難勧告等の防災情報については、防災行政無線、エリアメールなどのほか、広報車、サイレン、テレビ、ラジオ等の放送機関への協力依頼、戸別訪問等あらゆる手段により伝達する。
- (8) 避難にあたっては、自主防災組織等が中心となり要配慮者、特に避難行動要支援者に配慮し、地域ぐるみで行うものとする。

2.6 洪水・土石流への対応

(1) 段階に応じた対応

段階	状 況	町 の 対 応	住 民 の 行 動
第1段階	【警戒レベル1】 早期注意情報（警戒級の可能性）において、大雨に関して5日先までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合	気象情報や芦ノ湖の水位、各地域の雨量の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて気象情報に気をつける。
第2段階	【警戒レベル2】 1 気象台から大雨・洪水注意報が発表された場合 2 芦ノ湖の水位が水防団待機水位（2.35m）を超えた場合 3 早川（宮城野）水防団待機水位（1.5m）に達した場合 4 早川（仙石原）水防団待機水位（1.1m）に達した場合	1 河川等の巡視にあたる。 2 防災行政無線等により河川・土砂災害危険渓流沿いの住民に注意喚起を促す。	1 川や溪流の流れ方などいつもと違うところがないか気をつける。 2 避難の準備をする。
第3段階	【警戒レベル3】 （高齢者避難） 1 本町に大雨・洪水警報（土砂災害）が発表され、かつ、発令対象地域の土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場及び河川の水位が氾濫注意水位に達した場合 2 芦ノ湖水位が氾濫注意水位（2.5m）に達した場合 3 早川（宮城野）氾濫注意水位（2.0m）に達した場合 4 早川（仙石原）氾濫注意水位（1.4m）に達した場合	1 防災行政無線等により早川河川や危険渓流沿いの住民に自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域や警戒区域への巡視を行う。 3 危険な場所の高齢者避難を行う。	1 危険な場所の高齢者避難は町が開設した避難所、堅固な建物の上階等へ早めに避難する。 2 危険を感じた住民は堅固な建物の上階に移動するか町指定の避難所へ速めに避難する。 3 溪流や河川の異常現象を発見したときは、役場または消防署へ通報する。

第 4 段 階	【警戒レベル4】 (避難指示) 1 本町に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、発令対象地域の土砂災害の危険度分布が「警戒(紫)」(警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕)となった場合及び河川の水位が避難判断水位に達した場合 2 芦ノ湖の水位が避難判断水位(2.5m)となった場合 3 早川(宮城野)が避難判断水位(2.7m)に達した場合 4 早川(仙石原)避難判断水位(1.5)に達した場合	1 50 cm以上の浸水が予想される地域または危険溪流から土石流の発生の恐れがある危険な場所の全員避難指示を行う。 サイレン吹鳴 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】	1 早川河川、危険溪流沿いの住民はサイレン、防災行政無線及び広報車等の指示に従って状況を確認し避難する。 2 町が開設した避難所、堅固な建物の上階等へ避難する。
第 5 段 階	【警戒レベル5】 (緊急安全確保) 1 本町に大雨特別警報(土砂災害)が発表され、かつ発令対象地域の土砂災害の危険度分布が「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕)となった場合及び河川の水位が氾濫危険水位に達した場合 2 土石流、浸水が発生した場合 3 芦ノ湖の水位が氾濫危険水位(2.6m)となった場合 4 早川(宮城野)氾濫危険水位(2.9m)に達した場合 5 早川(仙石原)氾濫危険水位(1.75)に達した場合	1 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。	1 避難所への移動に危険が伴う場合は、近くの堅固な建物上階へ一時的に避難する。 2 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番等のあらゆる手段を用いて役場または消防署へ連絡する。

(2) 洪水に対する警戒基準（自主避難）避難基準（避難勧告）

早川河川（芦ノ湖）

水 系 名	早 川	早 川	早 川
河 川 名	早 川	早 川	芦 ノ 湖
観 測 所 名	仙 石 原	宮 城 野	湖 尻 水 門
水防団待機水位	1. 1 0	1. 5 0	2. 3 5
はん濫注意水位 (警戒基準)	1. 4 0	2. 0 0	2. 5 0
避難判断水位 (避難基準)	1. 5 0	2. 7 0	2. 5 0
はん濫危険水位	1. 7 5	2. 9 0	2. 6 0
位 置	箱根町仙石原	箱根町宮城野	箱根町元箱根
水位観測所管理	神奈川県小田原土木センター		

(3) 土石流に対する警戒基準（自主避難）及び避難基準（避難勧告）

対 象 区 域 (土砂災害警戒区域等)	警 戒 基 準 (自 主 避 難)	避 難 基 準 (避 難 勧 告)	雨量観測所	
			気象庁	県土木センター 雨量計
湯 本 地 域	連続降雨量が 200 mmを超え、更に 降り続けると予想 されたとき、又は近 隣で前兆現象（流水 が濁り始めた、水位 が変化した）が発見 された場合	連続降雨量 300 mm を超え、かつ土砂災 害警戒情報が発表 された場合、又は近 隣で前兆現象（溪流 内で転石の音、流木 の発生等）が発見さ れた場合	芦 之 湯 雨 量 計	塔ノ峰、白銀山
温 泉 地 域				浅間山、須沢
宮 城 野 地 域				宮城野、明神ヶ岳 須沢
仙 石 原 地 域				長尾峠、大涌谷
箱 根 地 域				屏風山、箱根園

※ 部分的避難勧告等の発令については、県砂防海岸課より補足情報として 5 km・1 km メッシュごとの CL（注 1）を超過する予測降雨量及び実況降雨量（注 2）が提供されるので、この情報を基本として部分的避難勧告等の発令の目安とする。

注 1 CL：土砂災害発生危険基準線

注 2 実況降雨量：解析雨量（レーダーとアメダス等の地上の雨量計を組み合わせで解析した雨量）

(4) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、県知事より指定を受けた土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下土砂災害警戒区域等という。）については区域ごとに、土砂災害に関する

情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他、土砂災害を防止するために必要な警戒体制の整備を図る。

また、土砂災害警戒区域等の指定に伴い、土砂災害の発生原因となる自然現象（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）を表示した図面に土砂災害防止法第7条第3項に規定する事項（①土砂災害に関する情報の伝達方法、②急傾斜地の崩壊等の恐れがある場合に関する事項③その他の警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項）を記載した「土砂災害ハザードマップ」を作成する。

2.7 防災知識の普及

がけ崩れ災害の特殊性から、住民、特に危険地域の住民に対するがけ崩れ災害の予防並びに応急対策等に関する知識の普及は、常に留意すべき事項である。

この普及にあたっては、危険地域の住民に対して周知徹底を図る必要のある重点事項は、おおむね次のとおりである。

(1) がけを見回って、まず応急措置をする。

- ① 崩れそうな土砂は、取り除くこと。
- ② がけ側（特に危険な箇所）に、雨水や汚水が流れ込まないように板か土のう等で排水路を造って、水はけをよくすること。
- ③ がけ上の地盤の割目には、雨水が入らないようモルタルで詰めること。
- ④ 崩れそうながけ地にある大きな木の、繁茂した幹や枝を切り取ること。
- ⑤ 木製の仮土留で腐っている木材等は、取り替えて補強すること。
- ⑥ 石垣等に亀裂の入っているところは修理し、壊れそうな石垣等は補強すること。
- ⑦ がけの途中やがけ下で常に湧き水のあるところは、特に危険なため、水はけの処置をよくすること。

(2) がけ下の土地については、次のことに注意する。

- ① がけ下を切土したままとなっているものは、仮土留をしたうえで安全な石垣等をつくること。
- ② がけの根元は、雨水、汚水、湧き水が溜らないように水はけをよくすること。
- ③ 高いがけ下で、石垣等だけでは安全とならない宅地は、防土堤をつくること。

(3) がけ上の土地については、特にがけの方に雨水や汚水が流れたりしみ込まないように次のことに注意する。

- ① 雨樋のない所には雨樋をつくること。
- ② 下水や雨樋からの雨水は、流し放しにしないで下水管、U字溝等で安全な場所に排水すること。
- ③ 埋込下水管で細いもの、土のつまっているもの、勾配の悪いものは、改修して水はけをよくすること。
- ④ 吸込みマス、池、ごみすての穴等は、つぐらないこと。
- ⑤ 隣地から特に多量の雨水が流れ込んでくるおそれのある箇所は、関係者が話し合って安全な排水施設をつくること。

(4) 降雨量と地下水の監視をする。

- ① 過去にがけ崩れの起った際の降雨量を知り、降雨量がそれに接近した場合は、特別な警戒体制をとること。

- ② 降雨が終わっても、なお、数日は危険である。
 - ③ 豪雨の始まる前、数日にわたり小雨が続いた場合には、基準とする警戒雨量の監視はいっそうきびしくすること。
 - ④ 降雨量が増えてきたときは、がけの全体を監視し、湧水の有無について警戒を怠らぬこと。
- (5) 危険ながけ地付近の居住者は、緊急の場合のために、次のことに注意する。
- ① 消防職員や警察職員が避難を指示したときは、必ず従うこと。
 - ② 降雨時には、高いがけぎわの部屋では就寝しないこと。
 - ③ 気象通報に注意し、大雨による被害が予測される場合は、要配慮者を早めに避難させること。
 - ④ 常日ごろから避難について心がけておくこと。
 - ⑤ 緊急の場合は 110 番、119 番へ電話すること。

第5節 要配慮者対策

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第6節「要配慮者対策」を準用する。

なお、風水害対策として、以下の項目を実施する。

1. 要配慮者利用施設における避難対策

社会福祉施設等の管理者等は、災害時に迅速・的確な対応を行うため、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）に基づき、利用者の避難確保計画を含む非常災害対策計画を作成するとともに、防災組織を強化し、町との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めるものとする。

町は、要配慮者利用施設が作成する自衛水防組織の業務に関する事項等の避難確保に関する計画や、当該計画に基づく自衛水防組織の設置及び構成員、避難訓練の実施状況等について確認するとともに、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保の支援として、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、電話・FAX等による洪水、土砂災害に関する情報の伝達体制を整備し、避難確保計画の作成や避難訓練実施のための支援を行うものとする。

なお、本町の要配慮者利用施設は図1のとおり。

図1 町内の要配慮者利用施設

社会福祉施設

種 類	施 設 名	所 在 地	警 戒 区 分
デイサービス	はこね社協サービスセンター	湯本 885	特別警戒（1～3m）
特別養護老人ホーム	なごみの郷	仙 石 原 977-23	浸水想定（1～3m） 警戒（土石流）
特定施設入居者生活 介護	アレンジメントケア仙石原	仙石原 46	警戒（土石流）

小中学校・幼保

種 類	施 設 名	所 在 地	警 戒 区 分
小学校	湯本小学校	湯本 399	警戒（急傾斜）
小学校	箱根の森小学校	宮城野 225	特別警戒（急傾斜） 警戒（土石流）
小学校	仙石原小学校	仙石原 981	警戒（土石流）
中学校	箱根中学校	二ノ平 1154	警戒（急傾斜）
幼稚園	箱根幼稚園	箱根 561	警戒（土石流）
児童福祉施設	湯本幼児園	湯本 392	警戒（急傾斜）
児童福祉施設	宮城野保育園	宮城野 140	警戒（急傾斜・土石流）
児童福祉施設	仙石原幼児学園	仙石原	警戒（土石流）
小学校・児童福祉施設	箱根恵明学園	宮ノ下 416	警戒（急傾斜）

第 6 節 観光客及び帰宅困難者対策

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 7 節「観光客及び帰宅困難者対策」を準用する。

第 7 節 防災資源の発掘と活性化

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 8 節「防災資源の発掘と活性化」を準用する。

第 8 節 防災教育

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 9 節「防災教育」を準用する。

第 9 節 防災訓練

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 10 節「防災訓練」を準用する。

第 10 節 防災資機材の整備点検

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 11 節「防災資機材の整備点検」を準用する。

第 11 節 災害対策本部体制等の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 12 節「災害対策本部体制の整備」を準用する。

第 12 節 動員体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 13 節「動員体制の整備」を準用する。

第 13 節 避難活動体制の整備

1. 目的

風水害時において人命損失を防止するためには、災害が本格的に拡大する前の警戒避難活動がきわめて重要である。

そのため、この警戒避難活動を効果的に行うよう、平常時から避難活動体制を整備しておくものとする。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 警戒避難活動方法への習熟及び警戒避難体制の整備	全 課
2.2 避難所の選定	総務防災課
2.3 避難所の安全確保	
2.4 避難所等の住民への周知	

2.1 警戒避難活動方法への習熟及び警戒避難体制の整備

第 2.1 章「警戒避難活動期」第 1 節「警戒避難活動期の活動一覧表及び警戒避難活動期事務分掌」及び同章第 4 節「避難指示、避難所の開設等」に示す活動方法・内容に習熟しておくとともに、それに必要な体制を災害予防計画の各計画において整備するものとする。

この場合、特に以下の点に留意する。

(1) 土砂災害危険等に対する警戒避難基準への習熟

浸水危険及び土石流に対する警戒避難基準への習熟の他、一般的に人命損失危険の高いとの指摘のある土砂災害危険に対する警戒避難基準に習熟しておくことが重要である。

(2) 要配慮者の避難誘導・移送体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 19 節「避難活動体制の整備」の 2.1 の(1)「要配慮者の避難誘導・移送体制の整備」を準用する。

2.2 避難所の選定

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第19節「避難活動体制の整備」の2.2の「避難所の選定」を準用する。

2.3 避難所の安全確保

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第19節「避難活動体制の整備」の2.3の「避難所の安全確保」を準用する。

2.4 避難所等の住民への周知

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第19節「避難活動体制の整備」の2.4の「避難所等の住民への周知」を準用する。

第 1 4 節 気象予報及び降雨情報等の収集伝達体制の整備

1. 目的

気象庁から発せられる大雨注意報・警報等及び当町や関係機関において観測された降雨情報等は、風水害時の応急対策を的確に行う上で重要である。

そのため、これらの情報等の収集伝達を迅速・的確に行うための体制を整備する。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2. 1 観測機器の充実	関 係 課
2. 2 情報活用能力の向上	

2. 1 観測機器の充実

集中豪雨のような狭域での降雨も的確に把握し、迅速・適切な対応を実施する上で必要となる観測機器を整備する。

そのため、町独自で雨量計、水位計等を町内要所にあるいは危険施設に備え、国、県その他の機関の設置する観測機器からの情報入手等により水防活動・避難勧告等を科学的に判断し得るよう観測機器の充実に努める。

また、平常時から既設の観測機器の定期点検を実施するとともに、老朽機器の早期改修等に努める。

表 1 気象観測機器整備状況－災害対策用－

種 別 施設場所	百葉箱	風向風速計	雨量計	気圧計	温湿度計
消防本署		1	1	1	1
湯本分署		1	1		1
仙石原分署	1	1	1		1
箱根分署	1	1	1		1

表 2 気象観測機器整備状況－施設管理用－

種 別 施設場所	百葉箱	平 均 風速計	自記風向 風 速 計	雨量計	気圧計	乾湿計
宮城野浄水センター	1			1		
仙石原浄水センター	1	1	1	1	1	1
葛原浄水場				1		1
小涌谷第 1 配水池				1		1
大平台第 2 配水池				1		1
元箱根第 1 配水池				1		1
箱根第 1 配水池				1		1

2.2 情報活用能力の向上

観測機器等から入手した雨量情報を迅速に処理し、適切な意思決定に結びつけられるよう、情報の読み取り・判断能力を研修、自己研鑽により向上させるものとする。

第 15 節 情報管理体制の整備

1. 目的

豪雨時等における迅速・確実な災害応急対策の実施に必要となる情報の管理体制・方法を整備する。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 警戒避難活動期（人命安全確保期）の情報管理体制の整備	総務防災課
2.2 救援期の情報管理体制の整備	企 画 課

2.1 警戒避難活動期（人命安全確保期）の情報管理体制の整備

警戒避難活動期（人命安全確保期）は、人命の安全確保を主目的として、第2章「災害応急対策計画」第2.1章「警戒避難活動期」第1節「警戒避難活動期の活動一覧表及び分掌事務」の表1「警戒避難活動期の活動一覧表（概要）」に示された『警戒避難活動の判断情報』を収集し、各種の意思決定に反映させる必要がある。

それらの情報を効果的に収集管理するために、第14節「気象予報及び降雨情報等の収集伝達体制の整備」と併せ、以下の体制を整備する。

(1) 情報収集担当区体制の整備

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第14節「情報管理体制の整備」の2.1「初動対応期の情報管理体制の整備」(1)「情報収集担当区体制の整備」を準用する。

(2) 情報管理体制の整備

第2章「災害応急対策計画」第2.1章「警戒避難活動期」第6節「警戒避難活動期の情報管理」に記述している留意点に基づき災害対策本部の事務局体制を整備するものとする。

- ① 人命に関する情報の集約・分析、管理
- ② 関係者間における情報の共有化促進
- ③ 住民等からの通報等への対応

2.2 救援期の情報管理体制の整備

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第14節「情報管理体制の整備」の2.2「救援期の情報管理体制の整備」を準用する。

第 16 節 情報通信手段等の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 15 節「情報通信手段等の整備」を準用する。

第 17 節 広報体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 16 節「広報体制の整備」を準用する。

第 18 節 救出体制の整備

1. 目的

風水害時においては、浸水地域での孤立、氾濫・増水河川への転落、土砂災害による生き埋め等により生命の危険にさらされている者の救出等、人命救助が優先されなければならない。そのため、迅速かつ的確な救出が可能となるよう、日頃から救出体制について検討し、救出用資機材を整備しておくものとする。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 救出隊の整備	消防本部・署
2.2 救出用資機材の整備	総務防災課 (都市整備課) (消防本部・署)
2.3 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導	消防本部・署 総務防災課
2.4 要配慮者に対する救出救護体制の確立	消防本部・署 福祉課
2.5 関係機関との連携	消防本部・署 (都市整備課) (保険健康課)

2.1 救出隊の整備

風水害時における救出事案の発生に的確に対処するために、平常時から救出隊の編成方法等について検討しておくものとする。

なお、救出事案へ効果的に対処するため、救出隊員に対し救出に係る専門的知識・技術の習得に関する研修を実施するものとする。

2.2 救出用資機材の整備

風水害時における救出事案の発生に迅速・的確に対処するため、救出用資機材を整備する。

なお、第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第17節「救出体制の整備」の2.2「救出用資機材の整備」を参照のこと。

2.3 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

大規模な風水害時には多数の救出事案の発生が予想される。このような事態に効果的に対処する上で、消防団、自主防災組織、住民の果たす役割は極めて大きいものがある。

そのため、消防団等に対し救出活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

なお、第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第17節「救出体制の整備」の2.3「消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導」を参照のこと。

2.4 要配慮者に対する救出救護体制の確立

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第17節「救出体制の整備」の2.4「要配慮者に対する救出救護体制の確立」を準用する。

2.5 関係機関との連携

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第17節「救出体制の整備」の2.5「関係機関との連携」を準用する。

第 19 節 消防活動体制の整備

1. 目的

大規模災害時には、消防機関の果たす役割は極めて大きい。しかしながら、大規模風水害時の対応は平常時火災や救急事案への対応とは相当に異なるため、普段からその活動内容・方法に習熟しておくことが必要である。

2. 対策

対 策 の 種 類	担 当 課
2.1 活動要領、活動内容への習熟	消防本部・署 (消 防 団) (自主防災組織) (住 民)
2.2 自主防災組織、住民等との協力体制の整備	
2.3 消防機関活動に必要な資機材等の整備	

2.1 活動要領、活動内容への習熟

第 2.1 章「警戒避難活動期」第 10 節「水防活動」に示す活動要領及び活動内容に習熟しておくものとする。

2.2 自主防災組織、住民等との協力体制の整備

消防機関が活動するにあたっては、自主防災組織や住民の協力が重要である。そのため、日頃からその協力方法・体制について協議し、整備しておくものとする。

2.3 消防機関の活動に必要な資機材等の整備

第 2.1 章「警戒避難活動期」第 10 節「水防活動」に必要な資機材等をそれぞれの地域の災害特性を考慮して整備するものとする。

なお、第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 18 節「消防活動体制の整備」の 2.3 「消防活動に必要な消防力、消防水利、その他の資機材の整備」を参照のこと。

第 2 0 節 重要道路確保体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 20 節「重要道路確保体制の整備」を準用する。

第 2 1 節 医療救護体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 21 節「医療救護体制の整備」を準用する。

第 2 2 節 緊急輸送体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 22 節「緊急輸送体制の整備」を準用する。

第 2 3 節 給水体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 23 節「給水体制の整備」を準用する。

ただし、応急給水支援に関する覚書（協定編協定－17）は除く。

第 2 4 節 食糧供給体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 24 節「食糧供給体制の整備」を準用する。

第 2 5 節 生活物資供給体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 25 節「生活物資供給体制の整備」を準用する。

第 2 6 節 災害救助法等への習熟

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 26 節「災害救助法等への習熟」を準用する。

第 2 7 節 ボランティアとの連携体制等の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 27 節「ボランティアとの連携体制等の整備」を準用する。

第 2 8 節 ごみ・し尿処理体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 28 節「ごみ・し尿処理体制の整備」を準用する。

第 2 9 節 防疫及び保健衛生体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 27 節「防疫及び保健衛生体制等の整備」を準用する。

第 2 章 災害応急対策計画

第 2.1 章 警戒避難活動期 (人命安全確保期)

第 1 節 警戒避難活動期の活動一覧表及び分掌事務

警戒避難活動期は、表 1 「警戒避難活動期の活動一覧表（概要）」に示した活動を中心に、人命安全確保に重点を置いて活動を実施する。

なお、表 2 に「警戒避難活動期の分掌事務」を示す。

⇒ 表 1 「警戒避難活動期の活動一覧表（概要）」

⇒ 表 2 「警戒避難活動期の分掌事務」

表 1 警戒避難活動期の活動一覧表（概要）（その 1）

警戒避難活動期の活動一覧表（概要）		警戒避難活動の判断情報	警戒避難活動
降雨状況	災害事象		
気象注意報発表	大雨、災害事象の進展（概要）		
気象警報（大雨警報等）発表	気象警報（大雨警報等）発表	① 大雨注意報、洪水注意報等 ② 広域降雨状況（注意報出ていなくても広範囲の降雨状況から判断）	1.関係課との情報連絡 2.関係者、関係機関との情報連絡
降雨開始	気象警報（大雨警報等）発表	① 各種の気象警報 ② 町内降雨が大雨洪水警報発表基準を満たすとの判断情報 ③ 広域降雨状況から警戒を要するとの判断情報 ④ 警戒監視情報 ・側溝からの溢れ、小川の増水、河川水位の上昇	1.関係課との連絡体制の確立 2.警戒監視 3.動員（小～中規模） 幹部職員や重要活動担当職員が参集可能な時期に動員を開始する必要がある。
豪雨開始	側溝が溢れる。	① 当該降雨は災害が発生させる可能性があるとの判断情報 ・先行雨量、当日雨量 ② 当該降雨（豪雨）がしばらく継続するとの情報（気象庁からの短時間降水予想） ③ 警戒監視情報 ・小川の氾濫、河川の急激な増水 ・床下浸水の恐れがあるとの情報	1.動員（中～大規模） 職員が参集可能な時期に動員を開始する必要がある。
豪雨継続	豪雨継続 低地の冠水始まる。小崩壊が発生し始まる。	① 当該豪雨（強雨）は災害が発生させる可能性が高いとの判断情報 ・先行雨量、当日雨量 ② 豪雨（強雨）がしばらく継続するとの情報（気象官署等からの短時間降水予想） ③ 事態の異常さの確認情報 ア 119番通報（小川の氾濫、側溝の溢れ、低地完速に伴う援助要請、現場確認要請の急増） イ 警戒監視情報（モニタリングポイントで、低地冠水、一部の河川で氾濫、一部床下浸水、小崩壊が増えているとの情報）	1.災害対策本部の設置 2.避難の準備の呼びかけ、災害時用保護者への早期避難の呼びかけ。
	床下浸水が始まる。小崩壊が多くなる。		

（注）「降雨、災害事象の進展（概要）」の内容はモデル的に示したものであり、実際の風水害がこのように進展するとは限らない。

表 1 警戒避難活動期の活動一覧表（概要）（その 2）

降雨、災害事象の進展（概要）		警戒避難活動の判断情報	警戒避難活動
降雨状況	災害事象		
 なおも 豪雨 継続	床下浸水が多くなる。小崩壊がさらに多くなる。	① 当該豪雨（強雨）は災害を発生させる可能性がきわめて高いとの判断情報（河川水位、洪水、土石流に対する警戒避難基準等から判断） ② 当該降雨（豪雨）がしばらく継続するとの情報（気象庁からの短時間降水予想） ③ 事象の異常さの確認情報 ①～②の条件がそろった場合も、以下のような自体の異常さを示す確認情報があると住民への説得力は一段と強いものになる。 ア．119番通報 ・小川の氾濫、側溝の溢れ、低地冠水に伴う援助・現場確認要請の激増 ・床下浸水、斜面崩壊の発生を知らせる情報の増加 （注）警戒巡視は、この段階では危険を伴うこと及び警戒巡視要因の多くは避難誘導等の活動に従事する必要があることから、警戒巡視による情報はこの段階では必須とは考えない。	1.危険地域住民への避難勧告・指示
	床下浸水が始まる。車両流出始まる。小規模頻発。中・大規模崩壊が発生し始める。	-----	警戒避難活動が効果を挙げるためには、これ以前に対応する必要がある。
	土砂災害・出水による死者が出始める。 （電話がふくそう、各地で停電発生）		
	床上浸水が広域に及ぶ。崩壊が頻発し、各地で土砂災害が発生		

（注）「降雨、災害事象の進展（概要）」の内容はモデル的に示したものであり、実際の風水害がこのように進展するとは限らない。

表2 警戒避難活動期の分掌事務

組織	構 成 員	分 掌 事 務
災害対策本部会議	本部長：町長 本部長補佐：危機管理官 副本部長：副町長 本部長付：総務部長 同 企画観光部長 同 福祉部長 同 環境整備部長 同 教育次長 同 消防長 各本部員	・災害対策本部の設置の決定 ・避難指示の決定 ・観光客（帰宅困難者）に対する避難誘導・保護の指示の決定 ・自主防災組織に対する応急対策の要請 ・その他の重要事項の決定 ア．本部の非常配備体制の切り替え及び廃止 イ．重要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針 ウ．災害対策に要する経費 エ．その他
災害対策本部事務局	事務局長：総務部長 副事務局長：総務防災課長 事務局員：本部連絡員（各課） 防災対策室職員	・本部会議の事務運営 ・災害活動に関する情報の管理と各部・関係機関との情報の共有化 ・気象予警報、管内降雨情報等の収集 ・所属部の災害情報の収集 ・本部長の命令伝達 ・本部会議と所属部との連絡 ・部相互間の連絡調整

表2 警戒避難活動期の分掌事務

部 名	班 名	分 掌 事 務
総 務 部 【責任者】 ① 総務防災課長 ② 町民課長 ③ 議会事務局長 ④ 財務課長 ⑤ 会計課長 ⑥ 税務課長	総務防災班 (選挙管理委員会 監査委員書記含む。)	・ 幹部職員との連絡・協議・意思決定 ・ 職員の動員 ・ 各部との連絡調整 ・ 県本部との連絡 ・ 県への災害報告 ・ 気象予警報、管内降雨情報等の収集伝達 ・ 避難指示の伝達 ・ 危険地域住民等の避難誘導 ・ 災害救助法適用申請事務及び運用 ・ 要救出現場の把握 ・ その他、他班に属さない事項 ・ 職員対策 ・ 通信手段の確保 ・ 被害状況を収集し、災害対策本部へ連絡 ・ 災害用（主要）食糧の確保 ・ 被災者の応急給食 ・ 自治会及び自主防災組織との連絡調整 ・ 遺体の収容、処理及び埋葬 ・ その他、他班に属さない事項
	町 民 班	・ 被害状況を収集し、災害対策本部へ連絡 ・ 自治会及び自主防災組織との連絡調整 ・ その他本部長の命ずる事項
	議 会 班	・ 議会議員との連絡調整 ・ 議会の緊急対策 ・ 議会関係に対する被害情報の収集
	財 務 班	・ 災害応急対策等に要する経費 ・ 輸送力の確保及び輸送車両等の配車 ・ 緊急車両の確認申請 ・ 負傷者・被災者の搬送 ・ その他本部長の命ずる事項
	会 計 班	・ 災害救助資金の出納 ・ 義援金の取り扱い ・ その他本部長の命ずる事項
	税 務 班	・ 浸水、土砂災害による要救出現場の把握 ・ 総務部防災班の協力 ・ その他本部長の命ずる事項

表2 警戒避難活動期の分掌事務

部 名	班 名	分 掌 事 務
企画観光部 【責任者】 ① 企画課長 ② 観光課長	企 画 班	・浸水危険、土砂災害危険区域住民への警戒呼びかけ ・住民等への活動喚起・行動指示 ・混乱防止の呼びかけ ・報道機関に対する報道協定要請 ・関係行政機関及び関係公共機関との連絡調整
	観 光 班	・観光客（帰宅困難者）の保護及び避難所への収容 ・観光客（帰宅困難者）への情報伝達 ・関係施設の緊急安全確保措置 ・その他本部長の命ずる事項
福 祉 部 【責任者】 ① 福祉課長 ② 子育て支援課長 ③ 保険健康課長	福祉班 子育て支援班 保険健康班	・社会福祉施設の被害状況調査及び応急措置 ・町営住宅等の被害状況調査及び緊急措置 ・保育園児、放課後児童クラブ利用児の避難及び保護 ・要配慮者の避難援護 ・避難所の開設及び管理運営 ・義援物資の取り扱い ・生活必需品の給与、貸与 ・食糧の給与、貸与 ・日本赤十字社、社会福祉協議会との連絡調整 ・身元不詳の被災死亡者に関する事項 ・被災地の防疫 ・被災傷病者の医療措置及び助産 ・医療施設の被害調査及び応急対策 ・医師及び助産師への協力要請 ・医療薬品衛生資材の確保及び配分 ・医療班の編成及び医療救護活動への協力 ・その他本部長の命ずる事項
環境整備部 【責任者】 ① 都市整備課長 ② 環境課長 ③ 上下水道温泉課長	都市整備班 環 境 班	・災害危険の大きい河川の被害調査、応急復旧 ・重要土木施設の危険情報及び被害状況の調査報告 ・救出及び道路復旧等のための建設業者との連絡調整・重要道路・橋梁の応急復旧 ・交通途絶箇所及び交通う回路線の標示 ・砂防、地すべり、なだれ防止施設の対策及びその復旧 ・その他本部長が命ずる事項
	上下水道温泉班	・重要水道施設の被害調査 ・重要施設に対する緊急給水 ・重要水道施設の応急復旧 ・その他本部長の命ずる事項

表2 警戒避難活動期の分掌事務

部 名	班 名	分 掌 事 務
教 育 部 【責任者】 ① 校教育課長 ② 生涯学習課長	学校教育班	・災害時の児童、生徒の保護・避難等 ・災害対策のための教職員の確保、動員 ・避難所の開設及び管理運営 ・その他本部長の命ずる事項
	生涯学習班	・避難所の開設及び管理運営 ・施設利用者の保護及び避難所への収容 ・施設利用者への情報の伝達 ・社会教育施設の緊急安全確保措置 ・災害対策活動に協力する社会教育団体等との連絡調整 ・その他本部長の命ずる事項

(注) 各班の責任者は副課長を基本とする。ただし、不在等の場合は、課長等が指名した5級以上の職員が担う。

表2 警戒避難活動期の分掌事務

部 名	班 名	分 掌 事 務
消 防 部 (消防警備本部) 【責任者】 ① 消防次長 ② 消防署長	本 部 班 消 防 班	(町消防計画による。)

第2節 警戒避難体制の確立及び重要事項の決定

活 動 概 要	担 当 課
【勤務時間外のみ】 1. 登庁までの協議・重要事項の決定 【勤務時間内のみ】 1. 重要事項の決定	総務防災課
2. 災害対策連絡会議の設置	
3. 災害対策本部の設置 3.1 災害対策本部の設置の決定 3.2 災害対策本部の設置準備 3.3 災害対策本部の設置 3.3.1 本部組織の確立 3.3.2 本部設置の通知及び公表 3.4 地域防災初動体制の確立	
4. 関係団体連絡員調整室の設置と運営	
5. 防災基幹施設に対する電力、通信等の優先復旧の要請 5.1 電力、通信機関等との連携強化 5.2 優先復旧方針の決定と実施	
6. 災害対策本部の解散	

【勤務時間外のみ】

1. 登庁までの協議・重要事項の決定

勤務時間外の突発的かつ局地的な豪雨等により災害の発生が予想される場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、以下の項目について協議し、必要な意思決定を行う。

この場合、総務防災課長は、一般加入電話（携帯電話を含む。）により、連絡可能な最上位意思決定者との間で協議し、必要な指示を得るとともに、迅速な判断を要求される事項については専決を仰ぐ。ただし、警報発表後の初期段階の体制については、単独で総務防災課があたるものとする。

- ① 災害対策本部の設置の決定
- ② 避難指示の決定
- ③ 自治会長、自主防災組織の長等に対する応急対策の要請
- ④ その他の重要事項の決定
 - ア. 配備体制の切り替え及び廃止
 - イ. 重要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針
 - ウ. 災害対策に要する経費
 - エ. その他

【勤務時間内のみ】

1. 重要事項の決定

勤務時間内に豪雨等により災害の発生が予想される場合、本部長、副本部長、本部員メンバーは、以下の項目について協議し、必要な意思決定を行う。

なお、迅速を要するときは、在庁（又は連絡可能な）最上位意思決定者において専決する。

- ① 災害対策本部の設置の決定
- ② 避難指示の決定
- ③ 自治会長、自主防災組織の長等に対する応急対策の要請
- ④ その他の重要事項の決定
 - ア. 配備体制の切り替え及び廃止
 - イ. 重要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針
 - ウ. 災害対策に要する経費
 - エ. その他

2. 災害対策連絡会議の設置

(1) 設置の時期及び目的

通常台風の接近、集中豪雨発生が予測される場合又は小規模災害発生時において、総務防災課長は総務部長に進言し、箱根町災害対策連絡会議の設置の指示を得るとともに、その情報収集及び対応策検討のため事務局を総務防災課に置く。

なお、総務防災課長不在の場合にあっては総務部長が、総務部長不在の場合にあっては副町長が職務を代行する。

⇒ 表1「風水害に伴う配備体制の種別及び基準」

表1 風水害に伴う配備体制の種別及び基準

種 別	設 置	配 備 体 制	配 備 時 期	解 散	備 考
災害対策本部が設置されない場合	準備配備体制	気象状況の推移によっては、災害が発生するおそれがあり、Ⅰ号配備以上の体制に迅速に移行するための連絡に必要な人員を配備する体制 また、自主避難及び高齢者避難受入のため、避難所の開設の配備を検討・実施する。	風水害に係る警報等から災害発生が予想されるが、状況判断が非常に困難な場合、万一に備えて速やかな措置がとれるよう、主として情報収集にあたる必要がある場合	警報解除後または気象予報等により今後、雨が強まる見込みがない場合 (総務部長承認後)	総務防災課企画課 状況に応じて前進基地及び避難所の開設
	Ⅰ号配備	災害対策本部を設置する程度に至らない災害時の防災体制で、情報収集・伝達及び危険箇所の巡視警戒にあたるとともに、小災害が発生した場合に対処し、状況により関連課とⅠ号配備体制をとる。	風水害に係る警報等が発せられ、被害の発生又は被害の発生が予想される場合	総務部長 (町長承認後)	災害対策連絡会議設置 前進基地避難所設置
災害対策本部が設置された場合	Ⅱ号配備	災害対策本部を設置し、各部班が速やかに防災活動が遂行できる体制	土砂災害警戒情報以上の気象警報(特別警報等)が発表され、現に災害が発生し、その状況から災害の拡大のおそれのある場合。	町長	災害対策本部設置 前進基地避難所設置
	Ⅲ号配備	要員の全員をもって当たる完全体制とし、状況により、応援組織が直ちに活動できる体制	町内全域にわたって災害が発生した場合、または局地的な災害により被害が特に甚大な場合		関係団体連絡員調整室設置

(2) 会議の構成

図1のとおり。

(3) 会議の開催

事務局において収集した情報に基づき、総括者は災害対策連絡会議を招集し、次の事項を審議検討する。

- ① 災害対策実施に必要な情報等の収集並びに分析、検討
- ② 災害対策準備体制及び警戒体制に関すること。
- ③ その他

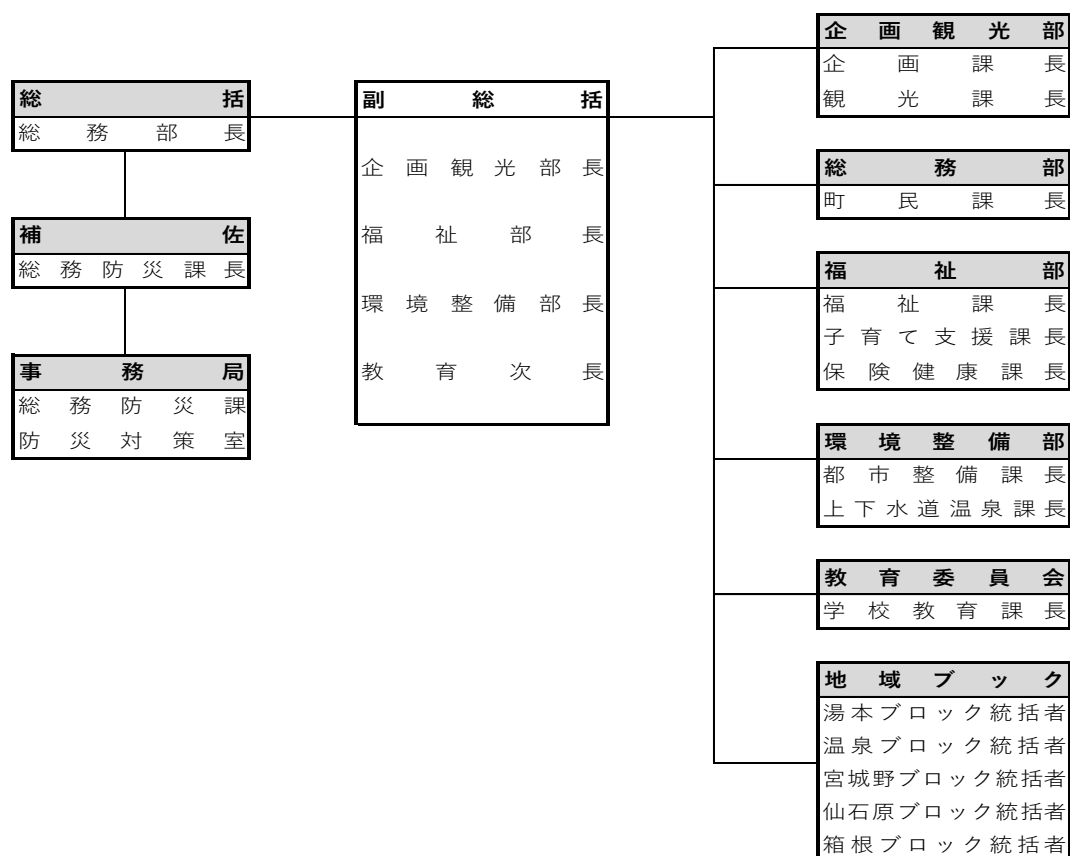


図1 災害対策連絡会議の構成

3. 災害対策本部の設置

3.1 災害対策本部の設置の決定

表1「風水害に伴う配備体制の種別及び基準」の基準を満たす場合、総務防災課長は、在庁（又は連絡可能な）最上位意思決定者等に進言し、箱根町災害対策本部の設置の指示を得る。

なお、総務防災課長不在の場合にあつては総務部長。なお、総務部長不在の場合には順次上位者に繰り上げる。

⇒ 表1「風水害に伴う配備体制の種別及び基準」

3.2 災害対策本部の設置準備

次の手順により、災害対策本部（室）の設置準備を行う。

- (1) 庁舎の被害状況（建物、室内、電気、通信機器）の把握、火気・危険物の点検を行い、災害対策本部機能の維持に支障がないかどうかを把握する。また、長時間停電する場合には、東京電力パワーグリッド(株)小田原支社に、高圧発電機車の配備を要請する。
- (2) 以上を総合的に判断して、庁内での災害対策本部設置の可能性を判断する。
- (3) 庁内に災害対策本部設置可能と判断した場合は、分庁舎第5会議室で災害対策本部室の設営に入る。

なお、庁内に災害対策本部を設営できないときは、町有施設の被害状況を調査し、代替設置をする。

- (4) 電話回線を確保する。
 - ① 衛星電話や災害時優先電話の使用ルールを確認する。
(例)・災害時優先電話は幹部職員が使用するものとする。
 - ② 一般加入電話のふくそうにより、防災対策に支障をきたした場合には、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、臨時電話等の配備等についてNTT東日本神奈川事業部と協議する。
- (5) 神奈川県庁（危機管理防災課）には県防災行政通信網を使用し、随時状況を報告する。（庁舎内の電気が停電した場合は、備え付けの発電機により電源を確保すること）
- (6) 来庁者、庁舎内にいる職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な場所へ誘導する。
- (7) テレビ、ラジオからの気象・災害情報の収集体制をとる。
- (8) 対策用地図（避難所、危険地域、消防団詰所、重要道路、給水拠点等、応急対策用に作成した1/1万～1/2.5万縮尺程度の地図）を用意する。
- (9) 被害状況等を表示するための掲示板を用意する。
- (10) 防災関係者の名簿・連絡先・連絡手段を用意する。
- (11) 応急対策に従事する者の、食糧の調達及び場所の確保を行う。

3.1 災害対策本部の設置

3.3.1 本部組織の確立

災害対策本部は、図2「箱根町災害対策本部の組織」に基づき確立する。

- (1) 本部会議
 - ① 開催
 - ア. 本部会議は、本部連絡員を通じて、本部長が必要のつど招集し、開催するものとする。
 - イ. 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、災害対策本部事務局長に申し出るものとする。
 - ウ. 課長である本部員は、それぞれの分掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
 - エ. 本部長は必要と認められるときは、防災関係機関・団体等を会議に出席させるものとする。

② 協議事項

協議事項の概要は、1の「登庁までの協議・重要事項の決定」、又は「重要事項の決定」に示した事項に同じである。

なお、本部会議を招集・開催するいとまのないときは、在庁（又は連絡可能な）最上位意思決定者において専決する。

③ 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、本部連絡員を通じて、速やかにその徹底を図るものとする。

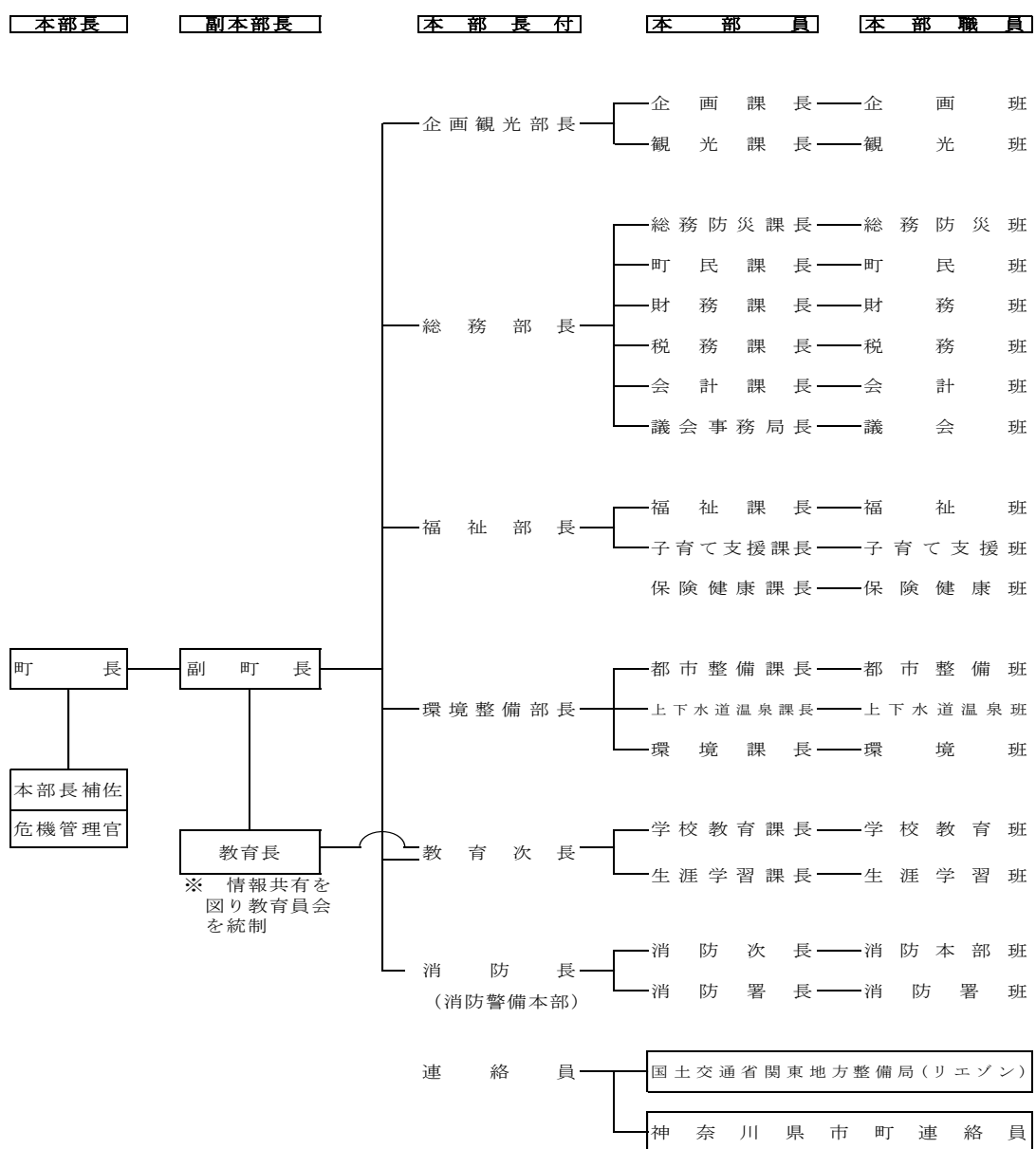


図2 箱根町災害対策本部の組織

(2) 本部事務局

① 構成

本部事務局は、表 2「本部事務局の構成」に示す職員で構成する。

表 2 本部事務局の構成

区 分		担 当 職	事 務 処 理 事 項
事 務 局 長		総 務 部 長	総 括
副事務局長		総 務 防 災 課 長	事 務 局 長 補 佐
事 務 局 員	本部連絡員	各課から 1 名	・ 本部長の命令の各部への伝達 ・ 本部会議と所属部との連絡 ・ 所属部の災害情報の収集
	その他の 事務局員	総務防災課 防災対策室	・ 災害情報の収集及び地震情報の収集 ・ 災害活動に関する情報の整備 ・ 部相互間の連絡調整

② 事務処理事項

- ア. 本部長の命令伝達
- イ. 本部員会議と所属部との連絡
- ウ. 部相互間の連絡調整
- エ. 災害活動に関する情報の管理と各部・関係機関との情報の共有化
- オ. 所属部の災害情報の収集及び地震情報の収集

③ 設置場所

本部事務局は、役場庁舎内の分庁舎 6・7 会議室に設置する。

(3) 本部連絡員

① 構成

本部連絡員は各課から 1 名を選任する。

② 執務

- ア. 本部長の命令の各部への伝達
- イ. 本部会議と所属部との連絡
- ウ. 所属部の災害情報の収集

3.3.2 本部設置の通知及び公表

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次のとおり通知及び公表するとともに、本部の標示板を本部設置施設正面玄関に掲示するものとする。

通 知 及 び 公 表 先	通 知 及 び 公 表 の 方 法	担 当
町 本 部 各 班 県 危 機 管 理 防 災 課 町 議 会 議 員 町防災会議の委員 自主防災組織（自治会長） 報 道 機 関 一 般 住 民	庁内放送又は電話 県防災行政通信網又は電話等 電話 電話 電話 電話、口頭、文章 同報無線及び広報車	総務防災課 総務防災課 議会事務局 総務防災課 町 民 課 企 画 課 総務防災課

3.4 地域防災初動体制の確立

危険が予想される場合には、町、消防団、自主防災組織、住民による地域防災初動体制（警戒避難体制）を確立する。この場合、それぞれの組織等は、それぞれの活動単位・活動地域において活動するのを原則とする。

災害対策本部が設置されたときは、箱根町災害対策本部職員は全力をもって警戒避難活動を遂行する。しかし、災害の状況によっては町職員だけでの人力（マンパワー）では対策に不備不足が生じる場合がある。そのためにも、住民の一人ひとりが、「自分の命は自分で守る。自分のまちは自分で守る」という自主防災の意識の基に災害を警戒し、必要な場合は自ら早めに避難するとともに、他の住民等に対し避難を呼びかけ・誘導する必要がある。また、要配慮者に対しては協力して避難誘導・搬送・援護活動に取り組むことが必要である。

そのため、風水害の発生が予想される場合には、本部と自治会長、自主防災組織の長等とが密接な連携を取り下記活動等に対し適切な応急対策活動を進めていく。

- (1) 災害の警戒
- (2) 早めの避難、避難の呼びかけ、避難誘導
- (3) 要配慮者の安否確認・保護及び避難が必要な場合の搬送
- (4) 避難所の開設・運営への協力又は自主的運営

4. 関係団体連絡員調整室の設置と運営

大規模災害に際して町内あるいは町に係わる防災関係機関及び団体と有機的な協力関係を確保し、各種災害情報の共有化、活動方針の統一を図り、総力をあげた防災活動の円滑な実施を目的として関係団体連絡員調整室を設置する。

⇒ 表1 「風水害に伴う配備体制の種別及び基準」

関係団体連絡員調整室は災害対策本部の設置と同時に設置し、併せて関係団体等に連絡員の派遣を依頼し、上記活動方針等について協議するものとする。

関係団体連絡員調整室の室長には総務防災課長、室員には総務防災課職員をあてる。

関係団体連絡員調整室では、各団体等と密接な連携を取り下記の応急対策活動を進め

るものとする。

- (1) 災害の警戒
- (2) 早めの避難、避難の呼びかけ、避難誘導
- (3) 要配慮者の安否確認・保護及び避難が必要な場合の搬送
- (4) 観光客（帰宅困難者）の避難誘導・保護
- (5) 避難所の開設・運営への協力又は自主的運営
- (6) 生き埋め現場等の把握と救出
- (7) 負傷者等への応急救護及び搬送
- (8) 被災者に対する給食・給水等の援護活動

この場合、あくまでも災害発生前の警戒活動を中心にした活動に重点を置き、それに関係する団体・機関を中心に関係団体連絡員調整室を設置する。その点では、地震災害時の構成団体・機関とは若干異なることが考えられる。

なお、既に災害が発生した場合には、団体の構成は地震災害発生時に準じることになる。

5. 防災基幹施設に対する電力、通信等の優先復旧の要請

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第2節「初動活動体制の確立及び重要事項の決定」5「防災基幹施設に対する電力、通信等の優先復旧の要請」を準用する。

6. 災害対策本部の解散

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第2節「初動活動体制の確立及び重要事項の決定」6「災害対策本部の解散」を準用する。

第3節 動員配備

活 動 概 要	担 当 課
【勤務時間外のみ】 1. 参集	(各 職 員)
【勤務時間外のみ】 2. 夜間等における当直者の業務	(当 直 者)
3. 動員配備の区分の決定	総務防災課
4. 動員の実施	
5. 災害信号（水防信号）	

【勤務時間外のみ】

1. 参集

勤務時間外の職員にあつては、気象情報に傾注し、第2節「警戒避難体制の確立及び重要事項の決定」表1「風水害時の配備体制の種別及び基準」及び災害時職員配備体制マニュアルにより動員指令を受けたときは、直ちにあらゆる手段をもって所定の参集場所に参集し、所定の活動に従事する。

⇒ 第2節「警戒避難体制の確立及び重要事項の決定」表1「風水害時の配備体制の種別及び基準」

【勤務時間外のみ】

2. 夜間等における当直者の業務

当直者は、夜間等に緊急災害情報を受けたときは、直ちに災害時職員配備体制マニュアルの宿・日直者の主な役割により関係者に連絡し、その指示を受けて適切な措置を講じなければならない。

3. 動員配備の区分の決定

風水害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合、総務防災課長は、第2節「警戒避難体制の確立及び重要事項の決定」表1「風水害時の配備体制の種別及び基準」及び災害時職員配備体制マニュアルを基に、総務部長（災害対策連絡会の場合）、町長（災害対策本部の場合）と協議し、動員配備の区分を決定する。

なお、迅速を要する場合には、在庁（又は連絡可能な）最上位意思決定者において専決する。

⇒ 第2節「警戒避難体制の確立及び重要事項の決定」表1「風水害時の配備体制の種別及び基準」

4. 動員の実施

(1) 動員の実施者

① 動員は災害対策本部長（町長）の命により各部長が行い、各部長は動員の状況を本部長に常に報告しなければならない。

② 動員について各部に調整の必要があるときは、本部長が行うものとする。

(2) 動員指令の職員への連絡

災害対策本部の各部長は、勤務時間外においても遅滞なく職員の招集が行われるようあらかじめ定められた方法により動員指令を職員へ連絡する。

この場合、職員の招集にあたっては電話、メール、伝令その他適切な方法による。

5. 災害信号（水防信号）

⇒ 資料編資料－41「災害信号」

⇒ 第5編「特殊災害対策計画」第4章「消防計画」第2節「消防応急対策計画」8
「災害信号」

第4節 避難指示、避難所の開設等

活 動 概 要	担 当 課
1. 初動避難等	自主防災組織 (自治会) (住民)
2. 避難の指示等 2.1 避難指示等の実施機関 2.2 避難指示の方法 2.3 避難指示等を実施する基準 2.4 避難指示等の伝達方法 2.5 避難指示等を実施した場合の報告	総務防災課 災害対策本部事務局
3. 避難誘導及び移送	自主防災組織 自治会 住民 関係事業所職員 総務防災課 福祉課 町民課
4. 避難所の開設 4.1 避難所の開設 4.2 災害救助法が適用された場合	学校教育課 生涯学習課 福祉課 子育て支援課 総務防災課 町民課
5. 観光客（帰宅困難者）に対する避難措置	観 光 課
6. 学校、病院等の避難措置 6.1 学校等における避難措置 6.2 病院等における避難措置	学 校 等 病 院 等
7. 避難指示の解除	災害対策本部事務局

1. 初動避難等

第2編「地震対策計画」第9節「避難指示、避難所の開設等」1「初動避難等」を準用する。

2. 避難指示等

2.1 避難指示等の実施機関

第2編「地震対策計画」第9節「避難指示、避難所の開設等」2.1「避難指示等の実施機関」を準用する。

2.2 避難の勧告・指示の方法

第2編「地震対策計画」第9節「避難指示、避難所の開設等」2.2「避難指示の方法」を準用する。

2.3 避難指示等を実施する基準

避難指示を実施する基準として、以下のものが考えられる。

- (1) 気象庁から大雨、暴風、洪水、暴風雪、大雪等災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断されるとき。
- (2) 関係官公署から豪雨、台風、山崩れ、土砂崩れ、浸水等の災害に関する通報があり避難を要すると判断されるとき。
⇒ 表1「段階的に発表される防災気象情報と対応する行動」
- (3) 河川が警戒水位を超過し、洪水のおそれがあるときは、第4節「土砂災害の予防」2.6「洪水・土石流への対応」(1)段階に応じた対応によるものとする。
- (4) 土石流のおそれがあるときは、第4節「土砂災害の予防」2.6「洪水・土石流への対応」(3)土石流に対する警戒基準（自主避難）及び避難基準（避難勧告）による対応によるものとする。
- (5) 総雨量が多く、かつ強い雨が続くとき、又は時間雨量が特に多いとき。
- (6) 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。
- (7) 地すべり、山崩れ等により著しい危険が切迫しているとき。

急傾斜地崩壊危険（がけ崩れ、山崩れ）に関しては、「急傾斜地崩壊危険区域における災害防止に関し市町村地域防災計画に定める事項について（昭和44年8月20日消防防第328号 各都道府県防災主管部長あて、消防庁防災救急課長）」に示されている表1の基準（基準雨量例）を参考にする。

⇒ 表2「急傾斜地崩壊危険に対する基準雨量例」

2.4 避難指示等の伝達方法

第2編「地震対策計画」第9節「避難指示、避難所の開設等」2.3「避難指示等の伝達方法」を準用する。

2.5 避難指示等を実施した場合の報告

第2編「地震対策計画」第9節「避難指示、避難所の開設等」2.4「避難指示等を

実施した場合の報告」を準用する。

3. 避難誘導及び移送

第2編「地震対策計画」第9節「避難指示、避難所の開設等」3「避難誘導及び移送」を準用する。

表1 「段階的に発表される防災気象情報と対応する行動」

避難情報	町民等がとるべき行動	対象地域
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	「災害への心構えを高める」 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	町内全域
【警戒レベル2】 大雨・洪水 注意報 (気象庁が発表)	「自らの避難行動を確認」 ・洪水ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	町内全域
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	「危険な場所から高齢者等は避難」 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
	【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	川の水位が氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位の区域
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	「命の危険直ちに安全確保」 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	対象地域

表2 急傾斜地崩壊危険に対する基準雨量例

前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合	対 応
当日の日雨量が50mmを超えたとき。	当日の日雨量が80mmを超えたとき。	当日の日雨量が100mmを超えたとき。	【第1警戒態勢】 危険区域の警戒巡視、住民等に対する広報等を実施する。
当日の日雨量が50mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。	【第2警戒態勢】 住民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の処置を実施する。

(注1) 降雪、融雪時並びに地震、地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

(注2) 雨量測定開始時期は、神奈川県西部または西湘に大雨注意報が発表された時期又はあらかじめ町長が定めた時期若しくは町長の命令による時期とするが警戒態勢に入ってから測定間隔は10分～30分とする。

(注3) 本表の「第1警戒態勢」は第3節「動員配備」に示した「風水害に伴う配備体制の種別及び基準」の「警戒配備」に、「第2警戒態勢」は同「災害対策本部1号配備」におおむね対応する。

(注4) 「連続雨量」の定義は示されていないが、ここでは先行雨量と同様と考える。この場合、簡単には前1週間の雨量合計を用いても良いが、以下のように各日雨量に重みづけした値を用いた方がより合理的と考えられる。

$$\begin{aligned} \text{「連続雨量」} = & P_0 + 0.9 P_1 + 0.92 P_2 + 0.93 P_3 + 0.94 P_4 + 0.95 P_5 \\ & + 0.96 P_6 + 0.97 P_7 \end{aligned}$$

ここに、 P_0 : 当日雨量、 P_n : n 日前の日雨量（ここでは7日前まで）

4. 避難所の開設

第2編「地震対策計画」第9節「避難指示、避難所の開設等」4「避難所の開設」を準用する。

5. 観光客等に対する避難措置

第2編「地震対策計画」第9節「避難指示、避難所の開設等」5「観光客（帰宅困難者）に対する避難措置」を準用する。

6. 学校、病院等の避難措置

6.1 学校等における避難措置

避難の必要がある場合、小、中、高等学校及び幼稚園並びに保育所（以下「学校等」という。）の施設長は、次により児童、生徒、園児を迅速かつ適切に避難させる。

- (1) 教職員により、人員の確認と同時に職員の手分けにより、校舎内を巡回し、残留している児童、生徒、園児の有無のほか、火気の始末等を確認する。
- (2) 施設長は警報の発令等の情報を収集、把握し、校外避難の必要を認めたときは避難マニュアルにより所定の避難場所に誘導し、収容する。
- (3) 避難場所に収容後の措置

学校長等は所定の避難場所に児童生徒を収容し、避難マニュアルに従い保護者等に引き渡すことを原則とする。

6.2 病院等における避難措置

第2編「地震対策計画」第9節「避難指示、避難所の開設等」6.2「病院等における避難措置」を準用する。

7. 避難指示等の解除

第2編「地震対策計画」第9節「避難指示、避難所の開設等」7「避難指示の解除」を準用する。

第5節 気象予報及び降雨情報等の収集伝達

活 動 概 要	担 当 課
1. 気象注意報・気象警報等の受領・伝達 1.1 気象・水象・水防予警報の定義及び種別発表基準 1.2 気象注意報・気象警報等の受領・伝達	総務防災課
2. 河川水位、独自観測雨量情報の収集分析	

1. 気象注意報・気象警報等の受領・伝達

1.1 気象・水象・水防予警報の定義及び種別発表基準

(1) 予報・警報等の定義

種 別	定 義
予 報	観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。
注 意 報	被害が起きるおそれがあると予想され場合に、その旨を注意して行う予報
警 報	重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合に、その旨を警告して行う予報
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表し、最大限の警戒を呼び掛ける予報
気象情報	気象の予報などについて、注意報、警報に先立って注意を喚起したり、注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの

(2) 天気予報の発表時刻と予報期間等

区 分	発表時刻	予 報 期 間
朝予報	5 時	今日、明日
午前予報	11 時	今日、明日、明後日
午後予報	17 時	今夜、明日、明後日

区 分	定 義
今 日	発表時刻から24時まで
今 夜	発表時刻から24時まで
明 日	明日0時から24時まで
明 後 日	明後日の0時から24時まで

(3) 注意報・警報及び発表基準

気象業務法に基づき、横浜地方気象台が発表する一般の利用に適合する注意報・警報の発表基準は、被害等が予想され、次の条件に該当する場合である。

① 気象注意報

種 類		発表のための気象条件（被害が予想される状況）
気 象 注 意 報	強風注意報	平均風速：毎秒 12m以上
	風雪注意報	平均風速：毎秒 12m以上で雪を伴う。
	大雨注意報	表面雨量指数基準：17 土壌雨量指数基準：110
	大雪注意報	降雪の深さ：山地：12 時間降雪の深さ 10 cm以上 ：平地：12 時間降雪の深さ 5 cm以上
	洪水注意報	流域雨量指数基準：早川流域=20.9 須雲川流域=11.2 複合基準：早川流域＝（16, 20.9）※1
	波浪注意報	－
	高潮注意報	－
	濃霧注意報	視程：100m以下
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	最小湿度 35%以下 実効湿度 55%以下
	着氷・着雪 注意報	著しい着氷（雪）が予想される場合
	低温注意報	夏期：最低気温 16℃以下が数日継続 冬期：最低気温 -5℃以下
	融雪注意報	－
	なだれ注意報	－
	霜注意報	最低気温が 4℃以下 晩霜期

※1 複合基準：表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値

② 気象警報

種 類		発表のための気象条件（重大な災害が予想される場合）
気 象 警 報	暴風警報	平均風速：毎秒 25m以上
	暴風雪警報	平均風速：毎秒 25m以上で雪を伴う。
	大雨警報	表面雨量指数基準：22 土壌雨量指数基準：168
	大雪警報	降雪の深さ：山地：12 時間降雪の深さ 30 cm以上 ：平地：12 時間降雪の深さ 10 cm以上
	洪水警報	流域雨量指数基準：早川流域＝26.2 須雲川流域＝14.1 複合基準：早川流域＝－ ※1
	波浪警報	－
	高潮警報	－

※1 複合基準：表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値

③ 気象特別警報

現象の種類	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波となると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注)発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断します。

④ 水防活動用注意報

区分	種 別	発表のための気象条件（予想される状況）
水防活動用報	水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える。
	水防活動用高潮注意報	高潮注意報をもって代える。
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報をもって代える。

⑤ 水防活動用警報

区分	種 別	発表のための気象条件（予想される状況）
水防活動用報	水防活動用気象警報	大雨警報をもって代える。
	水防活動用高潮警報	高潮警報をもって代える。
	水防活動用洪水警報	洪水警報をもって代える。

(4) 予報・警報等の地域細分

① 地域細分発表の方法

必要に応じて県内を東部・西部又は東部と西部をさらに細分し、それぞれの地域に対して注意報・警報等を行うことができる。

② 細分地域別郡市

一次細分区域	二次細分区域	細分区域に含まれる郡市町村
東 部	横 浜・川 崎	横浜市、川崎市
	湘 南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市 座間市、綾瀬市 高座郡（寒川町）、中郡（大磯町、二宮町）
	三 浦 半 島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市 三浦郡（葉山町）
西 部	相 模 原	相模原市
	県 央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛甲郡（愛川町、清川村）
	足 柄 上	南足柄市 足柄上郡（中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）
	西 湘	小田原市 足柄下郡（箱根町、真鶴町、湯河原町）

③ 予報・警報等地域細分図



図1 予報・警報等地域細分図

(5) 予報・警報等の文中に用いる用語

横浜地方気象台は、細分地域以外の地域用語を次のとおり使い分け、予報・警報等の文中に用いる。

ア. 山 地：山の多いところ

イ. 平 地：「平野」と「大きな盆地」

ウ. 沿岸の海域：海岸からおおむね 20 海里（約 37 km）以内の水域

エ. 海岸地方：陸と海の相接する地帯

(6) 記録的短時間大雨情報

数年に 1 回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、または解析したことを発表する情報。神奈川県西部の発表基準は、1 時間雨量 100 mm とする。

(7) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待 機	1. 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らして差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報、警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川海岸等の状況により必要と認めるとき
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、警戒水位を超えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川海岸等の状況により必要と認めるとき
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又は既に警戒水位を超え、災害のおこるおそれがあるとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	警戒水位以下に下降したとき。又は警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川、河岸等の状況が消したと認めるとき。

⇒ 資料編資料－41「災害信号」

1.2 気象注意報・気象警報等の受領・伝達

(1) 注意及び警戒の喚起

横浜地方気象台は、気象、洪水等による災害及び被害の発生するおそれがある場合に市町村単位で注意報又は警報を発表し、町民や防災関係機関の注意や警戒を喚起する。また、警報の発表基準をはるかに超える豪雨が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合は、特別警報を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。

特別警報が発表された場合、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあり、町民は周囲の状況や町から発表される避難勧告・避難指示などの情報に留意し、直ちに命を守るための行動をとる必要がある。

(2) 気象通報系統

① 気象通報系統

⇒ 図2「気象通報組織図」

② 町内気象通報系統

一般的には図2の通報系統を原則とするが、町内の通報組織は図3のとおりである。

⇒ 図3「町内気象通報組織図」

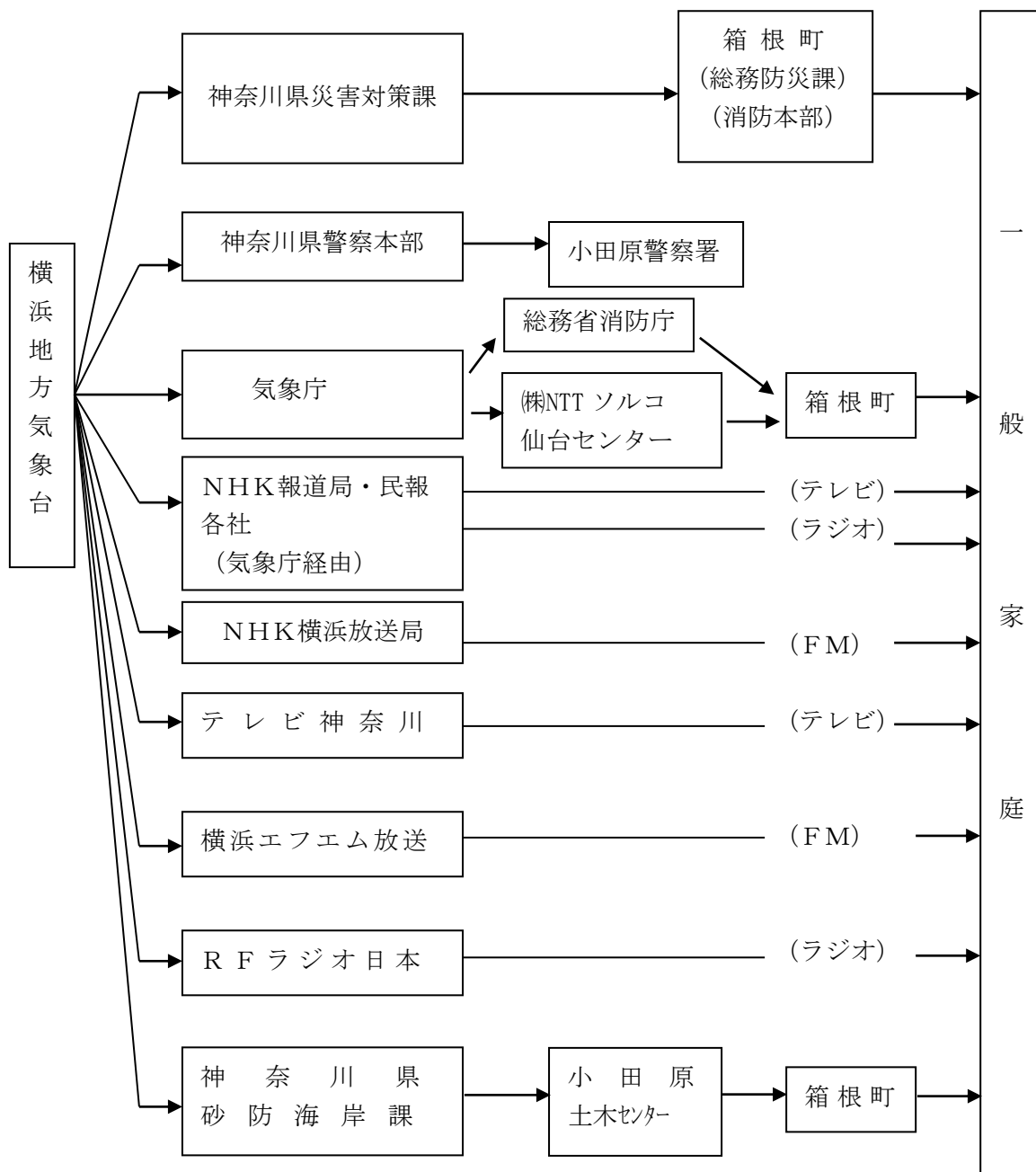


図2 気象通報組織図

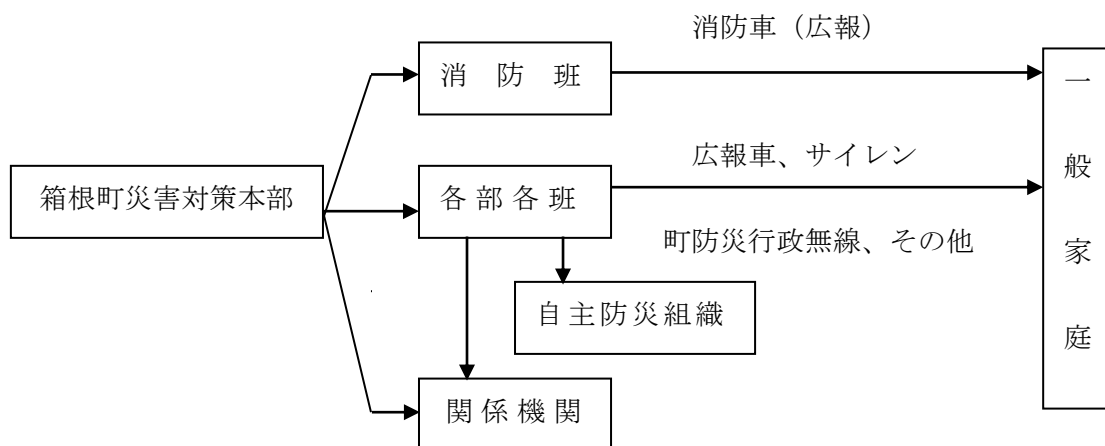


図3 町内気象通報組織図

(3) 町役場及び消防本部における措置

- ① 総務防災課長及び消防長は警報等を受領した場合は、速やかに上司に報告するとともに、関係各課等の長に伝達する。また、必要と認める場合は、関係機関、一般住民に伝達すべき措置を講ずる。
- ② 総務防災課長及び消防長から伝達を受けた関係各課等の長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係機関等に伝達する。

(4) 受伝達の留意事項

警報等の内容を全文伝達することは、相当時間を要し機を失することもあるので通常別記様式により受伝達の迅速化を図るものとする。

なお、関係各課等にはこれを回布して伝達することができる。

2. 河川水位、独自観測雨量情報の収集分析

突発的かつ局地的な集中豪雨、土砂災害に対処するためには、気象官署の情報の他、当該地域に即した独自情報の収集分析が重要である。このため、

- ① 関係機関・関係課による河川水位情報
- ② 箱根町消防本部設置の雨量観測施設及び神奈川県小田原土木センター管内雨量情報（表1参照）を災害対策本部において収集、分析する。

表1 雨量計設置場所－災害対策用－

消防本部設置雨量計	県小田原土木センター管内雨量計		
消防本部	塔ノ峰	宮城野	屏風山
湯本分署	白銀山	明神ヶ岳	箱根園
仙石原分署	浅間山	長尾峠	湖尻峠
箱根分署	須沢	大涌谷	

第6節 警戒避難活動期の情報管理

活 動 概 要	担 当 課
1. 警戒避難活動に係わる情報の収集と報告 1.1 警戒避難活動に係わる情報の収集と本部での集約 1.1.1 勤務時間外 1.1.2 勤務時間内	総務防災課 消防本部・署
1.2 警戒避難活動に係わる情報に基づく意思決定及び情報の共有化	災害対策本部事務局
1.3 警戒避難活動に係わる情報の県への報告	災害対策本部事務局
2. 住民等からの通報等への対応	災害対策本部事務局 関係本部

1. 警戒避難活動に係わる情報の収集と報告

1.1 警戒避難活動に係わる災害情報の収集と本部での集約

1.1.1 勤務時間外

(1) 宿・日直者のとるべき対応

災害時職員配備体制マニュアルの「宿・日直者の主な役割」のとおり

(2) 収集情報

警戒避難活動期において収集すべき情報は、第1節「警戒避難活動期の活動一覧表及び事務分掌」表1「警戒避難活動期の活動一覧表」に示されている「警戒避難活動の判断情報」とする。

(3) 収集方法

① 降雨情報の収集

以下の機関等から収集する。

ア. 横浜地方気象台、神奈川県

イ. 県小田原土木センター設置雨量観測施設、箱根町消防本部設置雨量観測施設

⇒ 第5節「気象予報及び降雨情報等の収集伝達」

② 河川水位、災害事象に関する情報の収集

以下の方法により収集する。

ア. 消防本部・署、消防団は、警戒避難活動に係わる情報を収集し、消防警備本部へ報告する。消防警備本部は情報を整理して災害対策本部へ報告する。

イ. 総務防災課は所定の場所に行き、地域内の情報を収集し、災害対策本部へ報告する。

ウ. 担当課以外の町職員においても、参集途上に情報を収集する。その結果は、参集後直ちに、災害対策本部事務局へ報告する。

エ. 町及び箱根町消防本部への住民からの通報も判断材料とする。

1.1.2 勤務時間内

1.1.1「勤務時間外」の(2)、(3)を準用する。

1.2 警戒避難活動に係わる情報に基づく意思決定及び情報の共有化

(1) 災害対策本部事務局においては、降雨情報、河川水位情報、災害事象に関する情報を分析し、警戒の呼びかけ、避難準備の呼びかけ、避難の勧告・指示等の必要性の有無を判断し、最上位意思決定者へ進言する。

(2) 最上位意思決定者はその進言をもとに意思決定を行う。

⇒ 第2節「警戒避難活動体制の確立及び重要事項の決定」

(3) これらの情報については、本部員、本部連絡員において（適宜、全職員においても）共有化を図り、活動に統一性を与える。

1.3 警戒避難活動に係わる情報の県への報告

町内における降雨の状況、災害事象の状況、警戒避難活動の状況等を県に対し適時報告する。

(1) 報告手段・方法

報告の手段として、神奈川県が導入している災害情報管理システムの運用方法は、次のとおりである。

① 災害時等運用

土曜日及び年始年末を除く平日の、9時から16時30分以外に、次のいずれかの事象が発生した場合に運用する。

ア. 地震災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。

イ. 県内に大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪警報のいずれかが発表されたとき。

ウ. その他県危機管理対策課が必要と認めるとき（大規模林野火災、石油コンビナート事故等）。

② 被害情報及び災害復旧情報の入力手順

ア. 災害時運用開始の連絡（県総務室⇒箱根町、県防災行政通信網等により）

イ. 災害名の登録通知と被害情報等の報告依頼（同 上）

ウ. 被害情報等の入力及び更新・相互確認（箱根町⇄県総務室）

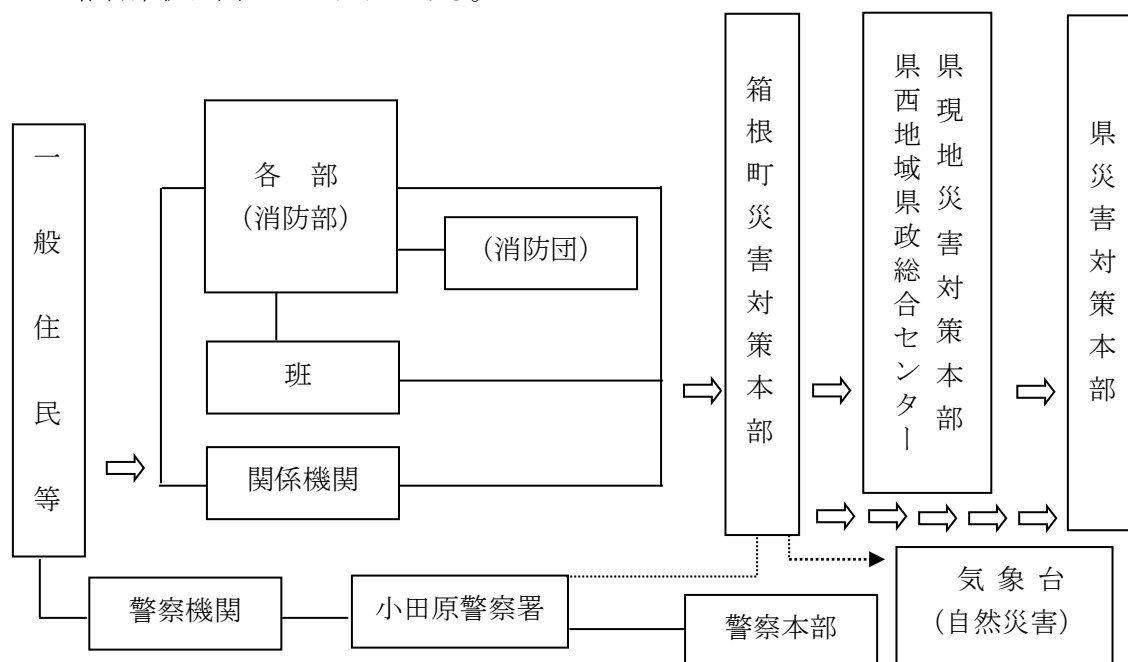
エ. 被害情報等の確定（箱根町⇒県総務室）

③ 代行入力

端末機及び回線の障害等により、被害情報等に入力が端末機から行えない場合は、システム運用要綱に定める様式で県防災行政通信網等により報告を行う。

(2) 報告系統

報告系統は図1のとおりである。



※ 県現地災害対策本部が設置されない場合は、県災害対策本部へ報告する。

なお、災害のおそれがある場合は、災対法第54条第4項に基づき、横浜地方気象台へ報告する。

図1 報告系統

なお、県に報告できない場合（法第 53 条第 1 項括弧書）等の災対法第 53 条に基づく被害状況等の報告ルートは、図 2 のとおりである。

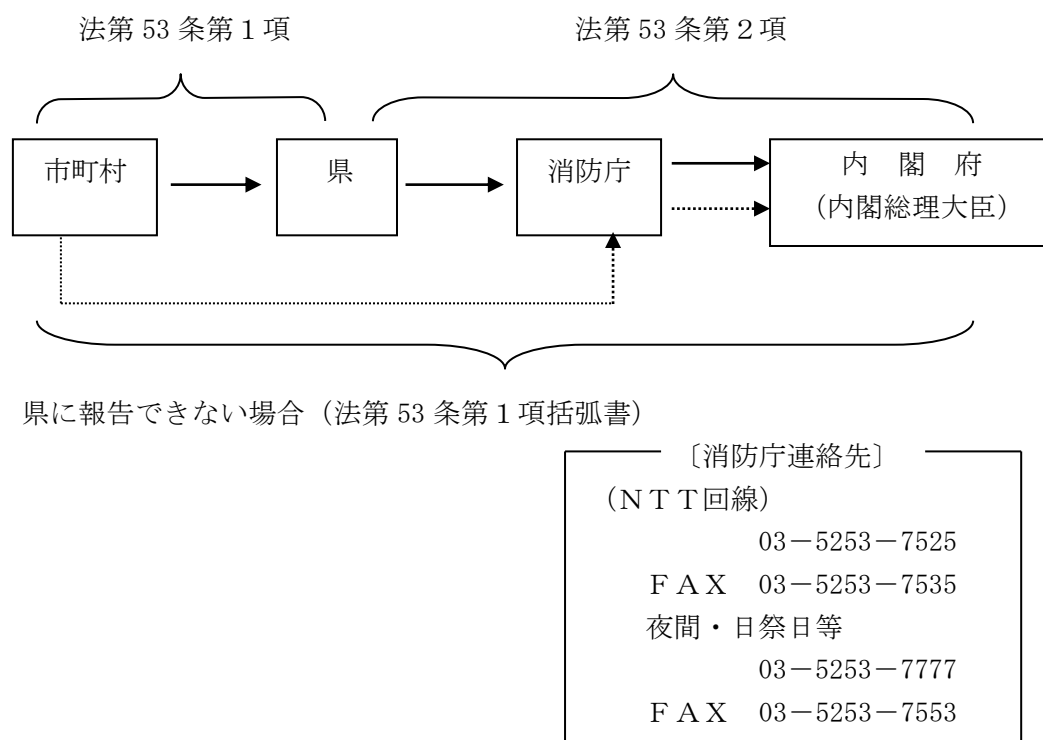


図 2 災対法第 53 条に基づく被害状況等の報告ルート

(3) 報告様式

① 災害発生報告

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害の状況、災害防除上必要と認められる事項に対し、既の実施しあるいは実施しようとする応急対策活動の概要について以下の様式により報告する。

⇒ 様式編様式-2「人的・建物被害等（災害発生、被害中間）報告」

⇒ 様式編様式-3「公共施設等被害（災害発生、被害中間）報告」

② 被害中間報告

被害状況が判明次第逐次報告するもので、被害数の増加等先に報告した事項に変更があるときは、その都度変更の報告を上記①の様式で行う。

2. 住民等からの通報等への対応

災害時においては、町内外から安否情報や各種災害に関する問い合わせが殺到することが予想される。この対応を誤ると防災活動の支障になることも考えられる。

住民等からの通報等に対しては本部事務局で対応するが、以下の点に留意する。

- ① 代表電話受付方式を停止し、ダイヤルイン（直通）方式に切り替える。同時に、外部からの電話を受け付ける電話番号を数回線分指定し、公表する。

この場合、災害時優先電話の電話番号を指定しないようにする。

- ② 広報担当において、通報状況をモニターし、必要があれば、マスコミ機関の協力を要請し、不要不急の通報の自粛を促す。

また、ライフラインに関する問い合わせが集中することも予想されるため、関係団体連絡員調整室を通じて、関係機関においてこれらの問い合わせニーズに対応できる体制をとるよう要請する。

⇒ 第2節「警戒避難体制の確立及び重要事項の決定」4「関係団体連絡員調整室の設置と運営」

⇒ 第8節「警戒避難活動期の広報」

第 7 節 情報通信体制の確立

第 2 編「地震対策計画」第 2.1 章「初動対応期」第 5 節「情報通信体制の確立」を準用する。

第8節 警戒避難活動期の広報

活 動 概 要	担 当 課
1. 基本方針	企 画 課
2. 町（災対本部）が実施する広報 2.1 広報内容 2.2 広報方法	
3. 報道機関に対する広報要請並びに発表 3.1 放送局に対する広報要請 3.2 報道機関に対する発表 3.3 報道機関へ要請並びに発表する広報内容	
4. ライフライン関係機関等への要請	
5. 広報文案	

1. 基本方針

警戒避難活動期には、人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先する。

2. 町（災対本部）が実施する広報

2.1 広報内容

(1) 危険の予想される地域住民等への活動喚起・行動指示

この広報は、第6節「警戒避難活動期の情報管理」において収集された警戒避難活動の判断情報を、第1節「警戒避難活動期の活動一覧表及び事務分掌」資料1「警戒避難活動期の活動一覧表（概要）」及び第4節「避難の勧告・指示、避難所の開設等」2.3「避難の勧告・指示を実施する基準」と照合した結果、風水害による危険が接近したと判断される場合において、危険地域住民に対し迅速に実施する。

- ① 警戒呼びかけ
- ② 避難準備の呼びかけ
- ③ 避難の勧告・指示の伝達
- ④ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

(2) 観光客（帰宅困難者）への行動指示

(3) 地区別の避難所

(4) 避難に際しての留意点

⇒ 第4節「避難の勧告・指示、避難所の開設等」2.4「避難の勧告・指示等の伝達方法」

(5) 混乱防止の呼びかけ（不確実な情報にまどわされない、テレビ・ラジオから情報入手するように等）

(6) 安否情報については、「災害用伝言ダイヤル『171』を活用する」よう広報

(7) その他

上記の他、広報担当者は、災害対策本部事務局と緊密な連絡を図り、住民等からの通報内容のモニター結果及び担当部等が把握した災害情報等から、住民等の情報ニーズを分析し、それに即応した広報を実施する。

2.2 広報方法

第2編「地震災害対策計画」第2.1章「初動対応期」第6節「初動対応期の広報」

2.2「広報方法」を準用する。

3. 報道機関に対する広報要請並びに発表

3.1 放送局に対する広報要請

第2編「地震災害対策計画」第2.1章「初動対応期」第6節「初動対応期の広報」

3.1「放送局に対する広報要請」を準用する。

3.2 報道機関に対する発表

第2編「地震災害対策計画」第2.1章「初動対応期」第6節「初動対応期の広報」

3.2「報道機関に対する発表」を準用する。

3.3 報道機関へ要請並びに発表する広報内容

- ① 警戒避難活動を効果的に実施するための行動指示等〔要請〕
2.1の(1)、(2)の内容に準じる。
- ② 災害対策本部の設置の有無〔発表〕
- ③ 避難状況等〔発表〕
- ④ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
- ⑤ 箱根町の被害状況〔発表〕
- ⑥ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕
(例)・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
・安否情報については、災害用伝言ダイヤル『171』を活用してほしい。
- ⑦ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）
〔発表、要請〕
- ⑧ 電気、電話、上下水道等ライフラインの状況（被害状況、復旧見通し等）
〔発表、要請〕
- ⑨ 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）
〔発表、要請〕

4. ライフライン関係機関等への要請

第2編「地震災害対策計画」第2.1章「初動対応期」第6節「初動対応期の広報」

4「ライフライン関係機関等への要請」を準用する。

5. 広報文案

⇒ 〔文案1〕～〔文案5〕

〔文案1〕 大雨に関する情報の周知と住民への注意喚起

（梅雨）前線による大雨に関する情報について、お知らせします。
（梅雨）前線が引き続き停滞し、これから夜半にかけて（梅雨）前線が活発になるおそれがありますので、今後の雨の降り方に十分注意してください。
また、災害を未然に防ぐためにも、家のまわりに山やがけ地があるお宅は、斜面に亀裂や異常出水が起きていないか点検し、異常があれば早めに避難してください。
雨は、今後も降り続く見込みです。テレビやラジオ等の気象情報に注意してください。
（なお、〇〇公民館、◇◇小学校体育館は、特に危険地区にお住まいの方のために、避難所として開放していますのでご利用ください。）

〔文案２〕 大雨・洪水警報に伴う被害の発生が予測される場合の周知と避難準備の
よびかけ

大雨・洪水警報が発表されました。
河川の氾濫のほか、山やがけが崩れる恐れがあります。
停電や断水の恐れがあります。
いつでも避難できるよう準備してください。
テレビやラジオの情報に注意してください。
（断水に備えて、飲料水をためてください。）
（危険が迫っていますが、落ち着いて行動してください。）

〔文案３〕 避難指示

町災害対策本部からお知らせします。
町内全域で電気、ガス、水道がストップしています。
現在、風雨は小康状態ですが、前線は依然停滞し、これから夕方にかけて雷を伴って 1
時間に 50 ミリ以上の雨が降るおそれがあります。
△△地区以外でも山崩れ、がけ崩れ、土石流等の発生が予想されます。がけの近くの
住宅や浸水の恐れがある区域にお住まいの方は、（隣近所声を掛け合って）最寄りの避
難所に避難してください。
避難所は、△△小学校、◇◇公民館です。
なお、避難の際は、がけの周辺等危険な箇所を避け、安全な経路で避難してください。

〔文案４〕 避難指示（がけ崩れ）

災害対策本部からお知らせします。
〇〇地区で、がけ崩れが発生しました。
〇〇地域、□□地域の方は、至急避難してください。
避難所は、□□中学校、△△小学校、又は◇◇公民館です。
最寄りの避難所へ、隣近所声を掛け合って避難してください。
また、避難する場合は、川沿いやがけの周辺等危険な箇所を避け、あわてず、落ち
着いて行動してください。

〔文案５〕 避難指示（洪水）

〇〇地区で、〇〇川が氾濫しました。
氾濫区域が、広がるおそれがあります。
〇〇地区の人は、直ちに〇〇公民館に避難してください。
お互いに助け合って直ちに避難してください。
（係員の指示にしたがってください。）

第 9 節 救出活動

活 動 概 要	担 当 課
1. 救 出 1.1 救出対象者 1.2 救出活動	消防本部・署 (都市整備課) (自主防災組織) (土木建設業者)
2. 関係機関等との連携	災害対策本部 (関 係 課)
3. 災害救助法が適用された場合	

1. 救 出

1.1 救出対象者

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者で、次のような状態にある者

- (1) 火災時に火の中に取り残された者
- (2) 災害の際に洪水と共に流されたり、又は孤立した地点に取り残された者
- (3) 倒壊家屋の下敷きになった者
- (4) 土石流、地すべり等により生き埋めになった者
- (5) 大規模な爆発、交通事故による集団的大事故の発生のため救出を要する者

1.2 救出活動

風水害時において、救出を要する者が生じた場合、以下により対応する。

- (1) 救出活動は第一次的には消防本部・署が実施する。
- (2) 消防本部・署は、救出活動にあたっては、(都市整備課等)、所轄警察署(小田原警察署)、建設業者等の関係機関と十分な連携を図り実施する。
⇒ 資料編資料-10 「箱根町建設業協会会員」
⇒ 資料編資料-11 「土木請負業者所有機械」
- (3) 上記体制において救出が困難と認められるときは、町災害対策本部を通じ県災害対策本部に対し必要な救助隊(消防、警察、自衛隊等)の派遣を要請する。

2. 関係機関との連携

第2編「地震災害対策計画」第2.1章「初動対応期」第7節「救出活動」2「関係機関との連携」を準用する。

3. 災害救助法が適用された場合

第2編「地震災害対策計画」第2.1章「初動対応期」第7節「救出活動」3「災害救助法が適用された場合」を準用する。

第 10 節 水防活動

活 動 概 要	担 当 課
1. 活動の基本方針	消防本部・署 (消 防 団) (自主防災組織) (住 民)
2. 水防活動体制の確立	
3. 水防警報の伝達	
4. 自主防災組織、住民等に対する注意喚起・活動協力要請	
5. 救出活動	
6. 避難誘導	
7. 災害信号（水防信号）	

1. 活動の基本方針

- (1) 警戒避難活動期においては、「分散防御（それぞれの担当区域での防災活動）」により対応し、特定の地域で大規模災害の危険が拡大した場合等は、「集中防御（消防機関等の防災力の集中的な運用による防災活動）」により対応する。
- (2) 自主防災組織、住民等との協力
大規模な風水害時には、消防機関の力だけでは対応できない。そのため、自主防災組織、住民等の協力を得て対応する。
- (3) 優先する活動
警戒避難活動期においては、おおむね以下の活動を優先する。
 - ① 危険地域における警戒巡視
 - ② 危険地域住民等に対する警戒の呼びかけ
 - ③ 危険地域住民等に対する避難準備の呼びかけ及び避難の勧告・指示の伝達
 - ④ 危険地域住民等に対する隣近所等の要配慮者の安否確認の要請・指示
 - ⑤ 避難誘導、要配慮者の保護・移送
 - ⑥ その他の二次災害危険に対する警戒の呼びかけ

2. 水防活動体制の確立

- (1) 水防組織
町内に洪水等による水害のおそれがある場合は、水防組織（図1）を設置する。
- (2) 参集
消防職団員は、洪水等による災害の発生を覚知し、又は予測できるときは、動員指令を待つことなく自己の判断により、直ちにあらゆる手段をもって所定の参集場所へ参集し、「警戒避難活動の判断情報」（特に担当区域の降雨、河川水位、低地冠水、小崩壊等の状況）の収集、危険箇所の警戒巡視に従事する。
参集途上においては、可能な限り上記「警戒避難活動の判断情報」を収集し、災対本部に報告すること。

⇒ 図1「水防組織」

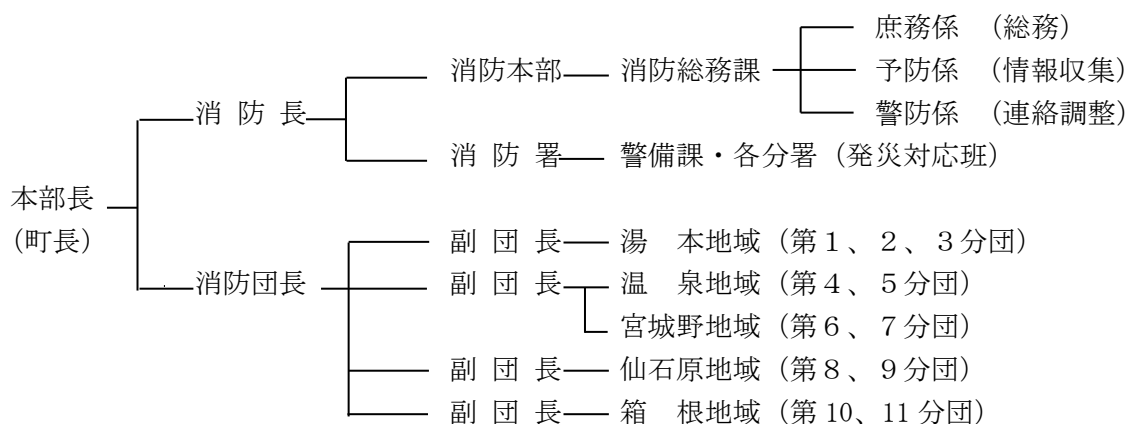


図1 水防組織

- ⇒ 表 1 「主な水防区域」
 ⇒ 表 2 「町内重要水防箇所一覧表」
 ⇒ 表 3 「水位観測所」

表 1 主な水防区域

早川、須雲川、蛇骨川、芦ノ湖の本町区域の沿岸流域（河川は支川、派川を含む。）

表 2 町内重要水防箇所一覧表

水防管理 団体名	河川名	重 要 度		左 右 岸 別	位 置			延長ヶ所 (m)	重要な理 由
		種 別	階 級		市 郡	町 村	大 字		
箱根町	早 川	堤防断面	B	左	足柄下	箱 根	仙石原	50	流下能力不足
〃	〃	〃	B	右	〃	〃	〃	420	〃
〃	〃	〃	B	左	〃	〃	〃	420	〃
	小 計	3 件						890	B=890

重 要 度		評 定 基 準
種 別	階 級	
堤 防 高	B	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防計画余裕高に満たない箇所
堤 防 断 面	B	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれの2分の1以上確保されている箇所
堤 防 強 度 (法崩れ・すべり)	B	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の地質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で所要の対策が未施工の箇所
漏 水	B	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所
水衝・洗掘	B	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘にならない程度に先損されているが、その対策が未施工の箇所
工 作 物	B	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所

※ 階級の B とは「水防上重要な区間」

表3 水位観測所

○…基準水位観測所

観測所	河川名	位置	水防団 待機水位 (通報水位) m	はん濫 注意水位 (警戒水位) m	はん濫注意水 位から溢水ま での高さ m	備考	
宮城野	〃	宮城野	1.5	2.0	0.60	テレメーター	○
仙石原	〃	仙石原	1.10	1.40	1.10	テレメーター	○
湖尻水門	芦ノ湖	元箱根 (湖尻)	2.35	2.5	0.70	テレメーター	
芦ノ湖	芦ノ湖	元箱根	2.35	2.5	0.70	テレメーター	○

3. 水防警報の伝達

水防警報の伝達は、県水防計画によるものとし、その伝達系統図は図2のとおりである。

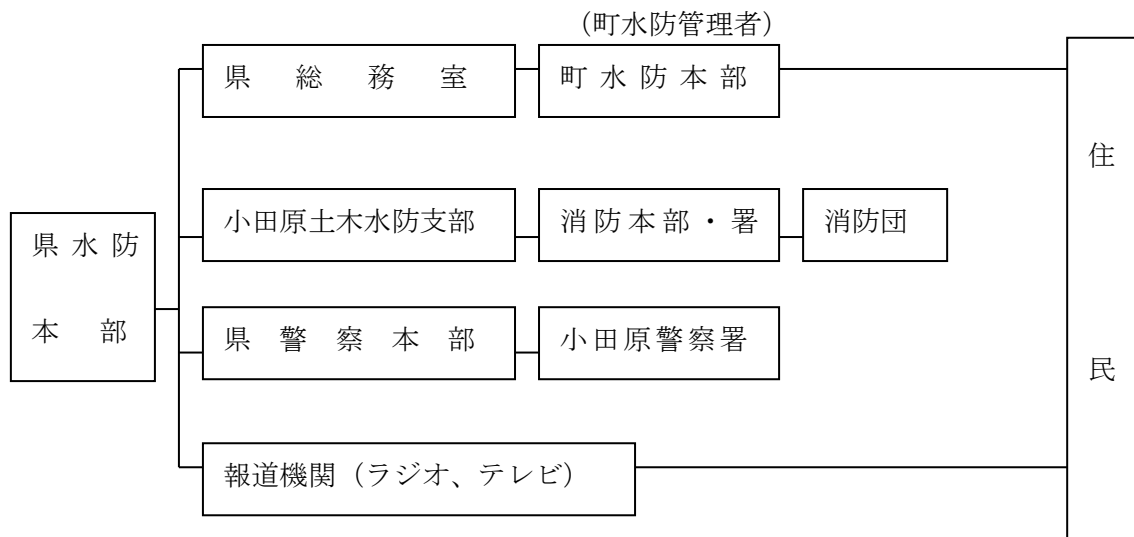


図2 水防警報の伝達系統図

4. 自主防災組織、住民等に対する注意喚起・活動協力要請

担当者は、自主防災組織の役員（自治会長等）や住民に対し災害への注意を促すとともに、状況に応じて避難の準備、避難、避難誘導、家族や隣近所の要配慮者、特に避難行動要支援者の保護・移送等に協力するよう要請する。

5. 救出活動

第9節「救出活動」を参照

6. 避難誘導

- (1) 浸水あるいは土砂災害危険の接近により、町民避難の必要性が生じたときは、これを町民に伝達するとともに、自主防災組織等と連携をとりながら、安全な場所に避難誘導させる。
- (2) 避難勧告・指示又は警戒区域の設定による避難誘導についても上記(1)による。
⇒ 第4節「避難の勧告・指示、避難所の開設等の活動」

7. 災害信号（水防信号）

- ⇒ 資料編資料－41「災害信号」
- ⇒ 第5編「特殊災害対策計画」第4章「消防計画」第2節「消防応急対策計画」8「災害信号」

第 1 1 節 自衛隊の派遣要請

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2. 1 章「初動対応期」第 10 節「自衛隊の派遣要請」を準用する。

第 1 2 節 広域応援体制

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2. 1 章「初動対応期」第 11 節「広域応援体制」を準用する。

第 1 3 節 重要道路の緊急確保

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2. 1 章「初動対応期」第 12 節「重要道路の緊急確保」を準用する。

第 1 4 節 医療救護

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2.1 章「初動対応期」第 13 節「医療救護」を準用する。

第 1 5 節 行方不明者・遺体の搜索、收容、処理、埋葬

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2.1 章「初動対応期」第 14 節「行方不明者・遺体の搜索、收容、処理、埋葬」を準用する。

第 1 6 節 緊急輸送体制の確立

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2.1 章「初動対応期」第 15 節「緊急輸送体制の確立」を準用する。

第 17 節 応急給水体制の確立

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2.1 章「初動対応期」第 16 節「応急給水体制の確立」を準用する。

第 18 節 緊急食糧供給体制の確立

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2.1 章「初動対応期」第 17 節「緊急食料供給体制の確立」を準用する。

第 19 節 緊急生活物資供給体制の確立

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2.1 章「初動対応期」第 18 節「緊急生活物資供給体制の確立」を準用する。

第 2.2 章 救援期

第 1 節 救援期の分掌事務

救援期は、警戒避難活動期（人命安全確保期）の活動にある程度のめどが立った段階において、表 1「救援期の分掌事務」に示す被害者の救援に重点を置いた活動を実施する。

⇒ 表 1 「救援期の分掌事務」

表 1 救 援 期 の 分 掌 事 務

組織	構 成 員	分 掌 事 務
災害対策本部会議	本部長：町長 副本部長：副町長 本部長付：総務部長 同 企画観光部長 同 福祉部長 同 環境整備部長 同 教育次長 消防警備本部：消防長 各本部員	・広域応援要請（依頼） ・自衛隊派遣要請（依頼） ・重要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針 ・災害対策に要する経費 ・災害対策本部の閉鎖の決定 ・本部の非常配備体制の切り替え及び廃止 ・その他
災害対策本部事務局	事務局長：総務部長 副事務局長：総務防災課長 事務局員：本部連絡員（各課） 防災対策室職員	・本部会議の事務運営 ・災害活動に関する情報の管理と各部・関係機関との情報の共有化 ・所属部の災害情報の収集並びに気象注意報・警報等気象情報の収集 ・本部長の命令伝達 ・本部会議と所属部との連絡 ・部相互間の連絡調整

表1 救 援 期 の 分 掌 事 務

部 名	班 名	分 掌 事 務
総 務 部 【責任者】 ① 総務防災課長 ② 町民課長 ③ 議会事務局長 ④ 財務課長 ⑤ 会計課長 ⑥ 税務課長	総務防災班 (選挙管理委員会監 査委員書記含む。)	・幹部職員との連絡・協議・意思決定 ・各部との連絡調整 ・県本部との連絡 ・県への災害報告 ・気象注意報・警報等の気象情報の収集伝達 ・災害救助法の運用と関係事務 ・自衛隊の受け入れ ・応援職員の受け入れ ・近隣激甚被災市町村への応援部隊に対する便宜供与・広域応援拠点の運営 ・職員対策 ・職員の給食 ・交替制活動方式の早期導入 ・職員の医療救護及び公務災害補償 ・通信手段の確保 ・り災証明の交付 ・賃金職員等の雇用状況調査 ・災害用（主要）食糧の確保 ・被災者の応急給食 ・自治会及び自主防災組織との連絡調整 ・遺体の収容、処理及び埋葬 ・被災地における臨時相談所の開設 ・その他、他班に属さない事項
	町 民 班 【責任者】 ① 各出張所長	・被害状況を収集し、災害対策本部へ報告 ・自治会、自主防災組織等との連絡調整
	議 会 班	・議会議員との連絡調整 ・議会の緊急対策 ・視察、見舞等来庁者の接遇
	財 務 班	・輸送力の確保及び輸送車両等の配車 ・町有財産被害状況調査及び復旧対策 ・災害応急対策等に要する経費 ・災害復旧に係る資金計画の作成 ・災害対策予算の作成 ・応急仮設住宅の建設 ・その他本部長の命ずる事項

表1 救 援 期 の 分 掌 事 務

部 名	班 名	分 掌 事 務
	会 計 班	・災害救助資金の出納 ・災害義援金の出納 ・援助物資の出納保管 ・その他本部長の命ずる事項
	税 務 班	・住家等の被害調査（被災世帯の戸別調査） ・り災証明の交付 ・課税固定資産の被害状況調査 ・災害に伴う諸税の減免 ・災害に伴う諸税の徴収猶予 ・納税の相談 ・総務部防災班の協力 ・その他本部長の命ずる事項
企画観光部 【責任者】 ① 企画課長 ② 観光課長	企 画 班	・救援期の広報 ・報道機関への対応 ・災害写真の撮影、記録 ・国・県に対する要望、陳情塔の資料の作成 ・被害報告書の作成 ・その他本部長の命ずる事項
	観 光 班	・観光客（帰宅困難者）の保護及び避難所への収容 ・観光客（帰宅困難者）への情報伝達 ・関係施設の緊急安全確保措置 ・観光施設の被害調査 ・商工農林水産業の被害調査及び応急対策 ・被災商工農林水産業者の融資 ・その他本部長の命ずる事項

表1 救 援 期 の 分 掌 事 務

部 名	班 名	分 掌 事 務
福 祉 部 【責任者】 ① 福祉課長 ② 子育て支援課長 ③ 保険健康課長	福祉班	・要配慮者の避難援護 ・避難所の管理運営 ・日本赤十字社、社会福祉協議会との連絡調整 ・身元不詳の被災死亡者対応 ・ボランティアとの連携 ・被災住宅復旧資金の融資 ・その他本部長の命ずる事項
	子育て支援班	・要配慮者の避難援護 ・避難所の管理運営 ・乳幼児等の保護及びメンタルケア ・乳幼児等への給食再開 ・施設の被害調査 ・保育の実施
	保険健康班	・被災者の保険料の減免及び各種給付金の支払い ・生活必需品及び食料の調達確保、給与、貸与 ・災害義援物資の受理、配分 ・り災傷病者の医療措置及び助産 ・医療薬品衛生資材の確保及び配分 ・救護所の開設 ・予防注射、その他医療一般 ・被災地の防疫 ・災害時の伝染病、その他疾病の予防 ・その他本部長の命ずる事項
環境整備部 【責任者】 ① 都市整備課 ② 環境課長 ③ 上下水道温泉課長	都市整備班	・二次災害危険の大きい河川の応急復旧 ・道路復旧等のための建設業者との連絡調整 ・重要道路・橋梁の応急復旧 ・交通途絶箇所及び交通う回路線の標示 ・砂防、地すべり、なだれ防止施設の対策及びその復旧 ・一般道路・橋梁等の応急復旧 ・その他本部長が命ずる事項
	環 境 班	・被災地のごみ、し尿、死亡獣畜等の処理 ・災害廃棄物処理及び清掃 ・その他本部長の命ずる事項

表1 救 援 期 の 分 掌 事 務

部 名	班 名	分 掌 事 務
	上下水道温泉班	・上下水道温泉施設の被害調査及び応急復旧 ・応急給水（搬送給水、仮設共用水栓設置、井戸の開放等） ・被災者に対する上下水道料金等の減免及び徴収猶予等 ・その他本部長の命ずる事項
教 育 部 【責任者】 ① 学校教育課長 ② 生涯学習課長	学校教育班	・児童、生徒、園児の保護及びメンタルケア ・避難所の管理運営 ・教育施設の被害調査 ・児童、生徒、園児の教育の再開 ・児童、生徒、園児の給食の再開 ・教育関係物品の配分 ・その他本部長の命ずる事項
	生涯学習班	・避難所の管理運営 ・観光客の保護及び避難所への収容 ・観光客への情報の伝達 ・社会教育施設の被害調査 ・災害対策活動に協力する社会教育団体との連絡調整 ・指定文化財の災害対策 ・その他本部長の命ずる事項

表1 救 援 期 の 分 掌 事 務

部 名	班 名	分 掌 事 務
消 防 部 （消防警備本部） 【責任者】 ① 消防本部次長 ② 消防署署長	本部班 消防班	（町消防計画による。）

（注）各班の責任者は課長等の責任者が指名した者で副課長、主幹、技幹、副主幹等の職とする。

第 2 節 救援期の情報管理

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2.2 章「救援期」第 2 節「救援期の情報管理」を準用する。

第3節 救援期の広報

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第3節「救援期の広報」を準用する。

なお、救援期の広報文案については、以下の「広報文案」を参照のこと。

〔文案1〕 応急復旧状況の周知と対応行動の指示（洪水）

〇〇川の水位は下がりはじめましたが、また危険になるおそれもあります。
〇〇川の破堤箇所は仮締切りされました。
停電や断水はまだ続いています。
町道〇〇線は通行できません。
テレビやラジオの情報に注意してください。
係員の指示にしたがってください。

〔文案2〕 応急復旧状況の周知と対応行動の指示

〇〇地区の破堤箇所は仮締切りされました。
停電や断水はまだ続いています。
町道〇〇線は通行できません。
係員の指示にしたがってください。

〔文案3〕 町の救援活動状況の周知

町災害対策本部からお知らせします。
町内の停電は、本日〇時ごろには解消される見込みです。
上水道は、復旧にまだ数日かかる予定です。断水している〇〇地区は、◇◇において給水車による給水を行っています。（消毒が完了していない井戸水は、使用しないでください。）
救援物資については、△△小学校、□□中学校で食糧、毛布等を配付しております。

〔文案４〕 復旧状況の周知と対応行動の指示（洪水）

堤防の復旧工事が、○月○日より始まります。完成は○月の予定です。
工事中ご迷惑をおかけしますが、しばらくご辛抱ください。
水道管の検査のため、○日の○時から○時まで断水します。
水道が断水する前に、飲料水をためておいてください。
生活相談を、○曜日から○曜日の午前○時から○時まで役場の窓口で行っています。
役場の窓口が混雑しておりますので、お急ぎでない方はしばらくお待ちください。
ごみの収集は、明日より平常通りに行います。

第4節 災害救助法の適用申請と運用

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第4節「災害救助法の適用申請と運用」を準用する。

第5節 避難所の運営

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第5節「避難所の運営」を準用する。

第6節 ボランティアとの連携、賃金職員等の雇用等

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第6節「ボランティアとの連携、賃金職員等の雇用等」を準用する。

第7節 生活道路の確保

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第7節「生活道路の確保」を準用する。

第 8 節 災害廃棄物、生活ごみの処理

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2.2 章「救援期」第 8 節「災害廃棄物、生活ごみの処理」を準用する。

第 9 節 し尿の処理

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2.2 章「救援期」第 9 節「し尿の処理」を準用する。

第 10 節 防疫及び保健衛生

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2.2 章「救援期」第 10 節「防疫及び保健衛生」を準用する。

第 11 節 住宅の応急修理、建設相談所の開設

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2.2 章「救援期」第 11 節「住宅の応急修理、建設相談所の開設」を準用する。

第 1 2 節 住宅の障害物の除去

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2.2 章「救援期」第 12 節「住宅の障害物の除去」を準用する。

第 1 3 節 応急仮設住宅の供与、公営住宅等のあっせん

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2.2 章「救援期」第 13 節「応急仮設住宅の供与、公営住宅等のあっせん」を準用する。

第 1 4 節 文教対策

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2.2 章「救援期」第 14 節「文教対策」を準用する。

第 1 5 節 義援金品の受付、配分

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2.2 章「救援期」第 15 節「義援金品の受付、配分」を準用する。

第 16 節 災害警備

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2.2 章「救援期」第 16 節「災害警備」を準用する。

第 17 節 通信、電力、ガスの応急復旧等

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2.2 章「救援期」第 17 節「通信、電力、ガスの応急復旧等」を準用する。

第 3 章 災害復旧・復興計画

第 1 節 災害町民相談

第 2 編「震災対策計画」第 3 章「災害復旧・復興計画」第 1 節「災害町民相談」を準用する。

第 2 節 被災者のメンタルケア

第 2 編「震災対策計画」第 3 章「災害復旧・復興計画」第 2 節「被災者のメンタルケア」を準用する。

第 3 節 公共施設の災害復旧及び激甚災害の指定促進

第 2 編「震災対策計画」第 3 章「災害復旧・復興計画」第 3 節「公共施設の災害復旧及び激甚災害の指定促進」を準用する。

第 4 節 災害復旧に伴う財政援助の確保

第 2 編「震災対策計画」第 3 章「災害復旧・復興計画」第 4 節「災害復旧に伴う財政援助の確保」を準用する。

第5節 民間施設等の災害復旧資金対策

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第5節「民間施設等の災害復旧資金対策」を準用する。

第6節 災害弔慰金、見舞金、援護資金の支給

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第5節「災害弔慰金、見舞金、援護資金の支給」を準用する。

第7節 町税の減免

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第7節「町税の減免」を準用する。

第8節 災害復興の基本方針

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第8節「災害復興の基本方針」を準用する。

第 4 編 雪害対策計画

第 1 章 災害予防計画

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立などの雪害に対し、以下の予防対策を実施する。

対 策 の 種 類	担 当 課
第 1 節 凍結・降雪のおそれのある期間中の凍・雪害対策本部の設置	都市整備課
第 2 節 要配慮者対策	福祉課 子育て支援課 (各 病 院)
第 3 節 観光客及び帰宅困難者対策	観 光 課 (総務防災課) (消防本部・署)
第 4 節 防災資源の発掘と活性化	総務防災課 福祉課 (消防本部・署)
第 5 節 防災教育	総務防災課 (学校教育課) (福祉課) (消防本部・署)
第 6 節 防災訓練	総務防災課 (消防本部・署) (各 課)
第 7 節 防災資機材の整備・備蓄	都市整備課
第 8 節 災害対策本部体制等の整備	総務防災課
第 9 節 動員体制の整備	総務防災課
第 10 節 避難活動体制の整備	総務防災課 (関 係 課)
第 11 節 気象注意報・警報及び降雪情報等の収集体制の整備	都市整備課 総務防災課
第 12 節 情報管理体制の整備	都市整備課 総務防災課 (企 画 課)
第 13 節 情報通信手段等の整備	都市整備課 総務防災課

対 策 の 種 類	担 当 部
第 14 節 広報体制の整備	都市整備課 企 画 課 総務防災課 関 係 課 (消防本部・署)
第 15 節 救出体制の整備	都市整備課 消防本部・署 総務防災課 (福祉課)
第 16 節 消防活動体制の整備	消防本部・署 (消 防 団)
第 17 節 重要道路確保体制の整備	都市整備課 総務防災課
第 18 節 医療救護体制の整備	保険健康課 (総務防災課)
第 19 節 緊急輸送体制の整備	総務防災課
第 20 節 給水体制の整備	都市整備課 総務防災課
第 21 節 食糧供給体制の整備	総務防災課 学校教育課 (住 民) (事 業 所)
第 22 節 生活物資供給体制の整備	保険健康課 総務防災課 (観 光 課) (住 民) (事 業 所)
第 23 節 災害救助法等への習熟	福祉課 (関 係 各 班)
第 24 節 ボランティアとの連携体制等の整備	福祉課
第 25 節 ごみ・し尿処理体制の整備	環 境 課 上下水道温泉課
第 26 節 防疫及び保健衛生体制の整備	保険健康課 環 境 課

第 1 節 凍結・降雪のおそれのある期間中の凍・雪害対策本部の設置

凍結・降雪のおそれのある期間（毎年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間）「箱根町凍・雪害対策本部」を設置する。

第 2 節 要配慮者対策

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 6 節「要配慮者対策」を準用する。

第 3 節 観光客及び帰宅困難者対策

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 7 節「観光客及び帰宅困難者対策」を準用する。

第 4 節 防災資源の発掘と活性化

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 8 節「防災資源の発掘と活性化」を準用する。

第 5 節 防災教育

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 9 節「防災教育」を準用する。

第 6 節 防災訓練

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 10 節「防災訓練」を準用する。

第 7 節 防災資機材の整備・備蓄

主要幹線道路の凍結及び雪害防止活動の実施するため資機材の整備並びに凍結防止剤の備蓄を行う。

第 8 節 災害対策本部体制等の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 12 節「災害対策本部体制等の整備」を準用する。

第 9 節 動員体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 13 節「動員体制の整備」を準用する。

第 10 節 避難活動体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 19 節「避難活動体制の整備」を準用する。

第 11 節 気象注意報・警報及び降雪情報等の収集体制の整備

第 3 編「風水害対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 14 節「気象注意報・警報及び降雪情報等の収集体制の整備」を準用する。

第 12 節 情報管理体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 14 節「情報管理体制の整備」を準用する。

第 1 3 節 情報通信手段等の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 15 節「情報通信手段等の整備」を準用する。

第 1 4 節 広報体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 16 節「広報体制の整備」を準用する。

第 1 5 節 救出体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 17 節「救出体制の整備」を準用する。

第 1 6 節 消防活動体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 18 節「消防活動体制の整備」を準用する。

第 1 7 節 重要道路確保体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 20 節「重要道路確保体制の整備」を準用する。

第 1 8 節 医療救護体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 21 節「医療救護体制の整備」を準用する。

第 19 節 緊急輸送体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 22 節「緊急輸送体制の整備」を準用する。

第 20 節 給水体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 23 節「給水体制の整備」を準用する。ただし、応急給水支援に関する覚書（協定編協定－17）は除く。

第 21 節 食糧供給体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 24 節「食糧供給体制の整備」を準用する。

第 22 節 生活物資供給体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 25 節「生活物資供給体制の整備」を準用する。

第 23 節 災害救助法等への習熟

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 26 節「災害救助法等への習熟」を準用する。

第 24 節 ボランティアとの連携体制等の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 27 節「ボランティアとの連携体制等の整備」を準用する。

第 2 5 節 ごみ・し尿処理体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 28 節「ごみ・し尿処理体制の整備」を準用する。

第 2 6 節 防疫及び保健衛生体制の整備

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 29 節「防疫及び保健衛生体制の整備」を準用する。

第2章 災害応急対策計画

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立などを防止・軽減するため、凍結・降雪時において以下の応急対策を実施する。

対 策 の 種 類	担 当 課
第1節 凍結・降雪状況の収集	都市整備課
第2節 通信手段の確保	都市整備課 総務防災課
第3節 凍・雪害対策本部体制の確立・強化 1. 凍・雪害対策本部の組織及び業務活動 2. 凍・雪害対策本部における動員体制及び作業内容	都市整備課
第4節 凍結防止及び除雪作業の実施	都市整備課
第5節 災害対策本部体制の確立と活動	
1. 動員配備	災害地策本部事務局 (各職員) (当直者)
2. 気象予報及び降雪情報等の収集伝達	災害対策本部事務局
3. 情報管理	災害対策本部事務局 総務防災課 消防本部・署 関係各課
4. 情報通信体制の確立	災害対策本部事務局
5. 広報	企 画 課 災害対策本部事務局
6. 救出活動	消防本部・署 都市整備課 消 防 団 自主防災組織 土木建設業者 (関 係 課)

対 策 の 種 類	担 当 課
7. 避難の勧告・指示、避難所の開設等	災害対策本部事務局 町民課 学校教育課 子育て支援課 観 光 課 自主防災組織 自 治 会 住 民 関係事業所職員 学 校 等 病 院 等
8. 自衛隊の派遣要請	災害対策本部
9. 応援要請	災害対策本部 消防本部・署
10. 重要道路の緊急確保	都市整備課 道路管理者 小田原警察署 企 画 課
11. 医療救護	保険健康課
12. 行方不明者・遺体の捜索、収容、処理、埋葬	福祉課 消防本部・署 総務防災課
13. 緊急輸送体制の確立	災害対策本部 都市整備課 道路管理者 小田原警察署 各輸送関係機関
14. 応急給水体制の確立	上下水道温泉課
15. 緊急食糧供給体制の確立	総務防災課 観 光 課 学校教育課 子育て支援課
16. 緊急生活物資供給体制の確立	保険健康課 総務防災課

対 策 の 種 類	担 当 課
17. 災害救助法の適用申請と運用	総務防災課 (災害対策本部)
18. ボランティアとの連携、賃金職員等の雇用等	福祉課 災害対策本部事務局 社会福祉協議会 総務防災課
19. 生活道路の確保	都市整備課
20. 災害廃棄物、生活ごみの処理	環 境 課 企 画 課
21. し尿の処理	環 境 課 企 画 課
22. 防疫及び保健衛生	保険健康課 環 境 課
23. 住宅の応急修理、建設相談所の開設	財 務 課 都市整備課
24. 住宅の障害物の除去	財 務 課 都市整備課
25. 応急仮設住宅の供与、公営住宅等のあっせん	福祉課 財 務 課
26. 文教対策	学校教育課 子育て支援課
27. 義援金品の受付、配分	会 計 課 保険健康課
28. 災害警備	箱 根 町 小田原警察署 関係機関
29. 通信、電力、ガスの応急復旧等	(株)N T T 東日本 神奈川事業部 東京電力パワーグリッド(株)小田原支社 箱 根 町 町内プロパンガス業者

第1節 凍結・降雪状況の収集

大雪警報、暴風雪警報等に注意するとともに、凍結・降雪時における町内各所の凍結・降雪状況を迅速かつ的確に情報を入手できるよう、「凍・雪害対策実施要領」に基づき「情報連絡所」を設置する。

第2節 通信手段の確保

通信手段を確保するため、凍結・降雪時には適時情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、通信手段の確保について必要な措置を関係機関・団体に要請する。

第3節 凍・雪害対策本部体制の確立・強化

「情報連絡所」等からの情報等を勘案し、「凍・雪害対策本部運営要綱」に基づき、凍・雪害対策本部体制の確立・強化を図るものとする。

なお、活動体制の概要は以下のとおりである。

1. 凍・雪害対策本部の組織及び業務活動

(1) 凍・雪害対策本部の組織

- ① 対策本部長は町長とする。
- ② 対策副本部長は副町長とする。
- ③ 対策部長（以下「部長」という。）は環境整備部長、総務部長及び企画観光部長とする。
- ④ 対策副部長（以下「副部長」という。）は環境整備部都市整備課長、総務部総務防災課長及び企画観光部観光課長とする。
- ⑤ 巡回班長は環境整備部都市整備課副課長、広報班長は企画観光部企画課副課長、観光班長は企画観光部観光課副課長とする。
- ⑥ 各班の班員は環境整備部都市整備課、企画観光部企画課及び企画観光部観光課の職員をもってあてることとする。

ただし、対策本部長が必要と認めた時は、他課の職員に応援を求めることができる。

(2) 各班の業務活動

- ① 巡回班は、町道の凍結、積雪等の状況を把握し、車両等の通行確保に努める。

- ② 広報班は、情報の収集、関係機関との連絡調整、及び広報等を行う。
- ③ 観光班は、情報の収集、及び関係機関との連絡調整を行うとともに、交通障害発生時において、観光客に対して必要な対応を行う。

2. 凍・雪害対策本部における動員体制及び作業内容

凍・雪害対策本部の動員体制は、原則として次のとおりとする。

体 制	発 令 基 準	作 業 内 容
準 備	・大雪又は風雪注意報が発令された時 ・路面及び気象情報から、降雪、凍結の恐れのある時	・自宅待機
警 戒	・積雪、凍結が始まり、交通障害の発生が予想される時	・情報の収集 ・広報の実施 ・巡回パトロール ・除雪、凍結防止剤の散布
非 常	・積雪、凍結があり、著しい交通障害が発生した時	・観光客への対応

第4節 凍結防止及び除雪作業の実施

「凍・雪害対策実施要領」に基づき凍結防止及び除雪作業を実施する。

第5節 災害対策本部体制の確立と活動

住民、観光客等へ大雪により多大な影響を及ぼす恐れがあると認められ、凍・雪害対策本部の活動体制では対応が困難となったとき、あるいは特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたときは、災害対策本部を設置し2号配備以上の体制へ移行して、必要に応じて以下の活動を実施する。

なお、災害対策本部の組織等については、第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第2節「初動活動体制の確立及び重要事項の決定」3「災害対策本部の設置」に準じる。

災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部の設置状況、応急対策の実施状況等を県へ報告する。

1. 動員配備

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第3節「動員配備」を準用する。

2. 気象予報及び降雪情報等の収集伝達

第3編「風水害対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「警戒避難活動期」第5節「気象予報及び降雨情報等の収集伝達」を準用する。

3. 情報管理

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第4節「初動対応期の情報管理」及び同編第2.2章「救援期」第2節「救援期の情報管理」を準用する。

4. 情報通信体制の確立

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第5節「情報通信体制の確立」を準用する。

5. 広報

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第6節「初動対応期の広報」及び同編第2.2章「救援期」第3節「救援期の広報」を準用する。

6. 救出活動

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第7節「救出活動」を準用する。

7. 避難の勧告・指示、避難所の開設等

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第9節「避難の勧告・指示、避難所の開設等」及び同編第2.2章「救援期」第5節「避難所の運営」を準用する。

8. 自衛隊の派遣要請

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第10節「自衛隊の派遣要請」を準用する。

9. 応援要請

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第11節「広域応援要請」を準用する。

10. 重要道路の緊急確保

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第12節「重要道路の緊急確保」を準用する。

11. 医療救護

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第13節「医療救護」を準用する。

12. 行方不明者・遺体の搜索、收容、処理、埋葬

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第14節「行方不明者・遺体の搜索、收容、処理、埋葬」を準用する。

13. 緊急輸送体制の確立

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第15節「緊急輸送体制の確立」を準用する。

14. 応急給水体制の確立

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第16節「応急給水体制の確立」を準用する。

15. 緊急食糧供給体制の確立

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第17節「緊急食糧供給体制の確立」を準用する。

16. 緊急生活物資供給体制の確立

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第18節「緊急生活物資供給体制の確立」を準用する。

17. 災害救助法の適用申請と運用

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第4節「災害救助法の適用申請と運用」を準用する。

18. ボランティアとの連携、賃金職員等の雇用等

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第6節「ボランティアとの連携、賃金職員等の雇用等」を準用する。

19. 生活道路の確保

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第7節「生活道路の確保」を準用する。

20. 災害廃棄物、生活ごみの処理

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第8節「災害廃棄物、生活ごみの処理」を準用する。

21. し尿の処理

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第9節「し尿の処理、下水道被害への対応」を準用する。

22. 防疫及び保健衛生

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第10節「防疫及び保健衛生」を準用する。

23. 住宅の応急修理、建設相談所の開設

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第11節「住宅の応急修理、建設相談所の開設」を準用する。

24. 住宅の障害物の除去

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第12節「住宅の障害物の除去」を準用する。

25. 応急仮設住宅の供与、公営住宅等のあっせん

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第13節「応急仮設住宅の供与、公営住宅等のあっせん」を準用する。

26. 文教対策

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第14節「文教対策」を準用する。

27. 義援金品の受付、配分

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第15節「義援金品の受付、配分」を準用する。

28. 災害警備

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第16節「災害警備」を準用する。

29. 通信、電力、ガスの応急復旧等

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第17節「通信、電力、ガスの応急復旧等」を準用する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 災害町民相談

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第1節「災害町民相談」を準用する。

第2節 被災者のメンタルケア

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第2節「被災者のメンタルケア」を準用する。

第3節 公共施設の災害復旧及び激甚災害の指定促進

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第3節「公共施設の災害復旧及び激甚災害の指定促進」を準用する。

第4節 災害復旧に伴う財政援助の確保

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第4節「災害復旧に伴う財政援助の確保」を準用する。

第5節 民間施設等の災害復旧資金対策

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第5節「民間施設等の災害復旧資金対策」を準用する。

第6節 災害弔慰金、見舞金、援護資金の支給

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第5節「災害弔慰金、見舞金、援護資金の支給」を準用する。

第7節 町税の減免

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第7節「町税の減免」を準用する。

第8節 災害復興の基本方針

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第8節「災害復興の基本方針」を準用する。

第 5 編 特殊災害対策計画

第 1 章 火山災害対策

箱根山は、長らく噴火現象について確認されていなかったが、平成 27 年 4 月下旬から大涌谷を中心に、火山活動が活発化し、火山性地震の高まりにより平成 27 年 5 月 6 日に噴火警戒レベルが 2 に引き上げられ、6 月末に大涌谷周辺でごく小規模な噴火が発生したことにより平成 27 年 6 月 30 日に噴火警戒レベルが 3 に引き上げられた。また、平成 31 年 3 月上旬から中旬にかけて火山性地震の発生頻度の高まりや山体膨張の傾向が見られ、5 月に火山性地震がさらに増加したことから噴火警戒レベルが引き上げられた。

活動自体は、その後鎮静化したが一、再び火山活動が活発化することが懸念されるほか、湯ノ花沢、早雲山等においても噴気活動が継続している。

本章では、火山災害から住民、観光客、登山者、事業者などの命を守るため、火山情報の伝達や迅速な避難誘導等、必要な事項を定める。

また、火山対策については、活動火山対策特別措置法第 4 条第 4 項に基づき設置している箱根山火山防災協議会を中心とした関係機関と連携、推進する。

第 1 節 災害予防計画

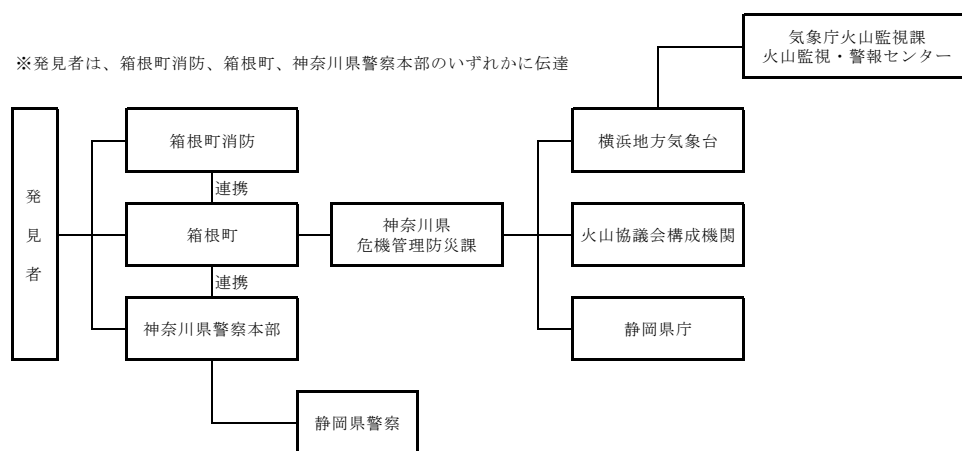
1. 異常現象発見の通報義務

火山活動に関する異常な現象を発見した者は、直ちに箱根町・神奈川県等に通報するものとする。箱根町・神奈川県等が通報を受けた場合、速やかに関係機関に伝達する。

(1) 通報を要する異常現象

- ① 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流（熱雲））及びそれにともなう降灰砂等
- ② 火山地帯での火映、鳴動の発生
- ③ 火山地帯での地震又は地殻変動の発生
- ④ 火山地帯での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- ⑤ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化
- ⑥ 火山地帯での湧泉の新生あるいは拡大、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- ⑦ 火山地帯での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立ち枯れ等
- ⑧ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、味、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上

(2) 異常現象の通報系統



2. 噴火警報等の発表と伝達

(1) 噴火警報等の種類と伝達

噴火警報は、気象庁火山監視・警報センターが発表し、横浜地方気象台は発表された噴火警報等を速やかに県へ伝達し、県は町へ伝達する。

ア 噴火警報・予報、噴火警戒レベル

(ア) 噴火警報・予報

a 噴火警報：気象業務法第 13 条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。名称は、警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」となり、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置付けられている。

b 噴火予報：気象業務法第 13 条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態で火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

(イ) 解説情報等

a 臨時の解説情報

国（気象庁）は、火山活動の変化を観測した場合、臨時の解説情報を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表するとともに、県等必要な関係者に伝達する。臨時の解説情報は、火山活動が変化していることを理解できるよう、分かりやすい解説を加えて発信する。

b 噴火速報

国（気象庁）は、噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に、登山者等が緊急的に命を守る行動がとれるよう、これらの情報を噴火速報として迅速に発信するとともに、県等必要な関係者に伝達する。

(ウ) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民、登山者、観光客等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表する。住民、登山者、観光客等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかける。

(エ) 噴火警戒レベル表

種別	名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
				レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。
警報	噴火警報 (火口周辺)または	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生すると予想される。
予報	噴火予報	—	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

(オ) 箱根山の噴火警戒レベル

箱根山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	- 溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 【過去事例】 3000 年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生 - 規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし - 小規模噴火が発生し、火口から約 2 km 以内に大きな噴石飛散、火砕サージ発生 【過去事例】 12～13 世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生
		4 （高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備等が必要。箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示（緊急）を発令。	有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 【過去事例】 有史以降の事例なし

噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 特定地域では避難。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	・想定火口域を超えて大きな噴石が飛散するような噴火の発生。 【過去事例】 有史以降の事例なし ・地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 平成 27 年 6 月：傾斜変動を伴う火山性微動が発生し、ごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	・地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 平成 13 年 6～10 月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制	・火山活動は静穏。 ・一時的な地震の増加 【過去事例】 昭和 41 年 6～7 月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇 平成 18 年 9～11 月：一時的な地震の増加 平成 25 年 1～2 月：一時的な地震の増加

注 1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

※レベル 4 の段階で避難指示（緊急）を発令します。

※レベル 3 の段階で特定地域に対して避難指示（緊急）を発令します。

イ 降灰予報

区分	目的	内容
降灰予報（定時）	噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予め確認しておき、事前に対策がとれるようにします。	噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表します。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供します。
降灰予報（速報）	即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、ただちに対応行動がとれるようにします。	噴火発生後5～10分程度で発表（※）します。事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出し、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲として提供します。
降灰予報（詳細）	噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動がとれるようにします。	噴火発生後20～30分程度で発表（※）します。観測値をもとに降灰予測計算を行い、噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供します。

※ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量（降灰の厚さ0.1mm以上1mm未満）」以上の降灰が予測された場合に、降灰予報（速報）、降灰予報（詳細）を発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量（降灰の厚さ0.1mm未満）」のみであっても必要に応じて降灰予報（速報）、降灰予報（詳細）を発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表

ウ 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬又は必要に応じ適時発表
月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火速報	噴火の発生時日を迅速に発表する情報	随時
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

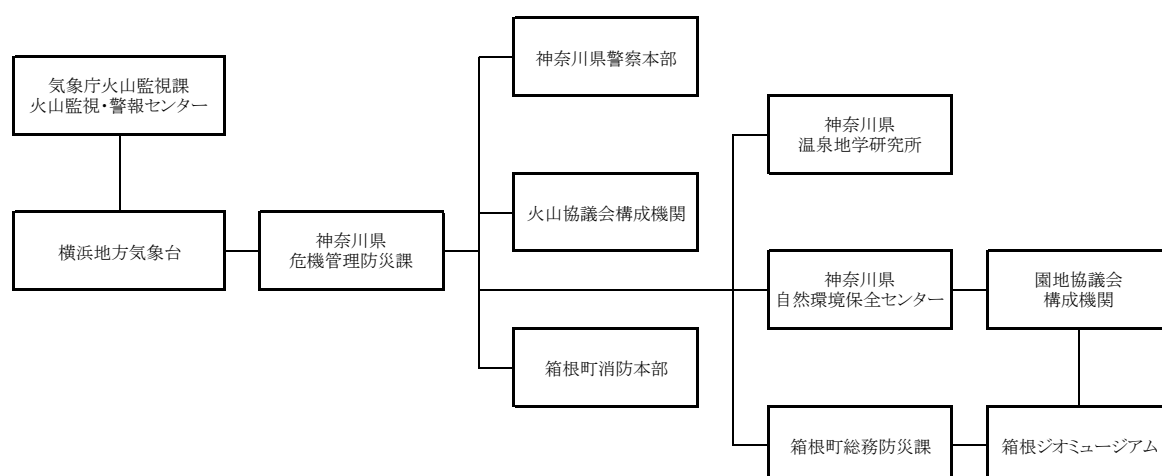
(2) 噴火警報等通報及び伝達体制

町は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、大涌谷園地事業者等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達する。

町は、特別警報にあたる噴火警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等へ伝達する。

噴火警報等の通報及び伝達系統は、おおむね次の通りとする。

[噴火警報等の伝達系統図]



3. 火山噴火予報及び警報が発表された場合に対する対応

情報の種類	対応レベル	情報の内容	配備体制	避難範囲
噴火警報	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態の場合	ただちに、箱根町災害対策本部を設置する。(Ⅲ号配備)	想定火口域の中心から2.1kmの範囲に避難指示、さらに、マグマ噴火を想定する場合には、想定火口域の中心から4.0kmの範囲に避難指示。
	レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置し、Ⅱ号配備体制を敷く。	
火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	災害対策連絡会議を開催し、対応や体制について調整する。	想定火口域から700mの範囲に避難指示
	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	総務防災課による警戒配備体制を敷く。 災害対策連絡会議を開催し、対応(警戒体制)の検討を行う。	想定火口域に範囲に避難指示
噴火予報	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動が静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合	総務防災課が関係機関等から情報を収集する。	原則無し ただし、必要と認められる場合には、その範囲に避難指示

4. 訓練の実施

「箱根山（大涌谷）火山避難計画」第2章「平常時の備え」第2「訓練の実施」に定める。

5. 情報の収集・連絡体制等の整備

災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定

期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

6. 救助・救急活動用資機材の整備

救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助資機材の整備に努める。

7. 消防活動体制の整備

消防本部・消防団・自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保及び消防体制の整備に努めるとともに、防火水槽、自然水利利用施設、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備強化を図る。

8. 医療救護用医薬品等の備蓄

救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

9. 避難誘導体制等の整備

避難場所・避難路を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、要配慮者等を誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

避難誘導体制等については、「大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」および「箱根山（大涌谷）火山避難計画」に定める。

また、災害時の登山者の早期発見、安否確認等に資する登山届の必要性について、箱根山火山防災協議会において、検討する。

10. 火山防災意識の啓発

「箱根山（大涌谷）火山避難計画」第2章「平常時の備え」第3「火山防災意識の啓発」に定める。

また、箱根山火山防災協議会にて定めた計画・マニュアル等の周知・普及に努める。

11. 避難促進施設の指定と避難確保計画について

活動火山対策特別措置法第6条第5項に基づく避難促進施設の指定範囲は、「箱根山（大涌谷）火山避難計画」において避難が必要とされる、想定火口域の中心から半径2.1kmの範囲とする。

対象となる施設に対し、避難確保計画の作成を促し、必要に応じ助言等行なう。

⇒資料編資料 - 57「避難促進施設指定一覧」

指定施設への情報伝達については、2. 火山警報等の発表と伝達(1)噴火警報等の種類と伝達及び(2)噴火警報等通報及び伝達体制に準ずる。

第2節 災害応急対策計画

1. 活動体制の確立

第5編「特殊災害対策計画」第1章「火山災害対策」第1節「災害予防計画」「3. 火山噴火予報及び警報が発表された場合に対する対応」を準用する。

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第2節「初動活動体制の確立及び重要事項の決定」「3. 災害対策本部の設置」および「6. 災害対策本部の解散」を準用する。

2. 災害情報の収集・連絡

情報の収集や関係機関との連絡体制、住民等への情報伝達体制の整備を図る。

「箱根山（大涌谷）火山避難計画」、「災害時職員配備体制マニュアル」及び「大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」に定める。

3. 救助・救護活動

(1) 救出救助活動

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第7節「救出活動」を準用する。

「箱根山（大涌谷）火山避難計画」及び「大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」に定める。

(2) 医療救護活動

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第13節「医療救護」を準用する。

4. 自衛隊の派遣要請及び応援要請

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第10節「自衛隊の派遣要請」及び第11節「広域応援体制」を準用する。

「箱根山（大涌谷）火山避難計画」及び「大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」に定める。

5. 避難活動および規制範囲

(1) 避難活動

火山の異常現象に基づく避難情報の発表、避難場所、経路、誘導体制については、噴火警戒レベル1～3については「大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」に、噴火警戒レベル4～5については「箱根山（大涌谷）火山避難計画」に、主として定める。

その他、避難情報の発令・伝達、避難所の開設等については、第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第9節「避難指示、避難所の開設等」「2. 避難指示等」を準用する。

噴火警戒レベル1・2における二次避難場所

対象エリア	二次避難場所
大涌谷周辺	芦ノ湖キャンプ村

噴火警戒レベル3における二次避難場所

対象エリア	二次避難場所
大涌谷周辺	芦ノ湖キャンプ村
姥子エリア	芦ノ湖キャンプ村
早雲郷エリア	町老人福祉センターやまなみ荘

噴火警戒レベル4・5における二次避難場所

対象エリア	避難ルート	二次避難場所
大涌谷周辺	県道735号→県道75号→	芦ノ湖 キャンプ村
姥子エリア	県道735号→県道75号→	芦ノ湖 キャンプ村
早雲郷エリア	県道734号→県道723号・国道1号→	宮城野 浄水センター
強羅南エリア	県道734号→723号・国道1号→	宮城野 浄水センター
強羅北エリア	駅下通り→県道723号→国道1号→	
仙石原エリア	県道733号→	仙石原公民館
湖尻エリア	(姥子) 県道735号→県道75号→ (温泉荘) 県道75号→	芦ノ湖 キャンプ村

(2) 規制範囲

大涌谷周辺での噴火を想定した場合における各噴火警戒レベルに応じた影響範囲、規制箇所等については、次の通りとする。

大涌谷周辺での噴火を想定した場合の防災対応

噴火警戒 レベル (キーワード)	影響範囲	保全対象施設、特定地域 または居住地域	規制箇所等
5 (避難)	居住地及びそ れより火口側 (想定火口域の中 心から少なくとも 半径 2.1 k m の正 円)		影響範囲内の全範囲
4 (高齢者等 避難)			
3 (入山規制)	火口から居住地 域近くまでの広い 範囲の火口周辺 (想定火口域から 700m程度まで)	・ 姥子、上湯場、下湯場 ・ 箱根早雲郷別荘地	・ 県道（姥子～早雲山）
2 (火口周辺 規制)	火口から少し離 れた所までの火口 周辺（想定火口域）	・ 大涌谷観光施設 売店、レストラン 地蔵堂、駐車場 ・ ロープウェイ大涌谷駅等	・ 大涌谷への県道分岐点 ・ ロープウェイ姥子駅 ・ ロープウェイ早雲山駅 ・ 想定火口域周辺に至る各 登山道の入口
1 (活火山であ ることに留 意)	火口内等 (想定火口域内の 一部地域)	・ 大涌谷自然研究路 ・ 玉子茶屋 ・ 蒸気井施設等	- 状況に応じて ・ 研究路ゲート ・ 想定火口域内の登山道

- ① 気象庁が発表する噴火警戒レベルと連動し、交通規制・登山規制等（以下「交通規制等」とする。）の防災対応を執る場合、各レベルにおいてあらかじめ確認されている影響範囲を踏まえ、神奈川県、警察、道路管理者、消防機関及び施設管理者等の協力を得て、観光客、登山者、地域住民等に対する交通規制等を実施する。なお、特に必要があると認めるときは、関係市町村長は、災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立ち入り制限や立ち入り禁止を行う。
- ② 市町村及び神奈川県、警察、道路管理者、消防機関及び施設関係者等は、交通規制等を行う場合、規制区域内に観光客、登山者、地域住民等が立ち入らないよう誘導を実施すると共に、規制区域内に観光客、登山者、地域住民等が取り残されていないか等を確認する。なお、各関係機関は、あらかじめ交通規制等や規制に伴う誘導等の責任者を定めておき、交通規制等や規制に伴う観光客、登山者、地域住民等の避難誘導を円滑に実施できるように努める。

6. 消防活動

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第8節「消防活動」を準用する。

なお、被害状況に応じ消防相互協定応援協定等に基づき、他市町村に消火活動の応援要請を行い、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

7. 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(1) 交通の確保

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第12節「重要道路の緊急確保」を準用する。

(2) 緊急輸送活動

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第15節「緊急輸送体制の確立」を準用する。

8. 被災者等への広報

町は被災者のニーズを十分把握し、火山災害の状況に関する情報、安否情報、避難に関する情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を防災行政無線、広報紙、ホームページ等のほか、報道機関等の協力を得て、適切に提供するよう努める。なお、その際、外国人等に配慮した伝達に努める。

第2章 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等による林野火災に対する対策について、必要な事項を定める。

第1節 災害予防計画

1. 情報の収集・連絡体制等の整備

災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

2. 救助・救急活動用資機材の整備

救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助資機材の整備に努める。

3. 消防活動体制の整備

(1) 消防施設等の整備

消防本部・消防団・自主防災組織等の関係強化を図り、消防水槽等の消防水利の確保及び消防体制の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備強化を図る。

(2) 消火活動拠点等の整備

ヘリコプターによる情報収集及び消火活動が円滑に行われるよう活動拠点の整備と資機材の整備に努める。

4. 医療救護用医薬品等の備蓄

救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5. 避難誘導體制等の整備

避難場所・避難路を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、高齢者、障がい者等を誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

6. 広域応援体制の充実

林野火災が隣接市町、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町と協議して、林野火災発生時の広域応援体制の整備を図る。

7. 林野火災訓練の実施

県と共同し、関係機関、地域住民、林業関係者等の参加のもと林野火災訓練を実施する。

第2節 災害応急対策計画

1. 活動体制の確立

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第2節「初動活動体制の確立」及び第3節「動員配備」を準用する。

2. 災害情報の収集・連絡

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第4節「初動対応期の情報管理」及び同編第2.2章「救援期」第2節「救援期の情報管理」を準用する。

3. 消防活動

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第8節「消防活動」を準用する。

なお、被害状況に応じ消防相互応援協定等に基づき、他市町村に消火活動の応援要請、火災偵察及び空中消火のためにヘリコプターの出動要請を行う。

4. 自衛隊の派遣要請及び応援要請

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第10節「自衛隊の派遣要請」及び第11節「広域応援体制」を準用する。

5. 救助・救護活動

(1) 救出救助活動

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第7節「救出活動」を準用する。

(2) 医療救護活動

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第13節「医療救護」を準用する。

6. 避難活動

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第9節「避難の勧告・指示、避難所の開設等」を準用する。

7. 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(1) 交通の確保

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第12節「重要道路の緊急確保」を準用する。

(2) 緊急輸送活動

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第15節「緊急輸送体制の確立」を準用する。

8. 被災者等への広報

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第6節「初動対応期の広報」及び同編第2.2章「救援期」第3節「救援期の広報」を準用する。

9. 二次災害の防止

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて、十分留意して二次災害の防止に努める

第3章 その他の災害に共通する対策

第1節 災害予防計画

1. 情報の収集・連絡体制等の整備

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第14節「情報管理体制の整備」及び第15節「情報通信手段等の整備」を準用する。

2. 救出・救護体制の整備

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第17節「救出体制の整備」及び第21節「医療救護体制の整備」を準用する。

3. 消防活動体制の整備

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第18節「消防活動体制の整備」を準用する。

4. 避難誘導体制等の整備

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第19節「避難活動体制の整備」を準用する。

第2節 災害応急対策計画

1. 警報発表に伴う事前配備

第3編「風水害対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「警戒避難活動期」第2節「警戒避難体制の確立及び重要事項の決定」及び第3節「動員配備」を準用する。

2. 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第4節「初動対応期の情報管理」及び第5節「情報通信体制の確立」を準用する。

3. 活動体制の確立

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第2節「初動活動体制の確立」及び第3節「動員配備」を準用する。

4. 自衛隊の派遣要請及び応援要請

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第10節「自衛隊の派遣要請」及び第11節「広域応援体制」を準用する。

5. 救助・救護活動

(1) 救出救助活動

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第7節「救出活動」を準用する。

(2) 医療救護活動

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第13節「医療救護」を準用する。

6. 消防活動

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第8節「消防活動」を準用する。

なお、被害状況に応じ消防相互協定応援協定等に基づき、他市町村に消火活動の応援要請、火災偵察及び空中消火のためにヘリコプターの出動要請を行う。

7. 避難活動

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第9節「避難の勧告・指示、避難所の開設等」を準用する。

8. 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(1) 交通の確保

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第12節「重要道路の緊急確保」を準用する。

(2) 緊急輸送活動

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第15節「緊急輸送体制の確立」を準用する。

9. 飲料水、食糧、生活必需物資等の調達・供給活動

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第16節「応急給水体制の確立」、第17節「緊急食糧供給体制の確立」、第18節「緊急生活物資供給体制の確立」を準用する。

10. 防疫、保健衛生、遺体の処理

(1) 防疫及び保健衛生

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第10節「防疫及び保健衛生」を準用する。

(2) 遺体の処理

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第14節「行方不明者・遺体の搜索、収容、処理、埋葬」を準用する。

11. 社会秩序の維持、物価の安定等

(1) 社会秩序の維持

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第16節「災害警備」を準用する。

(2) 物価の安定、物資の安定供給

生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

12. 被災者等への広報

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第6節「初動対応期の広報」及び同編第2.2章「救援期」第3節「救援期の広報」を準用する。

13. 自発的支援の受入れ

(1) ボランティアの受入れ

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第6節「ボランティアとの連携、賃金職員等の雇用等」を準用する。

(2) 義援物資、義援金の受入れ

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.2章「救援期」第15節「義援金品の受付、配分」を準用する。

第4章 消防計画

本町の消防体制は、平成13年3月に中央部の宮ノ下467番地の1にあらたに消防本部庁舎を建設して移転するなど年々拡充、強化を図っているが、なお、火災予防を図るため、おおむね次の対策を講じる。

なお、本計画については、町消防計画に基づくものである。

第1節 消防予防計画

1. 消防職員、団員の教養訓練

町は、消防の強化、拡充にあわせて消防職員又は団員の教養訓練（県消防学校等への入校、操法訓練等）の実施に努めるものとする。

2. 消防力の整備・強化

(1) 公設消防力の拡充・強化

町は、次により消防力の拡充・強化に努めるものとする。

① 消防組織の拡充・強化

町は消防庁の示す「消防力の整備指針」に適合するよう消防組織の強化に努めるものとする。

⇒ 資料編資料－44「消防力等の現況」

② 消防施設等の整備・強化

町は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の整備につき、計画的な強化を図るものとする。

⇒ 資料編資料－44「消防力等の現況」

(2) 自衛消防力の整備・強化

大規模施設等が組織する既存の民間自衛消防隊の育成指導に努め、更にこれの拡充・強化を図るものとする。

3. 火災予防対策に関する指導

(1) 町は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運営を図り、建築面からの火災予防を十分に図るものとする。

(2) 予防消防の徹底

① 防火管理者の育成・指導

学校、病院、事業場等消防法第8条に規定する防火対象物には、必ず防火管理者の選任を期し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防設備等の整備、点検及び火気の使用等について十分指導するものとする。

② 予防査察の強化指導

消防法第4条に規定する予防査察については、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に区域内の防火対象物の状況を把握し、火災発生の危険箇所の発見に努め、これを補完させるよう指導するものとする。

③ 危険物施設等の保安監督の指導

消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者について、それらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し、指導の強化を図るとともに、これら施設等について必要の都度消防法第16条の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

⇒ 資料編資料－42「地域別危険物貯蔵・取扱所数」

4. 森林火災予防対策

森林火災の多くが入山者のたきび、たばこ、マッチ等の不始末が原因となっていることから、出火防止の啓発、広報を図るとともに、公有林野等については、巡視員の強化や標識板の設置、防火線の適切な管理等を関係機関に要望し、さらにハイキングコース沿線の注意標識板の配置の計画、或いは林野地への火入れについては、特にその許可に際し防火施設又は設備に対する表示事項の厳守を図るものとする。

第2節 消防応急対策計画

消防は、町消防計画に基づき特に火災、風水害、地震等の災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、保有消防力の全機能をあげて目的達成の責を負っている。したがって、災害対策本部の指示に基づいて被害地域内に必要な消防力を動員するものとする。

1. 消防警備の内容

- (1) 災害の防御及び鎮圧
- (2) 避難の誘導
- (3) 負傷者の救出及び搬送
- (4) 被災者の救護
- (5) 被害の調査

2. 組織

災害の発生を認知した時から危険が解除されるまでの消防部の組織は図 1 の通りとする。

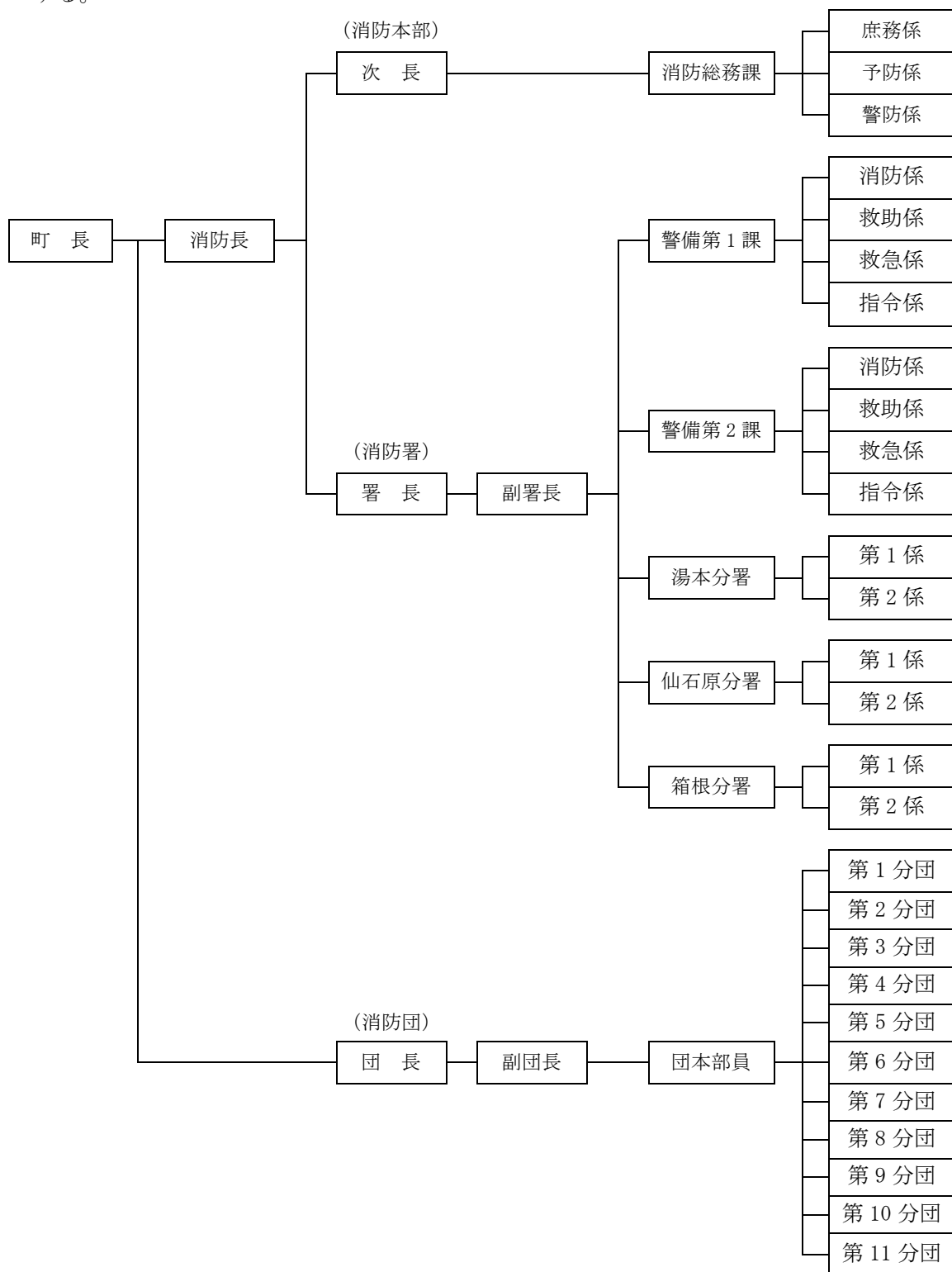


図1 消防部の組織図

3. 火災気象通報、火災警報

次のような気象状況で、火災予防上、危険であると認めるときは、町（消防本部）は消防法に基づき火災警報を発令するとともに、住民等に防災行政無線等により通報することとする。

ア．実効湿度が 55%以下であり、最低湿度が 35%以下になったとき。

イ．平均風速 15 メートル以上の風が、1 時間以上引続き吹く見込みのとき。

4. 消防職員及び消防団員の招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防職員及び消防団員の非常招集を実施する。職員の招集は消防長があらかじめ定めた職員名簿に基づく電話等により伝達する。また消防団員については、消防長が団長に招集を連絡し、団長から副団長、各分団長を通じて団員に伝達する。

職員及び団員は、招集がなくとも災害が発生又はそのおそれがあることを認知したら直ちに出勤しなければならない。

5. 人員報告

署長及び団長は、非常招集発令から解除まで随時招集人員を消防長に連絡するものとする。

6. 災害地への動員

消防長は、災害対策本部長（町長）から災害発生のため消防部隊の出動の指令を受けた時は、直ちに署長及び消防団長に職員及び団員を被害の規模に応じて動員するよう指示する。

7. 通信連絡方法

消防部内の連絡は、消防本部管理下にある有線及び無線施設を使用して実施する。

8. 災害信号

火災信号等の災害信号については、資料編資料－41「災害信号」のとおりとする。